

ないところである。すると「御振舞書」の『夜半ニ及、頸ヲ切ガタメニ』とは、『十三日丑時』以前の、内々の處分の方を書かれたもので、「土木殿御返事」の方は、外には遠流と聞えし方を書かれ、『十三日丑時ニカマクラライデ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ』と、丑時になつてから事實佐渡遠流となつた、といふことを認められたのである。それゆゑに「開目抄」にも、『日蓮トイヒシ者ハ、去年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラヌ』と、子の下尅から丑の上尅の間とおぼしき時に、頸の座にのぞまれたことが書かれ、また「妙法比丘尼御返事」には、

外ニハ遠流ト聞ヘシカドモ、内ニハ頸ヲ切ベントテ、鎌倉龍口ト申處ニ、九月十二日ノ丑時ニ頸ノ座ニ引スヘラレテ候キ。(類遺一五九三) (縮遺一七七九)

とある。そこで頸を切り得なかつたから、「土木殿御返事」の如く、『丑時カマクラライデ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ』といふことになつた。こゝの『鎌倉』とは、鎌倉の市街ではない。上の「妙法尼書」に『鎌倉龍口ト申處』と書かれ、『中興入道消息』に『相州鎌倉龍口ト申處』とあるが如く、『龍口』を『鎌倉』の内とし、『丑時』にその鎌倉即ち龍口を出られたことを書かれたものである。丑時は午前二時から四時までだから、丑の下尅(四時頃)は『サテ夜モ明シカバ』と『御振舞書』にある如く、陰曆九月中旬でも、海邊では最早明るくなるのである。その時に龍口を出て、佐渡の國の地頭たり守護代たり、武藏守宣時の家人たる本間六郎左衛門尉の依智の邸へ行かれたのだから、『丑時カマクラライデ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ』と書かれたもので、かくの如く解すれば、「御振舞書」と「土木殿御返事」のみでなく、諸御書とも、何等の矛盾もなく、事實が明瞭になつて來るのである。

(ハ)龍口は鎌倉なりや否や

そこで或はかういふ批難が起らうも知れぬ。「新編鎌倉志」を見ると、

案ズルニ「東鑑」ニ、陰陽權助國道云、所謂、四境トハ、東ハ六浦、南ハ小坪、西ハ稻村、北ハ山内トアリ。然レバ此内ヲ鎌倉ト云ベシ。

とあつて、稻村ヶ崎から西は、最早鎌倉でないことになつてゐる。「鎌倉攬勝考」にも同じく四至を同様に取扱つてゐる。するとこゝに龍口を鎌倉の中に入れるといふのは、「東鑑」にも違つたことではないかと。だが、それは一を知つて二を知らぬものである。「東鑑」卷三十、文曆二年十二月廿日の條に、

黄昏ニ及ンデ四角四境祭ヲ行ハル。御所、良角(陰陽大允晴茂)。巽角(圖書助晴秀)。坤角(右京權亮經昌)。乾角(雅樂助清貞)。小袋坂(雅樂大夫泰房)。小壺(近江大夫親貞)。六浦(陰陽少允以平)。固瀬河(縫殿助文方)。

とある。四角は、御所ノ良角、巽角、坤角、乾角で、四境は、小袋坂・小壺・六浦・固瀬河である。國道のは「北は山内」とあるが、こゝには『小袋坂』とある。小袋坂は山内との境にある。また西の境は稻村ヶ崎ではなく、固瀬河である。すると龍口は固瀬河より東だから、鎌倉の内であり、『丑時カマクラライデ』、『相州鎌倉龍口ト申處』とあつて、少しもさしつかへないことになる。「鎌倉志」の所引は國道の意見だが、此の文曆の四境祭は、將軍の不例に就きて祈りのお祭りをしたのだから、意見といふやうなものではない。神に對する祭は眞劍だから、當時實際の境界とせられてゐたところを取つたことはいふまでもないことであらう。

かくの如く解して見ると、「土木殿御返事」は、『外ニハ遠流ト聞エシカドモ、内ニハ頸ヲ切ト定リヌ』といふことを知る富木殿始め御弟子檀那が、いかなる成行になつたであらうかと心配してゐると、依智に御無事にお着になつ

たと聞き、ヤレ／＼と安心したが、なほ種々悲歎の旨を書いてさしあげた状への御返事で、『此十二日酉時御勘氣、十三日(子時マデヤウ／＼ノ事ドモアリ)丑時ニ鎌倉(龍口ノ刑場)ヲ出デ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ……今四日ハ(此ノ處ニ)アルベゲニ候』と経過を畧報して、

御歎ハサル事ニ候ヘドモ、コレニハ(自分ハ)一定ト本ヨリゴシテ候ヘバナゲカズ候。イマ、デ頸ノ切レヌコソ本意ナク候へ。(類遺四四九) (縮遺六八九)

と寧ろ頸の切れざりしことを本意なしとせられた。これはすでに彼の文永六年の「金吾殿御返事」に、『コレホドノ僻事申テ候ヘバ、流死ノ二罪ノ内一定ト存シガ』とも、『法華經ノユヘニ流罪ニ及ヌ。今死罪ニ行レヌコソ本意ナラズ候へ。アワレサル事ノ出来シ候ヘカシトコソハゲミ候テ、方々へ強言ヲカキテ擧ヲキ候ナリ』ともいはれてゐると趣意貫通してゐる。かくて八年十月五日の「轉重輕受法門」には、『今日蓮法花經一部ヨミテ候』といふ不惜身命の勝利の法悦に入られたのである。

以上、「土木殿御返事」における『酉時御勘氣』と、『十三日丑時カマクラヲイデ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ』の二件を明かにした。つぎに『武藏守殿御アヅカリニテ』の意味と、『今四日ハアルベゲニ候』の事實とについて考察する。

(4) 武藏守殿御アヅカリの意味はいかん

『武藏守殿御アヅカリ』の御文については「史微墨寶考證」は『十二日武藏守ニ預ケラレ、翌十三日夜丑時マデ其邸ニ在リ』として、人を預ることとせられたのに對し、田中先生は「龍口法難論」で、それは單に預ることではなく、

北條氏時代には、重罪者に對しては、『預』と『使』とを立てたもので、聖人の斷獄には、『預、武藏守。使、平左衛門尉』といふ組織で、預は引付衆以上の人物を用ひ、謀叛人などに對しては一門の人をそれに擧げたものとせられてゐる。これは「北條九代記」の嘉元三年五月二日、侍所別當北條宗方に同心して、連署北條時村を襲殺せし討手十二人の首を刎ねし時の記事の如きは、立派な例である。即ち

和田七郎茂明但茂明 逐電

工藤中務丞有清

(一) 預 三浦介入道

(二) 預 遠江入道

使 工藤右衛門入道

使 諏訪三郎左衛門尉

豐後五郎左衛門尉光家

海老名左衛門次郎秀綱

(三) 預 陸奥守

(四) 預 足利讚岐入道

使 大藏五郎兵衛入道

使 武田七郎五郎

白井小次郎胤資

五大院九郎高頼

(五) 預 尾張左近大夫將監

(六) 預 宇都宮下野守

使 長崎次郎兵衛尉

使 廣澤彈正丞

赤土左衛門四郎長忠

井原四郎左衛門尉盛明

(七) 預 相模守

(八) 預 掃部頭入道

使 佐野左衛門入道

使 粟飯原左衛門尉

比留新左衛門尉宗廣

(九) 預 陸 奥 守
使 武田 三郎

岩田四郎左衛門尉宗家

(十) 預 相 模 守
使 南條 中務丞

甘糟左衛門太郎忠員

(十一) 預 兵 部 大 輔
使 工藤 左近將監

土岐孫太郎入道鏡圓

(十二) 預 武 藏 守
使 伊 具 入 道

と書かれてゐるのなどに依られたものであらう。これは頸を刎ねるについて「預」と「使」とが定められてゐる。「使」とは討手又は逮捕使であることは、「使ニ遇フ人之多シ」(東鑑評定傳)などある文章で推定すべく、「預」は「召預ケラル」(東鑑評定傳)などあつて、その身を預ることであると共に、また其の事についての主監者たることにも用ひられたやうである。

聖人の遺文にも、「預」の語はまたこの兩様を兼ねて用ひられ、「使」といふ語も用ひられてゐる。即ち「一谷入道御書」に「佐渡ノ島ヲ知行スル武藏前司預リテ」などは、「召預ケラル」と同様のやうであるが、主監者の意味も含まれてゐる。であればこそ「私の御教書」をも下すことが出来たのである。また「御振舞書」の「武藏守殿ノアヅカリニテ、夜半ニ及デ頸ヲ切ランガタメニ」などは、主として主監者の意味であるやうだ。また「使」の語は、「妙法比丘尼御返事」に、「イカマシテ候ヒケン、月ノ如クニオハセシ物、江ノ島ヨリ飛出デ、使ノ頸ニカ、リ候シカバ、使オソレテキラズ。トカウセシ程ニ、子細ドモアマタアリテ、其夜ノ頸ハノガレヌ」とあるのは、死刑執行の長官で

あるらしく、「御振舞書」の「平、左衛門尉ヲ大將トシテ」とは、逮捕者としての「使」である。

しかしながら聖人を取調べたものは、主として平、左衛門尉であつたらしいから、頼綱は最初は侍所司として、謀叛人同様に聖人を取扱つて檢斷せんとしたが、正しく適當の刑を宛つべき罪跡がなかつたから、「式目」第十二條惡口の罪の再犯として佐渡國に遠流と定め、幸ひ佐渡は良觀の信者たる武藏守宣時の所領であるから、酉時に至つて武藏守殿御預として流罪の宣告を與へ、夜半に頸を刎ぬべしとは、頼綱と宣時との密契が出来てゐたものであらう。この點はなほ研究の餘地を存して置くべきものと考へる。

つぎには「土木殿御返事」に、九月十五日に「今四五日ハアルベゲニ候」とあるのが、更にまた二十日以上も延期して、十月十日になつてやうやく依智を立出して、佐渡流罪への旅に立たれたのはどういふわけか。流罪であればズン／＼佐渡へやつてしまへばよいものを、四五日くらゐが二十餘日ものびてゐるのは、何等かのことがその間にあつたとおもはねばならぬ。こゝにも「御振舞書」の眞書としての價値があると、吾等はおもふのである。

(5) 龍口法難の本幹的事實は眞蹟存在によつて明瞭なり

吾等は以上において、「土木殿御返事」を中心とし、これに「神國王書」と「撰時抄」と、「眞言諸宗違目」との四種の眞蹟存在の御書によつて、左の事實を確定し得た。

- (一) 九月十二日、聖人を松葉谷から「召シ出シ」たる時、菴室を毀ち佛像經卷を散亂せしめ、剩へ糞泥に踏み入れ、聖人を法華經の第五の卷をもつて、散々に打擲せしこと(神國王書・撰時抄)
- (二) 而して日中に小路をわたす事、朝敵の如くせしこと(神國王書)

(三) 國を救はんとする大忠のものを、かゝる狼藉暴狀を極めしが故に、「大集經」の文に任せ、「日蓮は日本國の棟梁なり、予を失はゞ自界叛逆、他國侵逼の二難忽ちに起るべし」と大喝破せられた時は申時なりしこと(撰時抄)

(四) その後、酉時になりて、武藏守殿の預りにて佐渡國へ流罪とありて、而かも子丑の時に龍口の頸の座に引据ゑられしも、虎口を脱れて、丑時に龍口を出で、いよいよ佐渡國へ流さるべく、依智へ行きつかれしこと(土木殿御返事・眞言諸宗違目)

これだけの事實が明かになつて見ると、龍口法難の事實は、その大半が明かになつたものとしてよいくらゐであらう。

(6) 申時召捕聖人錯覺の珍謬説

因みにこゝで少しいつて置くが、嘗て日蓮門下の學園の某教授が、「土木殿御返事」の「酉時御勘氣」とは、松葉ヶ谷召捕の時、此の時「あら面白や平左衛門尉、但今日本國の柱を倒す」と叫ばれたことは、「御振舞書」の如くであるが、「撰時抄」では、その御叫びを「申時」とある。兩書時刻の相違は、畢竟するに「土木殿御返事」は、事件以後二日で、いかに英豪の聖者たる聖祖も、なほいまだ心氣穩かならず、「申時」を「酉時」と錯誤せられたもので、「撰時抄」は、身延に入り靜かに往事を追懷し、正確な時刻をお記しになり、「申時」と改められたのである。「申時」なれば、午後四時乃至六時であるから薄暮で、「日中に小路を渡し」といふ文とも矛盾せず解釋できると、「日本」新聞で公表した。これを見た吾等の會下の人は痛く憤慨して、陰曆九月十二日の「酉時」即ち午後六時乃至八時は、日没後一時間乃至三時間で、鎌倉の如き山で圍まれた所では既に夜中である。「申時」は日没前後の二時間で、まだ晝間及び薄暮である。日蓮聖人が晝間及び薄暮の「申時」の出來事をば、「酉時」即ち夜間なりしと錯誤せられたといふの

は、聖人を盲目以上の失神者としたもので、盲者でも晝間乃至薄暮と夜間とを錯誤することはない、との質問をしたが答がなかつたことがある。聖人をかやうな盲者以上に扱ふ如き事を新聞に公開しても、更に取締らず責任をも感じないといふのは、あまりにも聖人に對する敬虔心を喪つたものではないかとおもふ。さういふことでは、正しい學問の存在するわけもなく、學生の信念など養ふことは決して出來る筈がない。

この某教授などは、「撰時抄」を拜しながら、その聖文が解釋出來てゐないのである。前顯の如く三度の功名の第二の御喝破は、九月十二日の申時であるが、その次下に、『第二ノ文永八年九月十二日ノ御勘氣ノ時ハ、イカニトシテ我ヲソンゼバ、自他ノイクサヲコルベシトシリ給ヤ』との設問の御答へに、「大集經」を出された後、『召シ出シテ、法華經ノ第五ノ卷ヲ懷中セルヲ、トリイダシテサン／＼トサイナミ、結句ハ小路ヲ、ワタシナンドセシカバ、申タリシナリ』とあつて、この御喝破は小路を渡した後で、松葉ヶ谷のことではない。「御振舞書」のは、たゞ「アラ面白や、平左衛門尉ガモノニクルウヲ見ヨトノバラ、但今ゾ日本國ノ柱ヲタラス」とだけで、自他叛逼のことなどはいはれてゐず、全然「撰時抄」の第二諫とは、別な事だといふことが判つてゐない。また「酉時御勘氣」を召捕とのみ解するから、聖人を盲者以上の不具者にしてしまはねばならなくなる。聖人の遺文、解し易きが如くで、解すること斯の如く容易でない。一知半解にして得々たる、これ宗學の萎靡不振の最大最重の原因なのであつて、かくの如きは書くも無用の事のやうだが、御遺文に對して輕率なる念慮を抱きつゝある、不解謗法者輩を誡むる爲めに一言するのである。

以上、眞蹟存在の四種の遺文によつて、九月十二日の大體の經過を知ることが出來た。以下は、ひろく諸御書について、松葉ヶ谷召出しの狼藉・小路渡し・糺問・御勘氣・途中・龍口・依智の各項について、考察を下して見ようとおも

(二) 信すべき遺文全體に依りて知り得べき事實

(1) 松葉ヶ谷召し出しの場合における狼藉

「神國王書」に依ると、九月十二日の召し出しの時、小菴ニハ釋尊ヲ本尊トシ、一切經ヲ安置シタリシ其ノ室ヲ、勿コボチテ、佛像經卷ヲ諸人ニフマヌルノミナラズ糞泥ニフミ入レ、日蓮ガ懷中ニ法華經ヲ入マイラセテ候シテ、トリイダシテ、頸ヲサン／＼ニ打サイナミとある。狼藉は聖人を打擲したのと、御菴室を破毀し、佛像經卷を辱しめた等のことである。

(イ) 少輔房の法華經第五卷をもつての打擲

この狼藉の中、打擲のことは、「妙密上人御消息」にも
法華經ノ第五卷ヲモテ、日蓮方面ヲ數箇度打タリシハ、日蓮ハ何トモ思ハズ、ウレンクゾ侍リシ。不輕品ノ如ク身ヲ責メ、勸持品ノ如ク身ニ當テ貴シ貴シ。(類遺一五三七) (縮遺一四三二)

とその時の聖人の心中の安心を書かれてゐるが、打つた人間が誰だとはない。然るに「上野殿御返事」には
日蓮ハ刀杖ノ二字トモニアヒヌ。剩ヘ刀ノ難ハ前ニ申ガゴトク、東條ノ松原ト龍口ナリ。(法華經ノ御故ニハ)一度モアウ人ナキナリ、日蓮ハ二度アヒヌ。杖ノ難ニハ、スデニセウバウニ、ツラヲウタレシカドモ、第五卷ヲモテウツ。ウツ杖モ第五卷、ウタルベシト云經文モ五卷、不思議ナル未來記ノ經文也。サレバ、セウバウニ日蓮、數十人ノ中ニシテウタ

レシ時ノ心中ニハ、法華經ノ故トハヲモヘドモ、イマダ凡夫ナレバ、ウタテカリケル間、ツエヲモウバヒ、チカラアルナラバフミヲリスツベキコトゾカシ。然レドモ、ツエハ法華經ノ五卷ニテマシマス。イマヲモヒイデタル事アリ。子ヲ思フ故ニヤ、ヲヤ、ツギノ木ノ弓ヲモテ、學文セザリシ子ニヲシヘタリ。然間此子、ウタテカリシハ父、ニクカリシハツギノ木ノ弓。サレドモ終ニハ修學増進シテ、自身得脱ヲキワメ、又人ヲ利益スル身トナリ、立還テ見レバ、ツギノ木ヲモテ我ヲウチシ故也。此子、ソトバニ此木ヲツクリ、父ノ供養ノタメニタテ、ケムト見ヘタリ。日蓮モ又カクノ如クアルベキ歟。日蓮、佛果ヲエムニ、争カセウバウガ恩ヲスツベキヤ。何イカニハシヤ況法華經ノ御恩ノ杖ヲヤ。カクノ如ク思ヒツツケ候ヘバ、感涙ヲサヘガタシ。(類遺一六〇二) (縮遺一八四二)

と打ちし人物と、その時に數十人そばに居た事が記されてゐる。「妙密」「上野」の兩書は、聖人自身に約して、打擲せられしことの、經文色讀を悦ばれし内證を披瀝せられ、「神國王」「撰時」の兩抄は、諫國の法華經の行者を打ち辱しめ、佛像經卷を汚泥に委せしめし、國の謗法罪を誠しめらるゝのである。そして以上の四書を結合すると、松葉ヶ谷の召し出しは、少輔房が聖人を打ちし時、數十人が側に居たことが明かである。若しそれこれを「種々御振舞書」に見ると、

去文永八年辛未九月十二日御勘氣ヲカボル、其時ノ御勘氣ノヤウモ常ナラズ、法ニスギテミユ。了行ガ謀叛ヲヲコシ、太夫律師ガ世ヲミダサントセシヲ、メシトラレシニモコエタリ。平、左衛門、尉大將トシテ、數百人ノ兵者ニ、ドウマロキセテエボウシカケシテ、眼ヲイカラシ聲ヲアラウス。大體事ノ心ヲ案ズルニ、太政入道ノ世ヲトリナガラ國ヲヤブラントセシニニタリ。タダ事トモミヘズ。日蓮コレヲ見テヲモウヤウ、日ゴロ月ゴロ、ヲモヒマウケタリツル事ハコ

レナリ。サイワヒナルカナ法華經ノタメニ身ヲステン事ヨ。クサキカウベヲハナタレバ、沙ニ金ヲカヘ石ニ珠ヲアキナヘルガゴトシ。サテ平、左衛門尉ガ一ノ郎従少輔房ト申者、ハシリヨリテ、日蓮ガ懷中セル法華經ノ第五卷ヲ取出シテ、オモテヲ三度サイナミテ、サンムトウチチラス。又九卷ノ法華經ヲ兵者ドモ打チラシテ、アルイハ足ニフミ、アルイハ身ニマトヒ、アルイハイタジキ、タタミ等、家ノ二三間ニチラサヌ所モナシ。日蓮、大音聲ヲ放テ申、アラヲモシロヤ、平、左衛門尉ガモノニクルウヲ見ヨドノバラ。但今日本國ノ柱ヲタラス、トヨバハリシカバ、上下萬人アワテ、見シ。日蓮コソ御勘氣ヲカボレバ、ヲクシテ見ユベカリシニ、サハナクシテ、コレハヒガゴトナリトヤヲモヒケン、兵者ドモノイロコソヘンジテ見ヘシガ。

この「振舞書」に依ると、建長三年十二月廿六日未尅の一點に、佐々木近江太夫判官氏信、武藤左衛門尉景頼が、了行法師等を召捕りし時、弘長元年六月廿二日未尅、諏訪兵衛入道蓮佛、平、左衛門尉盛時等が、龜谷石切坂にて、大夫律師良賢を召捕りし時よりも超えたる有様で、數百人の兵者を引連れて、侍所司平、左衛門尉が自ら大將として召捕にむかつたとある。これは眞蹟存在の「神國王書」にも、『日中ニ小路ヲワタス事、朝敵ノ如シ』とあり、「中興書」にも『謀叛ノ者ニモスギタリトテ』とあつて、謀叛人以上に扱つたとあるのに一致する。また「上野書」には『數十人ノ中ニシテ』とあるが、「御振舞書」に『數百人』とある相違は、數百人は全體をいひ、數十人は菴室亂入現場の人數をいふと見れば、必ずしも矛盾ではない。後に示すごとく、「報恩抄」「光日書」ともに『數百人』とある。また「撰時抄」には、『召シ出テ』とあるのに、これには『御勘氣ヲカボレバ』と、召シ出シ即御勘氣とあるは如何といへば、それは召出しの狼藉によると、『御勘氣』は定であるから、囚中説果して『御勘氣』

と書かれ、「撰時抄」は御勘氣申渡前だから『召シ出テ』と書かれたものと見れば、少しも怪しむべきでなく、『日ゴロ月ゴロ』等の御懷抱も勿論のことであり、經卷を菴室中に踏み散らせたるを見ての、『但今日本國ノ柱ヲ倒ス』との喝破も、聖人の御性格としてあるべきことであり、兵者等の色を變ぜることも、彼等みづからが爲せし狼藉を見ては、僻事ともおもつたであらう。かく解すれば、此の御文に何の疑ふべき所もない。

(ロ) 召し出し狼藉に及びし時刻について

そこで因みに、この狼藉の召し出しの時刻は何時頃であつたらうかと考へると、既に證した如く、召し出しと、小路渡しがあつて後に、糺問の時に、聖人の大教訓大喝破即ち第二の諫言があつた、その時が申時であるから、召し出しは未時以前であらう、少くも未時以後ではない筈である。未時か未時よりもなほ以前かは、小路を渡す遠近に依るのであるが、糺問以前とすると、さう廣く諸方の小路をわたすこともあるまいとおもはれる。そこで吾等は、中山流の本成日實師が、「當家宗旨名目」に書いてゐる傳説の中、その時刻だけを、眞に近いものかとおもふのである。即ち彼書の上卷に、

文永八年九月十二日ノ夜、平、左衛門尉ガ沙汰處ニ召籠メラル。舍人齋藤三郎、未尅ニ聖人ノ御宿處ヘ付イテ、責メ出シ奉ル。其時ノ御供ニハ、大國阿闍梨日朗、腕ヲ抜カレ、籠ニ入レラレ、三位殿、瀧土(王?)、山城、河邊、富木殿、皆刀ヲ取ル。聖人ヲバ平、左衛門尉ノ侍ニ入レ參ラス。又上人南向ニ立セ玉ヒヌル處ニ、伊和瀬入道、大輔房、磯三郎等ノ三人、御衣ノ袖ヲカツバト引ク時、聖人ノ仰セラル、様ハ大音ニテ云ク、我ハ是日本國ノ柱也。相模守、平、左衛門尉、身ヲ亡スベキ故ニ、日本國ノ柱ヲタラス、只今百日ノ内ニ、自界叛逆難、

他國侵逼難起ルベシ云。御弟子六人、忽チニ召籠ラレ、皆人ノ預リニ成玉フ。

とあるものである。この傳説は、眞蹟存在の「神國王書」の菴室の狼藉もなく、少輔房の打擲もなく、朝敵の如く小路をわたしたといふこともない。また第二諫のところも「報恩抄」等の「數百人ノ中」とあるにちがつてゐる。だが、三位房が捕へられたことは「賴基陳狀」と一致する。また平左衛門尉の沙汰處は、即ち侍所であるから、謀叛人扱ひとしての糺問にかなふ。それから未尅の召捕は、了行・大夫律師の例とも同一で、且つそれから小路をわたして侍所での答辯の大喝破が、恰も申時頃になるから、これを事實に近いとおもふのである。

或はこれに對し、「宗旨名目」の如く、齋藤三郎といふ一人の舍人が來て召出し、日朗師はじめ六人が隨行し、平左衛門尉の沙汰處で、伊和瀬入道・大輔房・磯三郎の三人から衣の袖を引かれ給ふた時に、自界叛逆・他國侵逼等の叫びがあつたといふ方が、事實らしい、どうも一人の僧侶を捕へるに、數十人數百人の兵者など、そんな事はあり得ないことだといふ人があるかも知れない。しかしそれならば「神國王書」の眞蹟や、「撰時抄」の眞蹟を否定せねばならぬし、且つ起因において概觀したやうに、聖人の寺を焼き僧を切れ、故最明寺殿・極樂寺殿地獄に墮ちたまへり、國の謗法を禁しめざれば、自界叛逆他國侵逼の兩難起るべしと、多年の強言を結論したやうな大折伏とは相應しない。諸遺文の「數百人」が假りに「數十人」としても、「神國王書」・「撰時抄」・「報恩抄」等の如くであつて、始めて首尾一貫するのである。要するに「宗旨名目」の傳説で採るべきは、未時といふこと、三位房が日朗師と共に、同じく罪せられんとしたこと、拘禁糺問を受けられた所は、侍所としての平左衛門尉の沙汰處であつたことの三點のみとするのが至當である。これ眞蹟存在の遺文にかなふからで、傳説を以つて眞蹟存

在の遺文、またはそれに準すべき遺文を動かすことは、學術的に肯定せらるべきことでない。

(2) 朝敵の如く日中に小路をわたしたる極刑的取扱

『日中ニ小路ヲワタスコト朝敵ノゴトク』とは、たゞ「神國王書」にあるのみではあるが、これは眞蹟存在といふ點について、證據として優勢である。また「撰時抄」にも『小路ヲワタシナンドセシカバ』とあつて、日中に小路をわたしたことが裏書されてゐる。

彼の頃の一般的風潮は、非常に恥辱を忌んだ。罪人扱ひとして人々の中を引渡されるといふことは、常人の深く嫌ふところである。かの和田義盛が、いよ／＼北條討伐の志を決したのは、一族九十八人の勳功に代へて、荏柄平太の赦免を請ふた時、金窪行親の手から山城判官行村の手へ、平太胤長を縛めのみ、引渡したのに因したと、「東鑑」は記してゐる。聖人の「諫曉八幡抄」にも、「國主ノハカラヒトシテ、八幡大菩薩ノ御前ニ、ヒキハラセテ、一國ノ謗法ノ者ドモニ、ワラワセ給シハ、アニ八幡大菩薩ノ大科ニアラズヤ」と、諸人の前を、引張り渡せしことを難ぜられてゐる。

それでは、朝敵の如く日中に小路を渡したのは、どれからどれまでの區間のことかと考へると、私見に依れば、おそらくは、名越松葉ヶ谷の聖人の御庵室から、侍所までではないかとおもふ。まだいよ／＼罪科が何であるかを決すべき、糺問以前でありとすれば、諸所を引まはすことはないだらう、とおもはれるからである。

そしてこの日中に小路を渡したことを以つて、特に『朝敵ノゴトク』といはれたのを見ると、單なる小人數で引致といふやうな形でなく、もの／＼しい多人數の警固の中に渡したものと推測せられる。この點からも、前の

「宗旨名目」は信じがたく、諸の御遺文の方が信ぜられるのである。

(3) 平左衛門尉が侍所における糺問と聖人の論破喝破と豫言

「撰時抄」に、申時に平左衛門尉に向つて喝破せられた第二諫は、その他の御書にも、しばしば記されてゐる。

(イ) 喝破と豫言とその態度

すなはちその翌文永九年の「佐渡御書」に、

日蓮ハ此ノ關東ノ御一門ノ棟梁也、日月也、龜鏡也、眼目也。日蓮捨テ去ル時ハ、七難必ズ起ルベシト、去年九月十二日、御勘氣ヲ蒙リシノ時、大音聲ヲ放チテ、ヨバハリシ事コレナルベシ。纔ニ六十日乃至百五十日ニ、此ノ事起ル歟。(類遺四六三 縮遺八二九)

『纔ニ六十日乃至百五十日』とあるは、「光日房御書」(類遺一〇八九)に、『九月十二日ニ御勘氣、十一月ニ謀叛ノ

モノイデキタリ。カヘル年ノ二月十一日ニ、日本國ノカタメタルベキ大將ドモ、ヨシナク打チコロサレヌ。天ノ

セメトイウ事アラハナリ』とある、それで、二月十一日のは、鎌倉では、評定衆一番引付頭名越尾張入道見西

と、評定衆遠江守教時が殺された事だが、十一月の謀叛の者は、何等の他の材料が見えてゐない。九月から十一

月までは六十日、翌年二月までは百五十日である。また眞蹟存在の「兄弟抄」に、

例セバ、日蓮ガ平左衛門尉ガモトニテ、ウチフルマイイキシガゴトク、スコシモラヅル心ナカレ。ワダガ子トナリシモノ、ワカサノカミガ子トナリシモノ、將門貞當ガ郎從等トナリシ者、佛ニナル道ニハアラネドモ、ハヂヲヲモヘバ、命ヲシヌ習ナリ。ナニトナクトモ一度ノ死ハ一定ナリ。イロバシアシクテ、人ニワラハレサセ給ナヨ。(類遺九二〇 縮遺一一三六)

池上兄弟が、父の信仰に背いて、父母主君一切衆生の爲めとて、日蓮聖人の教を信じたるを、父はじめ種々の迫害の迫り来るに際して、死をも覺悟して、信仰を貫けとの御教訓である。その例として、聖人が平左衛門尉の許で、憚るところなく言はれた時の如くせよと命ぜらるるとともに、和田義盛・三浦泰村等の子弟や、將門貞任の郎從等の如きも、佛になる道でない許りでなく、謀叛人とせられても、恥を知つて潔よく命を捨つることを厭はぬ。況してこれは諸佛の魂魄、一切經の骨髓たる法華經の御爲めなり、一度の死は一定なれば、正しきことは、憚るところなく之を言ひ放てよとの教訓である。したがつて聖人が、平左衛門尉の許にての糺問に對する答辯は、やがて國家諫曉としての、命をかけての強言であつたことが知り得られる。また「光日房書」に

(ロ) 時頼重時墮獄、燒寺讖僧の警破と良觀祈雨の論破

故最明寺極樂寺ノ兩入道殿ヲ、無間地獄ニ墮給タリト申ホドノ大禍アル身ナリ。此等程ノ大事ヲ、上下萬人ニ申ツケラレヌル上ハ、設ヒソラゴトナリトモ、此世ニハウカビガタシ。イカニイワウヤ、コレハミナ朝夕ニ申、晝夜ニ談ゼシウヘ、平左衛門尉等ノ、數百人ノ奉行人ニ申キカセ、イカニトガニ行ル、トモ申ヤムマジキヨシ、シタタカニイキキカセヌ。(類遺一〇八九 縮遺一四一六)

この最明寺・極樂寺の兩入道墮獄のことは、九月十日の時も訊問を受けられたやうであるが、こゝに「數百人ノ奉行人」とあるのは、次ぎの「報恩抄」に、『數百人』とあるのと一致するから、この「光日書」も、十日をも合められてあるが、正しくは、十二日のことを仰せられたものとおもはれる。即ち「報恩抄」に、

去ル文永八年九月十二日、平左衛門尉並數百人向云、日蓮ハ日本國ノハシラナリ。日蓮失ホドナラバ、日本國ノハシ

ラヲオスニナリヌ等云。

とある。この數百人は、「御振舞書」の召捕の時の人數で、この叫びは佛像經卷を狼藉せし時の叫びのやうであるが、「光日房書」と、「兄弟抄」と、「撰時抄」とを併せ拜すれば、侍所において捕吏等に圍まれたまへる中での、平、金吾へ向つての、申時第二度諫言の時を言はれたものと解すべきであらう。また「頼基陳狀」に、良觀祈雨の時に、聖人が弟子を遣はされての、詰責教誡を載せられて後に

日蓮、御勸氣ヲ蒙ル時、此事御尋アリシカバ、有ノマ、ニ申給キ。(類遺一五七二)

とあるによれば、此の時、良觀祈雨のことも論ぜられたことがわかる。また「妙法比丘尼御返事」にも

去文永八年九月十二日ニ佐渡國へ流サル。日蓮御勸氣ノ時申セシガゴトク、ドシウチハジマリヌ。ソレヲ恐ル、カノ故ニ、又召返サレテ候。(類遺一五九三)

とあるのも、この申の時の諫言であらう。即ち申の時の諫言の時は、平、左衛門尉は、その前々日の時と同じく、再び故時頼、重時墮獄のこと、行敏訴狀に良觀祈雨の時に、寺を焼く僧を切つてはじめて國安かるべしと、使を遣はせしとを糺問したものと認められる。そこで聖人これに對し、故最明寺、極樂寺殿のことは御存在中より申せしこと「立正安國論」のごとし。良觀のことは、かくくゝの事實である、また寺を焼く僧を切れとは、これまた佛説に従ふのみ、速かに御不審とおぼさば、諸宗の僧等に召合せられよ、『何事モ兩方ヲ召合せテコソ勝負ヲ決シ、御成敗ヲナス人ノ、イカナレバ日蓮一人ニ限テ、諸僧等ニ召合せズシテ、大科ニ行ハル、ヤラン』(下山御消息)とは、この時の聖人の鬱訴である。平、左衛門尉これを聽かざるにおいて、「撰時抄」の喝破となつたのであらう。

彼の「種々御振舞書」の身延山日朝師の本に、

十日並ニ十二日間、眞言宗ノ失、禪宗念佛等、良觀ガ雨フラスヌ事、ツブサニ平、左衛門尉ニイキカセテアリシニ、或ハハトワラヒ、或ハイカリナンドセシ事ドモハ、シダケレバシルサズ。センズルトコロハ、六月十八日ヨリ七月四日マデ、良觀ガ雨ノイノリシテ、日蓮ニセカレテフラシカネ、アセヲナガシナンダノミ下シテ、雨フラザリシ上、逆風ヒマナクテアリシ事、三度マデツカヒツツカワシテ、一丈ノホリヲコヘヌモノ、十丈二十丈ノホリヲコウベキカ。イヅミシキブ、イロゴノミノ身トシテ、八齋戒ニセイセルウタヨミテ雨ヲフラシ、能因法師ガ破戒ノ身トシテ、ウタヲヨミテ天雨ヲ下セシニ、イカニ二百五十戒ノ人々、百千人アツマリテ、一七日二七日セメサセ給フニ、雨ノ下ラザル上ニ大風ハ吹候ゾ。コレヲモツテ存ゼサセ給ヘ。各々ノ往生ハ叶マジキゾトセメラレテ、良觀ガナキシ事、人々ニツキテ讒セシ事、一々申セシカバ、平、左衛門尉、カタウドシカナヘズシテ、ツマリフシ、事ドモハ、シダケレバカカズ。とは、これ等の訊問は、すでに九月十日にあり、更に十二日の召し出しに、重ねてこれを糺問したるものなることをあらはしてゐる。

(4) 佐渡流罪の宣告とその前後の形勢

糺問は聖人のあまりなる強言、時頼重時の墮獄、建長寺極樂寺等を焼く拂ひ、道隆良觀等の首を刎ねよと申など、到底當時の佛法者としての常識には、解すべからざることである。これを今日にしても、若し僧の首を切れ寺を焼けといふものがあれば、全く狂人とせられるか、それが狂人でないとしたならば、過激思想家が、何等か世を騒擾せしめんとする陰謀者との聯絡にてもなきかと、大抵は考へることであらう。それが封建時代で、僧は多

くは政治家の御用を承つてゐる時勢においての事である。そしてそれが大不敬大不逞のことをいふのみならず、同士討ちあらんだの他國の來寇あるべしなどいふとすれば、了行、大夫律師等のこともあり、謀叛人同様の召捕だの糺問だのしたのは、必しも平、左衛門尉等のみの不當ではなかつたであらう。畢竟、聖人の主張があまりに常識以上であり、根柢的でありすぎたのであつたと認むべきであらう。彼の「報恩抄」に「古ハ二百五十戒ヲ持テ、忍辱ナル事羅云ノ如クナル聖人モ、富樓那ノ如クナル智者モ、日蓮ニ値ヌレバ惡口ヲハク。正直ニシテ魏微・忠仁公ノゴトクナル賢者等モ、日蓮ヲミテハ理ヲマゲテ非トヲコナフ。イワウヤ世間ノ常ノ人々ハ、犬ノ猿ヲミタルガゴトク、獵師ガ鹿ヲコメタルニニタリ。日本國ノ中ニ、一人トシテ故コソアルラメトイウ人ナン。道理ナリ……」云と、聖人自身すら、彼等を道理であるとしてゐられるのであつた。

しかしながら、どれほど平、金吾等が怪しみ疑ふても、何等陰謀等の痕跡もない。たゞ佛法の道理として之を論じ、諸宗との對決を望まるゝのみである。しかるに、諸宗の高僧等は、寺を焼き僧を斬れといふが如き、兇暴不逞の亂虐矯激者と、論するまでもないことは一同の輿論である。幕府の評定衆等は、これ等高僧等の歸依者で、柔和忍辱らしく、慈悲智慧者らしいそれ等の僧を、佛法者らしいと感ずるが、聖人の言動は佛法者に似合はない不思議の僧と一般に感ずる。したがつて兩者の對論は、爲政者がすでに好まない。畢竟するにそれは許されないことである。とすれば、聖人を罪する法律は、たゞ一つ。伊豆流罪の時と同じく、「式目」第十二條の「惡口ノ咎」、『其ノ重キ者ハ流罪ニ處セラル』とある外はない。これなれば判決に十分の理由がある。日蓮はすでに弘長の中に、惡口によつて鬪殺の基を爲し、燒打の騷擾を來し、爲に流罪になつたに係らず、なほ念佛無間等の惡言を止

めざるのみにあらず、故最明寺極樂寺殿地獄だの、建長寺極樂寺等の寺を焼き、道隆、良觀等の諸上人の首を刎ねよと申すが如き、極惡非道の言を恣にし、あまつさへ同士討ちと他國の攻あるべしなどと、不祥の呪咀の如き言を爲す、宜しく遠流に處すべしといふのであつたらう。

だが、平、金吾にして見ると、日蓮の言動は證跡こそないが、建長寺は、近き世の賢人といはれた時頼執權の建立、極樂寺は同じく權勢強かりし連署重時の建立、壽福寺は頼朝の發願政子尼將軍の建立だが、燒失後は、長老悲願上人の勸進で、北條一門の建立、長樂寺は執權經時の建立、淨光明寺は執權長時の建立、大佛殿は名越殿の大寄進、多寶寺もまた一門の歸依寺で、悉く北條一家の現世安穩後生善處の爲めに建立した寺院でないのはない。しかるに、これ等の諸寺を焼き拂へといひ、執權連署墮獄せりといふは、何としても北條一門を呪咀する法師と見えたるから、むしろ處すべき法はなくとも、表には流罪として、内に頸切るを可しとすと決したものであらう。そして流罪は佐渡國と定めた。この國は武藏守宣時の知行所であつた。宣時の父朝直は長樂寺隆寛律師から、十念を授けられ、一周忌法要は鶴岡隆觀が導師で、また宣時は良觀の信者らしい。頼綱の計畫に賛同したことはないまでもない。この宣時も文武二道に達した人物ではあるが、世間的識見があるほど、聖人の主張はわからないのである。かくて外には遠流、内には頸を切ると定まつた。そして佐渡流罪の宣告のあつたのは、「土木殿御返事」の如く酉の時であつた。

(5) 八幡社前の諫言と四條金吾の隨從

龍口の頸の座は、子丑の時とあるから、午前一時乃至三時の間である。とすると酉時即ち午後六時乃至八時から

は、約七時間ほどある。若しこれを侍所からすぐとすると、固瀬までの時間としてはかゝり過ぎてゐる。建長四年四月一日、宗尊親王が鎌倉入りしたまへる時、未の一尅に固瀬の宿を出御、申の一尅に相州(時頼)の館に入御と「東鑑」は記してゐるから、故障なしに行けば一尅即ち二時間行程である。たとへ下馬橋を過ぐる時または赤橋の前で、八幡宮への諫言があつたとしても、御靈の前で四條金吾を引連れられたことがあつたとしても、その爲めに五時間は要しない。とすると、その時間はいはゆる谷七郷を引廻してゐたものか。或は宣告以後、侍所の拘禁所で、夜半に龍口へ行く時刻を見計らひ、戌の下刻乃至は亥の上刻あたりに引出したものでないか。おそらくそんな事であらう。そしてその形勢が尋常でなかつたから、聖人もさては遠流の宣告をして、實は頸の座に直すのであらうと覺られたものであらう。でなければ、さう深夜になつて、鎌倉を引出す必要がないのであるから、聖人ならずとも覺り得たであらう。

八幡祠前の諫言は、境野黄洋氏が「御振舞書」偽書の證として引かれた一節に書かれたのみで、他の遺文中には見えないが、それは必ずしもあるべきことではないとは確定しがたいこと、別論の通りである。その八幡社前の諫言とは、

ワカミヤコウヂニウチイデ、四方ニ兵^{ツハモノ}ノウチツ、ミテアリシカドモ、日蓮云、各々サワガセ給ナ。ベチノ事ハナシ。八幡大菩薩ニ最後ニ申ベキ事アリトテ、馬ヨリサシフリテ、高聲ニ申ヤウ。イカニ八幡大菩薩ハマコトノ神力。和氣ノ清鷹ガ頸ヲ刎ラレントセシ時ハ、長一丈ノ月ト顯レサセ給。傳教大師ノ法華經ヲカウゼサセ給シ時ハ、ムラサキノ袈裟ヲ御布施ニサヅケサセ給キ、今日蓮ハ、日本第一ノ法華經ノ行者ナリ。其上身ニ一分ノアヤマチナシ。日本國ノ

一切衆生ノ法華經ヲ謗ジテ、無間大城ニヲツベキヲスケンガ爲ニ申法門ナリ。又、大蒙古國ヨリコノ國ヲセムルナラバ、天照太神正八幡トテモ、安穩ニヲハスベキカ。其上、釋迦佛、法華經ヲ説キ給シカバ、多寶佛十方ノ諸佛菩薩アツマリテ、日ト日ト月ト月ト星ト星ト鏡ト鏡トヲナラベタルガ如クナリシ時。無量ノ諸天竝ニ天竺漢土日本國等ノ善神聖人アツマリタリシ時。各各法華經ノ行者ニオロカナルマジキ由、誓狀マイラセヨトセラレシカバ、一一ニ誓狀ヲ立テラレシゾカシ。サルニテハ日蓮ガ申スマデモナシ。イソギイソギコソ誓狀ノ宿願ヲトゲサセ給フベキニ、イカニ此處ニハヲチアワセ給ハヌゾト、タカダカト申ス。サテ最後ニハ日蓮今夜頸切ラレテ靈山淨土ヘマイリテアラン時ハ、マツ天照太神正八幡コソ、起請ヲ用ヒヌカミニテ候ケレト。サシキリテ教主釋尊ニ申上候ハンズルゾ。イタントオボサバイソギイソギ御計ヒアルベシトテ又馬ニノリス。

とあるものが、それだ。

境野氏はこれを以て、『日蓮上人はこんな卑怯な人ではない』といつてゐられるが、吾等の見るところは、聊か相違する。これは死罪がいとしいからといふ爲めではなく、聖人の死の覺悟は、文永五年の十一通書當時からであつて、今更それを彼是といはれる筈はない。

(イ) 諸天諸神は法華經の行者守護の職責ありとの持論

だが、聖人の信ぜらるゝ法華經からいふと、大梵天王・帝釋・四天等は、法華經の行者を、守護すべくおきてられてゐる(法門可申抄)。しかるに今、鎌倉の氏神たる八幡大菩薩は、二度までも法華經の行者を朝敵の如くその前を引張らせて、謗法の諸人に嘲笑せさせ、彼等みづから國の柱を喪はんとするを黙止するは、神の曠職ではないか

(諫曉八幡抄)と責られるのであつて、尼俱律他が樹神を責めたと、本尊治罰の法の心でもある(同抄)から、有り得ないことではなく、また佐渡でも日月天を責められてゐる(光日房書等)。そしてこれ神を責めらるゝと共に、法華經の行者の權威をあらはし、謗法の諸人の精神に、偉大なる暗示を與へらるゝことになるのである。あたかも嫌疑をかけられたるものが、勇猛にいづこいかなる處に出でゝも、堂々とその罪なき由を演べ、人間がこれを聽かずんば、眼に見えぬ神もこれを聽けとの誠心でそれを主張すれば、あれほど立派にいふものとするれば、この嫌疑は或は無根錯誤でないかと、嫌疑者を反省せしめるに足りる。況してこれはその冤を訴へるなどいふのでなく、神の職責を數へて、之を責めらるゝのである。更に聽くものに反撥的にか、又は恐怖的にか、一層の精神的印象を與へたに相違ない。そしてかくの如きは、聖人の持論であつたことは、「神國王書」に

法華經ノ序品ヲ拜見シ奉レバ、梵釋ト日月ト四天ト龍王ト阿修羅ト二界八番ノ衆ト、無量ノ國土ノ諸神ト集會シ給タリシ時、已今當ニ第一ノ説ヲ聞シ時、我トモ雪山童子ノ如ク身ヲ捨テ、藥王菩薩ノ如ク臂ヲモヤカントヲモヒシニ、教主釋尊多寶十方ノ諸佛ノ御前ニシテ、今佛前ニ於テ自ラ誓言ヲ説ケト諫曉シ給ヒシカバ、幸ニ順風ヲ得テ、世尊ノ勅ノ如ク當ニ具サニ奉行スベシト、二處三會ノ衆一同ニ大音聲ヲ放チテ誓ヒ給ヒシハイカンガ有ベキ。唯佛前ニテハ是ノ如ク申シテ多寶十方ノ諸佛ハ本土ニカヘリ給フ。釋尊ハ御入滅ナラセ給ヒテホド久シクナリヌレバ、末代邊國ニ法華經ノ行者アリトモ、梵釋日月等御誓ヲウチワスレテ守護シ給フ事ナクバ、日蓮ガタメニハ一旦ノナゲキナリ。無始已來鷹ノ前ノキジ蛇ノ前ノカヘル、猫ノ前ノネズミ、犬ノ前ノサルト有リシ時モアリキ。ユメノ代ナレバ佛菩薩諸天ニスカサレマイラセタリケル者ニテコソアラメ。ナニヨリモナゲカシキ事ハ、梵ト帝ト日月ト四天等ノ南無妙法蓮華經

ノ行者ノ大難ニ値フラステサセ給ヒテ、現身ニ天ノ果報モ盡キテ花ノ大風ニ散ルガゴトク、雨ノ空ヨリ下ルゴトク、其人命終入阿鼻獄ト無間大城ニ墮チ給ハシ事コソ、アハレニハオボヘ候へ。設彼人人ハ三世十方ノ諸佛ヲカタウドトシテ、知ラヌヨシノベ申給フトモ、日蓮ハ其人々ニハ強キカタキナリ。若シ佛ノ返願ヲハセズバ、梵釋日月四天ヲバ無間大城ニハ必ズツケタテマツルベシ。日蓮ガヲソロシクバ、イソギイソギ佛前ノ誓ヲバハタシ給へ。日蓮ガ口(類遺一三五六四)

とあるに見ても、また「下山御消息」に

今度法華經ノ大怨敵ヲ見テ、經文ノ如ク父母師匠朝敵宿世ノ敵ノ如ク、散々ニ責ルナラバ、定テ萬人モイカリ、國主モ讒言ヲ收テ、流罪シ頸ニモ及バンズラン。其時、佛前ニシテ誓狀セシ、梵釋日月四天ノ願ヲモハタサセタテマツリ、法華經ノ行者ヲアダマンモノヲ須臾モノガサジト起請セシヲ、身ニアテ、心ミシ。釋尊多寶十方分身ノ諸佛ノ、或ハ共ニ宿シ、或ハ衣ヲ覆ハレ、或ハ守護セントネンゴロニ説セ給ヒシヲモ、實歎虚言歎ト知リテ、信心ヲモ増長セント、退轉ナクハゲミシ程ニ、案ニタガハズ、去ヌル文永八年九月十二日ニ、却テ一分ノ科モナクシテ、佐土ノ國ヘ流罪セラル。外ニハ遠流ト聞ヘシカドモ、内ニハ頸ヲ切ルト定メヌ。(類遺一五五四)

とあるを見ても、「妙密抄」に、少輔房の打擲を擧げ、聖人自らは不輕品・勸持品の色讀を悦び、しかも但シ法華經ノ行者ヲ、惡人ニ打セジト、佛前ニシテ起請ヲカキタリシ梵王帝釋日月四天等、イカニ口惜カルラン。現身ニモ天罰ヲアタラザル事ハ、小事ナラザレバ、始中終ヲク、リテ其身ヲ亡スノミナラズ、議セラルムカ。アヘテ日蓮ガ失ニアラズ。謗法ノ法師等ヲタスケンガ爲ニ、(國主)彼等ガ大禍ヲ自身ニ招キヨセサセ給カ。(類遺一五三七)

とあるを見ても明かなのである。そして吾等が嘗て「十講」に説きしが如く、龍口の奇蹟が若しも氣象變でなかつたとすれば、侍所の堂々たる論駁と、八幡社前の侃々たる諫言と、四條兄弟への切々たる教誡とによつて十分に暗示せられてゐた、それと同時にこれほどの勇氣と、自信と、慈愛とを持てる人が、嘗て「安國論」にいひし如く、蒙古の牒狀も來た。或は此の人はいはゆる眞の法華經の行者なのではなからうかとの感も出で來つたであらう、そこへいよいよ頸の座に坐して、四條等が「只今なり」と慟哭したのを、「不覺の殿原かな、いかゞ平常の約束をば違へらるゝぞ」と、大喝叱咤したまへる時、彼等が八幡社前で聖人の御口から聞き、また當時一般に信ぜられてゐた清丸を頸切らんとせし時、長一丈の月の現れたまひしとの傳説が、暗示的の幻影として、そこに居合した全部の人間を然か感ぜしめたといふことも、有り得ないことではないと信するのである。

(ロ) 四條氏の隨逐を記せる諸御書

さらに御靈社の前にいたりて、四條金吾を召され、四條が徒歩跣足にして龍口までお供したことは、左の諸書に見えてゐる。まづ前に引いた「崇峻天皇事」に、

返^ス返^ス今ニ忘レヌ事ハ、頸切レントセシ時、殿ハトモシテ、馬ノ口ニ付キテナキカナシミ給ヒシヲバ、イカナル世ニカ忘レナン。設ヒ殿ノ罪フカクシテ地獄ニ入り給ハバ、日蓮ヲイカニ佛ニナレト釋迦佛コレラヘサセ給フトモ、用ヒマイラセ候ベカラズ、同ジク地獄ナルベシ。日蓮ト殿ト共ニ地獄ニ入ルナラバ、釋迦佛法華經モ地獄ニコソヲハサズラメ。(類遺 七五〇 縮遺 一六四四)

とあり、また「所領書」にも

去文永八年九月十二日ノ子丑ノ時、日蓮ガ御勘氣カボリシ時、馬ノ口ニトリツキテ、鎌倉ヲ出テ、サガミノエチニ御トモアリシガ、一閻浮提第一ノ法華經ノ御カタウドニテ有カバ、梵天帝釋モステカネサセ給ヘルカ。(類遺 九〇〇 縮遺 一八一二)

とは、賴基が主の信仰に逆らひ、陳狀を出して、却て所領を加増せられたことを悦びたまふ消息の中の御語である。が、これにも「子丑の時に鎌倉を出で、相模の依智へ御供ありし」とあつて、「土木書」の「丑時鎌倉を出で」と通じてゐる。また「四條金吾殿御返事」(錄外二 遺二九)にも、前に擧げたごとく、

何事ヨリモ、文永八年ノ御勘氣ノ時、既ニ相模國龍口ニテ、頸切レントセシ時ニモ、殿ハ馬ノ口ニ付テ、足歩赤足ニテ、泣^キ悲^シ給^ヒ、事實ニナラバ腹ヲキラントノ氣色ナリシヲバ、イツノ世ニカ思ヒ忘ルベキ。(類遺 九〇八 縮遺 一九八五)

とあるが、この書は少しく文辭に考ふべきところがないでもない。これに比すれば、むしろ「御振舞書」のユキノ濱ニウチイデ、御リヤウノ前ニイタリテ又云、シバシトノバラ、コレニツグベキ人アリトテ、中務三郎左衛門尉ト申者ノモトへ、熊王ト申童子ヲツカワシタリシカバ、イツギイデヌ。今夜頸切ラレニマカルナリ。コノ數年ガ間願ヒツル事コレナリ。此娑婆世界ニシテ、キジトナリシ時ハタカニツカマレ、ネヅミトナリシ時ハネコニクハレ、或ハ妻ニ子ニ身ヲ失シ事、大地微塵ヨリ多シ。法華經ノ御タメニハ一度モ失フコトナシ。サレバ日蓮貧道ノ身ト生レテ父母ノ孝養心ニタラズ、國ノ恩ヲ報ズベキカナシ。今度頸ヲ法華經ニ奉リテ、其功德ヲ父母ニ回向セン。其アマリヲバ弟子檀那等ニハブクベシト申セシ事コレナリ、ト申セシカバ、左衛門尉兄弟四人、馬ノ口ニトリツキテ、コシゴヘタツノ口ニユキヌ。(類遺 三九六 縮遺 一三九三)

とある方が、遙かに聖人の御文らしい、と吾等はおもふ。

(6) 龍口の頸の座と依智の星下りと佐渡遠流

(イ)「寺泊御書」における清丸の例の考察

龍口の頸の座のことは、眞蹟存在の遺文五種をもつて證據立て、更にそれに準すべき遺文によつて證明したから、こゝに再び繰り返す要はない。また奇蹟のことも眞蹟存在の「眞言諸宗違目」によれば、何等かのことがあつたと解せられる。のみならず、單に佐渡流罪のことであれば、酉時の宣告からすぐに召し連れれば、依智までは、子丑の時くらゐまでに着し得るであらう。しかるに子の時ごろになつて龍口に着いたといふのは、その頸の座に引き据ゑやうとした事實が想察せられ、『丑時鎌倉を出で、佐渡國へ流され候が』とある「土木殿御返事」が、頸の座で蹴り得なかつた何事かの存在を物がたつてゐる。かくの如く「外には遠流と聞えしかども、内には頸を切ると定りぬ」といふ取計らひは、彼の和氣清麿が、因幡員外介に貶せられ、大隅國へ流罪となつて、しかも途中で殺してしまへとは、道鏡側の定めたプログラムで、しかもそれを實行しやうとした時に、大雷雨があり、いはゆる聖人の『長一丈の月』の如き光物によつて、それを實行し得ず、大隅國へ流罪となつた。これはあたかも聖人のこの龍口事件に髣髴してゐるものがある。「寺泊御書」(眞蹟)に

或人難三日連云、不知機立龜義値難。或人云、如勸持品二者、深位菩薩義也、違安樂行品。或人云、我存此義不レ言云。或人云、唯教門計也、雖具我存之、下和切足、清丸給三千穢丸云名一欲レ及ニ死罪。時人咲レ之、雖然其人未レ流善名、汝等邪難亦可レ爾。(類纂四五七 縮遺六九九)

とあつて、自から清丸に擬せられてゐる。「土木殿御返事」でも、此の御書でも、龍口事件を顯はに書かれてゐな

いのは、政府が法律以外に内々やつたことであるから、これを荒立てないでいふべき時にいふ、といふ態度であられたものとおもはれる。だから、聖人が龍口の事件を諸御書に書かれるやうになつたのは、彼の佐渡流罪中に自界叛逆難が的中し、赦免後の四月八日の平金吾への對面に、蒙古の來寇の時期を問はれ、『よも今年は過し候はじ』と返答せられたそれものの中し、十月十一月に壹岐對馬の二箇國を屠られたに係らず、なほ幕府は聖人に聽かうとしない。そこで「顯立正意抄」を書いて、その失心を大に歎かれてゐるが、幕府の處置を眞に難ぜられてゐるのは、實にこれ以後であつて、龍口事件もその後は事實をありのままに書かれてゐる。この事實から拜すると、「寺泊御書」の「清丸云」の御言の如きも、頗る含蓄の深い、龍口法難のことをも含められたお語でないかとおもふ。

(ロ) 十三日夜赦免あるべきかの下文

ついで依智へ移られてからの消息を、まづ「御振舞書」以外で考へると、九月十二日にもつとも近い十五日(縮遺は十四日)の「土木殿御返事」(眞蹟)は、前記の如く、『今四五日ハアルベダニ候』で、九月二十日には佐渡へ行くべき筈であつた。それが「五人土牢書」(眞蹟)には、『今月七日サドノ國へマカルナリ』となり、さらに「寺泊御書」に『今月也 十日起 三州愛京郡依智郷』と、やうやく十月十日に至つて出發となつた。豫定よりも二十日間以上のおくれは、何によりてであらうか。眞蹟が全篇焼失の中、わづかに二枚だけ免れた「報恩抄」には、去文永八年九月十二日夜ハ、相模國タツノ口ニテ切ルベカリシガ、イカニシテヤアリケン其夜ハノビテ、依智トイフトコロヘツキヌ。又十三日夜ハユリタリトドマメキシガ、又イカニヤアリケン、サドノ國マデユク。(類遺一四八九 縮遺一四九九)

とある。これを「御振舞書」に見ると、十三日の戌時に鎌倉から立文が来てゐる。即ち彼書に、十三日の午時頃に、聖人と警固の武士の一行は依智へ着き、聖人酒取りよせて彼等をねぎらはれた時、彼等の中の歸伏者が多かつたことが書かれ、本間の武士等が番を受取り、鎌倉よりの武士等は歸り、四條も歸つて後の事として、左のごとくある。

六郎左衛門、郎從番ヲバウケトリヌ。サエモンノジヨウモカヘリヌ。其日戌時計リニ、カマクラヨリ上ノ御使トテ、立文ヲモツテ來ヌ。頸切トイウカサネテノ御使カト、モノノフドモハラモヒテアリシ程ニ、六郎左衛門尉ガ代、右馬、ジヨウト申者、立文モチテハシリ來、ヒザマツヒテ申。今夜ニテ候ベシ、アラアサマシヤト存テ候ツルニ、カ、ル御悅ノ御フミ來候。(御使ノ口)武藏守殿ハ、今日卯時ニアタミノ御ユヘニテ候ヘバ、イソギアヤナキ事モヤト、マヅコレヘハシリマイリテ候ト申。カマクラヨリノ御ツカヒハ、(慣例トシテ)二時ニハシリテ候。今夜ノ内ニアタミノ御ユヘハ、ハシリマイルベントテ(右馬尉)マカリイデヌ。追状云、此人ハトガナキ人ナリ。今シバラクアリテユルサセ給ベシ、アヤマチシテハ後悔アルベシト云。(類遺一三九七)

十三日の戌時は午後八時乃至十時で、即ち「報恩抄」の「十三日夜ハユリタリトドメキシガ」とあるに合する。殊に「振舞書」の此の所の文などは、到底後世から書き得べきこととなく、事實の直叙としてのみ書き得るものである。鎌倉から使が来た。依智の武士どもは重ねての頸切れとの御使かと思つた。そこへ重連の代官右馬允——これは「土木殿御返事」には「右馬太郎」とある。彼頃の慣例によれば、右馬允の子息の太郎といふ意であるから、家督相續して父の官職を襲ふことは甚だ多い。龍口の頃は「右馬太郎」であつたが「御振舞書」を書

かれた頃は右馬允になつてゐたので、後に従つて書かれたのであらう。その右馬允——が来て、鎌倉よりの使が参つたから、いよ／＼今夜こそ御命あら淺猿しや、と存じ申したに、その御文はかゝる御悅の文で、使の申すには、預りたる武藏守殿へ渡すべき文ではあるが、武藏守殿は今日卯の時に邊海の御湯へ行かれたから、その方へ持ち参つてゐるに、依智の武士のうちに、不心得のものがあつて、日蓮御房を害あやまちなどして、此の文が「アヤナキ事」即ち詮なき事となつてはならぬから、先づ依智へ持ち参れとの御旨で、ここへは馳せ参り申したと申し、また鎌倉から熱海への使者は、早馬では二時に馳せ参ることなれば、今夜の内には、彼所へ馳せ來り申すでござらうとて、右馬允は罷り出た。その追状には、この人は科なき人である。今しばらくあつて、免させらるゝであらう。害ちなどしては、後悔あるであらうとあつた、といふのであるが、文章の省略法など、中古文にちかく、まさに中古をついだ鎌倉時代の文として、その格になつてゐる。この文のつきに、彼の星下りの奇蹟が書かれたる後に、

(ハ) 佐渡流罪は兩三年後赦免の十四日附の下文

夜明レバ十四日卯時ニ、十郎入道ト申モノ來テ云、昨日ノ夜ノ戌ノ時計ニ、カウドノニ大ナルサワギアリ。陰陽師ヲ召テ御ウラナヒ候ヘバ、申セシハ、大ニ國ミダレ候ベシ、此御房御勘氣ノユヘナリ。イソギ／＼召カヘサズンバ、世中イカゞ候ベカルラント申セバ、ユリサセ給ト申人モアリ。又百日ノ内ニ軍アルベシト申ツレバ、ソレヲ待ベシトモ申ス。(類遺一三九八)
(縮遺一三九七)

とある。これについて身延の古寫本の中に、左のやうな古文書があつた。

武藏(守)殿江能御下書案

日蓮阿闍梨御房事

一四二

日蓮房又佐渡國仁被遣候亭後、兩三年毛候亭者、可有御免候。若承亭被具下候若殿原之中仁毛、死罪那登仁被行事毛候登亭、加様仁申候。又御預之御爲惡加梨(努)邊具候間、加様仁申候。

九月十四日

左衛門尉頼綱在判

次郎兵衛尉殿

文永八年九月十五日到来 承 三郎太郎

この文書は、文體および宛名、承り人などから見て信すべきものとおもはれるが、本間氏關係の人が、後になつて當時の記録を寫したものと想像される。宛名の「次郎兵衛尉」は、武藏守宣時の老臣でもあらう。「三郎太郎」は、「南條七郎次郎」は七郎の子息の次郎、「同七郎五郎」はその子息五郎といふ例の如く、「右馬三郎太郎」が「右馬太郎」であるやも知れぬ。この下文によると、十三日の下文の外に、また十四日附の下文があつて、これでいよく、佐渡國への流罪が、とにかく確定したので、「土木殿御返事」が、「十五日」の日附になつてゐるのは、十三日の夜はゆるされるかも知れぬといふ下文が来り、十四日は佐渡國へ流すべきか、或は赦免すべきかの評議があり、遂に兩三年は流罪と定まり、その下文が依智へは十五日に到来したので、聖人は富木殿へはじめて「四五日の内にいよく佐渡國へ行くことになつた」と、報知せられたのが、「土木殿御返事」であらうと解せられる。即ち「報恩抄」に、「十三日ハユリタリトドトメキシガ、又イカニヤアリケン、サドノ國マデユク」は、この間の消息を書かれたものとして、當時の事實が領解せられる。

(二) 弟子檀那等の従犯としての遭難

また聖人の弟子檀那等は、彼の日朗師・三位房、その他の四俗等だけでなく、範圍ひろく遭難したらしい。「如説修行抄」に、「是ハ兩度ノ御勘氣、遠國ニ流罪セラレ、龍口ノ頸ノ座、頭ノ疵等、其外、惡口セラレ、弟子等ヲ流罪セラレ、籠ニ入レラレ、檀那ノ所領ヲ取ラレ、御内ヲ出サレシ」とある。この弟子等の流罪は明瞭でないが、籠に入れられは、「五人土籠書」の眞蹟が存在してゐるし、檀那の所領を取られ、御内を出さるは、「聖人御難事」にも、「弟子ヲ殺レ、切レ、追出、クワレウ等數ヲシラズ」とあるのでわかるが、それはいかなる時にそんな迫害を得たのかと考へると、「四條金吾殿御返事」(録外十四)は、泰堂居士の頃に、身延山に眞蹟の存在したる御書であるが、

過ニシ日蓮ガ御カンキノ時、日本一向ニクム事ナレバ、弟子等モ、或ハ所領ヲオホカタヨリメサレシカバ、又方々ノ人々モ、或ハ御内々ヲイダシ、或ハ所領ヲオイナンドセシニ、其御内ニ何事モナカリシハ、御身ニハユユシキ大恩ト見ヘ候。(類遺一五四五)

とあり、また富士大石寺に、日興師の寫本を存する「上野殿御返事」(録外八)にも、

日蓮ガ弟子ニ、セウ房ト申、ノト房トイキ、ナゴエノ尼ナンド申セシ物ドモハ、ヨクフカク、心ヲクビヤウニ、愚痴ニシテ而モ智者トナノリシヤツバラナリシカバ、事ノヲコリシ時タヨリヲエテ、オホクノ人ヲオトセシナリ。(類遺九五三)

とある。「御カンキ」とあり、「事ノヲコリシ時」とあるのは、この龍口佐渡の時を指されたのであるが、どう

ふ経過で、所領を召されたり、御内を出されたりしたものであるかは、明かでない。たゞし「御振舞書」によると、それがほど明瞭になる。

依智ニシテ二十餘日、其間鎌倉ニ、或ハ火ヲツクル事七八度、或ハ人ヲコロス事ヒマナシ。讒言ノ者共ノ云、日蓮ガ弟子共ノツクルナリト。サモアルラントテ、日蓮ガ弟子等ヲ鎌倉ニ置ベカラズトテ、二百六十餘人ニシルサル。皆遠島ヘ遣スベシ。ロウニアル弟子共ヲバ、頸ヲハネラルベシト聞ク。サル程ニ火ヲツクル者ハ、持齋・念佛者等ガ計事ナリ。其由ハシゲケレバカカズ。(類遺一三九八)

九月十五日頃は、四五日の内に佐渡へとなつてゐたのが、二十日餘りも後れた。それにはかゝる種々のことどもがあつたのである。論議や訴状でかなはぬとなつた法敵等は、聖人を迫害するに手段を盡したが、いかなる手段も聖人の前には効のないのを知り、守殿もやゝ聖人に好意を持つのを知つて、こゝに策謀を廻らしたのであつた。所領を召され、御内を出さるとある中の、所領を召されたのは、おそらく聖人同罪の、悪口の咎の、重きは流罪に處せらるのであるが、主犯でなく従犯であるから、所領ある檀那等は、かの問註悪口の咎の例に準じて、所領を召されて流罪に代へられたのではなからうか。

(ホ) 星下りの奇蹟に對する考察

吾等をもつて見ると、かゝることがあつたとして、はじめて依智に、荏苒二十餘日出發せられなかつた理由が判るとおもふのである。そして彼の星下りの奇蹟は、「御振舞書」以外には所見がない。彼の書に依つて見ると、戌時に鎌倉よりの使が來ての後のことだから、戌時以後のことであらう。十三夜であれば戌の下刻になると、月は

中天にかゝるのである。「御振舞書」のこの記事と、「守殿に大なる騒ぎあり」との記事とは、蓋し相通するものがあるのであらう。まづ本文を擧げると、

其夜ハ十三日兵士下モ數十人坊ノ邊リ竝ニ大庭ニナミキテ候キ。九月十三日ノ夜ナレバ月大ニハレテアリシニ、夜中ニ大庭ニ立チ出デ、月ニ向ヒ奉リテ、自我偈少少ヨミ奉リ諸宗ノ勝劣法華經ノ文アララ申シテ、抑モ今ノ月天ハ法華經ノ御座ニ列リマシマス名月天子ゾカシ。寶塔品ニシテ佛敕ヲウケ給ヒ、囑累品ニシテ佛ニ頂ヲナデラレマイラセテ如三世尊敕、當ニ具奉行ト誓狀ヲタテシ天ゾカシ。佛前ノ誓ハ日蓮ナクバ虚クテコソヲハスベケレ。今カカル事出來セバイソギ悦ヲナシテ、法華經ノ行者ニモカハリ佛敕ヲモハタシテ、誓言ノシルシヲバトゲサセ給フベシ。イカニ今シルシノナキハ不思議ニ候モノカナ。何ナル事モ國ニナクシテハ鎌倉ヘモカヘラントモ思ハズ。シルシコソナクトモウレシガヲニテ澄渡ラセ給フハイカニ。大集經ニハ日月不現明トカレ、仁王經ニハ日月失度トカレ、最勝王經ニハ三十三天各生三瞋恨トコソ見エ侍ルニ、イカニ月天イカニ月天トセメシカバ、其シルシニヤ天ヨリ明星ノ如クナル大星下リテ、前ノ梅ノ木ノ枝ニカ、リテアリシカバ、モノ、フドモ皆エンヨリトビオリ、或ハ大庭ニヒレフシ或ハ家ノウシロヘニダヌ。ヤガテ即天カキクモリテ大風吹き來リテ、江ノ島ノナルトテ空ノヒマクコト大ナルツマミヲ打ツガゴトシ。(類遺一三九七)

龍口の奇蹟は「妙法比丘尼御返事」に少しかゝれてゐるが、この奇蹟はこの書のみである。しかし龍口の奇蹟は氣象變としての説明と、松葉ヶ谷、侍所、八幡社前、御靈の前の聖人の種々の大説法、大警破、大論破、大教訓等で、一種の幻覺を起したものととしての説明との兩方面がなされるが、この奇蹟を肯定するとすれば、依智の武

士等は、午の時以後番を受取つての、その夜の事だから、幻覺を起す由もなく、單に氣象變としか見得られないかの如くであるが、しかし鎌倉から送つて行つた武士等が、その經過を語つたものとすれば、やはり幻覺を起し得る心理状態は出来る。これを氣象變にしても幻覺にしても、有り得ることだとすれば、文章上その他の點では、必しもこれを否定する理由を持たぬものとおもふ。氣象變の範圍は廣汎である、最近においても、地震に隨伴する空中光線作用の如きも、今日まではさやうな事はないとせられたが、過般の伊豆地震以來、それが科學的調査によつて、有り得ることが確められたが如きも一例である。吾等は、かゝることを直ちに否定することは、寧ろ科學の進歩が比較的居た時のおもふもので、必然的絶對的の理由がない限りは、しばらく假りに疑を存するとしても、これを否定しをほらない態度こそ、却つてより科學的のものだとおもふのである。

更に龍口の奇蹟や、この星下りの奇蹟が、「御振舞書」を除いては、「妙法尼書」に片鱗を存せるのみなのは何故かと考ふる時、吾等は、これ聖人が元來奇蹟をもつて人を率ゐることを避けられたるに依るものでないかとおもふ。文應元年の「唱法華題目抄」の終りに、「第六天ノ魔王ハ、佛滅後ニ、比丘比丘尼、優婆塞、優婆夷、阿羅漢辟支佛ノ形ヲ現ジテ、四十餘年ノ經ヲ説クベシト見エタリ。通力ヲモテ智者愚者ヲバシルベカラザルカ。唯、佛ノ遺言ノ如ク、一向ニ權經ヲ弘メテ實經ヲツキニ弘メザル人師、權經ニ宿習アリテ、實經ニ入ラザラン者ハ、或ハ魔ニタボラカサレテ通ヲ現ズルカ。但、法門ヲモテ邪正ヲダスベシ。利根ト通力トニハヨルベカラズ」といはれ、諸處に妙樂大師の「感應斯ノ如キモ、未ダ理ニ稱ハズ」の語をもつて通力を排せられてゐる。この態度のゆゑに、かゝることを數々書くことをせられなかつたのであらう。聖人のかゝる態度を以て、多神教的迷信と誹ひ

たものがあつたが、畢竟して十界の聖衆は、妙法の自然應用、本佛の神通化現とせられ、妙法を以て妙法を叩發せられるのであるから、多神だの迷信だのとは、全然桁が異ふ。

(ハ) 龍口法難と佐渡遠流との關係

要するに、龍口法難と佐渡遠流との關係は、はじめは表面は佐渡遠流で、實は龍口斷罪であつたのを、奇蹟の爲めに斷罪が行はれず、佐渡遠流となつたのであつたが、更にその翌夜は、遠流さへもなほ未確定になつた。それが十四日附十五日着の下文で、いよゝ遠流と確定したが、また鎌倉に種々奇怪なる讒間的行爲が行はれ、爲めに聖人の弟子檀方にまで、從犯としての累が及び、退轉の者も少からずきて、漸く十月十日に依智を立つて、佐渡の國へ向はれたのである。しかし勿論、執權からの命令には、途中又は遠流中にも、過害などあつてはならぬ。「御預の爲め悪かりぬべし」との添状はあつたが、文永九年二月十一日には、罪もない評定衆一番引付頭の要職にある、名越尾張入道見西を討取つたりする武士達であり、見西の討手は處罰せられたが、同時に殺された評定衆遠江守教時の討手は、罰せられないと共に賞せられもしなかつたといふ如き事實すらある位だから、武藏守宣時は、私の御教書をもつて聖人を迫害し、佐渡の信者等を脅かし、刺客は屢聖人を覘ひ、一谷入道の阿彌陀堂の廊で、聖人はわづかに命を免れたといはれたほどである。

聖人に對しての時宗の態度は、父時頼と同じく、何等かの理由あるものとして、用ゐることは出来なくとも、強く罰することは考ふべきものとしてゐた。「故最明寺殿ノ日連ヲユルシ、ト、此殿ノ許シ、ハ、禍ナカリケルヲ、人ノザンゲント知テ許シ、ナリ」(聖人御難事)とも、「カウノトノハ、人ノイキシニツケテ、クハシクモタヅネ

ズシテ、此御房ヲナガシケル事アサマシトヲボシテ、ユルサセ給テノチハ、サセルトガモナクテ、イカンガ又アダセラルベキ。スヘノ人々ノ、法華經ヲ心ニハアダメドモ、ウヘニソシラバイカンガトヲモヒテ、事ニカヅケテ人ヲアダムホドユ、カヘリテサキムノソラ事ノアラハレ候ゾ。コレハソラミゲウソト申事ハ、ミヌサキヨリスイシテ候。サドノ國ニテモ、ソラミゲウソヲ三度マデツクリテ候シゾ。コレニツケテモ、上ト國トノ御タメ、アハレナリ。」(窪尼御前返事 眞蹟 存在)とあるにて、その態度がわかる。そして龍口で聖人を喪はんとしたものは、主として平頼綱と、大佛宣時であるやうだ。宣時が十三日卯時に熱海の湯へ行つたといふのは、龍口の失敗を聞いて、身を避けたものではないかといふ、瑩澤藍川氏の説は、もつともの想像であるとおもふ。

下篇 龍口法難は聖人一期の最大關節なり

一、「開目抄」と「三澤抄」との自然の歸結

龍口法難は、聖人の肉體上における最大の危難であつた。小松原法難は同じく生命に對する危難であるが、元來一士豪としての武士の要撃であるから、比較的脱るべき隙は有り得たが、龍口法難は國家の公力をもつてしたものであるから、これを免れることは、人力をもつては爲し能はぬ。必然的に死すべき筈のものであつた。彼の「開目抄」に、「日蓮トイヒシ者ハ、去年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ。コレハ魂魄佐土ノ國ニイタリテ」とある。この「頸ハネラレヌ」といはれた語は、この意味を仰せられたものであらう。そして今この佐渡の國に來てゐるのは、日蓮の魂

魄である。肉の日蓮は、當然あの時に死んでゐるのだ。とすればその魂魄とは何であらうか。その魂魄が北條氏の武力公力に勝たれたのであるが、それは何であらうか。「日蓮は既に龍口に死せり」との宣言は、すなはち聖人自身の靈的本領の開顯である。それゆゑに古來「開目抄」をもつて、聖人の發迹顯本の御書、「人開顯」の御書とし、「觀心本尊抄」の「法開顯」に對するのである。

「開目抄」が、龍口をもつて自身の顯本とせられたに對して、「三澤抄」には、「去文永八年九月十二日ノ夜タツロニテ頸ヲハネラレントセシ時ヨリノチ、フビンナリ、我ニツキタリシ者ドモニ、マコトノ事ヲイワザリケルトヲモテ、サドノ國ヨリ弟子ドモニ、内々申法門アリ」といはれたのは、「サドノ國ヘナガサレシ已前ノ法門ハ、タマ佛ノ爾前ノ經トヲボシメセ」の意味で、聖人一期の對他の化導の中で、帶方便と顯眞實との限界を、この龍口に立てられたものであるから、即ち龍口は一期化導の序分を結び正宗分を開かれたものである。

それゆゑに「開目抄」に顯されてゐる龍口は、これを對自的開顯とし、「三澤抄」に顯されてゐる龍口は、これを對他の開顯といふことが出来るであらう。對自的開顯は導師その人の開顯で、對他の開顯は化導そのもの、開顯である。

(一) 對自的開顯としての「開目抄」の聖語と「上野書」

「日蓮トイヒシ者ハ、去年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ」と、肉體日蓮の死を自から宣言せられた「開目抄」は、佐渡の國にいたりし「魂魄」を、いかなる靈であるとせられてゐるのであらうか。

「開目抄」の彼のところの本文を拜見すると、「コレハ釋迦・多寶・十方ノ諸佛ノ、未來當世日本國ヲウツシ給明鏡ナ

リ。カタミトモミルベシ』とあつて、勸持品の二十行の偈をもつて、末法の法華經の行者と、その敵人とを顯されたものとせられてゐるのである。

勸持品の二十行の偈は、經文の表は、八十萬億那由他の菩薩の發誓の文であるが、經の意をもつて見ると、涌出品に、迹化他方の菩薩の末法弘通を『止ミネ善男子』と止められてゐる。これも經文は、過八恆沙の他方來の菩薩達を止められたゞけであるが、その能く弘むべき導師をば、特に此の娑婆世界の下方空中に住せる、六萬恆沙の菩薩、即ち本化にのみ限られたところからいふと、義おのづから迹化の菩薩をも止められたのである。すると、勸持品の如く弘通する法華經の行者は、即ち本化の菩薩といふことになる。ゆゑに「開目抄」に、聖人みづから勸持品の色讀を宣言してゐられるのは、經意をもつて見れば、おのづから我はこれ地涌上行ぞといつてゐられるのと異ならない。或る宗學者が、「開目抄」一部中、地涌の菩薩に就ては、經文の説相を説かれたところに書かれただけで、末法の法華經の行者として出現すべしとの旨は説かれてないから、『人開顯』をも果されてゐないものだといつたが如きは、たゞこれ文字をのみ讀んで、義意に盲目なるの致すところであらう。

とかういへば、或はいふかも知れない。眞實の開顯は、『依文判義』でなければならぬ。『依義判文』はこれ方便覆相の證據ではないかと。若しもさやうな事をいへば、壽量品の文上には、『南無妙法蓮華經』の七字はない。さらば壽量品は眞實の開顯が出来てゐない、覆相方便の經なりといひ得るか。方便品にも壽量品にも一念三千の文はない。これ覆相方便の經文であるか。眞實の經文とは、文義意に互りて、眞實の妙義の構成せられ居るものをいひ、方便覆相の文とは、文義意にわたりて、眞實の妙義の構成せられざるものをいふ。例せば、華嚴・眞言の經文には、一乘作佛・久

遠實成なし、ゆゑに一念三千成立せず。これ彼の經みづから、文に依つて義を判じて、以て一念三千を成立すること能はざるものである。その成佛往生は法華經の義を借り來りて、はじめて解釋せられ得るものであるから、義に依つて文を判ずといふのである。今「開目抄」は、勸持品の二十行の偈の色讀を以つて、末法の法華經の行者の資格とし、これを自から實行したることを明にせられてゐる。その風情はあだかも、「涌出品」の略開近顯遠に、地涌の菩薩を、釋尊の弟子なりと開顯したまへども、いまだ釋尊の五百塵點をば顯したまはず、なほ四十餘年前の成佛と見えたが如きものである。しかしながら彌勒菩薩すら、一人をも識らずといふ久遠修行の諸菩薩を、初發心せしめたりとの開顯こそは、すでに釋尊の成佛の、久遠なることを暗示せるが如く、日蓮といひし人は頸はねられて、魂魄佐渡の國にいたり、しかも具さに勸持品の二十行の偈の色讀す。その勸持品は深位菩薩の修行にして、末法の弘通はひとへに地涌本化の菩薩に限るとせば、勸持品の色讀は、即ちおのづから本化菩薩なることを暗示せるものと拜すべきである。

(一) 不思議なる聖人の神祕的生涯と少輔房の杖

聖人一生の行動は、實に神祕的である。前々にいふが如く、その出生の年は承久の翌年、その入滅は元寇の翌年、大内變を疑つて發心し、大外寇を豫言し、衛護の事了つて入滅せらる。これすでに神祕である。況んや件々の豫言の中といひ、伊豆にての立像釋尊の值遇と宗教五綱の顯發。佐渡にての大曼陀羅の圖顯と三大祕法の建立。發心の山に玄題を初唱し、まづ父母師匠等の爲めに説法し、富士の神山に經を埋め、身延山に隱栖し、その長に當る武州多摩川の涯池上の邸に滅を唱へたまふなど、一期そのまゝ偉大なる神祕ではないか。

今この籠口法難においてもその如く、召し出しの當初、少輔房が法華經の第五卷をもつて聖人を打つ。「打杖モ第

五、卷、ウタルベント云經文モ第五卷、不思議ナル未來記ノ經文也」とは、「上野殿御返事」の御文であるが、これはただ第五の卷には勸持品が含まれ、勸持品の中には『及加三刀杖者』とあるからといふばかりではない。第五の卷は、悪人女人の成佛の提婆品と、三類強敵の勸持品と、四安樂行の安樂行品と、地涌出現の涌出品とが含まれてゐる。そして勸持品の弘通をするものは、涌出品の地涌の菩薩なのである。その地涌の菩薩が、末法惡世の悪人女人を眞に救ひたまふのである。その折伏の修行が、化他門では、一切の衆生を攝取する大慈悲の攝受であり、自行門では、法難を攝受する安樂行なのである。第五卷はかゝる品である。その巻をもつて勸持色讀、地涌内證の聖人を打つは、實にこれ大なる神祕ではないか。『日蓮トイキシ者ハ、去年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ』とある、その日の最初に、この一齣があるのは、これ既に「開目抄」の文義意を、その中に豫め具足暗示してゐるものである。しかもかくの如く解するのは、決して吾等の私見ではない。まさしく「上野抄」の御文義なのである。

(2) 少輔房の杖に於ける第五卷の人開顯

今「上野殿御返事」を拜すれば、はじめに

抑日蓮、種々ノ大難ノ中ニハ、龍口ノ頸ノ座ト東條ノ難ニハスギズ。其故ハ、諸難ノ中ニハ命ヲ捨ル程ノ大難ハナキ也。或ハノリセメ、或ハ處ヲオハレ、無實ヲツケラレ、或ハ面ヲウタレシナドハ物ノカズナラズ。サレバ色心ノ二法ヨリヲコリテソシラレタル者ハ、日本國ノ中ニハ、日蓮一人也。但シアリ共、法華經ノ故ニハアラジ。

(類遺 六〇〇)
(縮遺 一八三九)

と落筆して、つぎに少輔房の打擲を、天竺の嫉妬の女人の因縁に比したる後、不輕菩薩に遇へる四衆に合し、轉じて

夫第五卷ハ一經第一ノ肝心也。龍女ガ即身成佛アキラカ也。提婆ハココロノ成佛ヲアラハシ、龍女ハ身ノ成佛ヲアラハス。一代ニ分絶タル法門也。サテコソ傳教大師ハ、法華經ノ一切經ニ超過シ勝レタル事ヲ、十アツメ給タル中ノ、即身成佛化導勝トハ此事也。此法門ハ天台宗ノ最要ニシテ、即身成佛義ト申テ、文句ノ義科也。眞言天台兩宗ノ相論也。龍女ガ成佛モ法華經ノ功力也。文殊師利菩薩ハ、唯常宣說妙法華經トコソカタラセ給。唯常ノ二字ハ八字ノ中ノ肝要也。菩提心論ノ唯眞言法中ノ唯ノ字ト、今ノ唯ノ字ト、何レヲ本トスベキヤ。彼ノ唯ノ字ハオソラクハアヤマリ也。無量義經云、四十餘年未レ顯ニ眞實。法華經云、世尊法久後、要當レ説ニ眞實。多寶佛ハ皆是眞實トテ法華經ニ限リテ即身成佛アリト定メ給ヘリ。爾前經ニイカヤウニ成佛アリトモトケ、權宗ノ人々無量ニイヒクルウトモ、只ホウロク千ニツチ一ツナルベシ。法華折伏破權門理トハコレ也。最モイミジキ祕奧ナル法門也。

とは、天台宗における提婆品の位置を説かれたるもので、さて翻つて聖人の神力品別付囑の權威より論じて、

又天台ノ學者慈覺ヨリ已來、玄・文・止ノ三大部ノ文ヲ、トカク料簡シ義理ヲカマフトモ、去年ノ曆昨日ノ食ノ如シ。ケフノ用ニナラズ。末法ノ始ノ五百年ニ、法華經ノ題目ヲハナレテ成佛アリトイフ人ハ、佛説ナリトモ用ユベカラズ。何ニ況ヤ人師ノ義ヲヤ。

と大斷し、壽量品中心を立てたる後、重ねて提婆品を釋して

爰ニ日蓮思フヤウハ、提婆品ヲ案ズルニ、提婆ハ釋迦如來ノ昔ノ師也。昔ノ師ハ今ノ弟子也。今ノ弟子ハ昔ノ師也。古今能所不二ニシテ法華ノ深意ヲアラハス。惡ノ達多ニハ慈悲ノ釋迦如來師トナリ、愚癡ノ龍女ニハ智慧ノ

文殊師トナレリ。文殊、釋迦如來ニモ、日蓮劣リ奉ルベカラザル歟。日本國ノ男ハ提婆ガ如ク、女ハ龍女ニアヒ似タリ。逆順トモニ成佛ヲ期スベキナリ。是提婆品ノ意ナリ。

と、聖人みづから順逆ともにその正境として、日本國の法華經下種の主師親たることを示して、さて

次ニ勸持品ノ八十萬億那由他ノ菩薩ノ、異口同音ノ二十行ノ偈ハ、日蓮一人ヨメリ。誰カ出テ日本國唐土天竺三國ニシテ、佛滅後ニヨミタル人ヤアル。又我ヨミタリトナノルベキ人ナシ、又アルベシトモ覺エズ。及加刀杖ノ(刀杖)二字ノ中ニ、モシ杖ノ字ニアフ人ハアルベシ。刀ノ字ニアヒタル人ヲキカズ。不輕菩薩ハ杖木瓦石ト見エタレバ、杖ノ字ニ遇ヌ刀ノ難ハキカズ。天台妙樂傳教等ハ刀杖不加ト見エタレバ又カケタリ。日蓮ハ刀杖ノ二字共ニアヒヌ。剩ヘ刀ノ難ハ前ニ申スガ如ク、東條ノ松原ト龍口ト也。一度モアフ人ナキ也。日蓮ハ二度値ヌ。と勸持品の刀の字の色讀を書きたまへる後に、前に引用したる少輔房の杖の一節を、かの延昌座主が父の槻の木の弓の故事に例して、『日蓮モ又カクノ如クアルベキ歟、日蓮佛果ヲ得ンニ爭カセウ少輔房バウガ恩ヲスツベキヤ。何況ヤ法華經ノ御恩ノ杖ヲヤ。カクノ如ク思ヒツツケ候ヘバ感涙ヲサヘ難シ』とこの節を結び、安樂行品は、この少輔房攝取の觀解の中に暗示して、たゞちに涌出品に言及し、

又涌出品ハ日蓮ガ爲ニハ少シヨシミアル品也。其故ハ上行菩薩ノ末法ニ出現シテ、南無妙法蓮華經ノ五字ヲ弘ムベシト見エタリ。而ニ先日蓮一人出來ス。六萬恒沙ノ菩薩ヨリ定テ忠賞ヲ蒙ルベシト思ヘバ、タノモシキ事也。と結び、かくて提婆品勸持品安樂行品涌出品の四品を含める第五の卷を文義意影略互顯して略釋せられてゐる。そして少輔房が打つたのは第五の卷であつた。それは龍口法難・佐渡遠流の召し出しの時であつた。龍口法難・佐渡遠流

は、勸持品の色讀と同時に、聖人即ち末法の法華經の行者上行菩薩の開迹顯本の一大關節なのである。その最初の一齣が、五卷での打擲、打つ杖も第五の卷、打たるべしといふ經文も第五の卷。その卷にこそ順逆ともに成佛の提婆品も、地涌出現の涌出品も含められてゐるのである。何といふ意義深き神祕であらうぞや。聖筆は更に一轉して上野殿の信心における勸誡に及び、

トモカクモ法華經ニ身ヲマカセ信ゼサセ給ヘ。殿一人ニ限ルベカラズ。信心ヲ進メ給テ過去ノ父母等ヲスクハセ給ヘ。日蓮生レシ時ヨリ今ニ一日片時モ心安キ事ハナシ。此法華經ノ題目ヲ弘メント思計リ也。相カマヘテ相カマヘテ、自他生死ハシラネ共、御臨終ノキザシ、生死ノ中間ニ日蓮必ズ迎ニマイリ候ベシ。三世ノ諸佛ノ成道ハ子丑ノヲハリ、トラノキザミノ成道也。佛法ノ住處鬼門ノ方ニ、三國トモニ立ナリ。此等ハ相承ノ法門ナルベシ。委ハ又々申スベク候。恐々謹言。

追云、ウヘテ食ヲネガヒ、渴シテ水ヲシタフガゴトク、戀シキ人ヲ見タキガ如ク、病ニクスリヲタノムガ如ク、ミメカタチ好人、ベニシロイモノヲツクルガ如ク、法華經ニハ信心ヲイタサセ給ヘ。サナクシテハ後悔アルベシ。

と結ばれてゐる。子丑の終寅のきさみとは、夜より曉にむかふ時、陰極りて陽氣の發する時刻、聖人また『子丑ノ時ニ頸ハネランヌ』と仰せられてゐる。方位にすれば東北は、北方の陰氣轉じて東方の陽氣に移るところ、煩惱を轉じて發菩提心の大圓鏡智をみかき出すべきところである。御本尊にも、上行菩薩は丑寅の方に居せられ、菩薩の位とすれば、上行・無邊行・淨行・安立行を、十住・十行・十回向・十地に天台は配せられてゐるから、上行菩薩はまた發心住を代

表し、衆生の本因下種の導師にておはすのであつた。

かくの如く領解し來れば、九月十二日の召し出しの少輔房の杖は、龍口子丑の時の頸の座の人開顯から、寺泊・佐渡の開述顯本を、あらかじめ暗示してゐるが如くではないか。

二、對他的開顯としての「三澤抄」の聖語と「觀心本尊抄」

そこで更に「三澤抄」の『タツノ口ニテ頸ヲハネラレントセシ時ヨリノチ、フビンナリ我ニツキタリシ者ドモニ、マコトノ事ヲイハザリケルトヲモテ、サドノ國ヨリ内々弟子ドモニ申法門アリ』と提言して、『此ハ佛ヨリ後、迦葉・阿難・龍樹・天親・天台・妙樂・傳教・義真等ノ大論師大人師ハ、知テシカモ御心ノ中ニ祕セサセ給シ、口ヨリ外ニハ出給ハズ。其故ハ佛セイシテ云ク、我滅後末法ニ入ラズバ、此大法イフベカラズトアリシ故ナリ。』といはれ、『而ニ此法門出現セバ、正法像法ニ論師人師ノ申セシ法門ハ、皆日出テ後ノ星光、巧匠ノ後ニ拙ヲ知ルナルベシ。此時ニハ、正像ノ寺塔ノ佛像僧等ノ靈驗ハ皆キヘウセテ、但此大法耳、一閻浮提ニ流布スベシトミエテ候』といはれたるその『大法』とは何であるかといへば、それは「觀心本尊抄」に顯發せられたる、本門事一念三千の三大祕法の南無妙法蓮華經の要法である。すなはち文永八年九月十二日の夜の龍口法難から、文永十年四月二十五日の「觀心本尊抄」にいたるまでは、詮する所、此の『大法』を、漸次に開顯し來られたものなることがわかる。

(一) 龍口法難以後法門の漸次的開顯

龍口法難以後において、「三澤抄」におけるが如く、聖人の對他的心地が一轉せられたと共に、漸次、その眞本領を顯されるやうに向はれた。そしてその方面は、教相門と觀心門との二大別から見ると、教門においては、「轉重輕受法門」から「開目抄」へ開展し、觀門においては、「生死一大事血脈抄」から「觀心本尊抄」へと開展し、教觀相資して、「法華取要抄」において一結せられてゐるのである。

(1) 「轉重轉受法門」「寺泊書」及び「富木入道書」と「開目抄」

龍口法難の直後に書かれたる法門的消息としては、「四條金吾殿御消息」がある。いはゆる「可謂寂光土御書」と名けるものである。但しこの書には文章上少しく不審の點がないでもないから、今これを省く、とその次は十月五日の「轉重輕受法門」である。此書は御眞蹟を存し、修行に攝受折伏の兩向あるは、國に惡國善國あるに依るとし、『法華經ハ紙、何ニ音ヲアゲテヨメドモ、彼ノ經文ノゴトクフレマウ事ガカタク候カ』と色讀の難きをいひ、譬喩品、法師品、勸持品、安樂行品の怨嫉の文をあげて、これ等の經文を讀める人なきを暗示し、不輕菩薩・覺德比丘の如く身に讀めるは、たゞこれ日本國に當時日蓮一人かと説き、『今日蓮、法華經一部ヨミテ候。一句一偈ニ猶受記ヲカボレリ。何況一部ヲヤト、イヨノタノモシ。但オホケナク國土マデトコソトヲモヒテ候』と本誓願を明されてゐる。經の色讀はすでにこの御書に仰せられ、ことに勸持品は、『加刀杖乃至數々見擯出』の文が出されてゐる。そして一步進んだ「寺泊御書」には、下和清丸の例を引かれし後、

勸持品ニ云ハク、有諸無智人、惡口罵詈等云。日蓮ハ此ノ經文ニ當レリ。汝等何ゾ此ノ經文ニ入ラザル。及加刀杖者等ト云。日蓮ハ此ノ經文ヲ讀メリ、汝等何ゾ此ノ經文ヲ讀マザル。當在大衆中欲毀我等過等云。向國

王大臣婆羅門居士等云。惡口而嘔噎數々見擯出、數々トハ度々也。日蓮擯出衆度、流罪ハ二度也。

と、勸持品の經文色讀をいはれ、更に勸持品と不輕品との内容一貫を説かれて、法華經ハ三世說法ノ儀式也。過去ノ不輕品ハ今ノ勸持品、今ノ勸持品ハ過去ノ不輕品也。今ノ勸持品ガ未來ニ不輕品タルベキ其ノ時ハ、日蓮即チ不輕菩薩タルベシ。

と決せられてゐる。この不輕菩薩といはれた中には、本化菩薩の弘通たる「神力品」の偈の「於我滅度後、應受持此經、是人於佛道、決定無有疑」の受持一行が、不輕菩薩の「不專讀誦經典、但行禮拜」と、その旨を一にするものたることは、聖人諸處の遺文に示されてゐるから、密に本化の菩薩の自覺を示されたものであり、また「八十萬億那由他ノ菩薩ノ代官トシテ之ヲ申ス。彼ノ諸ノ菩薩ノ加被ヲ請クル者也」ともいはれてゐるが、八十萬億那由他の菩薩は、涌出品で「止ミネ善男子」と弘通を止められたのであるから、その「代官」こそ、實は本化菩薩なのである。

さらにまた佐渡國へ渡られての即時ともいふべき、十一月廿三日の「富木入道殿御返事」には、

天台傳教ハ粗釋シ給ヘドモ、之ヲ弘メ殘セル一大事ノ祕法ヲ、此ノ國ニ始メテ之ヲ弘ム。日蓮豈其ノ人ニ非ズ乎。……日蓮粗之ヲ勘フルニ、是時ノ然ラシムル故也。經ニ云ク、有四導師一名上行云。又云ク、惡世末法時能持是經者、又云ク、若接須彌擲置他方等云。

と、末法の法華經の行者は、上行菩薩なることを暗示し、「開目抄」に至つては、究竟眞實の主師親としての本尊は、壽量品の本佛釋尊。究竟眞實の主師親としての大法は、壽量文底の一念三千。究竟眞實の主師親としての依師は、勸

持品色讀の末法の法華經の行者、即ち日蓮聖人なることを示されたのである。

(2) 「生死一大事血脈抄」「最蓮房御返事」「眞言諸宗違目」

及び「内證佛法血脈」と「觀心本尊抄」

龍口法難の直後には、いはゆる「四條金吾殿御消息」は、文章上少しく疑念があるが、若し眞書とすれば、むしろ觀心に屬する御書であらう。がこれを除けば、翌文永九年二月佐渡においての「生死一大事血脈抄」をまづ數へなければならぬ。この書における教行證三重の生死一大事の血脈は、釋尊と妙法と上行菩薩との三を、教重證重行重の各中心として、『南無妙法蓮華經釋迦多寶上行菩薩血脈相承修行シタマヘ』と、本化の妙行を示され、同年四月の「最蓮房御返事」には、『契約可申候ハン。貴邊ノ御勘氣疾々許サセ給テ、都へ御上リ候ハ、日蓮モ鎌倉殿ハユルサジトノ給ヒ候トモ、諸天等ニ申テ鎌倉へ歸リ、京都へ音信申スベク候。又日蓮先立テユリ候テ鎌倉へ歸候ハ、貴邊ヲモテニ申テ古京へ歸シ奉ルベク候』といはれ、五月の「眞言諸宗違目」には、『日蓮ガ御免ヲ蒙ラント欲スルノ事ヲ、色ニ出ス弟子ハ不孝ノ者也。敢テ後生ヲ扶クベカラズ。各々此ノ旨ヲ知レ』とて、佐渡國に爲すべき事あれば、此の所にあるべしとの旨を示し、かくて翌十年の二月十五日に、「法華宗内證佛法血脈」において、『法華經ニ依リテ開解シ』、『釋迦如來ヲ本師ト爲シ、結要ノ付屬ヲ勘へ、上行菩薩ノ流ヲ波ンテ、師資相承ノ血脈ヲ列ヌル也耳』と、天台より獨立せる上行付屬の本化の法華宗を立てられ、「觀心本尊抄」において、本化付屬上行所傳の、本門の一念三千の妙行の大本尊たる、壽量内證の佛を顯發し、かたはら本門題目を略釋し、本門戒壇を密釋せられたのである。すなはち、龍口法難以來もしは教門、もしは觀門、ともに聖人已證の眞實を顯されたものであつて、「開目抄」は主

としては聖人の『人格開顯』であり、傍ら天台宗の名においての、末法の本門三寶の『教門開顯』であり、『本尊抄』は主としては、所弘の三祕の觀門即ち『法體開顯』で、傍ら聖人の『人格開顯』を含められてゐるのである。

(二) 聖人法門の展開と佐渡における圓境の變化

さきにも略記したが、聖人の法門は龍口法難において、一大關節を爲してゐるが、さてその佐渡においても、不思議に圓境の變化が、法門の展開と相應してゐる。

「開目抄」は、文永九年二月の著であつて、塚原の雪中の御執筆であるが、正月に塚原問答があり、その時にあらかじめ二月の同士討を豫言せられてゐる。しかも四邊はまだ聖人に歸伏してはゐない、落寞たる雪中三昧野の執筆として、この病める日本國、まのあたり日本の柱たり眼目たり大船たる行者をかゝる境に置く、この兒あはれむべしの慈愛があふれ、『日蓮ガ智解ハ、天台傳教ノ千分ガ一分ニモ及バネドモ、難ヲ忍ビ慈悲スグレタルコトハ、ヲソレヲモイダキヌベシ』と仰せられてゐる。

しかるに「本尊抄」は、文永十年四月の著で、この頃は、前年同士討の豫言の適中以來、佐渡の未開惇朴なる人々は、聖人を信するもの漸次に増加し、一年の内には島の者も大半は聖人を尊敬するに至つたことは、性諭房や道觀等が、武藏守に訴へに上つたのでも推知し得られる。一國ほど順縁の者と成れる中において、此の虚空會上の大曼荼羅、本佛己心の一念三千の法門は顯發せらるゝに至つた。そしてその顯發の終つた頃には、武藏前司宣時の迫害が下つて、ふたゝび聖人の御身にも危害が及ばうとし、島の信者等も法難に遭ひはじめたが、その時を機會として、やがて

赦免となつて、聖人は鎌倉へ歸られたのである。

かくの如く、佐渡における環境が、文永九年二月の「開目抄」の時から、文永十年四月の「觀心本尊抄」の時までに、逆縁怨嫉から、順縁歸伏にまで一變してゐたことは、從來の傳記家は、あまり多くの注意を拂はずに居たやうである。佐渡といへば、すぐ阿佛房が夜中に櫃を負うて、食を貢ぎまゐらせたことのみを聯想する。勿論、それも事實である。だが、前にすでに論じたがごとく、文永十一年一月の「法華行者值難事」(眞蹟)には、武藏守宣時が、聖人に隨從するものを嚴禁し、これを嚴科に行ふべき由の下知狀が出てゐる。この下知狀を聖人は、宣時の私の計らひと看破せられたから、「法華行者值難事」は、門下僧俗一般に宛てゝ送られ、なほ人ごとに之を語り繼げよと指令せられたのであつた。その語り繼いだ結果が、時宗の耳に入つて、時宗は直ちに赦免狀を出さしめたのである。しかも此の下知狀は此の時のみではなかつた。眞蹟存在の「窪尼御前御返事」其他に、『三度マデソラミゲウソライダシテ候ゾ』との事實をいはれてゐる。三度までかゝる下知狀を出さねばならなくなつたのは、佐渡一國の民衆が、聖人に歸伏したこととあり、また眞蹟存在の「阿佛房尼御前御返事」(女佛抄)にある、聖人に歸伏した人々が、種々の嚴科に觸れたことも、この歸伏の事實を裏書きするものである。こゝにおいてか「御振舞書」の『ステニ國ノ者モ大體ツキヌ』を、事實と認めねばならないのである。

即ち「開目抄」は、佐渡が逆縁怨嫉の國であつた時の御執筆であり、「本尊抄」は、佐渡が順縁歸伏の國となつた時の御著述である。そこに逆縁下種、順縁三祕の宗義的格轍が、明かに顯はれてゐるので、また聖人の化導における神秘的なるものゝ一つである。

龍口と佐渡とは、聖人にあつては、かくて本有の寂光土を現出したともいふべく、一は聖人の本地開顯の道場となり、一は本化の法門開顯の靈土となつたのであつた。

これを要するに、龍口法難は、聖人一期の化導における最大の關節であつて、若し法華經の説相に比すれば、まさしく從地涌出品にあたる一大意義を有する、大切な史實であるといふべきであらう。

武藏守宣時の人物事蹟位地權力と其の信仰

— 聖人の法敵となりし政治界巨人の研究 其の二 —

緒言

日蓮聖人の著しい法敵となつた在家の人には、最初建宗の時に聖人を切らんとし後に小松原で疵を負はせ奉つた安房國の東條左衛門尉景信がある。ついで鎌倉政治界の隠然たる勢力者であつた前陸奥守重時朝臣、即ち連署として寶治元年〔聖誕二六〕七月から康元元年〔聖誕三五〕三月まで十年間幕政に與つてゐた極樂寺入道殿。この人は伊豆流罪の主謀者であつた。これにつぐものは佐渡流罪かねては龍口法難の主謀者とも認めらるべく、また賀島法難の迫害者でもあつた。所司執權家司平左衛門尉頼綱である。そして更に今一人、龍口佐渡の時に平左衛門尉のワキ役として、同じく聖人を失はんとしたと想像せられ、また佐渡國で聖人の信者が増加したについて、いはゆる『私の御教書』を下して、聖人の檀越となつたものを嚴罰し、聖人を食責めにしよとした武藏守、または武藏前司といはれた人がある。最初の東條景信は邊國の一介の武弁のやうであるが、極樂寺殿と、平頼綱と、武藏守殿とは、ひとしく鎌倉時代においてみな立派なる政治家である。(前卷には平頼綱の父祖と位地權力及びその信仰に觸れて置いたが、その政治家としての方面には及ばなかつた。けれども彼はなかなかな政治家であつたらしい。このことは彼の篇の續稿において、詳説す

るつもりである。

さうして、此の『武藏守殿』又は『武藏前司殿』の名稱は、聖人遺文に見え、又『武藏入道殿』といふものもある。しかも當時の慣例に随つてその諱は書かれてゐない。そこで此の人が何人であるかは、聖人の事蹟を正確に知る爲めには必要なこととなる。もしその人物が員に備はるだけの尋常一般の官僚でなく、識見あり手腕あり學問あり信仰ある人物であつたとしたならば、殊にそれが鎌倉時代史中の相當重要な位置を占むべき人物であつたとしたならば、さういふ人物がいかにして聖人に反對したか、たゞに反對しただけでなく、これを殺さんとまでしたのであらうかは、聖人研究について、多大なる興味と價値とを感ずるのである。

然るに古來この人については、頗る漠然たる傳説と、はなはだ不十分なる研究をしか有つてゐない。これ聖人の事蹟・人格思想・影響等を、正確ならしめんとする吾等の等閑に附しがたいところである。

一、遺文各篇にあらはれたる武藏守・武藏前司及び武藏入道

そこで遺文におけるこの人につき、歸納的研究法により、まづ遺文各篇にそれ等がいかにかに現はされてゐるかを査閲する。そして前例により、問題の取扱ひ方を確實にする爲め、(一)眞蹟存在の遺文について、(二)「録内」の遺文について、(三)「録外」の遺文について、の三段に經て考査を進めやうと欲する。

(一)眞蹟存在の遺文について

武藏守、または武藏前司、あるひは武藏入道の明文のある眞蹟存在の遺文は、左の四書である。

(一)京都本満寺藏寶〔前巻凸〕の文永八年九月十五日の「土木殿御返事」これには、

此十二日酉時御勘氣、武藏守殿御アツカリニテ、十三日カマクラヲイデ、佐土ノ國ヘナガサレ候ガ

とある。本消息では『武藏守殿』が、佐渡、流罪の預り人であつたことがわかる。(此の『預』といふ語については、ただ罪人を預るといふことと、たゞの預り人でなく主監者であるといふこととの二説あつて、後者は恩師のお説であるが、それは「龍口法難論」において論ぜられてゐるからこゝにはいはいはぬ。)

(二)佐渡國阿佛房妙宣寺藏寶の弘安元年七月二十八日の「千日尼御前御返事」〔女人成佛抄〕の中に、

而ルニ日蓮、佐渡國ヘナガサレタリシカバ、彼國ノ守護等ハ、國主ノ御計ニ隨テ日蓮ヲアダム。萬民ハ其ノ命ニ隨フ。念佛者禪律眞言師等ハ、鎌倉ヨリモ、イカニモシテ此ヘワタラヌヤウニ計ト申ツカハシ、極樂寺ノ良觀等

ハ、武藏前司殿ノ私御教書ヲ申テ、弟子ニ持セテ日蓮ヲアダミシカバ、イカニモ命タスカルベキヤウハナカリシニ、とある。これには『武藏前司』が、私の御教書を出して聖人を迫害したことが載せられてゐる。そしてその私の御教書といふものゝ本文は、

(三)文永十一年正月十四日の「法華行者值難事」(下總國中山法華經寺藏寶)の中に載つてゐる。

而文永十年十二月七日自武藏前司殿、下佐土國ニ狀云、自判在之

佐渡國流人僧日蓮、引率弟子等、巧ニ惡行ニ之由、有ニ其聞。所行之企甚以奇怪也。自今以後、於下相隨彼僧之輩者、可令加炳誠。猶以令違犯者、可被注進交名之由所候也。仍執達如件。

文永十年十二月七日

依智六郎左衛門尉殿

一六六 (一) 依智六郎左衛門尉殿
沙門 觀 惠上

(四)さらに京都妙覺寺藏寶の建治三年十一月二十日〔遺文録に建治元年〕の「兵衛志殿御返事」には當時モ武藏入道ソコバクノ所領所從等ヲステ、通世アリ。マシテワドノバラガ、ワヅカノ事ヲヘツラヒテ、心ウスケテ惡道ニ墮テ日連ヲウラミサセ給ナ。

とある。これは建治三年の頃、武藏守または武藏前司であつた人が、通世したことを記されたものである。

(二)「録内」の遺文および其の他の遺文について

さらにまた古來偽書少しとせられた「録内」の遺文では、まづ(一)に「種々御振舞御書」〔類遺一三九一〕である。この御書は「御書目録」〔目録〕では「種々御振舞御書」〔録内〕・「佐渡御勘氣抄」〔又は、星下書と〕・「阿彌陀堂加賀法印祈雨事」〔録内〕の三書〔或は光日房御書〕となつてゐたものだが、泰堂居士によつて一書の全壁となつた。この中の「御振舞抄」といはれた部分と、「佐渡御勘氣抄」といはれた部分との兩方に、武藏守のことが出てゐる。はじめの部分にはサテハ十二日ノ夜、武藏守殿ノアヅカリニテ、夜半ニ及頸ヲ切レンガタメニ鎌倉ヲイデシニ、ワカミヤコウヂニウチイデ、四方ニ兵ノウチツツミテアリシカドモ、日連云、各々サワガモ給ナ。ベチノ事ハナシ、八幡大菩薩ニ最後ニ申ベキ事アリトテ、馬ヨリサシヨリテ高聲ニ申ヤウ。〔以上身延山日朝師寫〕〔本ニ對照ノ本ニ依ル〕とあつて、佐渡流罪龍口死刑の時が、武藏守殿の預かりであつたことが記され、後の部分には、龍口の事のあつた文永

八年九月十二日の翌十三日の、戌時における事實が出てゐる。

其日戌時計ニ、カマクラヨリ上ノ御使トテ、タテブミヲモチテ來ヌ。頸切トイウカサネタル御使カト、モノノフドモハラモヒテアリシ程ニ、六郎左衛門ガ代官右馬ジヨウト申者、立ブミヲモチテハシリ來、ヒザマヅヒテ申。今夜ニテ候ベシ、アラアサマシヤト存テ候ツルニ、カカル御悅ノ御フミ來候、武藏守殿ハ、今日卯時ニアタミノユヘ御出候ヘバ、イソギアヤナキ事モヤト、マヅコレハシリマイリテ候ト申。カマクラヨリノ御ツカヒハ、二時ニハシリテ候。今夜ノ内ニアタミノ御ユヘハシリマイルベシトテ、マカリイデヌ。追狀云、此人ハトガナキ人ナリ。今シバラクアリテユルサセ給ベシ、アヤマチシテハ後悔アルベシト云々。

とて、幕府が特に聖人の身に對して、殺傷等をほしむにすることなきやうにとの注意狀を出したが、その日の卯時に、武藏守は、熱海の湯へ行つたから、先づ依智へその狀を持參したといふのである。また同書の佐渡の條に、又念佛者集リテ會議ス。カウテアランニハ、我等カツエシヌベシ。イカニモシテ此法師ヲ失ハヤ。既ニ國ノ者モ大體ツキヌ、イカンガセン。念佛者ノ長者唯阿彌陀佛、持齋ノ長者性禪房、良觀ガ弟子道觀等、鎌倉ニ走り登テ武藏守殿ニ申ス。此御房、島ニ候モノナラバ、堂塔一字モ候ベカラズ。僧一人モ候マジ、阿彌陀佛ヲバ火ニ入レ或ハ河ニナガス。夜モヒルモ高キ山ニ登テ、日月ニ向テ大音聲ヲ放テ、上ヲ呪咀シ奉ル。其音一國ニ聞フト申。武藏前司殿是ヲキキ、上ヘ申マデモアルマジ。先ヅ國中ノモノ日蓮房ニツクナラバ、或ハ國ヲヲヒ、或ハロウニ入ヨト私ノ下知ヲ下ス。又下文下ル。カクノ如ク三度、此間ノ事申サザルニ心モテ計ヌベシ。或ハ其前ヲトフレリト云テロウニ入、或ハ其御房ニ物ヲマイラセケリト云テ國ヲヲヒ、或ハ妻子ヲトル。

とある。これは前に引いた「法華行者値難抄」の私の御教書及びその前の下知、並にさやうの下知を下すに至つた所以の経過を叙せられたものである。(此の御文中「武藏守殿」を、又「武藏前司殿」と書かれてゐるのは、決して武藏守とも武藏前司とも同時に呼んだのでなく、此の稱呼轉換が「御振舞書」の眞書たることの一例證となるは別論にある。)

(二)つぎには「一谷入道御書」〔類遺 四九九〕では、武藏前司が、佐渡國の知行主たることがわかる。

北國佐渡ノ島ヲ知行スル武藏前司預リテ、其内ノ者共ノ沙汰トシテ、彼島ニ行付テアリシガ、彼島ノ者ドモ、因果ノ理ヲワキマヘヌアラ、エビスナレバ、アラクアタリシ事ハ申計ナシ。サレドモ一分モ恨ル心ナシ。其故ハ日本國ノ主トシテ、少モ道理ヲ知ヌベキ相模殿ダニモ、國ヲタスケント云者ヲ、委モ聞ホドカズ、理不盡ニ死罪ニアテガフ事ナレバ、況テヤ其末ノ者ドモノ事ハ、ヨキモタノマレズ、アシキモノクカラズ。

すなはち武藏守、または武藏前司は、「土木殿御返事」〔本滿 寺書〕によれば、佐渡流罪についての「預」となつた人で、また同時に佐渡國の知行主であつたことがわかり、したがつて私の下知状をも下した事由が明かになる。

(三)また舊「録内」及び「遺文録」所收の建治三年七月の「頼基陳狀」には

然レバ良觀房、身ノ上ノ恥ヲ思ハバ、跡ヲクラマシテ山林ニモ隠レ、又約束ノママニ、今ハ日蓮ガ弟子トモナリタラバ、道心アル者ニテアルベキニ、サハナクシテ、無盡ノ讒言ヲマウケ、權門ニ事ヲ寄セ、武藏前司入道殿ヲ申カスメ、田舎ニテ殺サントセシハ、是貴キ僧カト日蓮聖人語ラセ給候キ。

とあるが、北山本門寺所藏の日興上人筆寫の再治本と名くるものに依つた「縮刷遺文」の方には、「武藏前司入道殿」等の文はなくて、「無盡の讒言」の次下に左の如くある。

無盡ノ讒言ヲ構ヘテ殺罪ニ申行ハムトセシハ、貴キ僧カト、日蓮聖人カタリ給キ。

(四)また「遺文録」建治三年七月に系けられたる「四條金吾殿御返事」〔録内 十七〕に、

遠キヲバシバラクヲカセタマヘ。近ハ武藏守殿、兩所ヲステテ入道ニナリ、結句ハ多クノ所領男女ノキウダチ、ゴゼン等ヲステテ御遁世ト承ル。トノハ子ハナシ、タノモシキ兄弟ナシ。ワヅカノ二所ノ所領ナリ。一生ハユメノ上、明日ヲゴゼズ。イカナル乞食トハナルトモ、法華經ニキズヲツケ給ベカラズ。

とあるは、妙覺寺眞蹟存在の「兵衛志書」と同じく、武藏守なりし人が、入道になり遁世したことがわかるのである。

(三) 録外の遺文に就いて

(一)いはゆる「録外御書」の中には見えぬが、身延山日通師の書寫にかゝる「身延録外」中に、左の一通がある。

昨日、武藏前司殿使トシテ、念佛者等召相ラレテ候シナリ。又十郎使ニテ候ハンズルガ、十住毘婆娑論ヲ、内々可レ見事候。抛ニ萬事ニ尋出給候。

十月十四日

日

蓮花押

武藏公御房

なほ之に對する左の返狀が附帶せられてゐる。

十住毘婆娑論十四卷令ニ拜上。今一卷者求失候也。御要以後者早々可ニ返給候。愚身も必參候テ可レ承候。昨日論談ニ五十展轉之隨喜誠以難レ有候。又袴品可レ賜。穴賢々々、恐々

十月十一日

170

判

日蓮阿闍梨御房

大體現存「遺文」に記載されてゐる武藏守、武藏前司、武藏入道に關してはほゞ以上の如くである。

この外に「録内」卷三十六「遺文録」卷五の「念佛者追放宣狀抄」に收められたる、公武の文書の署名や宛名等に『武藏守』とあるのは平泰時であり、『武藏前司入道殿ノ御政ヨカリケレバ』などあるのも、亦同じく泰時であつて、聖人の時代の人物のことではない。また弘安元年に系けられたる「妙法比丘尼御返事」(類遺一七九三)に

長時武藏守殿ハ、極樂寺殿ノ御子ナリシ故ニ、親ノ御心ヲ知テ、理不盡ニ伊豆國ヘ流シ給ヌ。

とある執權長時は、同じく聖人迫害の法敵ではあるが、文永元年八月に死んでゐることが明かであるから、古來、文永八年の龍口・佐渡の事に關しての『武藏守』とは大抵別に扱つてゐる。中には混淆してゐるのも稀にはあるが、此處では問題とはしないことにする。

二、遺文註釋及び傳記類に現はれたる武藏守

武藏前司・武藏入道

そこで以上の「遺文」の武藏守、武藏前司、武藏入道を、古來の註釋家は、いかなる人物としてゐるであらうか。

(一) 遺文註釋家の所説はいかん

「録内」遺文全部を釋しやうとした現存の註釋は、『御書抄』(健抄)「御書註」等であるが、それでも後者はその業を就げてゐない。且つこれ等の註釋家は、故事または典據を主として考證したので、史實の事などには、まだ少しも觸れてゐない。『御書抄』(六)などは「法華行者值難事」の「自判有之」の下に、『武藏前司殿ノ自判也。是ハ鎌倉ノ官領也。此ノ人ノ方ヨリ本間六郎左衛門尉ガ方ヘ、上人惡行ノ人也ト云フ狀ヲ下ス也』と素朴ないひ方をし、又『觀慧』の下に『前司殿ノ法名敷』などと書き、『依智六郎左衛門尉』といふ宛名の下に『在鎌倉ノ時ハ相模ノ依智ニ宿所アル故ニ、依智ノ六郎左衛門ト遊バス也。名字ハ本間也。佐渡國ヲ持タル人ナレバ、是ニ付テ高祖ヲ流シ申ス也』と書いて、武藏前司は鎌倉の官僚、觀慧とはその法名で、依智六郎左衛門は本間六郎左衛門であつて、佐渡國を知行してゐる人であるから、聖人を流し申したものであると、まるで「一谷入道御書」に、『佐渡國ヲ知行スル武藏前司預リテ』とあるのを忘れたやうな註をしたり、また「兵衛志書」(御書抄二十五)の註には、『武藏入道トハ武藏守殿ノ事カ、所領等ヲステ、遁世之アリ』と本文のまゝのことを書いて、まことに混沌としたものであつたが、彼の安國院日講師の「啓蒙」に至つて、この武藏守殿の何人たるやを明かにせんと努力した跡が見える。まづ「佐渡御勘氣書」(廿五)の註の中で

武藏守殿トハ、即チ佐渡ヲ領スル武藏前司ノ事ナリ。

とて、之を證するに「一谷入道殿御書」の文を引き、なほ「録外廿五波木井御書ノ中ニアリ」と注意し、次下に武藏前司の下知三度とあるも、『口上ノ下知、或ハ下文取合セテ三度ノ義ナルベシ』と説き、「兵衛志書」の註(卅六)の「武藏入道殿」とある下に、はじめてその人物に關する考證を出してゐる。

義時、政子ノ弟相模守時房、四男ヲ武藏守朝直ト云ヘリ。東鑑末方處々ニ武藏前司ト云ヘル是也。最明寺卒去刻落髮セントセシニ、武藏守長時禁遏ヲ加ヘシニ依テ素意ヲ空フスト云々。此人後ニ遁世セン事アリシ歟更詳。録内廿三種々御振舞抄ニ、武藏守殿ハ今日卯ノ時ニアタミノ湯へ御出候ヘバ、急ギアヤナキ事モヤト先ヅコレヘ走り參テ候トアルモ、此ノ武藏前司ノ事ナルベシ。武藏守長時ハ文永元年ニ死セル故ニコレヲ指スベカラズ云々。一谷抄ニ、忽ニ頭ヲ刎ラルベキニテアリケルガ、仔細アリケルカノ故ニ、北國佐渡ノ嶋ヲ知行スル武藏前司預リテト遊シ、法華行者值難抄ニ、文永十年十二月七日、武藏前司殿ヨリ佐渡國ニ下ス狀ニ云クトアルモ、此ノ朝直ハ事ナルベキカ。

即ち聖人の在世の頃に武藏守は長時が任じ、朝直は武藏前司であつたが、長時は文永元年に死んだから、その以後に武藏守または武藏前司とあるは長時でない。とすると、「東鑑」の末の方に屢「武藏前司」と載つてゐるのは朝直であるから、朝直をば正しくは「武藏前司殿」といひ、あるひは「前」の字を除いて「武藏守殿」ともいつたものであらう。此の人が後に「兵衛志抄」にある如く、出家遁世して、「武藏入道殿」といはれたのであらうとの考證である。

此の考證は、實はその根據はなほだ薄弱であるが、後に記す如く考證の精を以つて規模としてゐるかに見ゆる「本化高祖年譜」の如きも、此の説に依つてゐるのである。但し「録外考文」の刪修者（小林日董師）のみは、流石明治の史學に接しただけに卷八「土木殿御返事」の「武藏守殿」の註釋に、「私ニ曰ハク、史徵墨寶ノ一ニ云ハク、北條宣時也云々」と書いてゐる。

然るに廣く知られてゐない祕書として寫傳せられてゐる玉澤の境持院日通師の「祖書證議論」、及びこれを節略し

た境達院日順師伊豆木負長福寺主の「御書略註」日蓮宗學全書二三八などには、全然異つた臆説を出してゐる。

此の日通師は、「東鑑」を研究して、聖人の遺文と引合さうとした努力家で、なか／＼發明の説もあるが、いまだ實證的學風を知らない時代であり、また典籍も乏しかつたから、牽強附會の説が甚だ多い、こゝもまたその附會の中に這入るものである。すなはち「種々御振舞御書」の「武藏守殿ノアヅカリニテ、夜半ニ及ンデ頸ヲ切ランガタメニ」とある處と、「武藏守殿ハ、今日卯ノ時ニアタミノ湯へ御出デ候ヘバ」とある二ヶ所の武藏守は、武藏守長時の嫡子の次郎大輔義宗のことで、佐渡國から性諱房や道觀などが讒訴に上り來つた時、彼等の讒を容れて、私の下知を下した武藏守または武藏前司は、長時の舍弟左近將監義政が、文永十年の夏執權加判となつて武藏守に任じた。此の人であるといふのである。「御書略註」日蓮宗學全書一四五 文永八年の條に、

九月十二日、政村時宗下知シテ、捕手ノ奉行ハ平ノ三郎左衛門尉頼綱、刑殺ノ預リ人ハ赤橋次郎大輔義宗吾祖ノ御書ニ武藏守ト遊バスハ祖父重時モ武藏守、父赤橋長時武藏守ナル故也。則チ武州家ナル故ニ然カ仰セラレ、ナリ。文永十年義宗ノ伯父ノ義政武藏守ニ任ジテ執權トナル義宗モ後ニ武藏守トナル。然レドモ早世シテ執權トナラザルナリ。赤橋ノ家司本間六郎左衛門尉重連之ヲ役ス。平金吾頼綱、俄カニ名越ノ御庵室ニ押寄テ召捕ル武具ヲ帶シ俄ニスルハ吾祖ノ方ノ人多キ故也。名越ノ前ノ尼御前ガ見次ガザルハ此ノ五月ヨリノ事ニテ、時ノ評定定マリシ故ニ、公時ニ密談シテ大尼御前ヲ寄々異見シテ見放タシム。

といひ、建治三年五月の條下同書二四五には、「兵衛志書」四條金吾書等の所領を捨て、遁世したる武藏入道または武藏守は、「執權加判たりし義政が、嘗て聖人に向つて佐渡へ私の御教書を下したことを悔い、出家遁世して信州鹽田に隱退し、晝夜に法華經を讀誦して、現當を扶からんと勵んだので、子孫を鹽田と稱する」と書いてゐる。

此の「御書略註」の説即ち祖書證議論の説は、全然價値のない臆説ではあるが、「兵衛志書」四條書の、遁世の武藏守

武藏入道を以つて、重時の子の義政であるとしたことは、「啓蒙」が龍口佐渡の關係者を朝直とし、それと同一人としてゐるよりはすぐれてゐるが、龍口關係の武藏守を義宗とし、佐渡知行の武藏守を義政としたことなどは、無稽妄誕のことで、日通師の弱點を暴露したものである。

(二) 傳記家の所説はいかん

轉じてこれを聖人傳に見ると、現存最古の「化導記」は「御書」の御文を列擧したのみで、「註畫讚」が純然たる傳記の體として作られた現存最古のものだが、それには「第十九 佐渡流罪」の條に、「一谷入道御書」に根據し、「佐渡ノ國ヲ知行スル武藏前司ノ預リタル故ニ、其ノ被官等ノ沙汰トシテ、同ジキ十日ニ依智ヲ出デ、彼ノ島ニ赴キタマフ」と書き出し、「第二十四 前司狀」の下に、「御振舞抄」の文を擬漢文化して、

其ノ比、念佛者持齋ノ諸僧等會議シテ、鎌倉ニ越エテ、武藏前司ニ訴ヘテ曰ハク、日蓮法師、久シク彼ノ島ニ住セバ、堂一字モアルベカラズ、僧侶一人モ住ムベカラズ、阿彌陀佛ヲ火ニ入レ水ニ流ス。晝夜高山ニ登テ日月ニ向ツテ大音聲ヲ放ツテ日本國ヲ失ハント呪咀スル、其ノ聲一國ニ聞ユルト矣。前司大ニ嘖ツテ、此ノ事ハ披露ニ及ベカラズ。ト云ツテ、守護代ニ狀ヲ遣ハス。(原擬漢文)

とて、彼の「法華行者值難抄」の觀慧の狀を出し、眞蹟は「沙門觀慧上」であるのを「沙彌觀慧在判」と書いてある。その後の「元祖蓮公薩埵略傳」や、豊臣義俊の「蓮公行狀」や、國字傳といはれる「日蓮大聖人御傳記」等は、何等言及してゐないか、又は「御振舞書」の御文を踏襲してゐるのみなること、「註畫讚」と同じである。徳川時代に大成せ

る傳記の最初の「高祖傳」や、「統紀」の「高祖本紀」も、まだ武藏守に觸れてゐぬ。徳川時代下半期なる安永の「本化高祖年譜」にいたつて、「啓蒙」に準據して、これを武藏前司朝直とし、左の如く三處まで朝直と書いてゐる。即ち龍口法難の召捕の下に、

遂ニ大士ヲ馬上ニ拘ヘ、押發シテ四衢ニ徇フ。宛カモ朝敵ヲ戮スルガ如シ。以テ諸ヲ平ノ朝直ノ家ニ繋ギ、日期等ノ六人ハ、則チ之ヲ土ノ牢獄ニ繋グ。將ニ大士ヲ龍口ニ戮セントシテ、若宮ヲ過ル。

その「攷異」には「平ノ朝直。武藏前司ト稱ス。時房ノ第四子、薙髮シテ觀慧ト號ス。啓蒙三十六ニ見ユ。」と書き、佐渡より念佛持齋等が、武藏守に讒訴に上る條では、

諸宗ノ緇徒、毀唇益ス煽ンニシテ、佐渡ノ刺史朝直古史姓ヲ失スニ鎌倉ニ懇フ。曰ハク、窃カニ日蓮ヲ見ルニ、潜力ニ國家ヲ呪詛ス。急ニ治セズンバ後必ズ災アラント。朝直之ヲ聽キ、吏ヲシテ大士ニ親近スル者ヲ禁ゼシム。

その「攷異」には「星下十四阿佛二十頼基二十九ノ三書ニ詳ナリ」と、その記事の出處を示し、私の御教書の處には、十二月、佐渡ノ守護職朝直、良觀等ノ讒ヲ聽キ、牒ヲ其ノ臣重連ニ下シテ、重ネテ謫居ヲ訪フ者ヲ禁ズ。その「攷異」には「星下書内十四ニ見ユ。私ニ令ヲ下ス者、三次、本文ハ姑ク二次ヲ記ス。行者值難事内十七ニ牒ヲ載ス」と書いてゐる。

此の「高祖年譜」以後、「高祖紀年録」・「同累歲録」・「日蓮大士一代圖繪」・「日蓮大士眞實傳」より、近世の多くの傳記類も、みなこれを朝直だとしてゐるのである。

これを要するに、註釋家及び傳記家の説は、「啓蒙」及び「高祖年譜」並びに「攷異」の朝直だといふ説と、「祖書

「證議論」及び「御書略註」の義宗及び義政だといふ説と、「考文」刪者の宣時説との四説あるわけで、第一説が通説となつてゐるのである。

三、遺文に謂はゆる武藏守・武藏前司・武藏入道 は果して何人なるか

さらば遺文のいはゆる武藏守、武藏前司、武藏入道は果して何人を指されてゐるのであるか。これを現今の史料に照して確定し、その人物の内容を明かにし、さらにこれが聖人に對する關係を考察すべき時期に達した。

劈頭まづ從來の徳川時代の傳記家の誤りを指摘して置かねばならないことは、戦國時代などの、新納武藏守などいふのは、私稱であつて官名でないのだが、鎌倉時代の『武藏守』は決して稱號ではなくて官名であり、『武藏前司』も『前武藏守』で、官名の稱號化したものである。然るに「攷異」などは、事もなく「朝直武藏前司ト稱ス」等と書いてゐるし、殊に「祖書證議論」や「御書略註」などは、稱號と考へるところから、赤橋次郎義宗の祖父重時も、父長時も代々武藏守となつた、即ち武州家であつたから、義宗は武藏守に任官したのでないが、聖人はこれを『武藏守殿』と呼ばれたなどと、途方もない臆説を出すに至つたが、鎌倉時代の聖人の頃には、嚴密に任官の名であることを注意して置かねばならぬ。

(一) 武藏守は北條氏にあつて相模守陸奥守と共に佳例の任官なり

元來、武藏守は、北條氏では、相模守陸奥守と共に佳例の任官であつて、義時は、相模守から、右京權大夫、それから陸奥守となつて、執權をしてゐたし、武藏守は、泰時が修理亮・式部丞・駿河守を経て武藏守となり、承久變後、六波羅にあつて、叔父の相模守時房と共に、關東と朝廷との中間に立ち、公武連絡實は公家監視の任務に服してゐたが、義時の卒去により、元仁元年甲申に時房と共に關東に下つて、自から執權となり、時房を連署として、仁治元年庚子まで十七年、兩人で執政し、泰時は左京權大夫を兼ね、時房は修理權大夫に移つたが、時房卒去の翌々仁治三年に泰時は入道して官を辭し、武藏前司入道といはれてその年に卒去した。その孫の經時が繼いでまた武藏守に任じて執權となり、五年の後卒去したので、弟の時頼が寶治元年丁未に、左近將監で執權、泰時の弟の重時が相模守で六波羅に居たのが、關東に下つて連署となり、翌々建長元年に時頼が相模守に任じ、重時は義時の例によつて陸奥守に任じ、爾來康元元年丙辰まで十年間、兩人で政務に任じてゐたが、兩人とも病によつて入道し、ついで重時の弟政村が相模守に守で連署となり、六波羅に居た重時の子長時が關東に下り、武藏守で執權となつたが、正嘉元年には政村が相模守に遷任して武藏守と相模守とで政務を受理した。これ等の慣例により、「東鑑」などには、執權と連署を「兩國司」と書いてゐるが屢である。しかるに文永元年に長時武藏守が卒去して、翌年時宗は父時頼の例の如く相模守に任官したから、政村は泰時の任じたことのある左京權大夫で連署となつた。文永十年政村卒去の後、長時の弟の義政がまた武藏守に任じて連署となつたといふ風に、執權連署は、相模守・武藏守・陸奥守・右京權大夫・左京權大夫・修理權大夫等を佳例として用ひてゐたのは明かであるが、「御書略註」のいふやうに、武州家などといふものは別にあつたものではなす。

さうして、連署には、長時以後も、義政、常盤家の時村、金澤家の貞顯などが武藏守に官したが、執權で武藏守に任じてゐたのは、泰時、經時、長時の三人だから、經時を中武藏守と稱したとある。されば武藏守に任官するものは、相模守や陸奥守とおなじく、北條氏にあつても、よほどの門閥で器量人たることを要したことを想像し得られる。

(二) 聖人の法敵たりし武藏守は宣時にして朝直にあらざ

されば、北條氏にあつて重き任官たる武藏守に在任して、聖人を迫害したる人は、何人であるかといふと、それは「啓蒙」「年譜」等のいふが如く朝直ではなくて、「録外考文」の刪者が、「史徵墨寶」を引けるが如くに、大佛宣時であり、「兵衛志書」「四條書」等に、出家遯世した「武藏守殿」または「武藏入道」は、連署義政であつて、宣時ではないのである。

それではなぜ「啓蒙」等に、武藏前司朝直とせられたかといふと、理由は頗る簡單で「東鑑」の末の方に「武藏前司」として、「朝直」の名が屢出てゐるからである。そして想像を以つてすれば、この朝直は當時すでに五十以上の年輩としても、文永八年以後まで生存してゐたとすれば、建治三年頃六十餘歳で出家したもの、と想像しても、別に不思議はないやうに考へたからであつた。しかるに「啓蒙」日講師等の手に觸れなかつた、聖人當時の評定衆引付衆の官職姓名を記録せる「關東評定傳」に依る時は、朝直はすでに文永元年五月三日に卒去してゐるのである。すなはち文永元年、評定衆の筆頭に左の如く書かれてゐる。

前武藏守平朝直一番引付頭
五月三日卒

修理權大夫時房朝臣ノ男、母ハ足立左衛門尉遠元ノ女。天福元年正月二十八日木工權助ニ任ズ。同二月十八日式部少丞ニ任ズ。文曆元年正月十一日大丞ニ轉ズ。同廿六日叙爵、同日相模權守ニ任ズ。嘉禎三年九月十五日備前守ニ任ズ。曆仁元年三月十八日從五位上ニ叙ス。同四月六日武藏守ニ任ズ。仁治二年七月十七日正五位下ニ叙ス。寛元元年七月八日遠江守ニ任ズ。同四年四月十五日武藏守ニ任ズ。康元元年七月廿日守ヲ辭ス。文永元年五月三日卒ス。年五十九。

これに依れば朝直は、聖人よりも十六歳の長者で、曆仁元年四月六日三十三歳ではじめて武藏守に任じてゐる。此の日に泰時が武藏守を辭してゐるから、すなはち泰時が朝直にその官を譲つたもので、滿五年後の寛元元年七月八日、泰時の嫡孫經時が武藏守に任ずるに至つて、嘗て時政が執權の頃に任じたる遠江守に遷つたが、寛元四年四月十五日經時が出家し、閏四月一日に卒去したから、同月十五日に、朝直は復び武藏守に還任し、康元元年長時が執權となり七月廿日武藏守に任ずるに至つて、前武藏守となつたのである。之を「東鑑」に照しても、寛元元年七月八日に「北條親衛武藏守ニ任ゼラル、前武藏守朝直、遠江守ニ任ズ」とあり、以後は遠江守朝直となり、寛元四年經時卒去の後、また武藏守として記され、康元元年以後は、武藏前司と書かれてゐる。だがその卒去の文永元年は「東鑑」が缺本になつてゐるから證しがたいやうだが、翌二年五月の「東鑑」に

三日、庚子、天陰ル。日中五大尊合行法結願セラル。今日、故武州禪門ノ忌景トシテ、泉谷新御堂ニ於イテ佛事。導師ハ若宮僧正隆辨。

とある。「新編鎌倉誌」「鎌倉攬勝考」等に、此の文を淨光明寺の下に掲げ、これを以つて武藏守長時の佛事とし、「大

日本地名辭書」もこれを踏襲してゐるが、しかし長時の一周闋は、同年八月の條に下の如くある。

十三日戊寅。霽ル。故。武。州。禪。門。ノ。周。闋。佛。事。之。ヲ。修。セ。ラ。ル。又。極。樂。寺。奥。州。禪。門。ノ。後。後。ノ。追。福。ノ。爲。メ、五。部。ノ。大。乘。經。ヲ。書。寫。供。養。セ。ラ。ル。是。レ。左。典。厩。ノ。御。夢。想。ニ。依。リ。テ、一。日。ノ。内。ニ。頓。寫。開。題。セ。ラ。ル。所。也。

長時は文永元年八月十三日に卒したのであるから、この方が長時の佛事で、前のは同年五月三日に卒した朝直の佛事たることが明かである。且つ文永元年までは「東鑑」に毎年その名の缺けてゐない朝直が、文永二年三年には、更に見えないことにより、「評定傳」は信すべきである(文永三年以後は「東鑑」はない)。

そこで聖人の佐渡龍口法難の文永八年は、「東鑑」はすでにないから、鎌倉の事件における正確なる記録としては、此の「關東評定傳」及び「北條九代記」等の外はない。ゆゑに此の兩書によつて、文永八年九月の頃の武藏守の任官者を見ると、當時の武藏守とは、引付衆の第三位に居た朝直の子の宣時であることが明かである。宣時は文永三年六月十一日に「武藏五郎宣時」として引付衆に新加し、同六年には「武藏守宣時」として同じく引付衆に列し、同十年七月一日に武藏守を辭し、九月に評定衆に新加し、建治三年二番引付頭、弘安六年一番引付頭となつてゐる(評定傳)。これを以つて見れば、文永八年九月十二日の「土木殿御返事」の武藏守は、「史徵墨寶」いふが如く宣時であり、文永十一年十二月七日、佐渡國へ私の御教書を下した武藏前司殿も、文永十年七月一日に武藏守を辭した武藏前司宣時であつた。そして彼は武藏前司として弘安十年までも評定衆を勤続してゐるから、「兵衛志書」「四條書」にある建治三年に遁世し出家入道した武藏守は、此の宣時でないことも明かである。かの出家遁世の武藏守は、やはり「評定傳」の建治三年の條に、
武藏守平義政 連署、四月出家、記ヲ以テ之ヲ書入ル

陸奥守重時朝臣ノ男、正元元年四月十七日左近將監ニ任ズ、同日叙爵將監元ノ如シ。弘長二年二月廿一日復任。文永七年五月廿日駿河守ニ任ズ。同十年六月八日連署、同七月一日武藏守ニ任ズ。建治二年二月廿六日復任。同三年四月四日病ニ依ツテ出家ス。年三十六。同五月廿二日遁世逐電。始メ信乃善光寺ニ詣ツ。同六月所帶ヲ公ニ收ム。弘安四年十一月廿七日卒ス、年四十。

とあり、「北條九代記」「將軍執權次第」「武家年代記」等もみな同一であるから、遁世出家の武藏守はこの義政なることが明瞭である。されば聖人の法敵たりし武藏守宣時とは、そもいかなる人物であつたらうか。

四、武藏守宣時とはいかなる人物ぞや

(一) 宣時の家系と官歴

さらば宣時は、いかなる家系に出で、いかなる官歴を經、いかなる職務に携はりたる人物なりしや、その性行及び當時における朝野の人望はいかゞ。これ等のことは、まづもつてその人物を知るについての有力なる豫備知識でなければならぬ。

若し「續群書類從」收むるところの「北條系圖」およびその淺羽本等に依ると、宣時は左の如き系統を有してゐる。
(一)あるは淺羽本のみもの。

新に引付衆に加つてゐる翌年も續いて居、四年五年は引付衆を置かれなかつたから、その名は見えず、六年四月廿七日に再び引付衆を置かれたから、その第四位、即ち義政・公時・業時の次に、

武藏守平宣時

とあり、同八年義政が評定衆に加つたので引付衆第三位を占め、同十年七月に武藏守を辭し、九月に評定衆に加はつたから、評定衆の最後に、

前武藏守平宣時九月七日加ハル

と記され、同年の引付衆の第三位には左の如く記されてゐる。

武藏守平宣時七月一日武藏守ヲ辭ス
九月評定衆ニ加ハル

そこで翌十一年からは、評定衆の越後守實時義時の曾孫
で實泰の子・前越前守時廣時房の孫
で時村の子・陸奥守時村義時の孫
で政村の子・左近大夫將監宗政泰時の曾孫
で時頼の子・尾張守公時義時の曾孫
で朝時の孫の次ぎ、即ち第六位に

前武藏守平宣時即ち武藏
前守なり

と記され、翌建治元年六月時廣の死亡によつて第五位、同三年八月時村が六波羅北方として上洛により第四位で二番引付頭となり、弘安四年八月宗政の卒去により第三位を占め、同六年四月、業時が連署となりしにより、その後を襲いで一番引付頭に還つてゐる、そして「九代記」に「將軍執權次第」に「武家年代記」に依れば、弘安十年に連署と爲り、正應二年に陸奥守に任じ、正安三年に至つて出家し、元亨三年六月廿日八十六歳の長壽を以つて卒したのであつた。

すなはち、彼は文永二年廿八歳で武藏五郎宣時として引付衆に加はり、翌々四年に三十歳にして武藏守に任じ、同

十年七月三十六歳にして武藏守を辭し、九月評定衆に任じ、建治三年四十歳二番引付頭に補し、弘安六年四十六歳一番引付頭に補し、同十年五十歳で連署になつたので、その昇進はこれを彼の以前に連署になつてゐる義政及び業時に比較すると、義政は弘安四年に四十歳で死んでゐるから、連署となりし文永十年は三十二歳で、正元元年十八歳で左近大夫將監に任じ、文永二年廿四歳で引付衆、同五年廿七歳で評定衆となり。業時は、弘安十年四十七歳で卒したから、連署となりし弘安六年は四十三歳で、正元元年十九歳で彈正少弼從五位下となり、左馬權頭を兼ね、文永二年廿五歳引付衆、建治二年卅三歳で評定衆に列してゐるのに對して、むしろ甚だ徐々たるものである。もつとも父の朝直も、廿八歳で木工權助、ついで式部少丞に轉じ、翌歲大丞に轉じて從五位下に叙し、延應元年三十四歳で評定衆に加はり、仁治二年卅六歳で正五位下に叙し、前武藏守評定衆一番引付頭をもつて終つたが、義政・業時等の父の重時が、廿二歳で修理權亮、廿五歳で從五位下駿河守、卅二歳で六波羅北方、寶治元年四十九歳で關東に下り族子時頼の連署となり、長子長時は執權に至り、義政・業時が夙に榮職に就き、後に連署となつたのに比すれば、父の代から遜色のあつたわけである。また更に溯つて宣時の祖父時房は、義時の弟、時政の三男として、元久元年廿八歳で主殿權助、ついで式部少丞に遷つて從五位下に叙し、父時政出家の替として遠江守に任じ、ついで駿河・武藏・相模の守に歴任し從五位上に叙し、承久の變には、東山道より上洛し、以後泰時と共に六波羅にあり、泰時北方時房南方たること三年。元仁元年義時の卒去により、泰時と共に關東に下り、泰時の連署となつたのは、その四十八歳の時で、やゝ泰時の官歴に近いが、長子時盛朝直の兄は、承久の變に上洛し、貞應元年廿六歳にして掃部權助に任じ、翌々元仁元年六波羅南方となり、嘉禎二年越後守に任じ從五位下に叙した時は、彼より弱齡二歳の從兄弟重時は從五位上駿河守であつた。

曆仁元年重時が相模守をもつて正五位下に叙した時は、時盛もわづか一月違ひで、同じく正五位下に叙してゐるが、翌々仁治元年父時房の卒去で關東に下り、更に同三年六月泰時の卒去によつて四十六歳で出家致仕し、建治元年その孫時國〔時兼の子〕が、六波羅南方となりしに附添ひて上洛し、同三年五月に卒してゐる。すなはち時房系は、時盛の致仕で一時頓挫してゐるものとも見られる。

これ等の経歴を見ると、宗家の義時系ならざる爲め、宣時の大佛氏は、概して重時の系統よりもやゝ榮達上不利の状態にあつたものと見えるが、しかし重時の系統が業時以後は曾孫基時と玄孫守時が執權連署になつたのに對して、宣時の子の宗宣は、連署から執權に進み、その子の維貞も連署にまで進んでゐるのは、宣時によつてその家勢を回復したものとおもはれる。

(二) 宣時に關する逸事及びその材能、朝廷よりの優遇並にその文藻

宣時に關する有名なる逸事として、廣く知られてゐるのは、「徒然艸」における左の記事である。

平の宣時朝臣老の後、昔語に、「最明寺入道、ある宵の間によばるゝことありしに、「やがて」と申しながら、直垂のなくてとかくせしほどに、また使來りて「直垂などのさぶらはぬにや。夜なれば、ことやうなりとも疾く」とありしかば、なえたる直垂、うちうちまゝにてまかりたりしに、(入道)銚子に、土器とり添へて、もて出で、「この酒を一人たうべむが、さうさうしければ申しつるなり。肴こそなけれ。人は静まりぬらむ。さりぬべきものや」とありしと、いづくまでも求め給へ」とありしかば、(おのれ)紙燭さしてくまぐまを、求めしほどに、臺所の棚に、小

土器かたがらに味噌の少しつきたるを見出で、「持ち來りつ」、「これぞ求め得て候ふ」と申ししかば、(入道)「こと足りなむ」とて、心よく數獻に及びて、興に入られ侍りき。(入道のありし)その世にはかくこそ侍りしか」と申されき。

これに依ると、時頼が獨り酒を飲む手に宣時を招いたのは、宣時を殊に愛してゐた面影が偲ばれる。「大日本史」(卷二)には、此の事を漢譯して、「族父宣時」と書いてゐるから、宣時の方が年長と誤解するものがあるかも知れぬが、

宣時は時頼の曾祖父の弟の孫であるから、またいとこ叔父即ち族父には相違ないが、時頼が三十七歳で卒去した弘長三年は彼のまだ二十六歳の時で、引付衆にもなつてゐなかつた。だから「徒然草」の記事は、その極青年時のことと思はれるが、賢人と呼ばれた最明寺に、それほど愛せられた宣時は、その頃から相當の器量人であつたに相違ない。

轉じて、「東鑑」に彼が如何にあらはれてゐるかを査閲すると、建長六年の八月に、鶴岡の放生會における將軍家出御の後陣の隨兵に、宣時の弟の「武藏八郎頼直」が出てゐるが、彼れの名は見えない。しかし翌々建長八年の正月の堀飯の儀の出仕者の中に「武藏四郎、同三郎」とあるが、まだ彼れの名は見えない。同月五日の將軍家相州亭への供奉者の中に「武藏五郎時忠」として初めて見えてゐる。また同十一日の將軍鶴岡の參詣にも、後陣隨兵として、兄の四郎時仲と共に列し、六月二十九日放生會參宮供奉人の中に、彼は兄の太郎朝房・四郎時仲、弟の八郎頼仲と共に選拔せられ、殊に八月十六日の流鏑馬の射手に選ばれてゐる。即ち「東鑑」(四十)に

十六日。甲戌。陰。將軍家出御。流鏑馬。射手已下ノ役、殊ニ其ノ人ヲ選バ、所謂、相模三郎時利、陸奥六郎義政、足利三郎利氏、武藏五郎時忠、三浦介六郎頼盛等、其ノ最下ナル。

とある。この中時利は、時頼の子時輔の初名で、足利利氏は高氏の曾祖父の頼氏の初名であるから、彼れがこの時既

に執權時頼から注目せられてゐたことが想像し得られる。時頼はこの年十一月に出家隱居して、武藏守長時を以て執權たらしめた。時に時頼は三十歳、宣時は十九歳であつた。この以後、武藏五郎時忠は、數々武事の諸役を務めてゐる。長兄朝房は何故か嘗つて父の勘當をうけてゐたが、寶治の三浦合戦には、甲冑を被す隨兵を持たず、疲馬に跨り奮戦して大功を立て、三浦氏の兵争つて之を斬らんとした時、三浦方の金持次郎左衛門尉が、朝房の殊勝なさまを歎じてその命を全うせしめたと、「東鑑」は書いてゐるから、弟の宣時もまた武藝に勝れた人物であつたのであらう。なほ、その後の「東鑑」を見ると、何故か太郎朝房は殆んど見えないで、四郎時仲が正嘉元年に左近大夫將監に任官してゐるのは、時仲が家督になつたものかとも思はれる。が弘長三年の正月に至ると、朝房は式部大輔に任官し、後更に式部大夫とも書いてゐる本もあるから、その官職ははつきりしないが、宣時は依然「五郎時忠」となつてゐる。ただ注目すべきは、彼はしばしば「武術堪能の諸役に出てゐるのみでなく、弘長三年正月の條には、御毬の奉行の堪能者を選ばれた中に、正・四・七・十の四ヶ月間の各下旬の奉行者として、足利大夫判官家氏、下野左衛門尉景綱と共に、その命を奉じてゐる。のみならず、同八月十一日の廂御所における將軍、宗尊親王の御連歌の催に、彼は當時の文事の堪能たる掃部助範元・前右兵衛尉教定、侍從基長・中務權少輔重教朝臣・河内前司親行等十二人の員に加はり、總計五十句の中の四句を奉行してゐるのを見ると、詠歌などにも其の頃からすでに才能のあつたものと見える。これらの事實から推すと、武藏五郎時忠は、文武ともに令名ある青年であつたのである。最明寺が深夜招いて酒を酌み交したといふのは、けだし時忠が十九歳の時に時頼は最明寺の別業に入り、廿七歳の頃に卒したのだから、その間の何時かの出來事であつたのであらう。そして彼は何時宣時と改名したか不明であるが、「東鑑」文永二年六月、宗尊親王が最明

寺亭への供奉の歩行の筆頭に、はじめて「武藏五郎宣時」と記されてゐる。たゞ宣時がそれほどの文武の達者でゐながら、その任官が三十歳の時まで後れてゐるのは、その母でも身分が卑しかつたのか、少しく不審である。

だが、彼が元亨三年六月三十日、八十六歳の高齡をもつて從四位下前陸奥守として卒去した時は、朝廷は爲めに奏事を止められて、之を弔問あらせられ、後宇多法皇及び伏見・花園兩上皇も、また之を弔問あらせたまふたといふに至つては、北條氏歴代の執權連署の中に、斯の如く朝廷より優遇を蒙つたものは、泰時、時頼にも全くその例を見ないことで、宣時がいかに當時の人材として、朝關の間に重きを爲して居たか、推し得られるのである。(花園院宸記)

彼れの武藝についての確な記録は残つてゐないが、文雅の才については、その和歌が残つてゐる。まづ勅撰集に載つてゐるものからあげると、龜山院の勅撰で御子左爲氏が奉り、弘安二年に成つた「續拾遺」、後宇多院の勅で御子左爲世が撰び、嘉元元年に成つた「新後撰」、伏見院の勅で京極爲兼が撰び、正和元年に成つた「玉葉」、後宇多院の勅で御子左爲世が撰び、元應六年に成つた「續千載」、後醍醐天皇の勅で御子左爲兼と爲定が撰んだ「續後拾遺」、花園院の御自撰で貞和二年に成つた「風雅」、後光嚴院の勅で御子左爲定が撰んだ「新千載」の七代集の中に、三十種に近く入選してゐる。そして「續後拾遺」は、彼れの卒去した元亨三年に、爲藤爲定へ勅説が下つたのであつた。即ち此の集以下は、死後撰集に入つた餘榮に屬する。今これを拔萃すると、左の如くである。

題しらす

ぬるがうちにしばしなぐさむ心かなさめては夢と思ひしれども(續拾遺卷十二)

題しらす

かずならぬ身はことわりと思へどもなほうきときは世をぞうらむる（同卷十八）

夏の歌の中に

ほととぎすわれにまさりてまつ人のあればやよそに初音なくらむ（新後撰卷三）

秋の歌の中に

誰かまた秋風ならでふるさとの庭の淺茅の露をはらはむ（同卷四）

同

眺めても心のひまのあればこそつきには人の衣うつらめ（同卷五）

題しらす

いつのまに問はずと人を恨むらむ今朝こそ積れ庭の白雪（同卷六）

戀の歌の中に

さのみやはつらさにたへて存らへむ限りある世の命なれども（同卷十六）

題しらす

うきこともいふにぞつらき山吹は心ありける花の色かな（同卷十七）

秋の歌の中に

やどるべき露をば殘せ宵の間の月待つほどの野への秋風（玉葉卷五）

題しらす

われのみと心つくさじ山ざくら花も咲くべき頃は待つらむ（同卷十四）

秋の歌の中に

秋深くなり行くすまの浦風に關もる人や夜さむなるらむ（同上）

品經の歌よみて侍りけるに譬喩品を

小車の法の教を頼ますはなほ世にめぐる身とやならまし（同卷十九）

題しらす

いきてこそ今年もみつれ山ざくら花に惜しきは命なりけり（續千載卷二）

題しらす

ほととぎす一聲とだに思ひしに待ち得てかはる我が心かな（同卷三）

題しらす

古へは急ぐばかりを心にてくれ行く年を歎きやはせし（同卷六）

戀の歌の中に

逢ふことを猶さりとと思ふこそ命も知らぬ頼みなりけれ（同卷十二）

戀の歌の中に

後の世の報をいかで知らせましさてもや人の思ひよわると（同上）

題しらす

待ちよわる心やあると秋風の身に寒からぬ夕暮れもがな (同十三)

戀の歌の中に

待ちわぶる心盡しの程をだにみせばや夜はの月ぞふけゆく (同上)

戀の歌の中に

今ははやよそにのみ聞く曉も同じ音にこそ鳥はなくなれ (同十四)

戀の歌の中に

つらしともうしともいはど我が袖の泪に思ふ色は見ゆらむ (同十五)

山家を

山ふかみ人の往來や絶えぬらむ苔に跡なき岩のかげみち (同十七)

春月を

春の夜を霞む習と思はずばつらかりぬべき月の影かな (續後拾遺卷二)

題しらす

一こゑにあくると聞けど郭公まだ深き夜の月になくなり (同卷三)

題しらす

古は思ひも知らずあかつきの寢覺めは老のつらさなりけり (同卷十六)

題しらす

八號

思ひ出のあるにはあらぬ古への遠さかればや戀しかるらん (同卷十七)

題しらす

遙かなる沖の干潟の小夜千鳥みちくる汐にこゑぞちかづく (風雅卷八)

夢によせて戀といふことを

逢ふと見て覺むる現のつらさにもこりずや夢を猶頼むかな (新千載卷十二)

題しらす

なにゆゑに過ぎし昔をしのぶぞと心に問へば思ひ出もなし (同卷十八)

また「群書類從」所收の「續現葉和歌集」にも、平宣時朝臣としての彼の作が、左の六首撰ばれてゐる。

花の歌の中に

雲かゝるとほつ高嶺のかすみこそはるればやがて花になりけれ (卷一)

嘉元二年院に三十首歌奉りし時、夏の月

山の端にかたぶく月の影をだにまたであけゆく短夜の月 (卷三)

月の歌の中に

しのべども昔はまたもめぐり來て見し世の月に音こそなかるれ (卷五)

龜山殿千首歌に、菊

咲きそむる頃より菊のうつろひはまがきの霜の色はまがはじ (同上)

題しらす

うきものと寝ざめをいかでしらせまし心のまゝにふる時雨かな(卷六)

同じく

はるかなる沖のひがたの小夜千鳥みち来る潮に聲ぞちかづく(同上)

嘉元二年は、まだ龜山法皇もましまし、後深草法皇の崩去ましませし年であるが、伏見上皇の院政時代であるから、院の三十首は伏見院であらうか。さうすると彼は、持明院流の御方にも歌など奉つてゐたのであり、また龜山殿千首の歌もあるから、大覺寺流の御方にも同じく奉つてゐたもので、卒去の時に後宇多法皇並びに後伏見・花園兩上皇の御弔問を忝うしてゐるのも、平素かくの如く兩御流に偏せず奉仕してゐた爲めであらうとおもはれる。且つまたかく御催しに歌を奉つてゐるのは、鎌倉から奉つたものか、或は彼の兄の時盛が嘗つて爲したるが如く、致仕の後に京都へでも上つてゐたことがあるのか。その點は不明であるが、兼好が『平宣時朝臣』と書き出して、最明寺の逸事を記したのは、當時彼の名のひろく世に知られてゐたことの傍證とも見られるのである。

(三) 宣時が權勢を得たる後の北條氏における三大騷亂

宣時が文武の才に長け、朝廷の御覺えもめでたかつたことは以上で明かだが、彼は、弘安十年連署となり、正安三年執權貞時が三十一歳で出家したる時、彼もまた六十四歳で出家してゐる。かつ貞時が執權となつた弘安七年の前年から、評定衆筆頭、一番引付頭になつてゐた。また正安三年貞時三十一歳出家の後、最勝園寺殿として最明寺時頼の

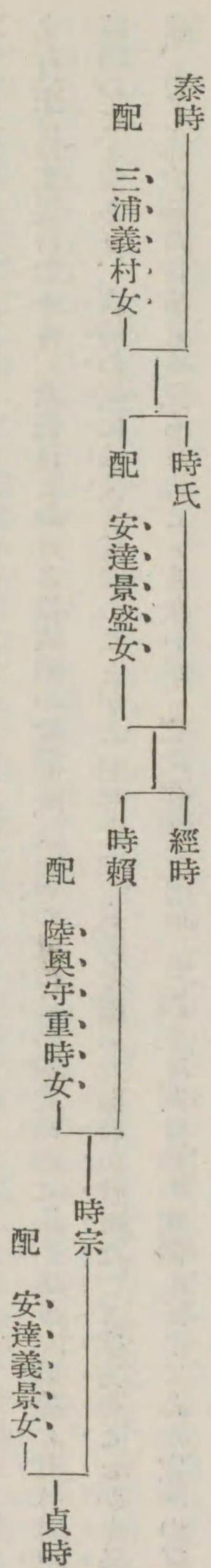
如くひそかに政務の後見をもしてゐたとあるから、宣時も永園寺殿として貞時の顧問ともなつてゐたものと推測しても必ずしも不當なことではあるまい。すると彼が、政務に携つてゐた時期は、貞時が執權となつた前年弘安六年から、少くも貞時卒去の應長元年に至る十九年間と思はれる。しかるにこの間に北條氏にとつて、三つの大なる騷亂があつた。そしてその間に、漸次彼の位置が上騰しつゝあることが認められる。

まづその第一は、貞時の外戚たりし、城陸奥守泰盛入道覺眞の一族が誅せられたことであり、その第二は、義時以來の家令として、父子三代相續して來た平左衛門尉頼綱入道果圓の一族の誅せられたことであり、その第三は、時宗の七男宗頼の子宗方の策謀により、時の連署の時村が誤つて誅せられ、ついでに宗方も誅せられた事件である。城氏といひ平氏といひ、「保曆間記」のいふが如く、權勢の人々であつて、兩虎並び立たざるものであつたかとおもはれる。また宗方の策謀の如きも、北條氏における親族間の陰謀は、時頼の代には名越光時のことがあり、時宗の代には庶兄時輔のことがあり、貞時の代には佐介時光のことがあつたから、貞時を繼いだ師時の代になつて宗方のことがあるのは、むしろ定例の行事とも見られぬこともないが、文武練達の宣時、三十四年間政務の機微に通じてゐた宣時の健在をおもふ時に、吾等はこれ等の三大騷亂について、何等か宣時の眼が光り手が動いてゐたものでないかと考へる。

(一) 外戚城泰盛の誅滅について

北條氏は頼朝の外戚として、頼家の外戚比企氏を倒し、やがて實朝をも頼家の遺子に復仇せしめて、遂に源氏の權を横領したものである。そして更に朝廷の權をも己れに收め、關東だけの支配權をば、やがて完全に全國の支配權にまで推しひろめた。それと共に彼もまた外戚によつて相當になやむてゐるのである。

外戚によつて北條氏の惱まされたのは、まづ時政の繼妻牧の方の陰謀からはじまつて、平賀朝雅の滅亡、そのまきぞへとして畠山重忠が亡ぼされてゐる。ついで和田氏の亂及び承久の變には、泰時の外戚となつてゐた三浦義村の返り忠によつて、わづかに戰機を制することが出来たのは、外戚に救はれたものだ。が承久變後、時の殊勳者であつた伊賀氏の妹は、義時の繼室となつてゐたが、これまた義時死後に女婿宰相中將實雅を將軍にせんとの陰謀の旨で、泰時によつて一族流罪せられてゐる。そこで泰時以後貞時までの外戚關係を圖示すると、左の如くである。



貞時の室、高時と泰家の母は、『保曆間記』によると『城の大室太郎左衛門の女』とあるから、安達氏の一族でもあつたか。また「北條系圖」に依れば、貞時の女子の一人は、時村の孫相模守熙時に配し、一人は、宗政の子貞時の從兄弟に當る師時に嫁してゐる。それ故に高時は、師時・熙時を十代十二代の執權としてゐるのである。

泰時は三浦義村の女を室としてゐたのみでなく、自分の女を義村の子泰村の妻としてゐる。すなはち泰時と三浦氏とは重縁である。加ふるに、和田氏の亂と承久の變との兩役に、ともに返り忠をして北條氏を安穩ならしめたのであるから、三浦氏の勢望は強大であつたに相違ない。かの八幡の宿直の士を三浦氏の兒童が打擲したなどいふことはその例證となり得るのである。外戚の勢威について體驗してゐる當時の心あるもの、殊に時氏の外戚として時頼を擁立する安達景盛が、高野から還つて、時頼の執權就職を機會に、泰時の外戚たる三浦氏を陥れて之を亡ぼしたのは、北

條氏と比企氏の争ひにも比すべきもので、安達氏としては、よく機を見たものといふべきであらう。この後の安達氏は、漸次に勢ひを得來つたが、時頼の外戚は重時であるから、時頼・時宗の時代には、重時の系統が常に優勢を占むるに至り、長子長時は執權となり、次子時茂は六波羅北方、三子義政は時宗の連署となり、四子業時は貞時初期の連署となつてゐる。これみな重時が時宗の外戚たりし餘威と見るべきであらう。そして時宗は安達義景の女で泰盛の養女となつたものを室としたから、こゝに安達氏は再び外戚の勢威を重ねるにいたつた。これを評定衆にして見ても、貞永の初めには、三浦氏は三浦義村一人のみ加はつてゐたのが、後に若狹守泰村が加はつて二人となり、義村の死後は、泰村と弟光村とが加はつてゐた。それと同じく安達氏は、延應の頃に義景のみ評定の員に加はつてゐたのが、時頼の代になると、子息の泰盛と頼景が引付衆に出で、時宗の代になると、評定衆に泰盛と弟の時盛・顯盛・子の宗景、引付衆に子の長景・時景等が加はるやうになつた。こゝにおいてか貞時の初政においては、城氏の權勢は時頼の初政の三浦氏よりも遙かに強かつたであらう。しかるに一面に之に對する執權の家令平ノ頼綱が、祖父盛綱以來、六十年間家令たりし權勢の實際的に強かつたことは、表面上の記録には明かでないが、「保曆間記」のいふ所であり、また日蓮聖人の御書に、『平等毛城等モ』と、當時の權勢家を擧げてゐらるゝので明かである。この兩個の權勢家が、遂に軋轢するにいたつたのは當然で、頼綱が、『城介宗景は、先祖景盛は右大將頼朝卿の落胤なればとて、俄かに源氏を名乗るに至つたのは、みづから將軍たらんとする陰謀ある證ぞ』と讒し、此の讒構が遂に奏効して、安達氏は爲めに滅ぼされた。これ安達氏が三浦氏を滅して後、三十八年である。「保曆間記」はいふ、

藤原ノ泰盛、權勢ノ仁ニテ、陸奥ノ守ニナリシカバ、肩ヲ並ブルモノモナシ。是タゞ相模守時宗ノ舅ナレバナリ。

然ル所ニ、弘安七年四月四日、時宗三十四歳ニテ出家法名道崇同日酉刻逝去シ給フ。嫡子貞時時左馬權頭十四歳ニテ同七月彼ノ跡ヲツギテ、將軍ノ執權ス。泰盛彼ノ外祖ノ義ナレバ、イヨ／＼奢リケリ。ソノ比、貞時ノ内管領平左衛門尉頼綱先祖知ト云フ者アリ。權勢ノ者ニテアリケレバ、奢ヲ逞シクスルヲ泰盛ニモ劣ラズ。同八年四月十日、貞時、相模守ニ任ズ。然ルニ泰盛、頼綱中アシウシテ、五ニ失ハントス。トモニ種々ノ讒言ヲ爲ス程ニ、泰盛ガ嫡男、秋田城ノ介宗景ト申シケルガ、奢ノ極メニヤ、曾祖父景盛入道ハ忝ケナクモ右大將頼朝ノ卿ノ末ナレバ、何カ憚ラントテ、俄カニ源氏ニナリケリ。ソノ時頼綱入道折ヲ得テ、(城氏ハ)謀叛ノ起シテ將軍ニナラント企テ源氏ニナルヨシ訴フ。寔ニ左様ノ心モ有リツルニヤ、終ニ泰盛法師法名子息宗景等、弘安八年十一月十七日誅セラレタリ。兄弟一族ノ外、刑部卿相範、三浦對馬守、隱岐ノ入道、伴野ノ出羽守等ノサルベキ侍ドモ多クノ人、彼ノ方ハシテ亡ビケリ。是ヲ霜月騒動ト云ヘリ。

しかし頼綱がいかに權勢の人であるといつても、執權貞時の外祖父及びその一族を誅し、こゝにある相範以下の人々の外、「九代記」に依ると、武藤太宰少貳・大曾禰上總前司・足利上總三郎・南部孫次郎なども誅せられ、金澤顯時まで姻戚たるによつて上總に流罪せられるといふほどのことを、まだ十四歳の執權貞時の處置し得ることではない。かならず當時の評定衆の重なるものによつて、頼綱の讒構が是認せられたものでなければならぬ。

「關東評定傳」「北條九代記」に依ると、當時の連署は陸奥守業時重時、評定衆の中、一番引付の頭人は宣時、二番の頭人は名越尾張前司公時朝時の孫、三番の頭人は同遠江前司時基朝時の末子、四番の頭人は流された金澤顯時、五番の頭人は滅された安達宗景であるから、主としては業時・宣時・公時・時基の評定であつたであらう。この外、評定衆には、

武邊者としては、佐々木近江守氏信と、同隱岐前司時清・宇都宮下野前司景綱、あとは政務吏務に主たる二階堂氏(二階堂本家は武邊にも拂はるが常に政所執事を承つてゐる)・長井氏・大田氏・町野氏等であり、引付衆には式部太夫政長[政村の末子]・その兄土佐守宗房・左近將監忠時[重時の末子]が一門として列り、武邊者では氏信の子の能登前司宗綱の外は、滅された安達氏の息長景・時景と太宰少貳景泰で、政務吏務の人は評定衆の同系の家の人々である。そして公時や時基等は別段の人材とも覺えぬから、所詮は、城氏即ち安達氏の誅滅に、頼綱の讒言を容れて之を實行せしめたのは、業時と宣時である。とせねばならぬ。とりわけ年長であり、特に最明寺からも囑目せられ、文武練達の經歷のある宣時が、強勢ある外戚の消滅を是認したといふことに、重きを置かねばならぬとおもふのである。殊に泰盛の妻は重時の女であつた點からも。

(2) 家令平頼綱の誅滅について

城氏滅亡の翌々弘安十年六月八日連署業時は、病に依つて出家し、その廿六日に四十七歳で卒去した。その八月十九日に、宣時は五十歳で連署となり、十六歳の貞時を助けることになつた。六波羅北方は、越前守兼時[時頼の孫]、南方は左近將監盛方[時盛の孫宣]、評定衆引付頭は、一番が武藏守時村[政村の子]、二番が尾張入道道鑑[公]、三番が遠江入道道西[基]、四番が尾張守時兼[業時の子]、五番が駿河守政長である。かくて六年後の永仁元年四月廿二日、平左衛門尉頼綱入道は、その一族ごとく謀叛露顯によつて滅された。

北條氏は源氏の外戚たると共に執權たることにより、遂におのれ實權を掌握して、將軍を自由に易置するに至つたが、彼の自家の執權ともいふべき家令には、はじめの尾藤左近將監は甚だ忠實であつたらしく、之に代つた平ノ左衛門尉も、初代盛綱・二代盛時ともに北條氏に私意なく忠誠を捧げたが如く、三代頼綱も器量の人物であつて、忠實の

ものとせられてゐたと見えるが、父子三代の積勢が、權勢の陰然たるものを得せしめた。彼の權勢については、表面に存在する文獻ではこれを察することが出来ないが、日蓮聖人の御文章によつて、弘安の頃には、城氏と拮抗するものがあつたことがわかり、文永の頃にすでに、『天下の棟梁、萬民の手足』といはれる程の實力があつたらしい。それは彼の大田康有の「建治三年日記」に依つても、萬事平金吾をもつて執權の意志は通達せられてゐるので、粗ぼその事情が推想し得られる。のみならず「保曆間記」は、城氏滅亡後の頼綱を、『今ハ威ヲ争フ者モナク、一人シテ天下ノ事ヲ取行ヒケル』とも『平ノ左衛門入道果圓、奢ノ餘リニ二男ヲ廷尉ニナシタリシガ、安房守ニナリテ飯沼殿ト申シケル。當時ハ貞時ハ世ニナキガ如シ。果圓父子、天下ノ勢ヒ猛ニナレバ、又安房守ヲ將軍ニセント擬ス』とも書いてゐる。かつて牧氏は、女婿源朝雅を將軍にと企て、二十年を出でずして、伊賀氏は、女婿藤原實雅を將軍に立てようと謀つた。城泰盛は、子息宗景を之に充てんとしたが、十年ならずして頼綱は、子の資宗をとの非望を抱いた。

世の中のことは、一つ異つたことがあれば、それに類したことが幾つか企てられる。社會を以て模倣に基くとすることも、またたしかに一つの眞理を含むことを否めない。

しかしかゝる頼綱の非望も、決して一朝一夕に起つたものでないことはいふまでもない。とすると、文永二年引付衆に列して以來、この時まですでに三十年に近く政務に携はつた文武の秀才たる宣時が、それを觀破しないといふことはないとおもはれる。その人が連署となつてゐるのであるから、おそくは城氏の滅亡以後、頼綱をしていよく奢りを増長せしめて、彼れの自滅を速かならしめたものは、むしろ主として、宣時がおのづからこれを促がしたからかのものでなからうか、とおもふ。といふのは、頼綱滅亡の際には、一族九十餘人は死んだが、他に何等の與黨が

なく、しかも子息の宗綱が自首したることによつて、頼綱を孤立無援ならしめたる政治的手腕のある人物の存在が推想せられるのである。これは想像であつて根據はない。だが文獻には證據の少い平頼綱の權力が、事實において潜在的に強大であつたが如く、宣時の動きは何等文獻には示されてゐないが、貞時をして時頼の跡を追はしめ、最勝園寺殿として政務を視せしむると共に、永園寺殿として貞時と同時に出家し、以後二十餘年存命して、卒せる時には、朝廷から類少き殊遇を蒙つたといふ事實から溯つて、必らず隠然たる勢力と經綸とを有つて、幕府の裏面的重鎮となつてゐたに相違なからうとおもふのである。

若しもさうでなければ、すでに幕府の實力から二十餘年も遠ざかり、遁世的生活をしてゐた老朽者が、たゞ文雅の才があつたくらいで、あゝいふ殊遇に浴する筈がない。それにまた北條氏には、宣時以上の歌人も少くはないが、決して宣時のやうな光榮を受けてゐないのにも、それは文雅の才の爲めでなく、何等か政治的意味のあつたことがおもはれる。

(3) 侍所別當宗方の誅殺について

北條氏一族中での執權争ひは、朝時の子名越光時が前將軍頼經の旨によつて、時頼に代らんとした陰謀を初めとし、約三十年後に時頼の子六波羅の時輔が、弟の時宗に代らんとした陰謀は、ともに各種文獻史料にあるが、前者は明確なる證據がなかつたらしく、光時の薙髮伊豆蟄居で落着してゐる。更に時輔の亂後十二年にして、修理權亮時光が陰謀によつて佐渡島に流罪せられ、滿實法印同意とあるのみで、いかなる謀叛かは判明しない。その後また二十一年、駿河守宗方が、執權師時連署時村を除き自から執權たらんと企て、先づ時村を謀殺し、陰謀露顯して誅殺せられたこ

とがある。「保曆間記」はいふ。

正安三年……八月廿三日、貞時出家(法名)最勝園寺ト號スナリ。然ルニ將軍家ノ執權ヲ母從弟ノ相模守師時(時馬頭)執行フ、時頼ノ孫武藏守宗政ノ子ナリ。……同三年春ノ比、駿河守宗方ト申スハ、是モ貞時ノ從弟(時頼ノ孫修子)、師時ニ超越セラル、事ヲ無念ニシテ、元ヨリ心ノ猛ク奢ル心アリケレバ、師時ヲ滅サント企ミケル。宗方、常ニ貞時ノ内ノ執權シ、侍所ノ代官ナンドヲモ沙汰シ、大カタ天下ノ事ヲ行ヒケリ。其ノ比、左京權大夫平時村(義時ノ孫政村ノ子)、師時ニ合ヒテ、將軍家ノ執權ノ連署ス。時村ガ孫右馬權頭熙時ト申ハ、是モ貞時ノ掣ナリケレバ、師時ト合體ナリ。ヨツテ時村、其ノ比ノ人體ナリケレバ、(宗方)マツ、彼(時村)ヲ打ツテ、其ノ後師時、熙時等ヲモ討タントス。究リタル思慮モナク、血氣ノ勇逞シキ故ニ、宗方多ク人ヲ語ラヒ、遂ニ同四月廿三日ニ(貞時ノ)仰ト號シテ時村ヲ夜討ニジシタリケル。此事ヒガ事ナリケレバ、宗方ニ組シ合戦シタリシ輩、五月二日和田七郎平房明以下十(一)人首ヲ刎ラル。此ノ事專ラ宗方ガ所行ト治定シタリケレバ、其ノ咎免レ難クシテ、貞時ノタメニ同四日、陸奥守宗宣(時房ノ曾孫宣時ノ子)、宇都宮貞綱(景綱ガ子)等ヲ以テ宗方ヲ誅シ畢ンヌ。

「大日本史」が、「保曆間記」等に依つたとして、『北條宗方ノ叛スルヤ、時村、宗方ヲ誅シ併セテ師時等ヲ除キ、其權ヲ專ラニセント欲シ、未ダ發セズ、宗方ニ襲殺セラル』と、時村がまづ宗方を殺さんとした如く書いたのは、上の文の『時村其ノ比ノ人體』以下を、宗方の心中を叙せるものと見ず、時村の心中を叙したものと見たからの誤讀で、當時六十四歳の時村は、おのが孫の熙時をまで除いて、權を專らにしようなど考へるわけはない。また「北條九代記」の嘉元三年四月の條下に

廿三日子刻、左京權大夫時村朝臣誤リテ誅セラレ訖ンヌ。子孫親類災ヲ脱レ訖ンヌ。五月二日時村ノ討手ノ先登者十二人首ヲ刎ネラル……同四日、駿河守宗方誅セラル。討手ハ陸奥守宗宣、下野守貞綱、既ニ攻寄セント欲スル處ニ、宗方、殿中(師時ノ館禪閣同宿)騒動スルヲ聞キ、宿所ヨリ罰セラル、ノ間、隱岐ノ入道阿清、宗方ノ爲メニ討タレ訖ンヌ。宗方ノ被官處々ニ於テ誅セラレ畢ンヌ。味方ニ於テ討死ノ人々、備前掃部助貞宗、信濃四郎左衛門尉、下條右衛門次郎等也、疵ヲ被ル者八人云々。

とある。「保曆間記」に依ると、宗方の謀叛は、師時に先ぜられたのを鬱憤したからだとある。しかし彼が貞時の内管領をし、侍所別當までなつたについて、その才分があつたことが想像せられる。さる才分を有せる、權勢あり門地ある人物が、どんな心理状態になるかは、宣時の如き才識あり世故に長けた眼からは、少くもその傾向が判るべきである。ことに子の宗宣は當時四十七歳で、すでに前々年六波羅南方から移つて評定衆筆頭一番引付頭をしてゐる。宗方の行動にも父と同じく注意し得る筈である。されば吾等は宗方の亂についても、この亂をして時村を犠牲にするだけに終らしめたのは、やはり宣時の眼が時の背後に光つてゐたからではないかとおもふ。宗方が時村と師時熙時を除かんとしたのみあつて、宣時と宗宣とに及ばないのは、けだし宣時及び宗宣の隱忍性(この隱忍性は、宗宣の六波羅在任事がある)が、宗方にあつても排斥の要をおもはしめなかつたのではなかつたらうか。これもまた證據はないが、事件の前後の推移から、さやうに想像することができるやうにおもはるのである。

(四) 兩統迭立問題と宣時

持明院流、大覺寺流、兩統における皇位繼承問題は、もと四條天皇崩御の後、九條道家や西園寺公經は、順徳院の皇子忠成王の御踐祚を欲したのであるが、北條泰時は土御門院の皇子邦仁王を立てた。それが後嵯峨天皇でおはす。此の天皇の長子後深草天皇の後に、皇太弟龜山天皇繼がせられ、後嵯峨院の遺詔があつて、御叔慮は龜山院の御系統が永く天位を踐ませらるべきにありとの事で、その皇太子後宇多天皇は文永十一年に立たせられたが、後深草上皇は御不快のあまり太上天皇の尊號をすら辭せられ、御落飾なさうとすらせられた。そこで時宗は、後深草上皇の御落飾を御止め申して、上皇の皇子熙仁親王を後宇多天皇の皇太子に立てまゐらすやうに調停した。後宇多帝在位十三年にして、弘安十年熙仁親王即位し給ふたのが伏見天皇でまします。この年は恰も宣時が連署となつた年である。翌々正應二年四月に皇子胤仁親王をもつて皇太子に立てられた。のみならず後嵯峨院の皇子であり、後宇多院の從弟に當らるゝ將軍惟康親王を、貞時宣時はその十一月之を廢し、逆駕にして京師へ還し奉り、後深草天皇の皇子にして、伏見天皇の皇弟なる久明親王を迎へて將軍に擁立した。この形勢を來さしめたものは、伏見帝の東宮時代からの寵臣で歌人にして策士であつた京極爲兼が、龜山院と幕府の間を離間せんため、密かに幕府に通じて「後嵯峨院の御遺詔によつて、龜山院の御子孫御在位あらば、關東は枕高からじ、後深草院の御子孫においては、天下の爲め元より關東の安寧を御思召す」旨の仰せ下しがあつたに依るとせられる。龜山院はこの年御落飾になつたが、幕府は後深草院の時の如く、これを止めまゐらする事もなく、翌年彼の淺原爲頼が禁中に亂入して誅戮せられた奇怪事について、龜山法皇が關係したまふが如き風聞傳はり、同院および後宇多院は、全く關知しませんでした旨の論旨をすら幕府へ下されたのであつた。かくて伏見天皇在位十二年の後、後伏見帝が立たせられたが、幕府はその皇太子には、後宇多院の皇子

邦治親王を立てまゐらするを可とし、こゝに兩統迭立の議が定まつたとせられる。即ち九十年代（龜山）・九十一代（後宇多）は大覺寺統、九十二代（伏見）・九十三代（後伏見）は持明院流となつたから、九十四代は大覺寺流（後二條）、九十五代は持明院流（花園）、九十六代は大覺寺流（後醍醐）繼がせたまふべき旨を定められたのである。

そして伏見天皇御讓位の直前永仁六年三月は、天皇の寵臣京極爲兼が、陰謀の聞えありとて、佐渡國へ流されてゐるのは、爲兼の寵を忌んだ西園寺實兼が、大覺寺流と相應じて、關東へ何かの離間策を講じたものでないかとせられる。かくて後伏見帝は在位僅に三年で、正安三年後二條帝に讓位あり、皇太子は先帝の皇弟富仁親王（花園）が立たせられた。この年をもつて執權貞時、連署宣時は職を辭してゐる。即ち宣時の連署就任は、持明院流の伏見天皇御即位の年で、その辭職は大覺寺流の後二條天皇即位、持明院流の富仁親王立坊の年（立坊も宣時の辭職も、同じく八月）である。この形跡から見ると、宣時は、久しく結ばれてゐた皇位繼承問題につき、兩統迭立を實行して、まあ、これで、やれ、といつた趣きが想像せられぬでもない。

彼れの卒去について、後醍醐帝が奏事を止めて弔問あらせられ、後宇多院、および後伏見花園兩上皇も、弔問あらせられたこと。並びに兩院の勅撰集にその歌が載せられ、伏見院龜山院の御歌の會に、その詠を進獻しまゐらせたなどから見ると、彼はもつぱら公武合體論者で、努めて兩統問題には、公平に、と畫つたものらしく解せられる。

（五）宣時の信仰とその大佛氏における位置

以上の研究に依つて吾等は、宣時が北條氏後期に於ける、表面的ならざる大きな勢力者であつたことを信ぜんとす

るもので、いはゞ彼はやゝ大江廣元型の人物であつたのではないかとおもはれる。かくの如き宣時は、その信仰を何に維いでゐたであらうかは、正確には不明といふの外はない。だが、彼れが出家の法名は忍昭であり、永園寺殿といはれてゐたことは明確であるが、その宗なり歸依僧なりを記載したる文獻は、寡聞にして知る所がない。叡尊の「關東往還記」に依るも、彼の父の朝直の名は見えぬ。たゞ「東鑑」文永二年五月三日には、今日、故武州禪門忌景ノ爲メニ、泉谷新造ノ堂ニ於イテ佛事アリ。導師は若宮僧正隆辨」とある。淨土宗の所傳では、朝直は長樂寺隆寛律師から十念を授かつたとせられてゐる。蓋し當時の慣例の如く、何宗と定めたることなく、諸宗にわたつて善根を修してゐたものらしい。だが日蓮聖人の「御振舞書」に依るときは、宣時の所領たる佐渡島において、文永八年乃至十年頃には、性喻房といふ持齋の長者および良觀の弟子道觀が居たことが書かれてゐる。性喻房は持齋の長者とあるから、叡尊の弟子の中の高弟として「往還記」に出てゐる人であらうし、かつ良觀の高弟とともに律宗を佐渡に弘め、日蓮聖人の信者が増加したる時に、この性喻房や道觀等が鎌倉に上つて宣時に訴へ、宣時これに聽いて、三度まで「日蓮に隨逐すべからざる旨」の下知狀を下した事實に見ると、おそらく宣時は、良觀房忍性を歸依僧としてゐたものかとおもはれる。

また彼の家の氏を大佛といふについては、何時頃からであるか不明であるが、もし當時の慣例の如く、邸のある地名に基くとし、大佛の附近であるとすれば、大佛の西の桑谷は、また良觀に因縁淺からざる地であつて、或は彼の桑谷療病所の地も、また龍象房をして説法せしめた地も、良觀を歸依僧としたる宣時の邸に、遠からぬ處であつたかと思像せられないこともない。忍昭といふ法名もまた似通ふところがある。

大佛氏は、時房が泰時の連署として、久しく北條氏の施政における基礎工事に従事した、といはるべきにもかゝらず、宗家たる義時の血統でない爲めか、子孫は位置の上からはやゝ不遇であつたかの如くだ。これに反して泰時の弟の重時は、みづから連署となつたのみでなく、その子孫いづれも榮達し、執權には子の長時、及び曾孫基時、玄孫守時、連署に義政・業時を出してゐるのは、前にいへるが如く時頼の外戚の關係もあつたであらう。また重時の弟の政村は、自分が度々連署になり執權にもなつた外、その系統は子の時村が五十九歳で連署になり、孫の熙時が執權になり、曾孫茂時が連署になつた。併しその上達は末年になつてからの事だ。重時の兄の朝時の血統は、總領の光時が謀叛の嫌疑で蟄居してからは、遂に子孫に連署まで行つたものもなく、重時の末弟の金澤實泰の系統も、最末年に至り貞顯が連署執權となつたのみである。かゝる中であつて宣時は、みづから連署を十四年間も勤めたのみでなく、子の宗宣も連署六年執權一年、孫維貞も連署一年半なりしは、いづれも彼の人物の器量の餘澤であつたであらう。

史家の齊しく解するところは、貞時以後を北條氏の衰勢時代とする。元寇の兩役によつて、御家人は極度の財政難に陥つたに關らず、執權はじめ一門の貴族趣味は増加し來り、數次徳政令の必要を來し、實勢力は外戚や家令に移行せんとし、一門の中に位置の暗闘があり、門葉の繁きと共に官位利祿の分配にも均齊の要はあり、加ふるに朝廷には兩派の御争はあり、内外なか／＼の難局に處したのであつて、この間において穩健にして公平に、しかも實務的なる、そして北條氏を中心とせる見地で、公武内外に隠れたる多くの功績を有してゐたものが、この宣時でなかつたかと思ふ。でなければ、卒去の時の殊遇が解釋出來ないからである。

かゝる穩健隱忍の政治家たる宣時が、過激なる言論と行動をしたと見らるゝ日蓮聖人に對して、終始これを惡んだ

のは當然であらう。即ち穩健なる常識家であつたことが、聖人を解し得られなかつた所以であらう。聖人は常識を超越したる理想家である。理想に生き、理想の世界、理想の日本を實現せんことを欲した人である。常識と穩健は、現在を肯定し、現在を維持せんとする。理想家は現在を理想まで引上げやうとする。これを宗教にすれば、佛立宗の法華經は、人も世も佛の見給ひ悟りたまへる如き、あるべきやうに隨はしめんとするのと、機情宗の諸經は、人のあるがまゝ世のあるがまゝに隨うて、安心立命せしめんとするとの相違であつた。

十界互具の性を本具せる眞平等の體においての善差別の相、それが「法華經」の差別でありまた平等である。日蓮聖人の立正安國は、その「法華經」の理想に即せる國家社會の建設であつた。それには此の世を穢土とし、「法華經」を機に協はずとする厭世主義の淨土宗や、「法華經」を月を標す指とし、各個人の分々の悟入をもつて、直ちに佛心印なりとする個人主義の禪宗、「法華經」を戲論とし、祈禱現證をもつて眞利眞福とし、呪咀招福を事とする功利主義の眞言宗、「法華經」の信念戒を外にして、たゞ外面の戒相をもつて濁世の人を導くに足るとする形式主義の律宗等が、おの／＼少分の利益をもつて、「法華經」の大益を失ふを顧みざるを嚴呵し、國家社會の實權を掌握せる北條氏をして、まづ「法華經」に歸伏せしめて、彼をして「法華經」に即せる日本國體のまゝなる國家社會を展開せしめ、その良相賢臣たらしめんとせられたのであつたが、みづから國體に背いてしかも之を悟らざる宣時等は、宗教をもつて政治を助くべきものと考へ、これを以つて政治の指導原理とすべきものなることを悟らなかつた。これ聖人と根柢から相容れず、良觀等に黨して、之を窘しめ之を殺さんとしたる所以だ。世のあるがまゝ、人のあるがまゝにして、その部分において安心立命せしめんとする宗教は、そのあるがまゝの人と世とに肯定を與へ、そのまゝのイデオロギーを與へ

る宗教であり、世相を肯定する宗教である。かくの如き宗教は、それがいかなる政治であるにせよ、政治の補助たることの出来る宗教である。あらかじめ宗教の眞理を立て、世を人を、その眞理のまゝに隨はしめて安住せしめんとする宗教は、常に世と人との悔い改めを要求する。たゞ個人のみの悔い改めではない。見よ、日蓮聖人が、國の謗法を責めらるゝあの教化を、何となれば國家における個人は、國に隨はねば生きて居れぬから、眞に徹底して國民を改めしめるには國家を改めしめねばならぬのである。國家を眞理の命するまゝに、眞理の根に立たしめねばならぬとせられるのである。これは存在する國家以上のイデオロギーに、國家を隨はしめんとするものである。かゝる宗教は政治家の補助機關にはなり得ないのである。

日蓮主義の宗教が、後世多くの迫害を得たのは、この故であつた。

マルクスのいふが如く、經濟組織・社會組織の上に立ち、それを辯護し擁護する宗教と、社會組織・經濟組織そのものをも、宇宙實相の眞理の上に立たしめ、一切の文化を、その眞理の上に立たしめんとする宗教がある。後者が即ち日蓮主義である。

第二部 文獻的研究

日蓮聖人の花押に就いての研究

緒言

日蓮聖人の花押に就いては、古來二三の説もあるが、もと聖人の眞蹟を多く拜見することの不可能とせられたる時代においては、これを對照して果してそれがいかなる文字なりやを定むることすら爲し能はぬことであつた。もつとも中山法華經寺の如きは、多くの御眞蹟を藏して、これが比較對照も爲し得べく、したがつて御花押の相異および相異を來たせし所以、更に進んでそれが御署名との間における結合即ち後の落款法の如き成型、および花押文字の意義をも研究すれば、その便宜はあつただらうが、當時は神聖のものとして、貫首以外は拜見も稀で、貫首すら恐らく十分熟拜比較などは許されなかつたであらう。且つ専ら傳承を重んじ、相承口傳によつてのみ宗義法門が研究せられつゝあつた時には、新しき發見は無相傳の僻見として斥けられるか、然らざるも新義として異端または異安心とせらるゝ虞があるから、たとへ研究の便宜はあつても、研究の發生すべき動機がなかつたのであつた。されば多くの眞蹟を實見し、これを比較對照して、その文字を推定し、その時期區劃を分ち、さらに御署名との結合たる落款法に及び、また時期によつて御文字を改めたまへる所以の意義を推究するが如き歸納的研究法は、全く今日の如く、御眞蹟の大部分が寫眞版となつて、何時にても自由に拜見し對照し研究し得べき時代でなくては、それは成立し難い事であつた。本論文は、即ちかゝる時代的幸運に恵まれて、はじめて實證的に

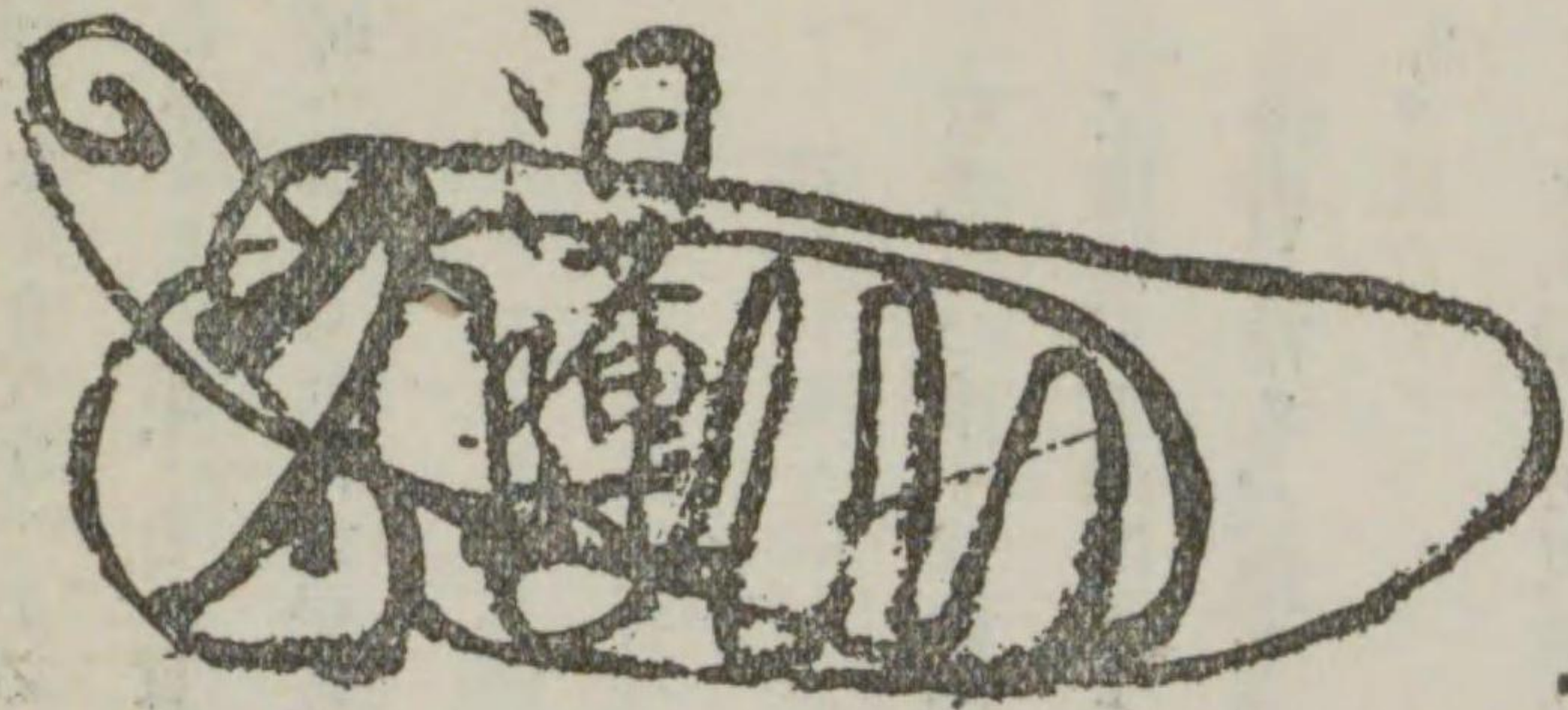
歸納結論せられたものである。

かゝる論證に何の功果あるや、既に上に明なるが如く、一には、これによつて聖人眞蹟の時期鑑別の證權を立て得べきこと、二には、花押の御文字の變更について聖人の主觀的動機を考察し得べきこと。三には、眞偽鑑定上の一大參考となり得べきことである。

一、古來諸門流の相傳における聖人花押の御文字

聖人の花押の文字についての古來の相傳は、御消息に関するものにあつては、寡聞を以つてしては、要敬日幹師の「小山茗話」に聊かその説が見えてゐたとおもふ外に、あまり記憶がない。その「小山茗話」にも別に確説といふほどのものを見なかつたから、今は諸門流における、「本尊相傳」に關するものから一瞥することにす。

そこでそれらの「本尊相傳」が、認めて聖人の御花押としてゐるものは、その形式が上圖の如き風のものについていつてゐるやうであるが、實は大曼荼羅における御花押でも、後に明かにするが如く、この御形式のものばかりではないのであつて、これは多くの大曼荼羅の中で、ただ弘安以後のものに限るので、文永建治のものは、決してかういふ形式ではないのであるが、どの「本尊相傳」でも、概してみな此の形式と認めらるゝものゝことのみをいつてゐる。さうして各相傳とも、これを梵字と認め、或は一字金輪の種子なる、^{ホレン}ホレン字とし、或は愛染明王の



二二三 (文一) 花押

種子なる^{ホロシ}字であるとしてゐる。この事は豫め心得て置くを要する。「この花押の形を知らない」と、各相傳にいつて
みるところが、その意を了解しがたいから、その例としてこゝに出したのは、弘安三年に、聖人が高弟辨阿闍梨日昭
師へ與へられた大曼荼羅の花押である。そこで以下まづ、六老僧および御直弟の門流における相傳を一瞥する。

(一) 六門流および直門流における相傳

(1) 六老第一日昭門流における相傳

六老僧の第一、辨阿闍梨日昭上人の門流から一瞥すると、かつて島智良師が諸山の相傳を輯めたる「本尊論資料」
第二篇に、玉澤門流としては、鎌倉濱の法華寺の常樂坊日傳師が、康正三年^丁八月十三日^{聖滅}に、弘經寺日位師
に授與したる、「御本尊相傳鈔」十九條ある中に、その最後の第十九に、「御判形ノ事」とあつて、左の通り書かれてゐ
る。

第十九 御判形ノ事。是ハ文字ニト習フ也。其トハ、判ト(ノ?)初ハ愛染ノ梵字^{ホロシ}字也。一義ニ云ク、^{ホロシ}字
也。其ハ一字金輪ノ梵字也。是ハ星也。次ニ^{ホロシ}字ノ事。是ハへ字也。物ヲ養フ義也。去ル間、日蓮ト遊シテサテ
判ヲ遊シ留ムル時ト遊ス。是ハ日月等シク相並ベ玉フ意也。御判形ノ廻リヲ大ニマハシ給フ事ハ、是ハ一閻浮
提也。其ノ上ニ日月出デ玉フト^{ホロシ}。サテ愛染ノ^{ホロシ}字ヲ書キ給フ事ハ、是ハ一大三千界ニ愛敬セラル、意也。廣
宣流布ノ意也^{ホロシ}。一義ニ云ク、此ノ判ノ内ニ、三國アリト習フ也。其ノ故ハ、^{ホロシ}字ハ星是ハ唐敷、へ字ハ月也、
月ハ天竺也。日蓮ノ日ノ字ハ日本也。是レ三國ノ習也。次ニ判ヲスルニ、通同ノ法有リ、習フ可シ。一義ニハ、

ウシ字ハ無トノ義モ之アリ、一ノ傳也。右ノ法門ハ、當門流代々ノ口傳也。日傳ノ代ニ於テ、初メテ紙面ニ載ス
ル也。相傳ノ人ハ、第一ニ信心、第二ニ智慧、第三ニ我慢無シ。此ノ人ニ於テ先ヅ之ヲ禁ジ、起請文常ノ如クシ
共上唯授一人ト爲ス可キ也。

これは御花押の文字は、愛染の種子^{ホロシ}字と、一字金輪の種子^{ホロシ}字と二つありと習ふ由を擧げ、一字金輪を星と
し、へを蕨手と名け、月に象り、日蓮の御名の日と合して三光とし、また御花押を大に廻はしたまふを一閻浮提に象
るとして、その上に日月出づる形などいへるもので、甚だ牽強附會の感あるものである。

(2) 六老第二日朗門流における相傳

次に日朗上人の門流をいふと、「日像御傳、大覺記」とある延文三年正月十八日^{聖滅}の相傳、「當宗相傳大曼荼羅事」
には、總説の後に二十一條の條々を筆記された第十五に、「判形之事」といふのがあつて、これは一字金輪佛頂王の種
子と一定して、左の如くいつてある。

御判ノ體トハ、^{ホロシ}字ナリ。是ヲ本體トシテ莊嚴ノ爲メ引廻シタマフ。總ジテ御判ノ總體ヲバ、九山八海ヲ形取
リタマフ也。ボロン字ハ一字金輪際ノ上ニ、九山八海等アリ。此ノ上ニ日月出デ、光リノ用ヲ施シ、衆生ヲ利益
スル也。サレバ蓮師ハ、本地上行ノ再誕ニシテ、一閻浮提四洲九山八海ノ上ニ出世シ、衆生ヲ利益スベキニ比類
シテ、是ノ如ク表シ給フ也。本化ノ功德ヲ經ニ説イテ、如^{ホロシ}日月光明、能除^{ホロシ}諸幽冥、斯人行^{ホロシ}世間、能滅^{ホロシ}衆生、闍^{ホロシ}
教^{ホロシ}無量菩薩、畢竟住^{ホロシ}一乘^{ホロシ}。サレバ日蓮ト書イテ、一字金輪ノ種子ヲ九山八海^{ホロシ}ニ書キ成シ給フ判ヲ居
エタマフ事ハ、九山八海トハ、須彌ヲ廻ル八海ナリ。近キ海ニ八功德水アリ、是ニ蓮華アリ、自ヅカラ天ノ日輪

ノ所座ナリ。仍テ日天蓮華ニ乗ジテ、九山八海ノ上ニ出デ、衆生ノ闇ヲ滅シ給フ如ク、我ハ一閻浮提ニ生ジテ衆生ノ迷闇ヲ照ス導師ナリト云フ意ヲ顯シタマヘリ。

そこで此の一字金輪とは、いかなるものぞといふと、元來密部の經に出てゐることで、一字金輪とは、具に一字金輪佛頂王如來と名く。佛陀の頂上の功德を人格化して佛菩薩形としたるものを佛頂王と總稱する中、その最尊最勝の尊をば一字金輪佛頂王と呼ぶのであつて、**ネ**の一字が種子である。されば、「一字奇特佛頂經」には、「佛の三十二相の中に佛頂を最勝とするが如く、此の勃嚩訶の一字を一切眞言中の最勝とする」旨を説き、「一字佛頂輪王經」の序品にも、一字佛頂金輪が、他の三五八九の佛頂眞言中の最勝なることを説き、安然の「菩提心義」(五)に、中道・一乘・眞如・實相・佛性等といふは、この一字金輪佛頂の異名なりとして、「時處軌」の「十方佛土ノ中ニハ、唯一乘ノ法如來ノ頂法ノミアリ」といふを擧げてゐる。また次圖の如き須彌山頂の金輪佛頂尊の圖がある。此を説明すれば、中央の尊は大日金輪が五智の寶冠を頂きて、轉輪聖王の形を成し、四天下を平ぐるに必要な輪寶(1)・珠寶(2)・女寶(3)・馬寶(4)・象寶(5)・主庫藏神寶(6)・兵寶(7)の七寶を左右前後に従へ、その下に天人夜叉及び海中より龍王の合掌來詣してゐる姿があり、そして大日金輪の上方に、釋迦金輪が畫かれてゐる。この圖は畢竟して釋尊が、その三昧中の神通變化として、大日金輪の身を顯現して、四天下統一の義を示したまへるもの、即ち佛教の指導原理によつて、日天の遍ねく四天下を照す如く、金輪聖王が世界を統一することの象徴とも見るべきもので、この像師の「本尊相傳」にいふ所の、大聖人が**ネ**字を九山八海の形に引き廻らしたまへる意義は、また此の須彌山頂一字金輪圖の意に共通することがおもはれる。



一 字 金 輪 曼 荼 羅

〔釋迦金輪は、螺髮形の佛が白蓮臺に乗り、法界定印を結び、定印の上に金輪を置くもの、此の金輪は釋尊定中所生の智慧を表す。此の金輪が變じて、五智の寶冠を頂き、智拳印を結び、白蓮臺に載れる大日金輪と化するものであつて、その大日金輪の姿は、轉輪聖王の四天下統一の姿である。〕

以上のごとく一字金輪佛頂王の意義を明かにすると、この尊の種子たる勃嚩訶字を、九山八海の形に引き廻らしたまへることが、決して無意義のことでないのが分るであらう。此の書にはつゞいて、なほ御花押の上への線以下について、左の如き相傳がある。

示シテ云ハク、御判ノ上ニ**ネ**字之レ有リ。是ハダノ字ナリ梵字ノ神也。仍テ梵字ノ損ジタル處ニ、此ノ點ヲ打ツ

法ナリ。去レバ生養不可得ノ點トモ云フ也。此ノ點ヲ用ヒ給フ事、ボロン字ナレドモ、判ニ書キ成シ玉フハ、損ズル意之レ有ル故ニ、ダ字ヲ加フル也。損ジタル梵字ヲ生スル意之レ有リ。又ダハ、月ト云フ字也。九山八海ノ上ニ、必ズ日月無クテハ叶ハヌ者也。日蓮ハ日計ナレバ、月輪之有ル事ヲ表スル也。ダハ月也ト云フ事、千字文ヲ見ル可キ也。示シテ云ク、御判ノ上ナル名乗ノ、蓮ノ字ノ點ヲ三ツ在クハ星ヲ形取ル、日ハ本ヨリ日天子也。ダハ月天子也。九山八海ノ上ニ三光出ダタル事ヲ所表トシ玉ヘリ。又示シテ云ク、ボロン字ハ如意寶珠ノ種子也ト云ヘリ。釋迦支分ノ上行ノ再來ナル故ニ判ニ成シ給フ也。此ノボロン字ニ付テ、他宗ノ面々種々ノ異說ヲ設ケタリ。蓮師ノ御所存ハ、何トモ云ハ、云ヘ何ニモ相違無シ。又示シテ云ク、一字金輪ト者星ナリ高座、王ト名ク、北斗星ナリ、摩利支天ナリ、本地ハ十一面觀音ナリト。此時モ、蓮師ノ御心中ハ、星ト意得ル者ハ意得ヨ。然ルトキニ「ネ」字ハ星ナリ、ハ月ナリ、日蓮ハ日也。三光ヲ形取ルナリ、衆生ノ迷闇ヲ照スベシ。是ハ(元チャクニヲ)ノ沙汰ノ外ノ心得ナリ。又重テ示シテ云ク、ボロン字ハ金輪際敵降伏ノ徳ヲ具セリ。去レバ兵法ニ、カスミノムチトテ大事ニ祕スルハ、手ノ内ニ「ネ」字ヲ書キ、敵ヲ自ラクラマカス也。折伏ノ心ニテ之ヲ用ル也。名咒ハボロン也。此ノ法ヲ修スルヲ眞言家ニ熾盛光ノ大法トセリ。當家全ク彼ノ法ヲ用テ信仰スルニ非ズ。名ヲ借り妙法流布ノ所表トスル迄ナリ。耆婆大臣ガ手ニ入レバ、毒モ藥ト爲ル。示シテ云ク、判ノ中ヘ名乗ヲ書入レ給フ事ハ、九山八海ノ内ニ利益ヲ施シ給フ事ナリト。示シテ云ク、判ト御名乗トニ日月星ノ三ツ之レ在リ。是則チ三國一同ニ妙法五字ノ本尊流行ス可キ事ヲ志シ給也。云。

これまた傳寫の誤りもあつて、『尊星王』の草字を『高座王』と誤りたるなど、その甚しきもので、まゝ牽強の點も見えるやうでもあるが、さすがに御滅後六十七年の相傳だけに、比較的訛謬が少く、また筋も通つてゐる。讀み下らぬところは、傳寫の誤りと認むべきであらう。

この外に、同じく朗門の所傳なる「御本尊相傳鈔」と名くる康正三年九月六日〔一七六〕の奥書あるものもあるが、それには一字金輪を『金輪際教主也』また、『星の名也』また、『兵法に霞手といひ、手の内に此のボロン字を書けば、敵を暗ます』等の説を擧げ、また一字金輪は熾盛光法なりとしてゐるのは、台密でこの法を同一法とするからである。(その事に就ては、「大日本衛護本尊秘考」に詳にする)。また日讚といふ人の、『一字金輪とは、尊星王として北斗星をいふ摩利支天である』との説は、前の像師の相傳なるものにもあるが、尊星王法は三井の祕法で北辰星即ち妙見菩薩をいふので、摩利支天とは台密でも相違してゐる。また此の書には、前の日像師の相承になかつたところの、愛染の種子「ネ」字であるとの一義をも出してゐるが、その點は、日昭門流の傳師相承と共通してゐる。ただし足利中期には、諸門流の相傳が混淆し、いづれが眞と定めがたい爲めに、諸門流で、ボロン字とウン字との二つの義を傳へるに至つたもので、あらうことがおぼはれる。

つぎに六老第三日興上人の富士門流のは、第五日頂上人、第六日持上人の門流のと共に、御花押についての相傳が、まだ寡聞の予には見當らない。

(3) 六老第四日向門流における相傳

佐渡阿闍梨日向上人の門流は、いはゆる身延門流又は藻原門徒であるが、これは文明十三年(聖滅二)の自署のある、行學院日朝師の「御判形事」と名くる獨立した相承書があり、ボロンを本説とし、ウンは訛ならんとある。初めに

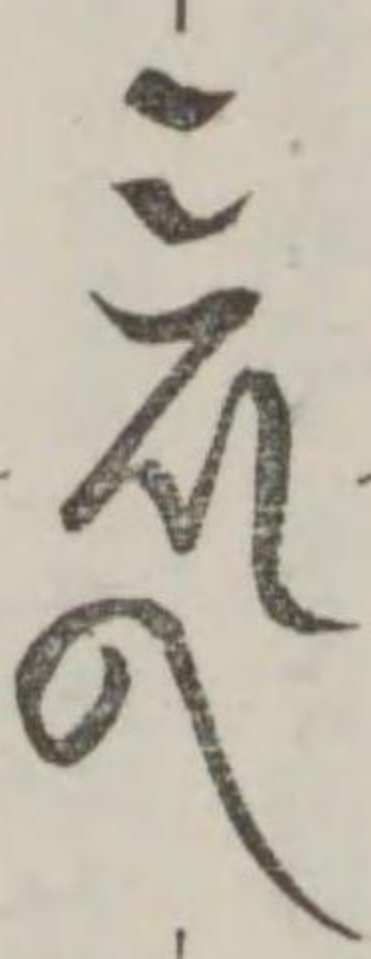
(4) 中山日常門徒における相傳

中山日常上人門流での「本尊相承」の現存せるものは、久遠成院日親師のものと本成日實師のものとのである。日親師は、たゞ専ら御判は愛染の種子であると傳へて、それが何といふ字だといふことをいつてゐないやうである。即ち師の「本尊相承」の「本尊論資料」の第十二條に

一、御判之事 尋ネテ云ハク、御判ハ何ナル文字ヲ顯ハシ給フ乎。答ヘテ云ハク、是ハ一義ニ、愛染明王ノ種子ヲ顯ハシ給フト習フ也。天下一同ニ愛敬シ奉ルノ心也。次ニ御判ノ姿ハ、須彌ト習フ也。去ル程ニ須彌ヲバ日月行道アル故ニ、御判ノ上ニ日月ヲ顯ハス也。尋ネテ云ハク、日月ノ姿如何。答フ御判ノ上ニ名ヲ置キタマフハ、須彌ヲ廻ル日ノ如ク也。月ハ御判ニ、ワラビ手ヲ遊バス是レ月也。其ノ證據ハ四體千字文ニ、蕨手ヲ畫キテ月ト讀ム也。

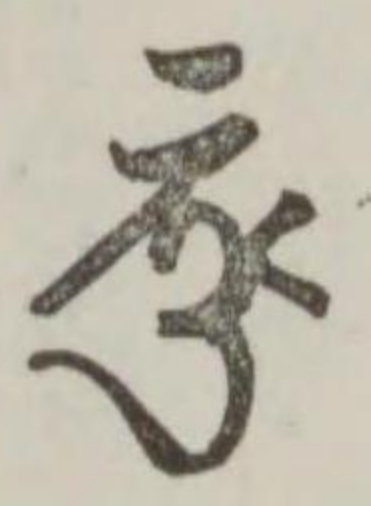
などと書いてあるが、初めから「一義ニ」と書いてゐるのは、中山流では元來花押の御文字について確説を傳へてゐなかつたことがおのづから察せられるやうにもおもはれる。但しあれほど御眞蹟も多く藏せられ、且つ常師も大田殿もともに台密の人であるやうだし、また三世を繼いだ祐師の如き藏書家が居て、どうして正しい判定を與へてなかつたかは、甚だ不審に覺えられるのである。また日實師の「判形口傳」と名くるものには、その師(日源)の仰せとあつて、判形には四つの點ありとて、「運點之ナキ時ハ則チ諸天守護ナキ也、所從點無キ時ハ眷屬不足ナル事也、命點之ナキ時ハ身命危キ也、座點之ナキ時ハ住所不定也」ゆゑに此の四點を具ふべきものぞとて、聖人の花押の四點をいふ時に、

「所從點



座點

運點



「所從點

座點

「命照

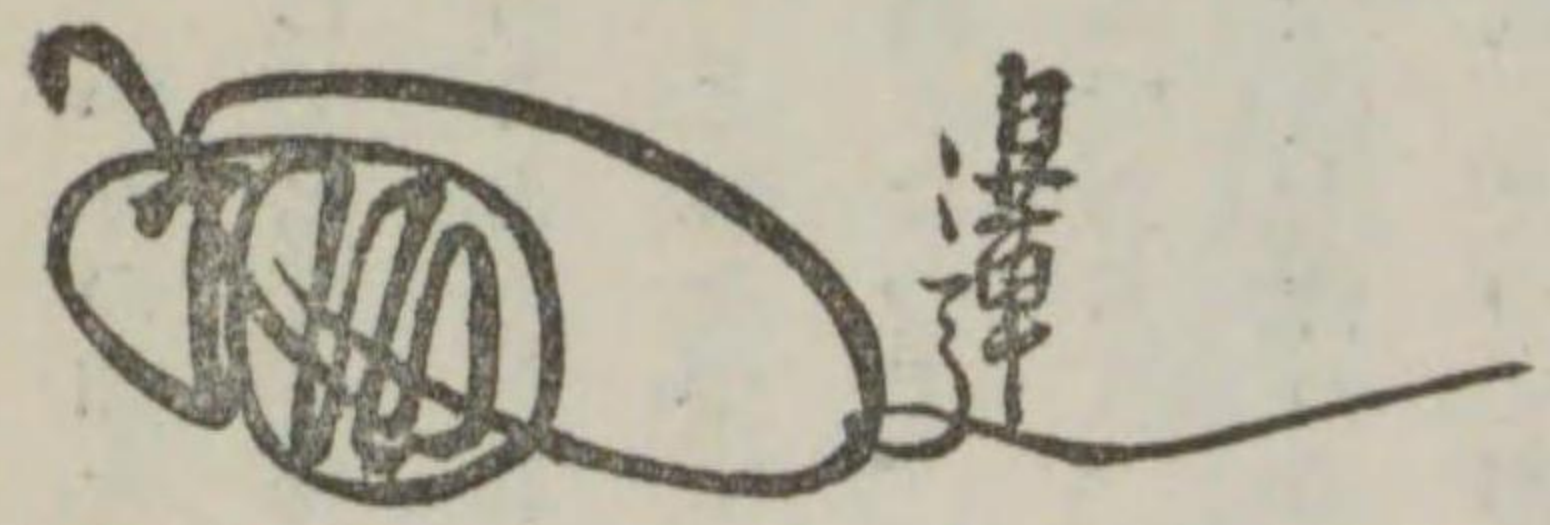
「命點

上の如く愛染の種子卍字と、一字金輪の種子勃嚙唵字とを併べ舉げてゐるのは、中山流の所傳愛染の種子をば卍字とし、それに朗門の所傳をも傳へたものであら

う。また同じく實師の「本尊灌頂秘決」と名くるものには、**の**字は**奈**の三字を一字に合せたものであつて、即ち「一字金輪ノ眞言又ハ種子也。是レ則チ妙法ノ全體眞如ノ一字也」なども書いてゐる。

また安永元年寫之「**滅**」の奥書ある「大曼荼羅藏寶輪秘決續篇」には、御判は一定して勃嚙唵字なりと定め、**の**金輪佛頂尊種子ナリ。菩提心義ノ五末ニ云ハク、一字佛頂ハ諸經ノ中ニ於テ、中道ニ乘眞如實相佛性等

ノ名ヲ爲セル、皆是ノ一字佛頂ノ異名ナリ。一字瑜伽ニ亦云ハク、十方佛土ノ中ニハ、唯一乗ノ法ノミアリ。故ニ一字佛頂ヲ説ク、瑜伽金剛頂ノ中、此ノ佛頂ヲ以ツテ、遍照最勝上ト名ク。と書いて、次に左の如く御眞蹟の御署名と花押とを出し、且つ下の如く説明してゐる。



高祖御判



「此ノ點ハ隱シ點ニアソバス故アラハニ見エザル也

又ハ此ハ悉曇章ノ中ニハ、達ト名ク。達ハ即チ孔字ノ省ニシテ生字畫也。命點ナキノ字ニ加ヘテ還ツテ法身ノ惠命ヲ生ズ。三密抄下^{五十}ハ點ヲ與フレバ何ノ異アラン乎。答山記ニ云ハク、恒達ハ小シク鈎リ鳥字ハ大ニ鈎ル。

かくの如き解釋をしてゐるが、こゝに擧げられたる聖人御花押の文字は、初めに擧げた昭師本尊のものと異り、決して~~不~~と拜することは出来ないのであるから、蓮の字の點の中に攝するとか、隠し點に遊ばすとかの、牽強を要することとなる。またへ點を以て達字・恒字なりとすることも、にはかに肯定し得られないことである。

これを要するに、相承などといふものは、以上引用の如く、師々相承の中に、後世加上し來つたと共に、本説は稀薄となつて、牽強附會の部分の多くなるに至るのは、批評的學風の興る以前には、いかなる學問にも共通のことであるであらう。批評的學風は、その中から純金を選び出すとき行動を採らねばならぬのである。さうしてかくの如き牽強附會の多い相承等に依ることの止むを得なかつたのは、御眞蹟を拜する機會の少かつた過去の時代に限る。寫眞版によつて御眞蹟が、自由に拜し得らるゝ今日の時代は、相承などに重きを置く必要はなく、直ちに御眞蹟そのものを熟拜し、それより歸納して眞實相を推定し、かへつて相承そのものを、十分に批評し取捨すべき時代であると確信する。

二、「日蓮聖人御眞蹟」及び各種曼荼羅における御花押の文字

(一) まづ「日蓮聖人御眞蹟」の御花押を「遺文録」年代順に列挙す

そこで吾等は、聖人の花押を明かに知る必然の途として、神保辨靜師が刊行せられたる、「日蓮聖人御眞蹟」二十巻と、各山に藏せる眞蹟の大曼荼羅における御花押そのものを拜見して、その御文字が、果して何字であるかを定める

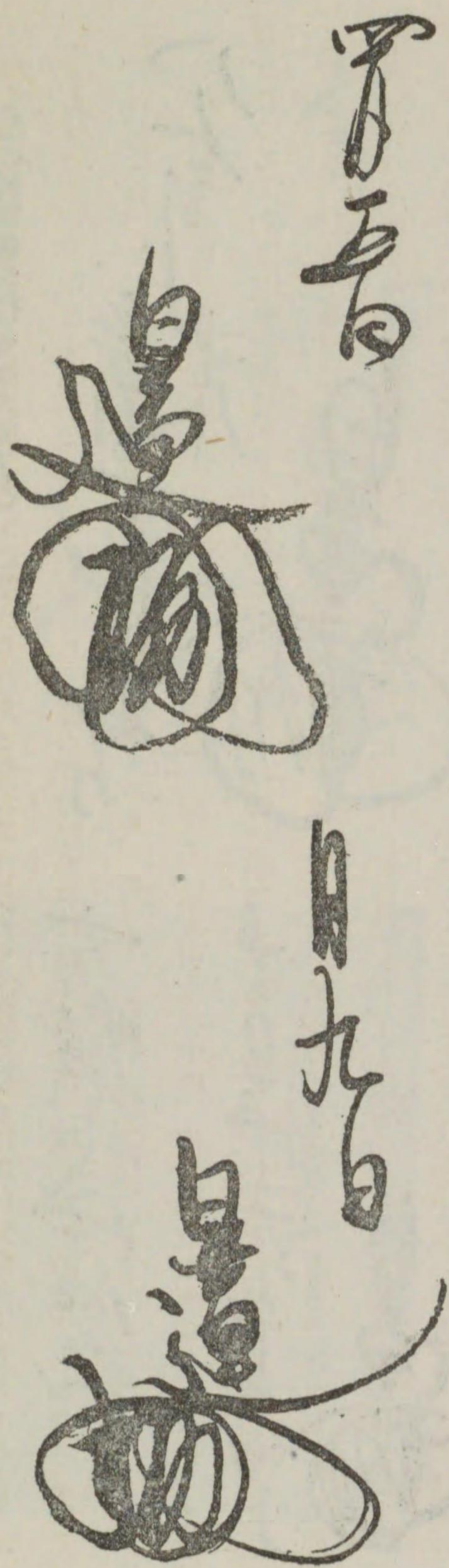
ことからはじめねばならぬとおもふ。

ゆゑに歸納的研究としての第一は、まづ「日蓮聖人御眞蹟」二十巻における御花押を、年代に従つて列挙し、更に各山藏寶の大曼荼羅の御花押をも、代表的に引例し、この實證的方法によつて、おのづから明かなるべき事實を探り出し、それによつて考究を加ふべきものだとおもふ。

「日蓮聖人御眞蹟」に收められたる眞蹟の中、御花押のあるものは、文永五年四月五日の「安國論御勘由來」を始めとする。これについて、年號のある眞蹟は年號に依り、年號なきものは、しばらく「遺文録」の系年に依ることとし、之を列次すると、御花押の形式は、左の如き結果を示すのである。

(一) 安國論御勘由來(文永五年四月)

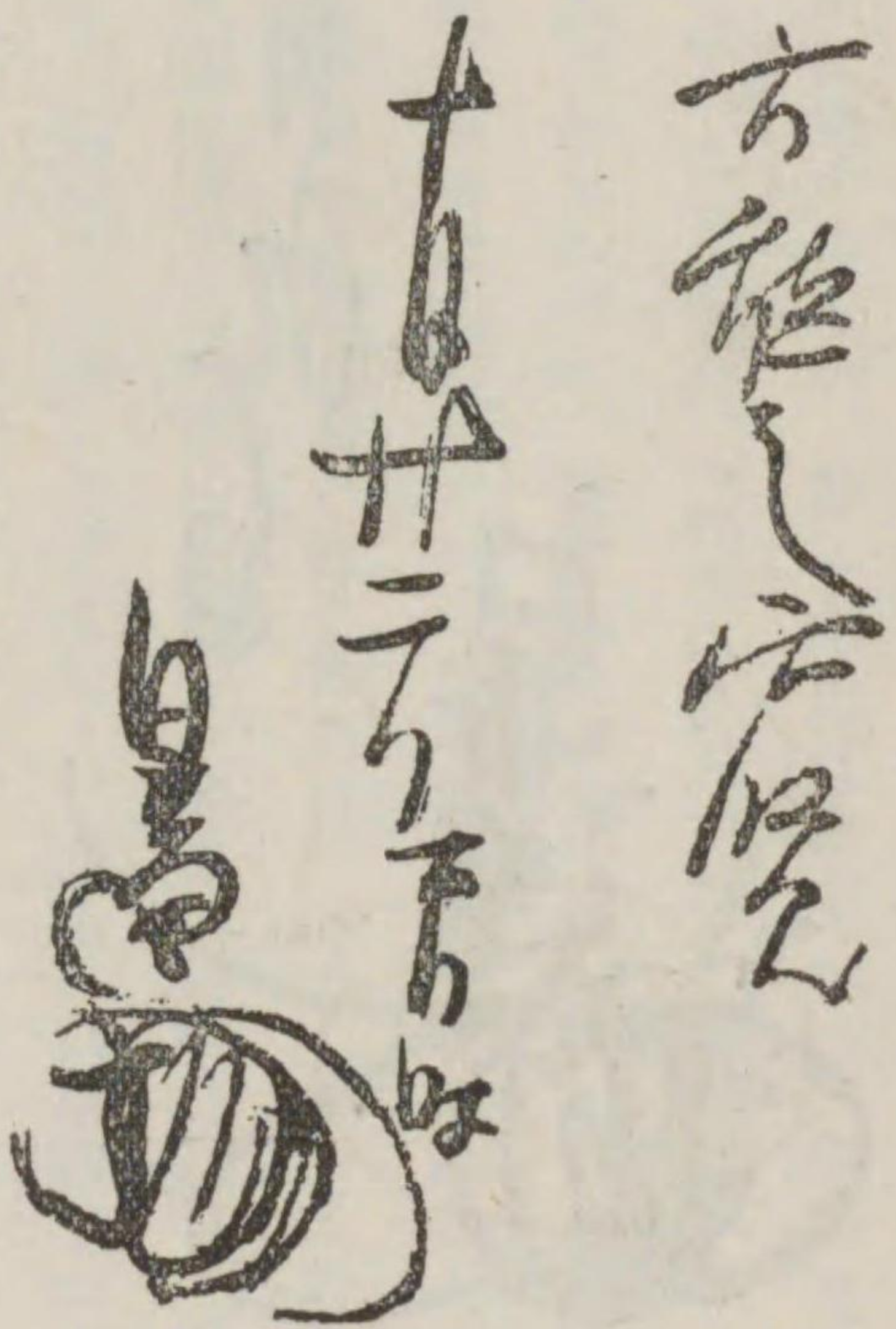
(二) 問註得意抄(同六年五月)



(三)轉重輕受抄(文永八年十月)



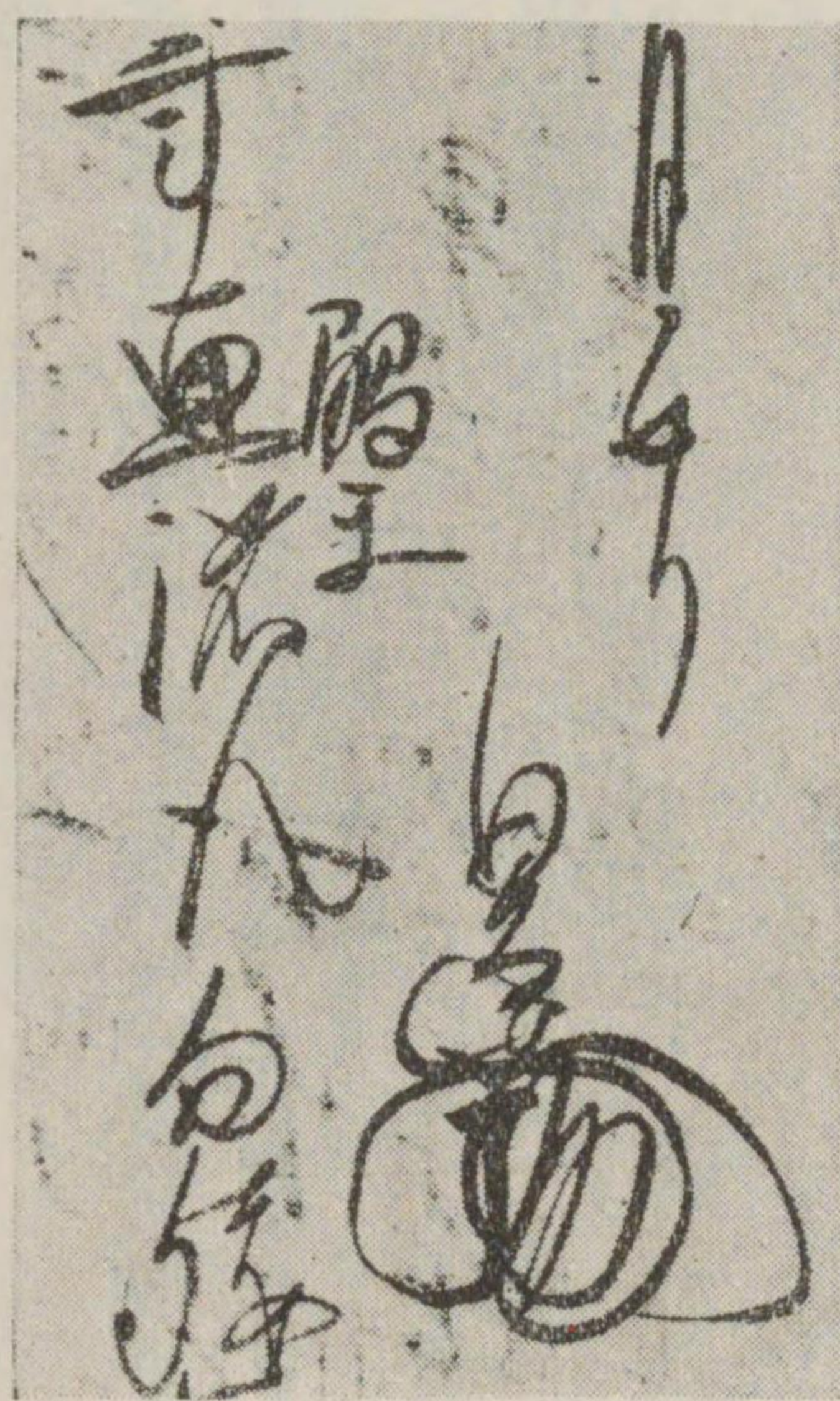
(四)寺泊御書(同上)



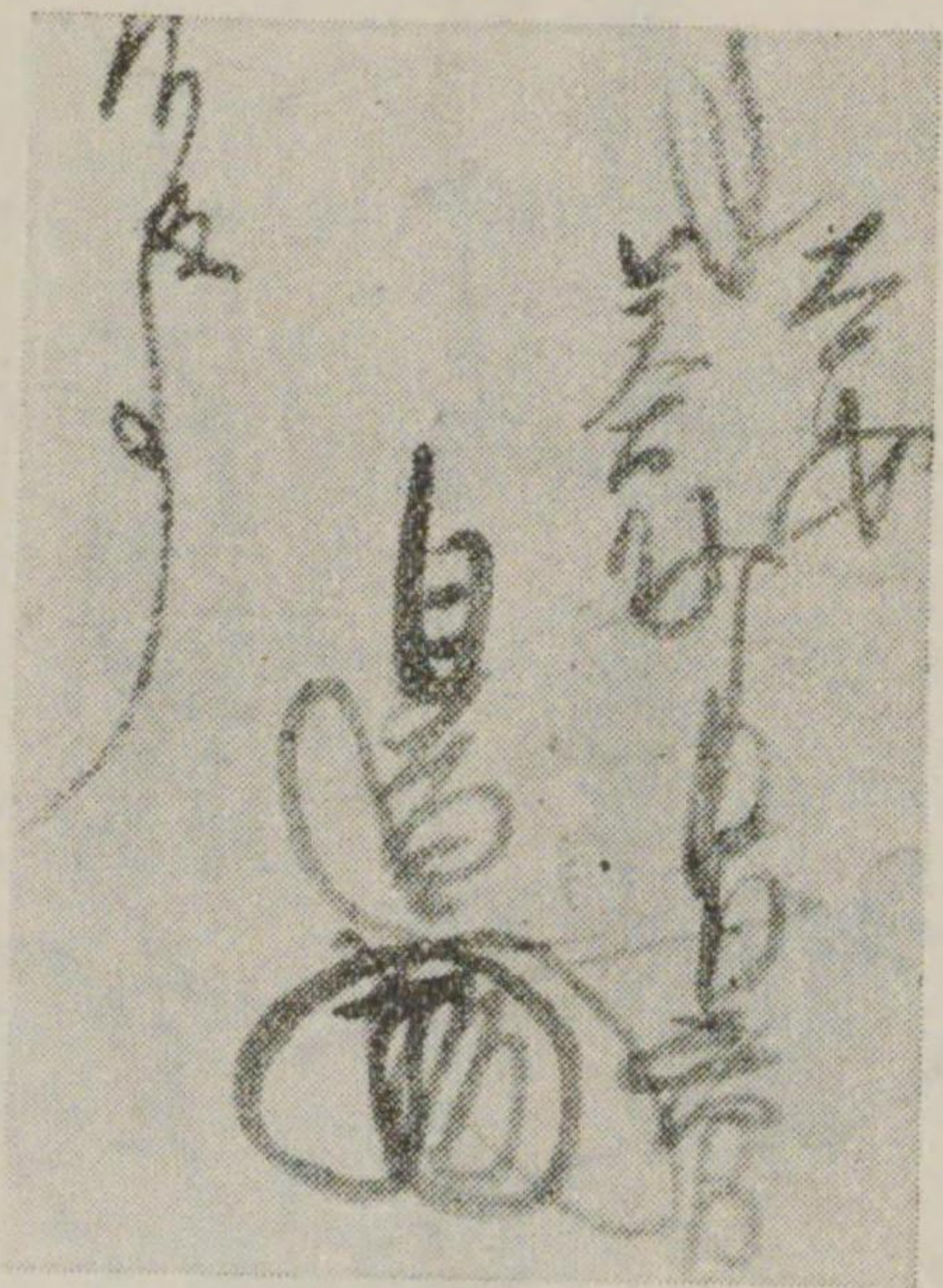
(五)期靈山御書(文永九年四月)



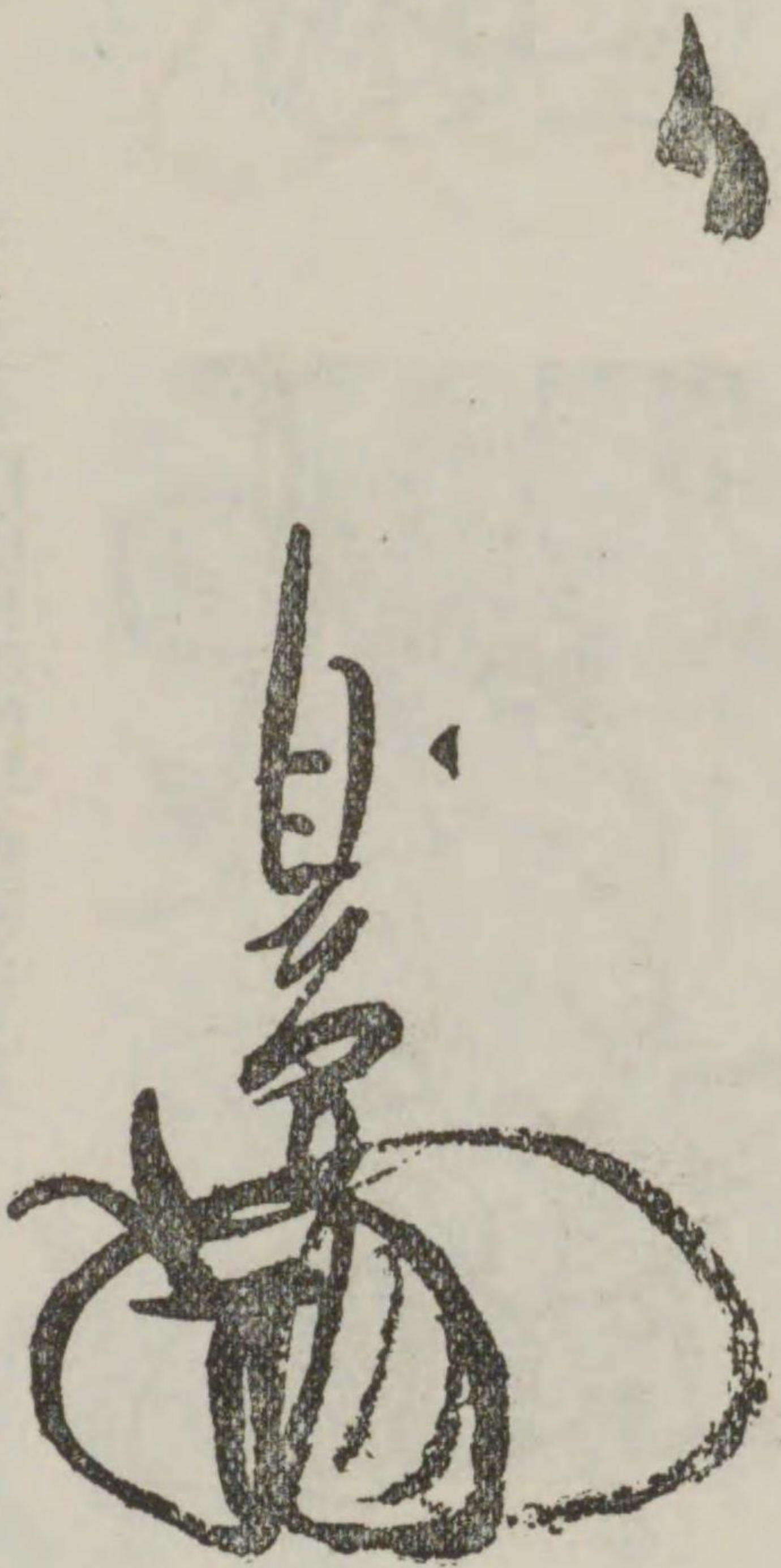
(六)真言諸宗違目(同年五月)



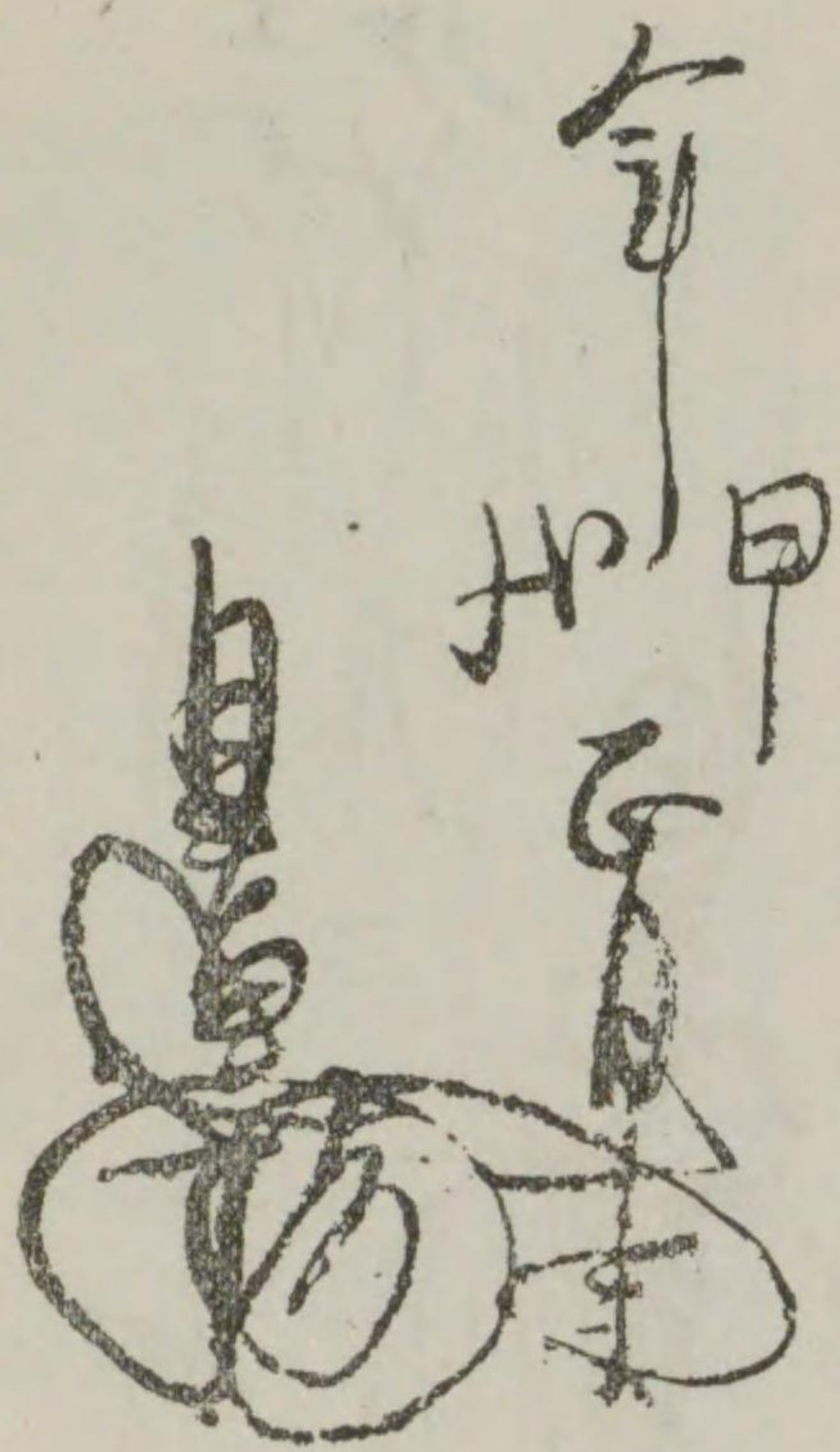
(七)觀心本尊抄副狀(文永十年四月)



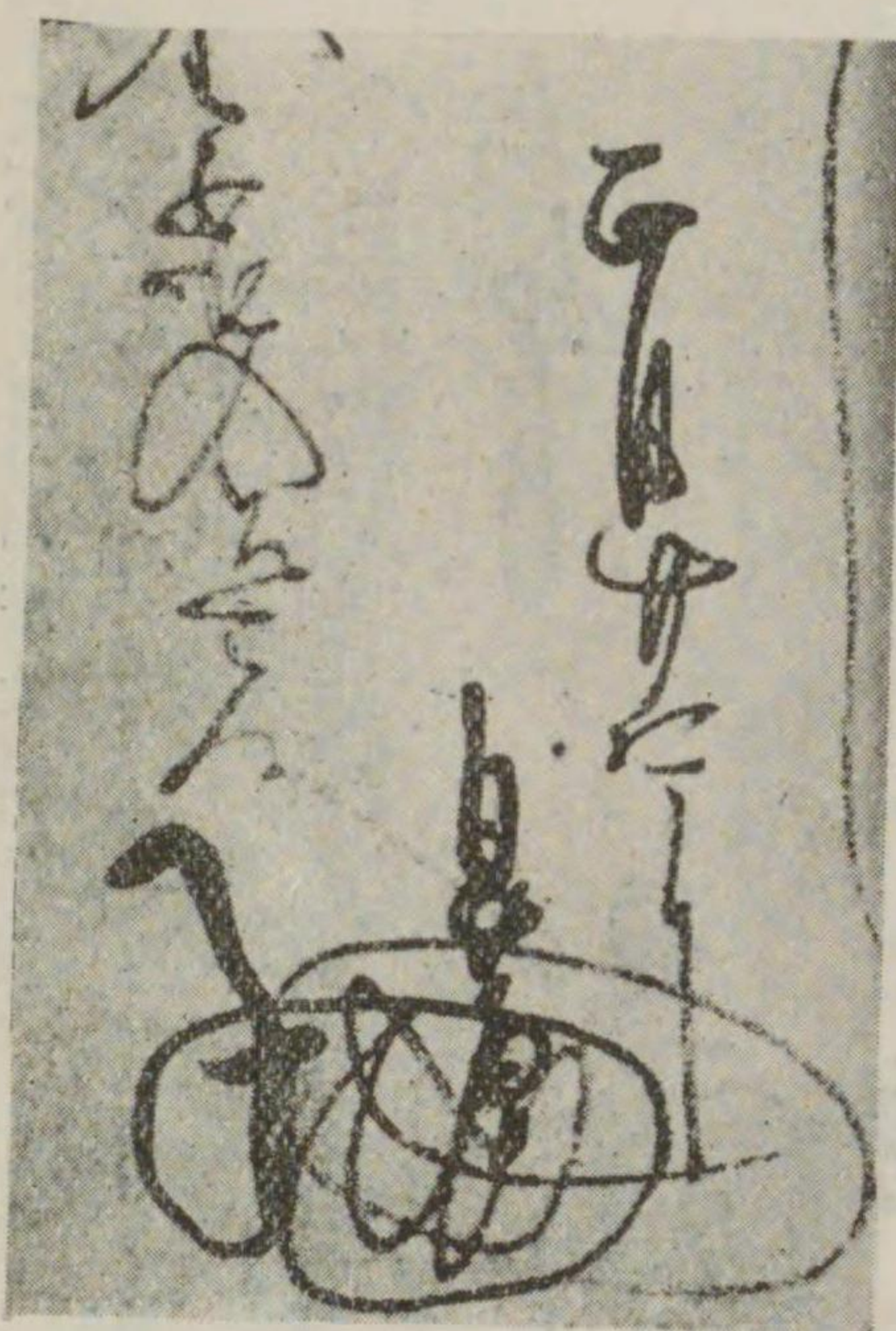
(八)富木殿御返事(文永十年七月)



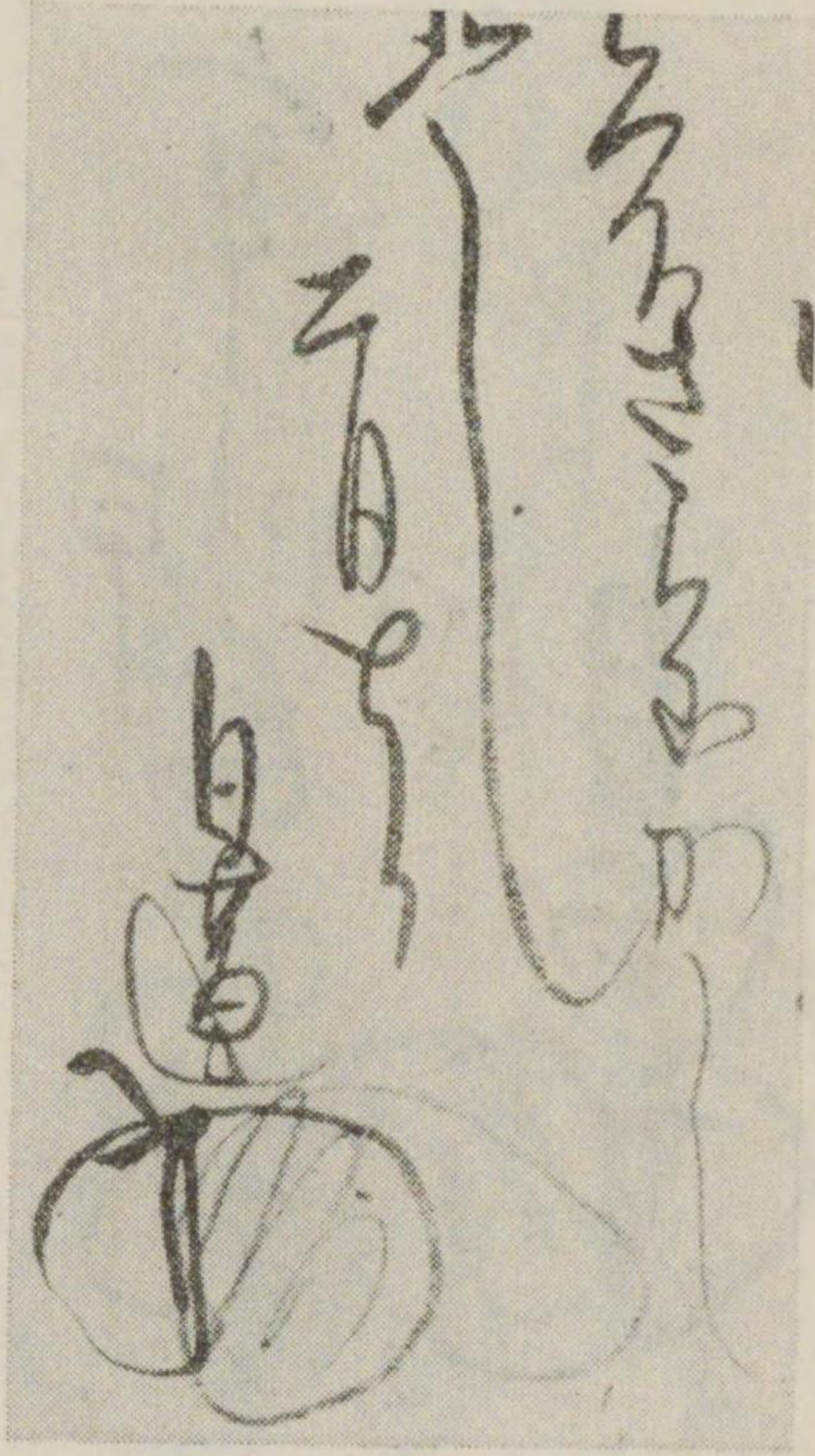
(九)法華行者值難事(文永十一年正月)



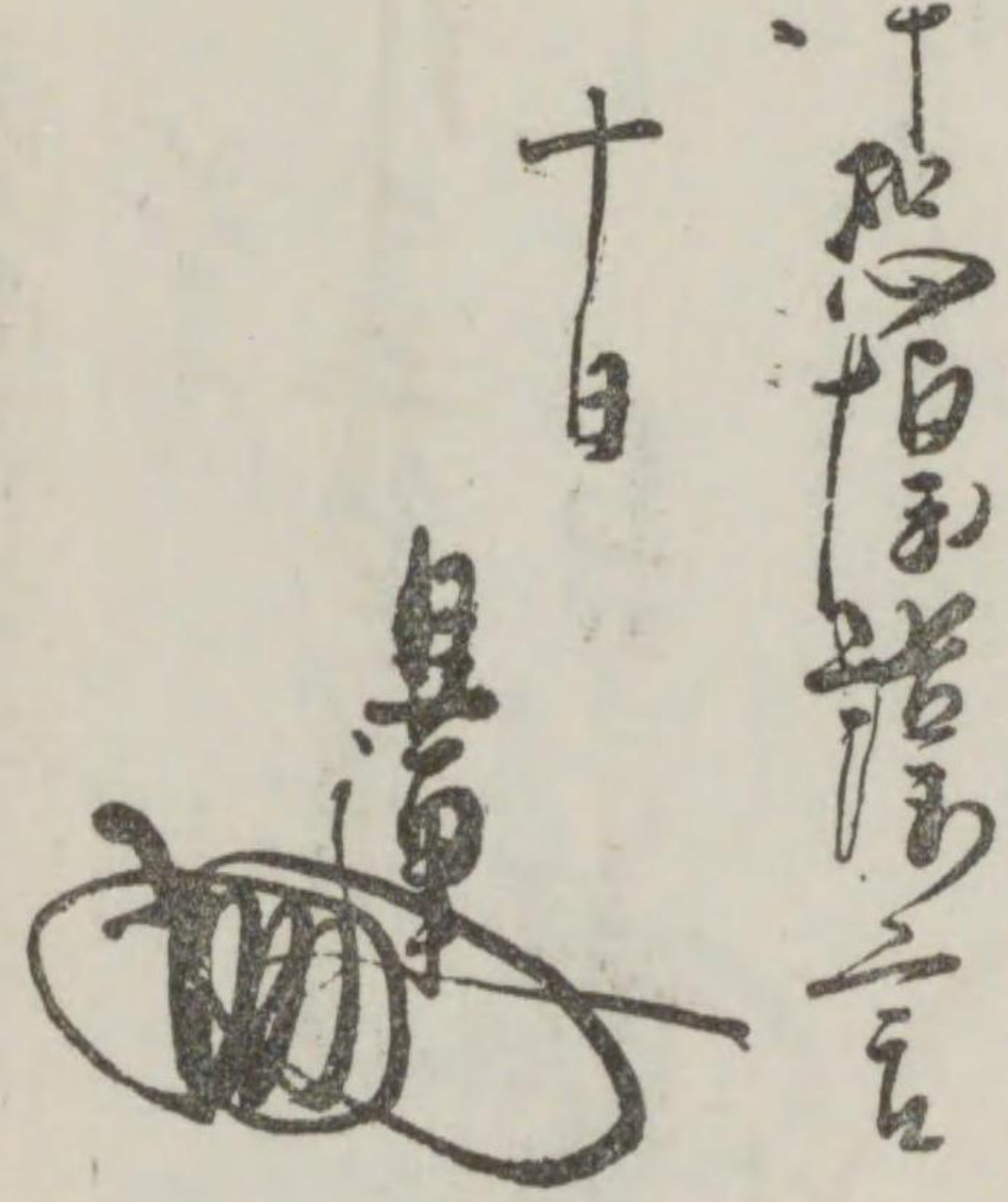
(十)太田金吾入道殿御返事(建治元年正月)



(十一) 富木殿御返事〔建治元年二月〕



(十三) 妙一尼御前御返事〔建治元年五月〕

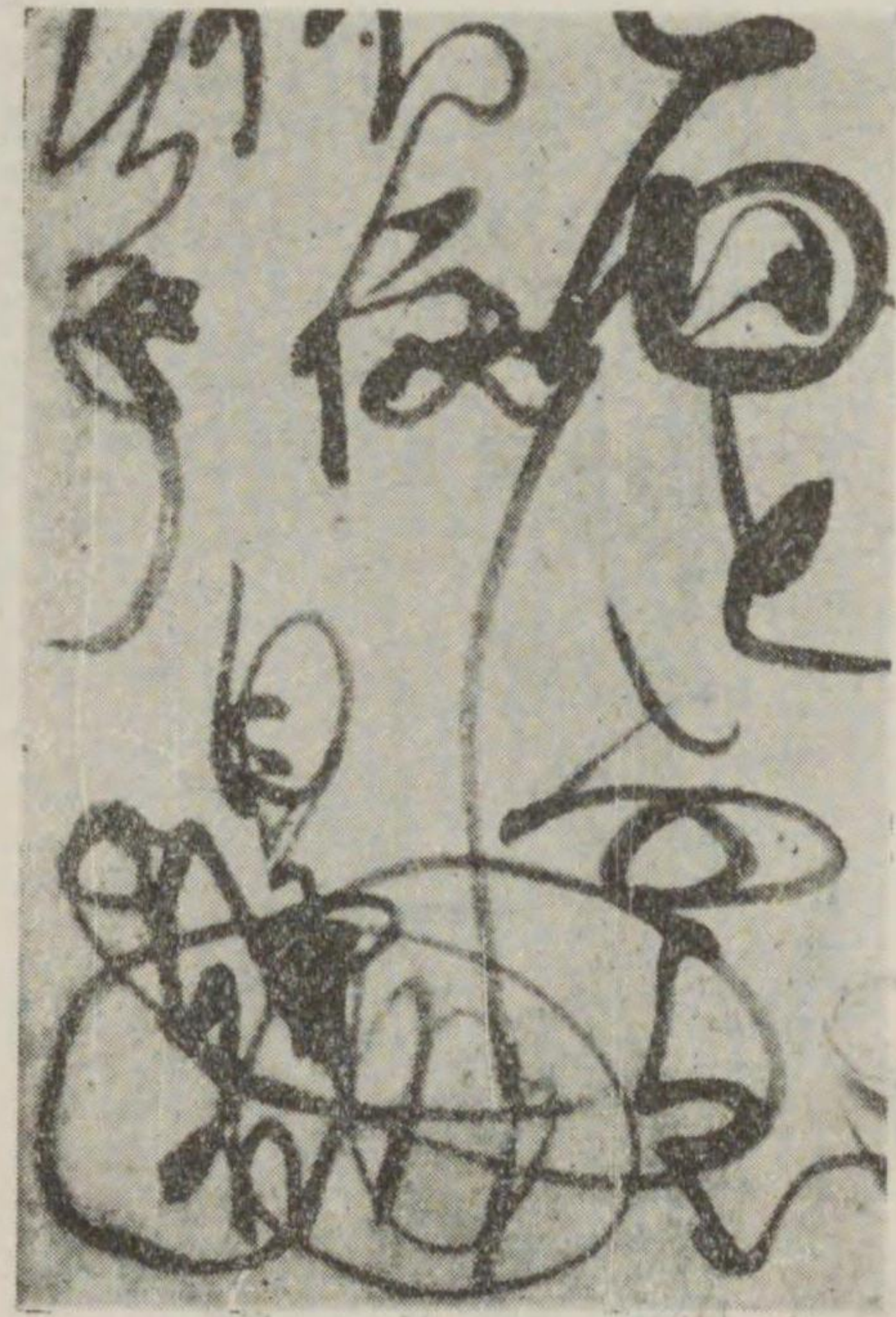


(十二) 曾谷太田殿御書〔建治元年三月〕

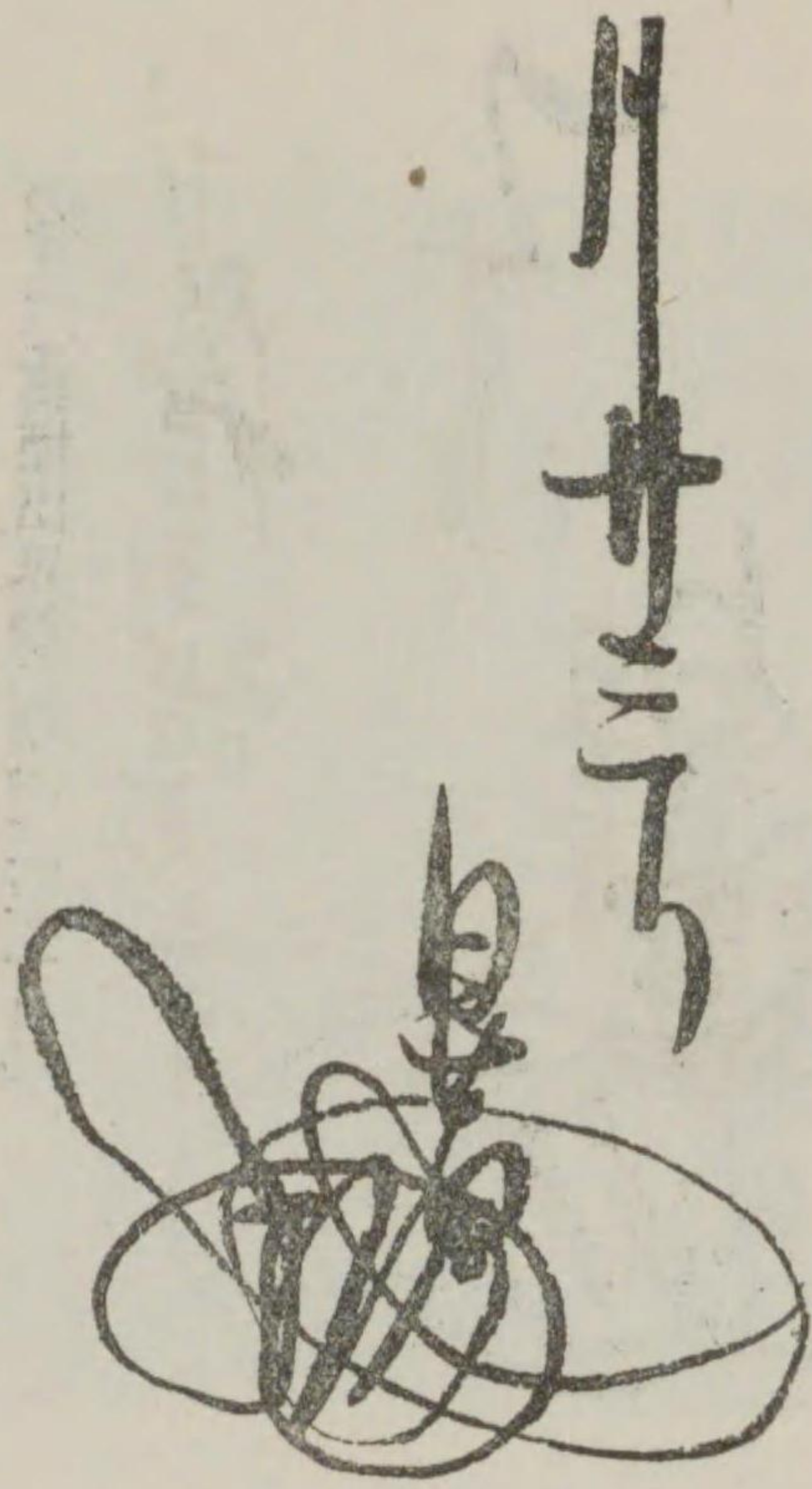


二二八

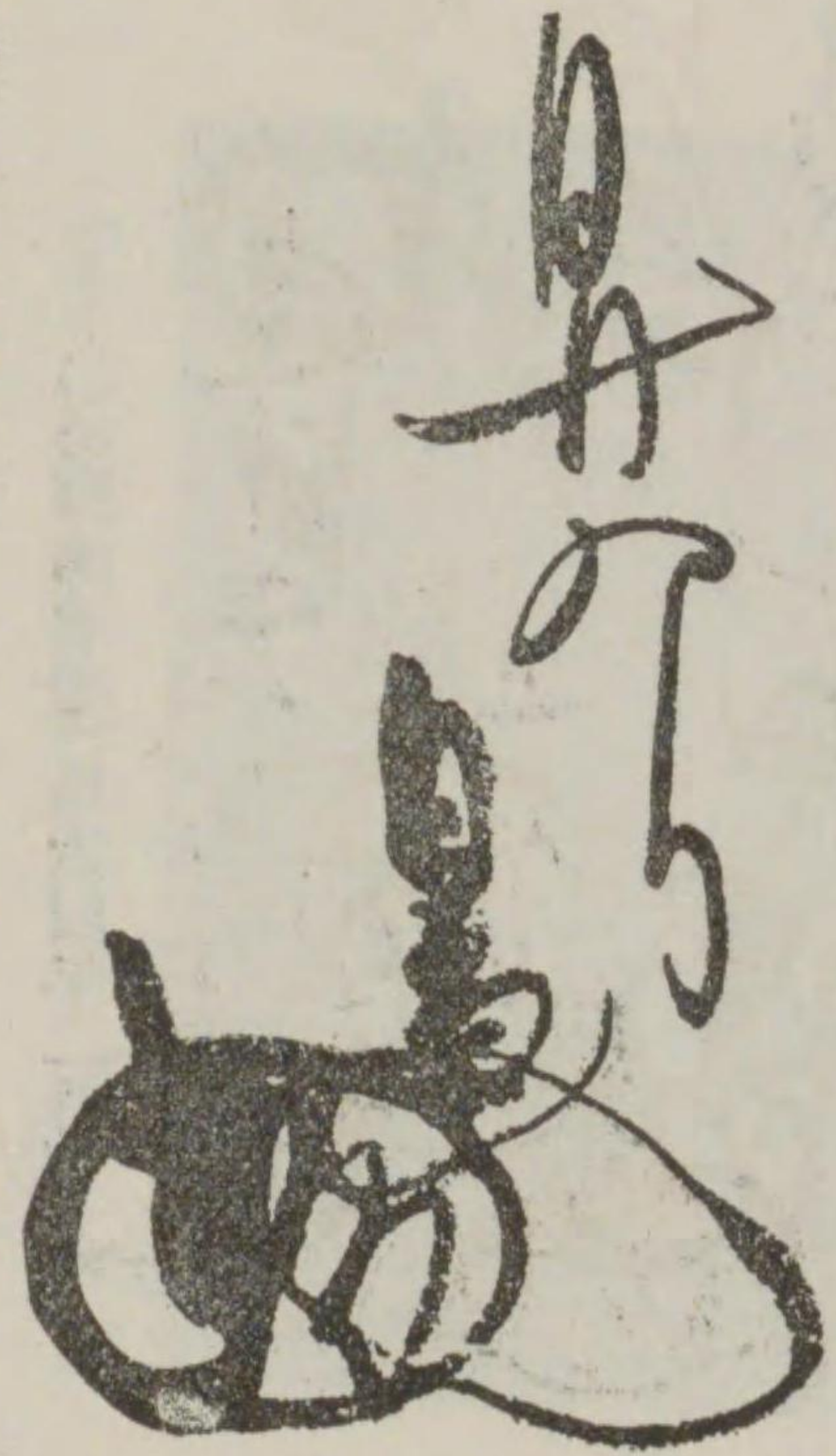
(十四) 即身成佛鈔〔建治元年七月〕



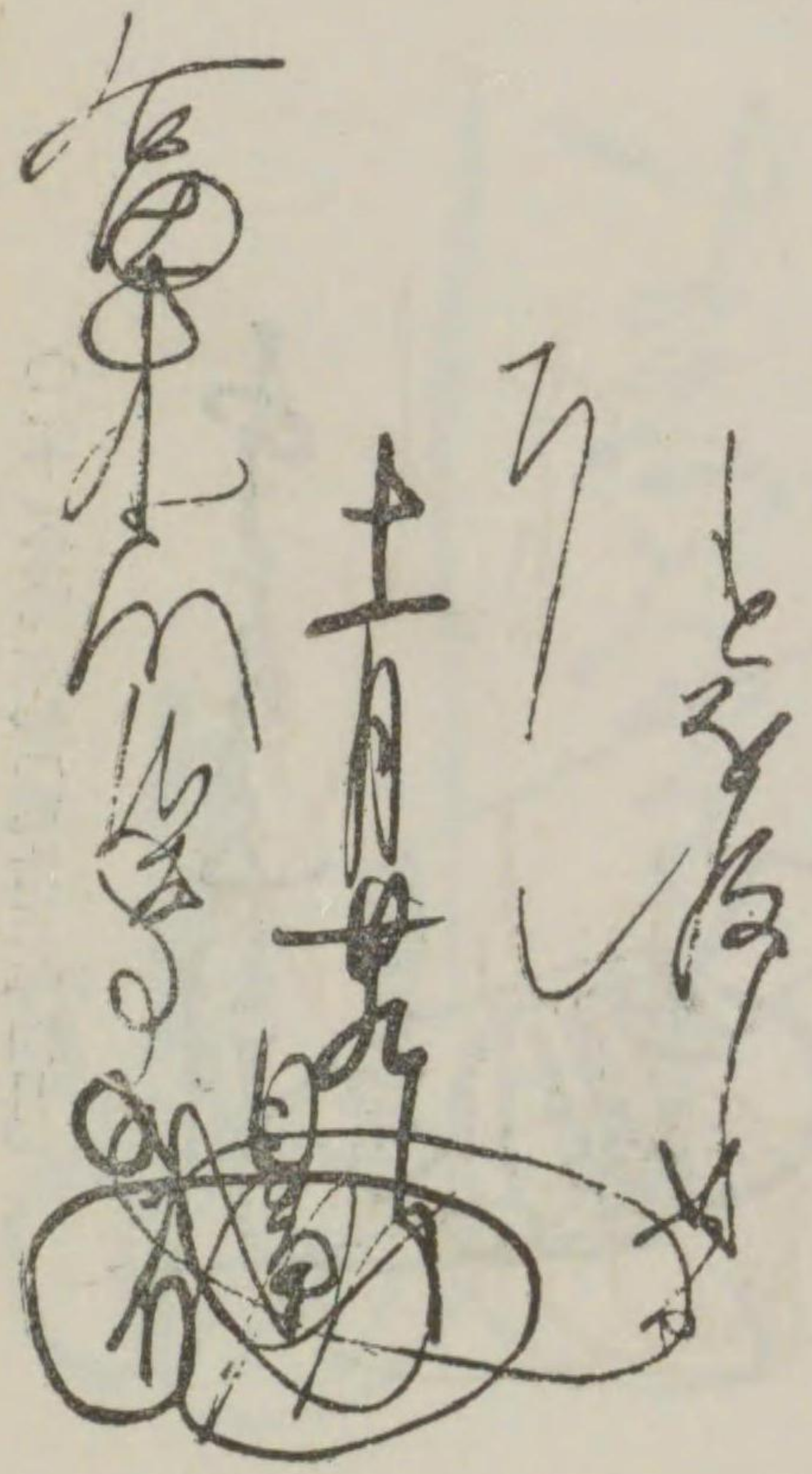
(十五) 不可親近謗法鈔〔建治元年八月〕



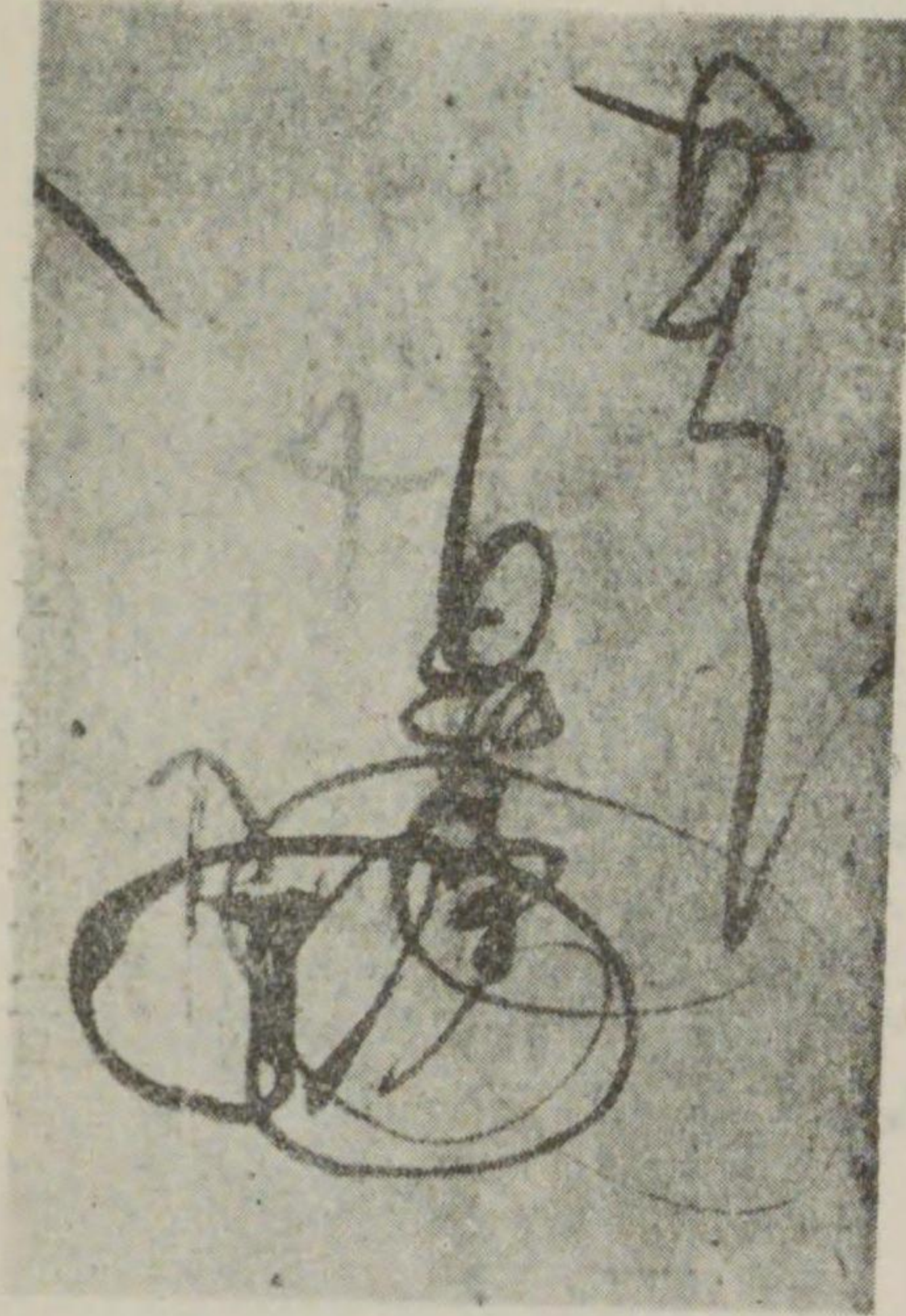
(十六) 御衣布并單衣御書〔建治元年九月〕



(十八) 富木殿御返事〔建治二年十一月〕



(十七) 富木尼御前御書〔建治二年三月〕



二二九(文一) 花押

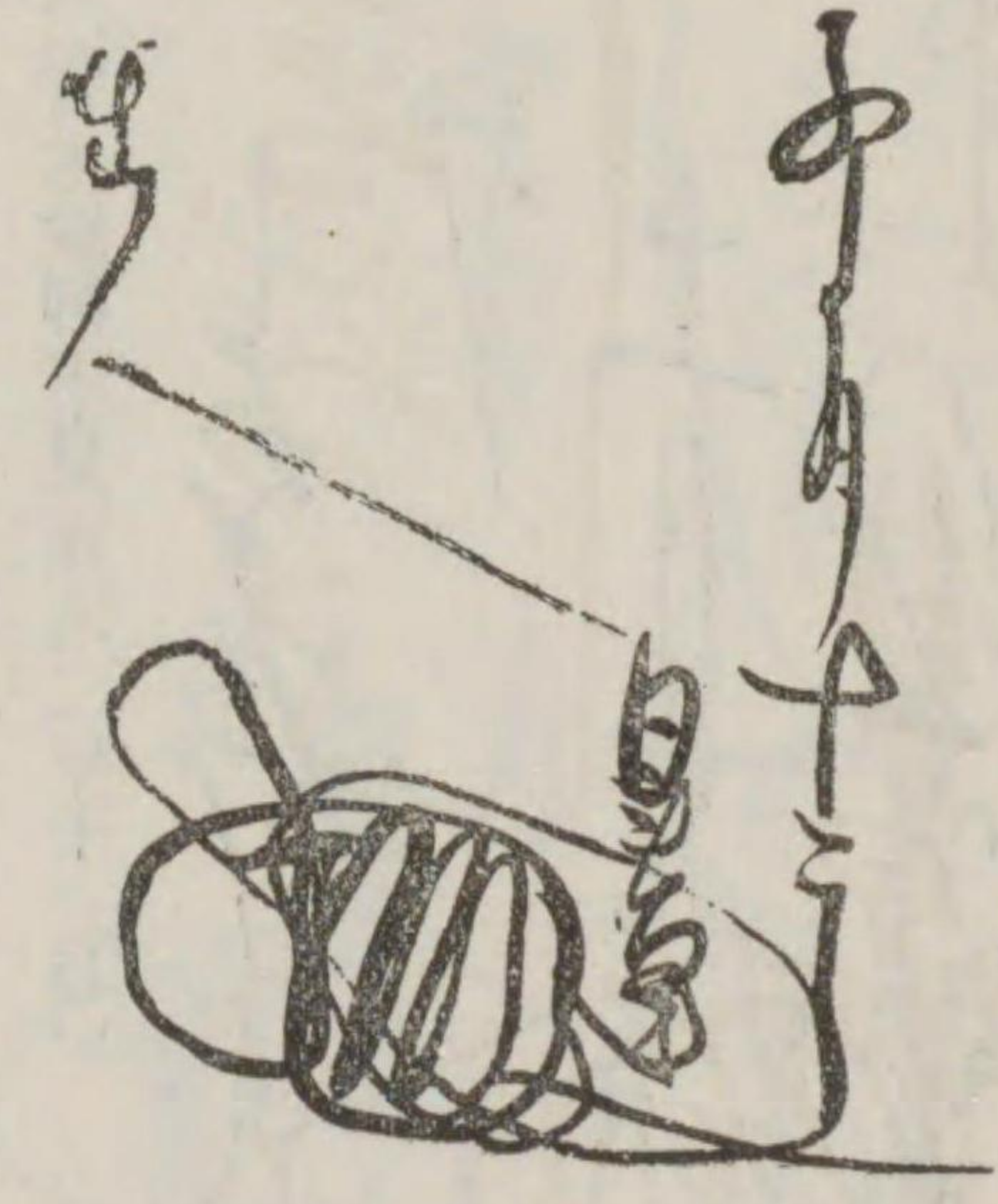
(十九)道場神守護事(建治二年十二月)



(廿一)稟權出界鈔(建治三年十月)

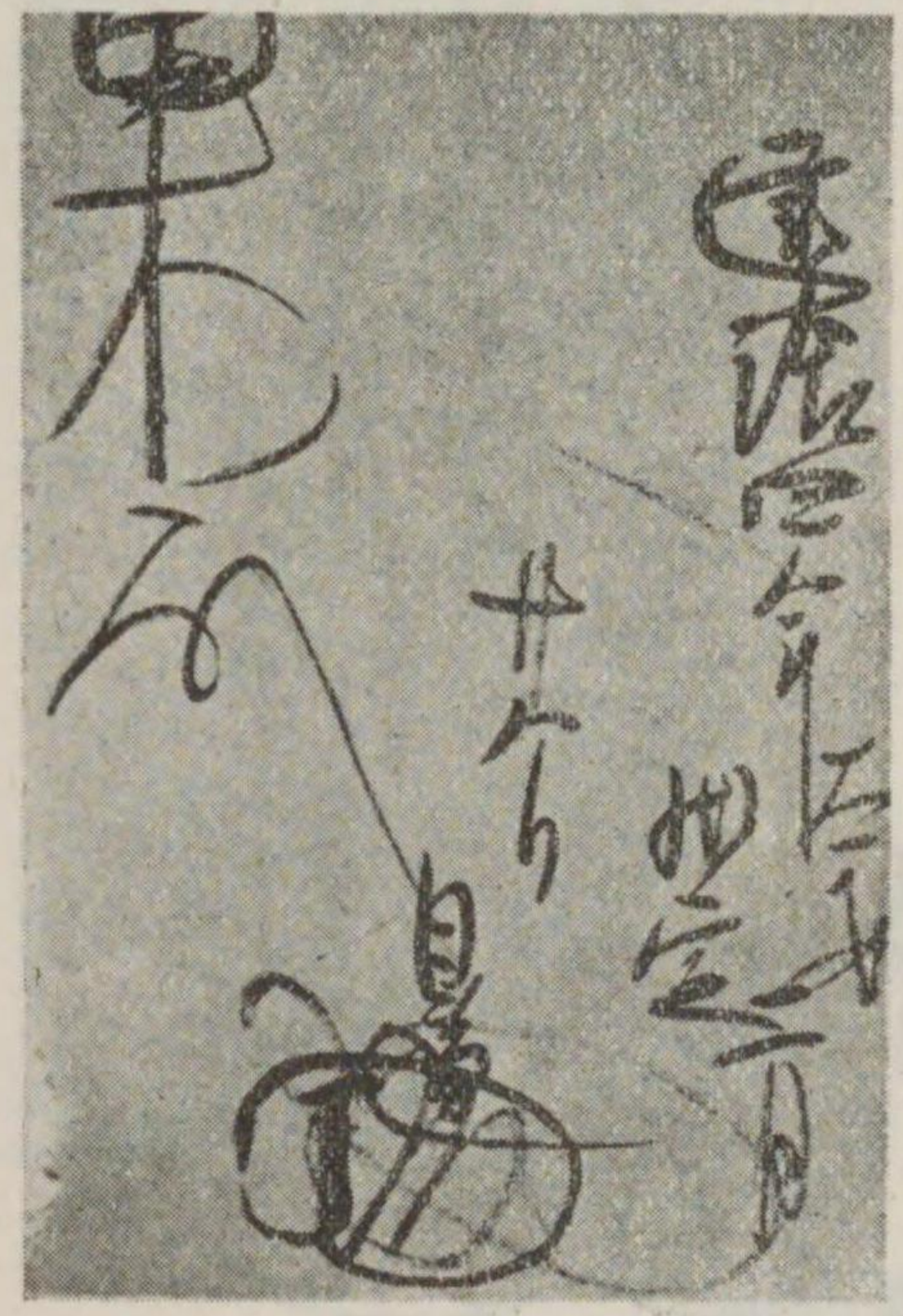


(二十)金珠女鈔(建治三年四月)

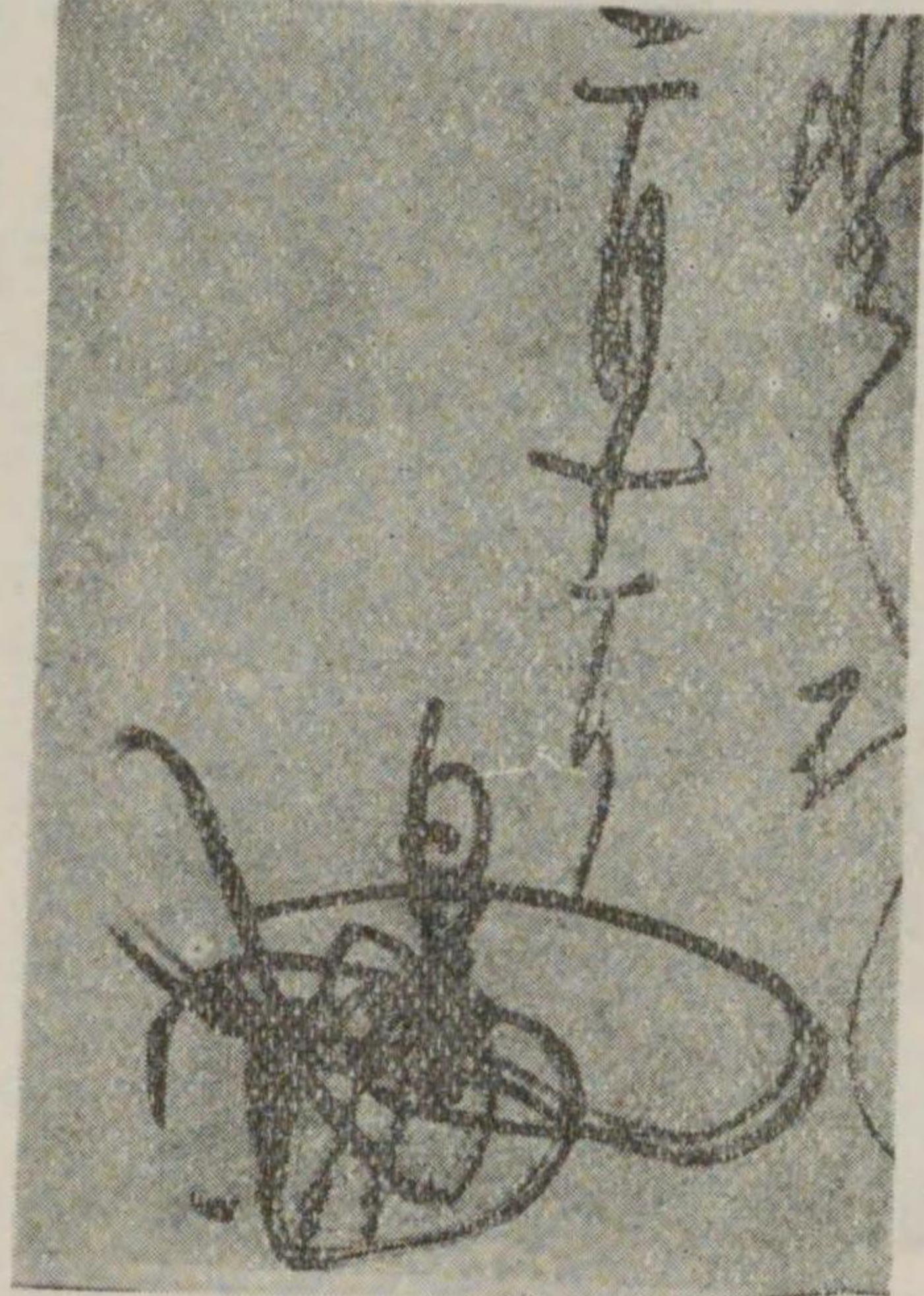


二三〇

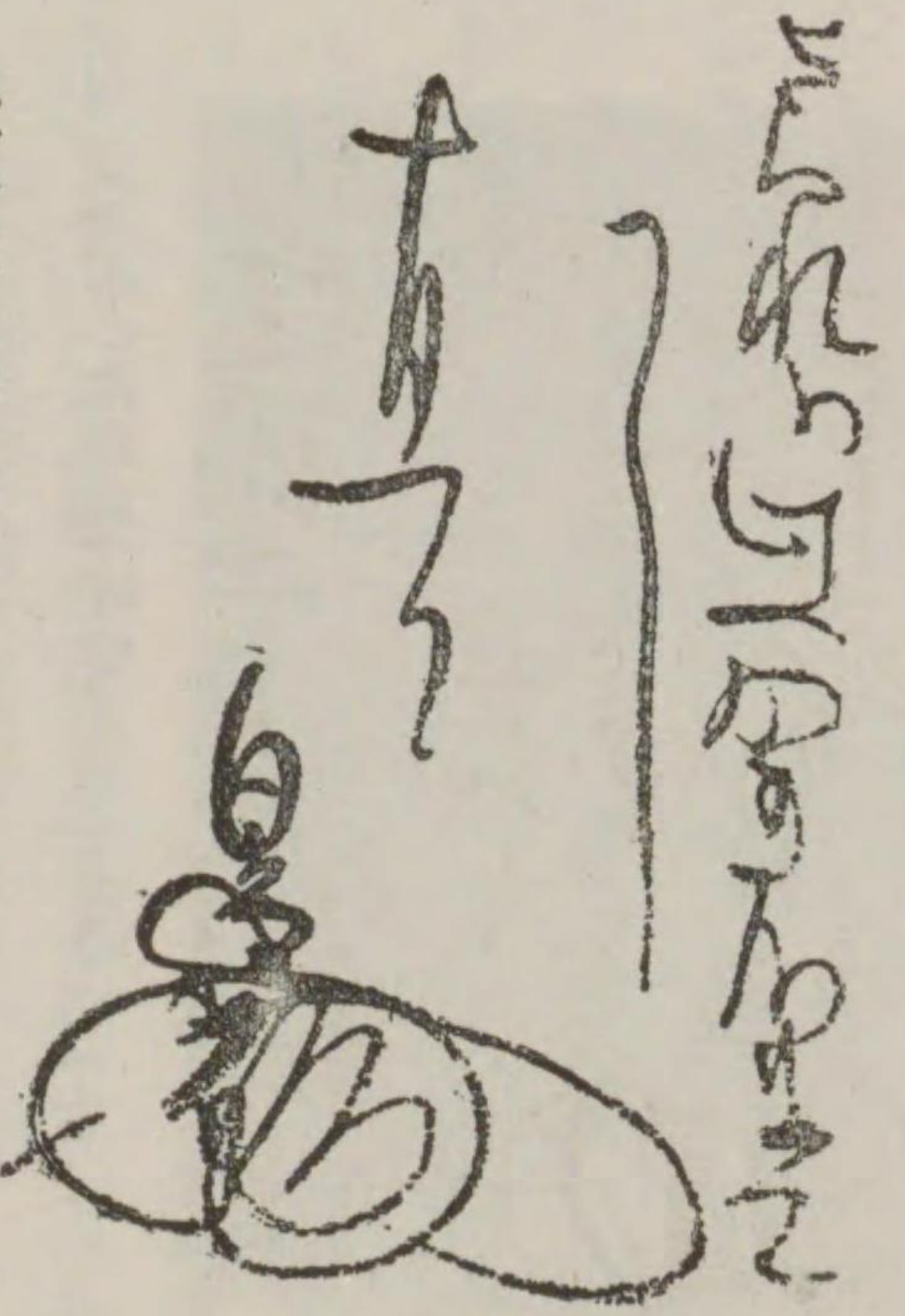
(廿二)始聞佛乘義(建治四年二月)



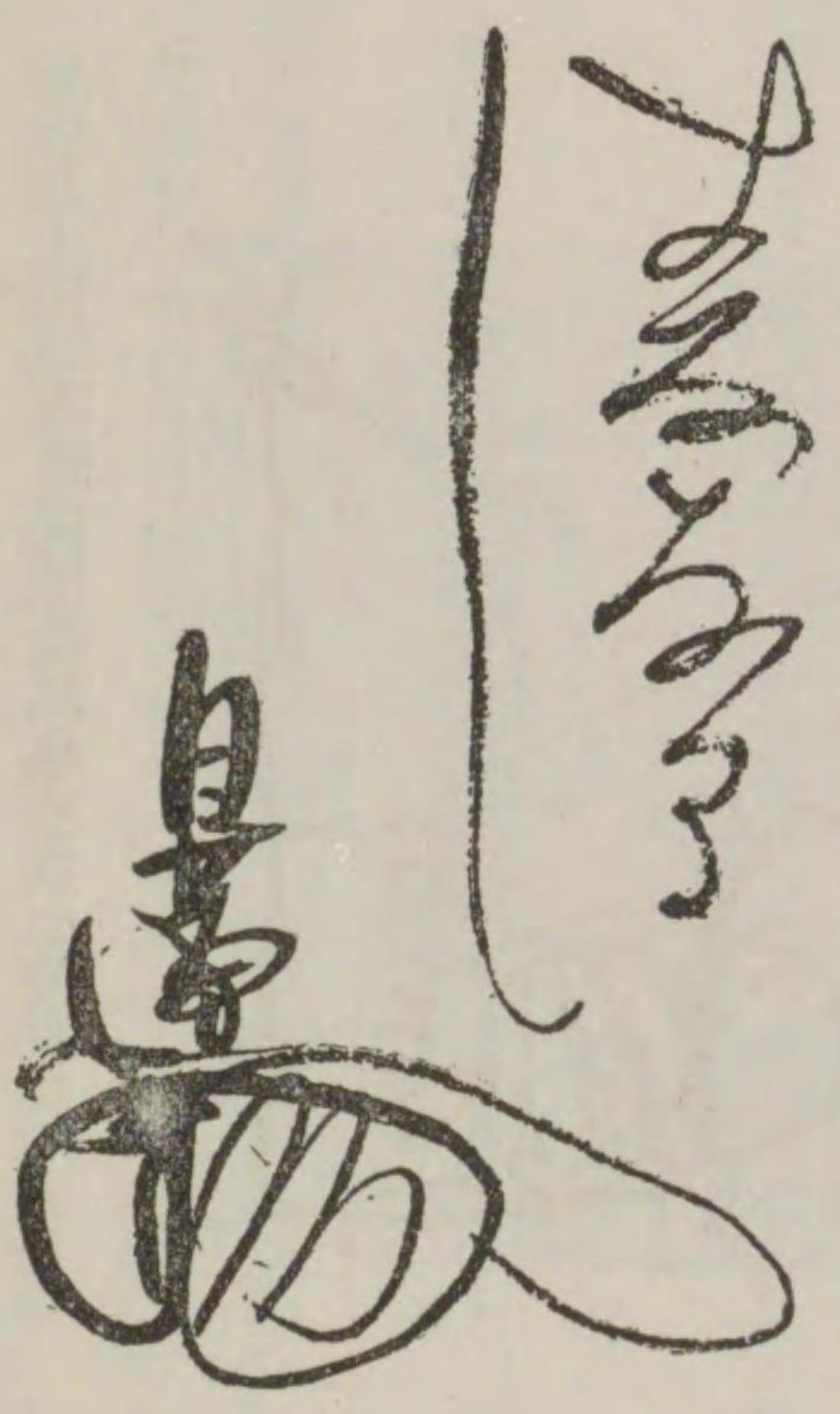
(廿三)檀越某御返事(弘安元年四月)



(廿四)聖人御難事(弘安二年十月)

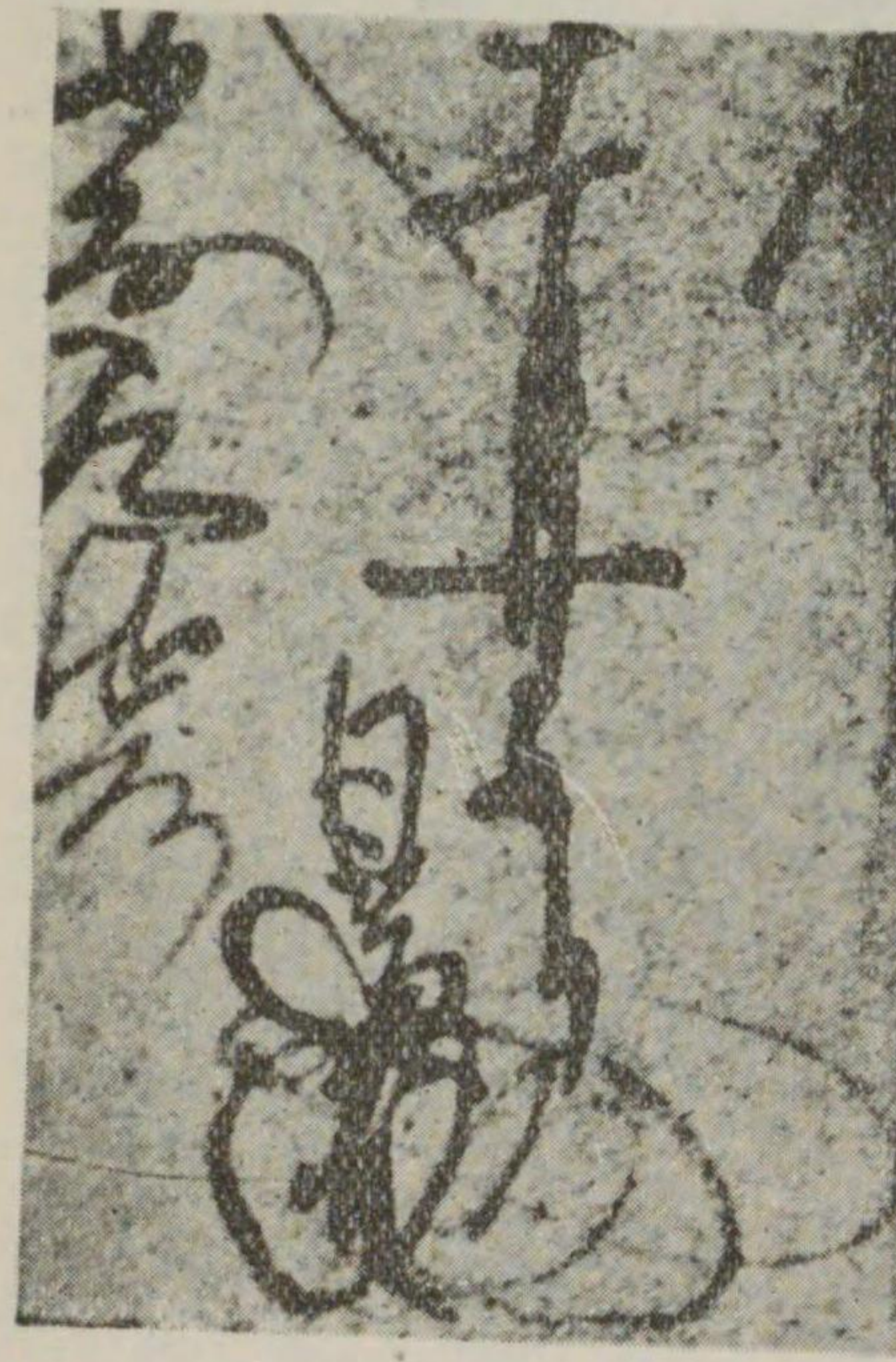


(廿六)可延定業書(弘安二年)

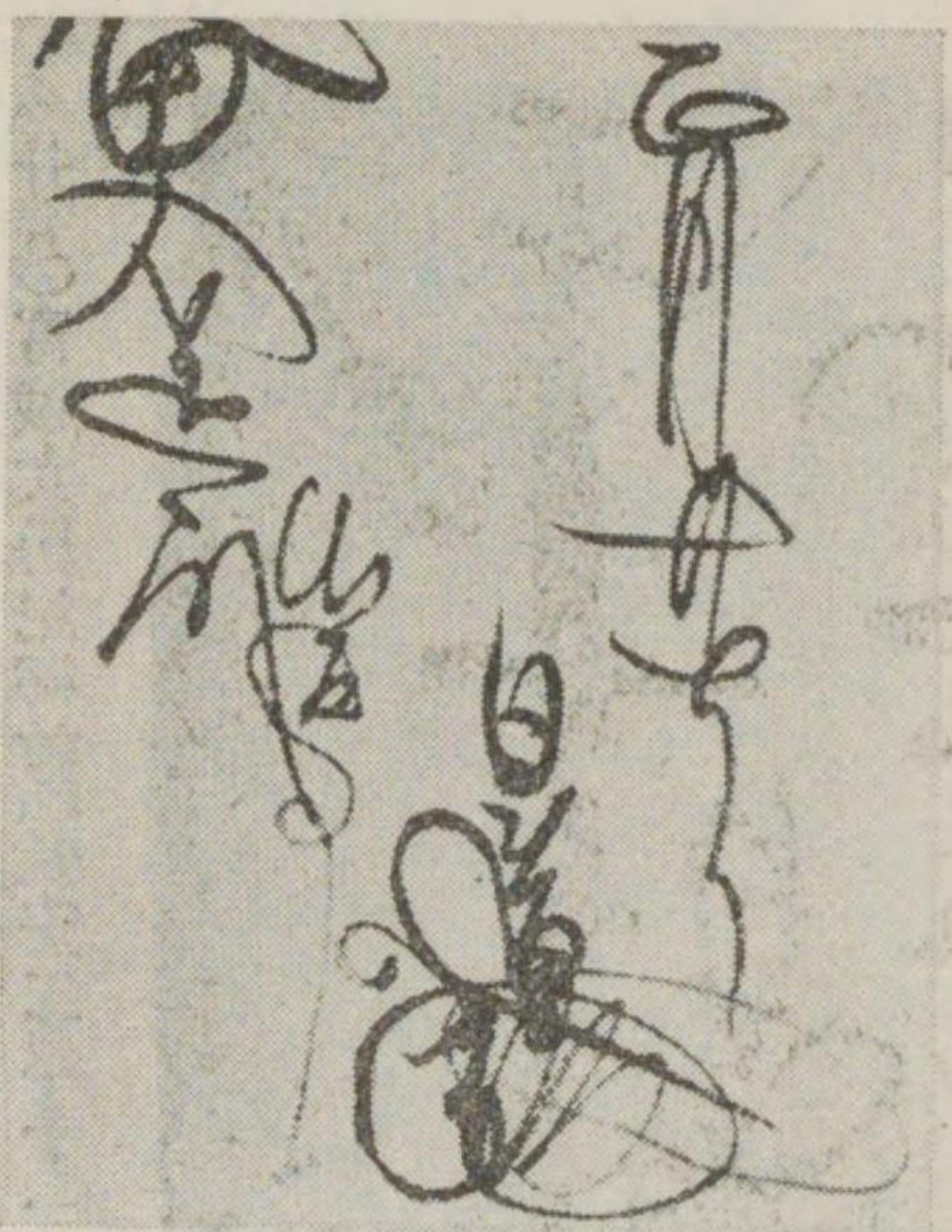


二三一(文) 花押

(廿五)富城女房尼御前(弘安二年十一月)



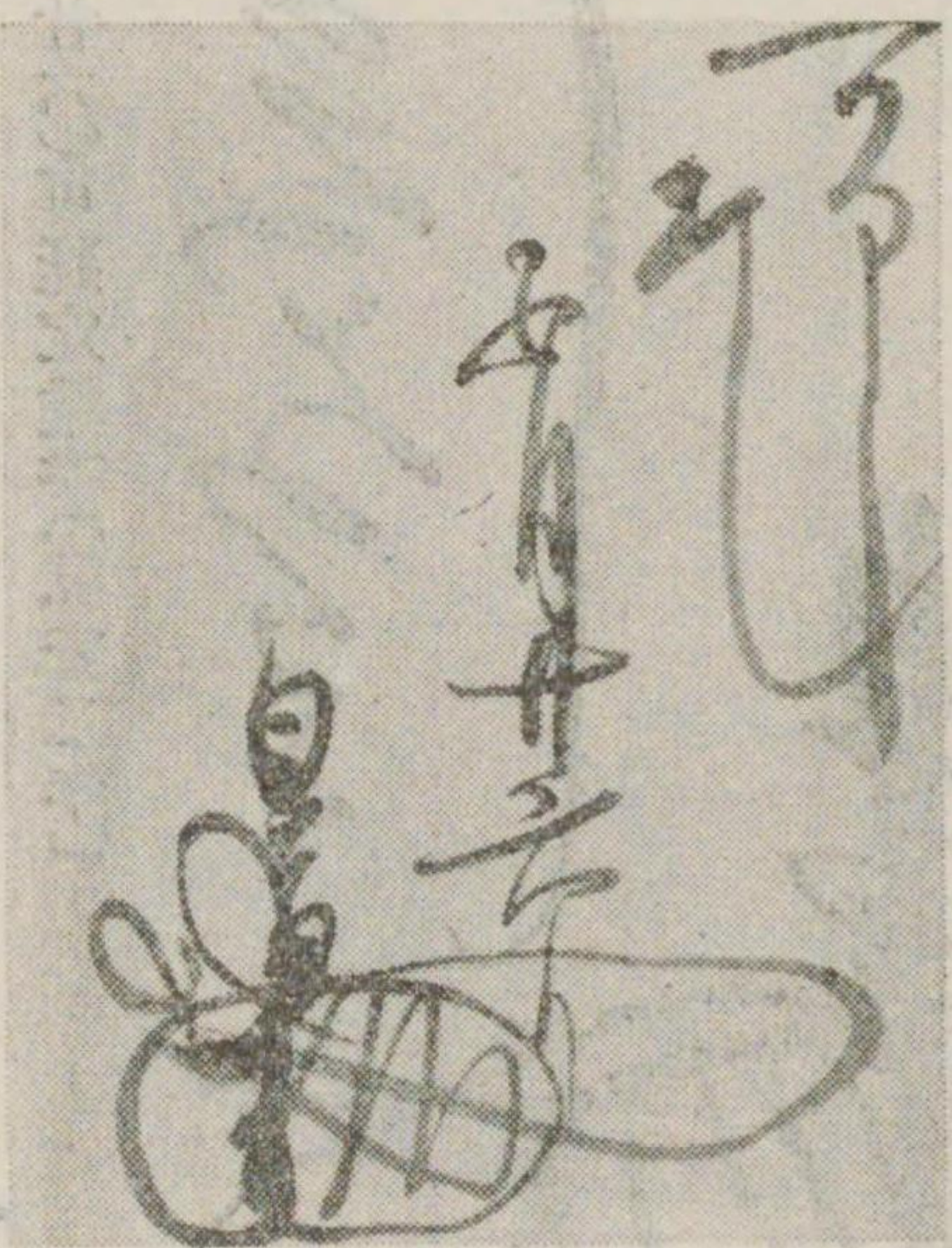
(廿七)慈覺大師事(弘安三年正月)



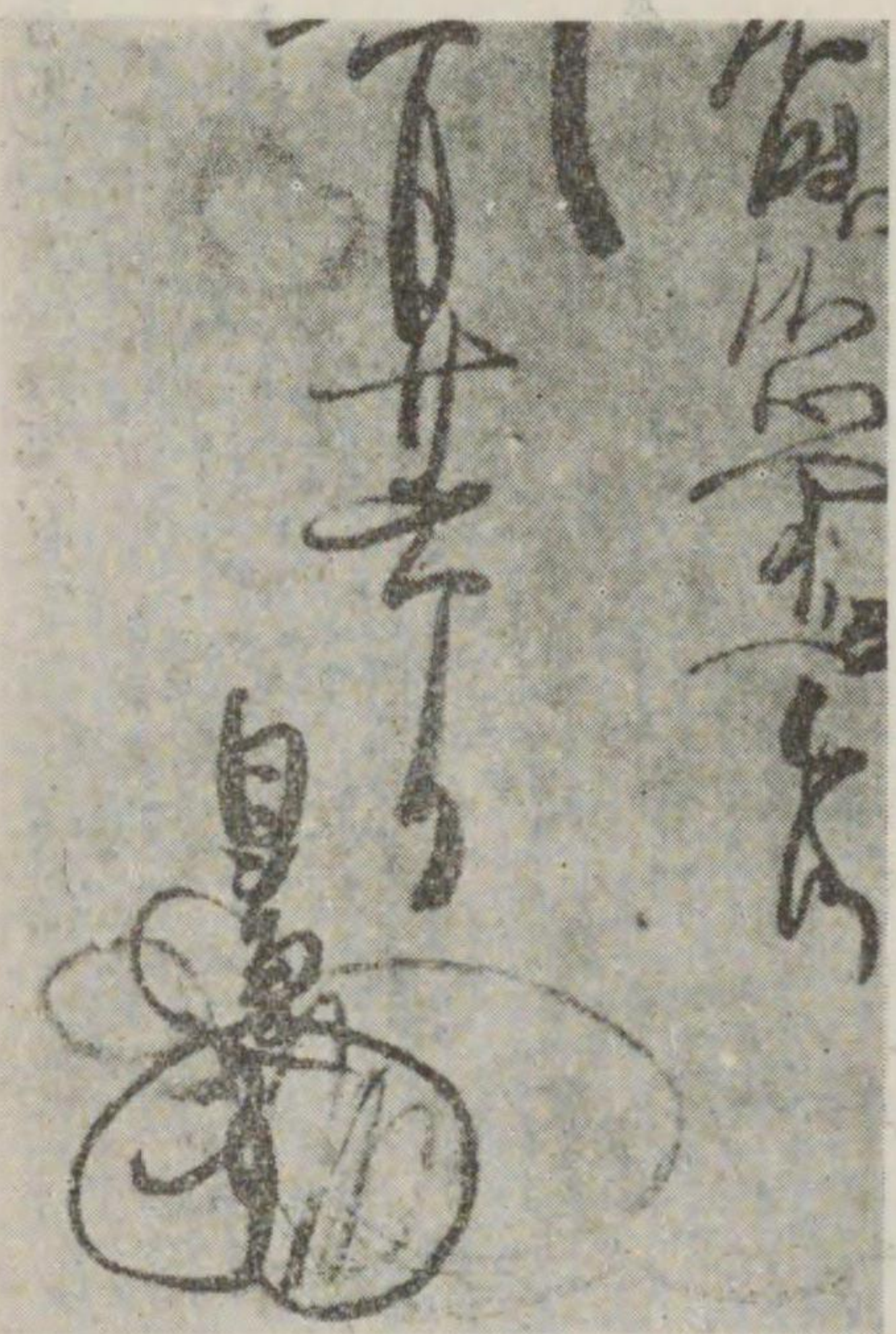
(廿九)智妙房御返事(弘安三年十二月)



(廿八)諸經與法華經難易事(弘安三年五月)



(三十)治病鈔(弘安五年六月)



以上「高祖遺文録」の年代順によつて、「日蓮聖人御眞蹟」所掲の御花押を列擧したのであるが、その形式は年代によつて一定してゐるとはいへない。勿論最初の方は、ほど一定してゐるが、身延山へ御入りの後のものは、いかにもその形式の出入が甚しいのである。およそ花押といふものは、こんなに不特定の形式でよいものであらうか疑しいといはねばならぬ。「遺文録」の年代は、「境妙目録」やら、「日誦目次」やら、その外古來の諸説を參酌して叙次せられたものではあるが、併し内容の歴史事實などから、變更せられねばならぬものが、少からずあることは、予が既に幾何かの訂正を試みたので明かである。しかしながら單に歴史事實だけでなく、今この研究における、御眞蹟の花押の形式の方面より見ても、それはまた訂正せられねばならぬかのごとく、予はおもふのである。予の所見を以てすれば、花押といふものは、その文字が一定せられてゐべきものであるばかりでなく、その形式そのものもまた一定しゐるべき性質のものであるとおもふ。たとへその執筆の時の事情によつて、多少の相違は來しても、大體の形式は一定してゐねばならぬとおもふ。だが、その點については、後章に譲るとして、まづ材料を集むるため、さらに大聖人の大曼茶羅における御花押を拜見することにしよう。

(二) つぎに諸山の大曼茶羅における代表的の御花押を引例す

そこで聖人の圖し出したまへる大曼茶羅の中で、文永、建治、弘安にわたつて、各人の正確と認めつゝあるものを點檢するに、卷頭に奉掲せる上總國藻原山藏寶の大曼茶羅は、文永十一年七月である。また同じく卷頭に奉掲したる安房國妙本寺藏寶の大曼茶羅も、文永十一年十一月であつて、御花押の形式はほど同一である。更に同じく卷頭に奉

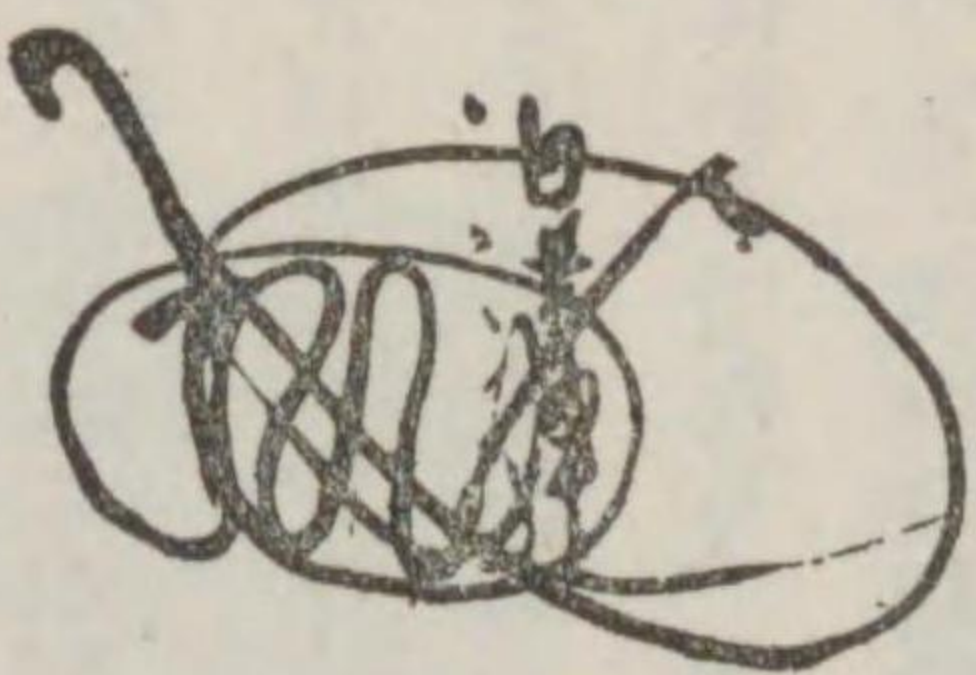
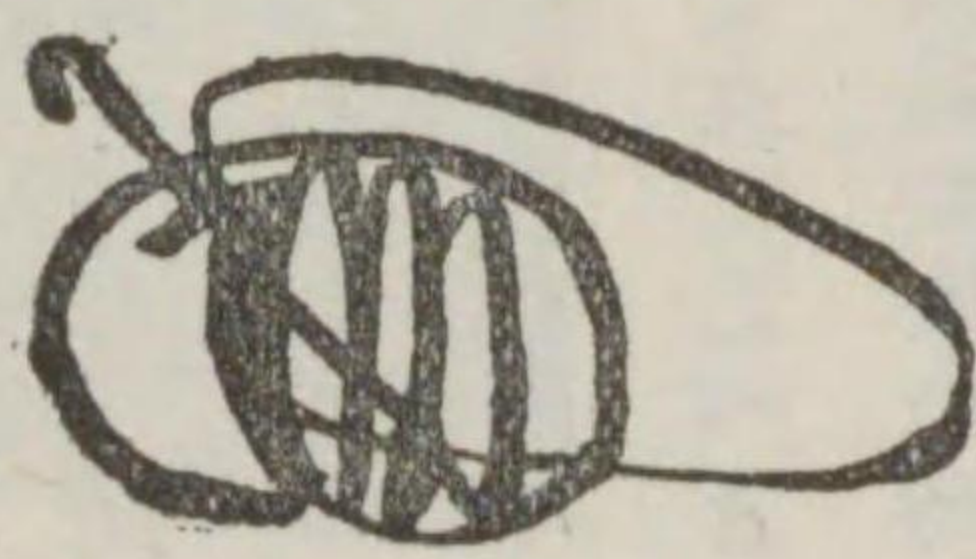
掲せる伊豆國玉澤妙法華寺藏寶の大曼荼羅は、日昭師への御授與のもので、建治二年四月の御筆で、御花押の御文字は同じやうであるが、その形式が前兩者とは相違してゐるのである。さらにまた巻頭奉掲の同じく伊豆國玉澤妙法華寺藏寶、昭師へ御授與の大曼荼羅は、弘安三年十一月の御筆であつて、御花押の御文字も形式も、前三者とは全然異つて居り、且つその位置も中央に、いはゆる大いに引き廻はして、「御本尊相傳」類の、九山八海または一閻浮提を表するといふが如き形となされて居るし、また「相傳」に、蕨手と稱しつゝあるへ字も加へられてゐるのである。今、一目の便宜上、以上四種の御花押を左にならべ擧げて置くことにする。

藻原山御本尊花押

妙本寺御本尊花押

妙法華寺御本尊花押

同(その二)



大曼荼羅の御花押は、各種の御圖顯があるが、大體上には、以上の形式で代表せられ得べきやうである。この外に、四聖歸命式の佐渡始顯御本尊、及び衛護大日本國の御本尊の御花押があるが、いづれにも御筆蹟に多少異論もあるやうであるから、今はしばらく本論材料の中には入れないことにして置く。(但し後者の花押は聊か論及して置いた)

三 御花押の文字は二文字にして御所用の時期は一定せるが如し

(一) まづ御花押の文字が二種あることを確認するを要す

以上の御花押を熟拜し、これを諦観するときは、「御眞蹟」の(一)「安國論御勘由來」から、(廿三)の「檀越某御返事」までの間において、(十四)の「即身成佛抄」と、(十八)の「富木殿御返事」と、(廿一)の「稟權出界抄」の三を除いては、多少の形體の相違はあつても、ことごとく同一文字であることが、明かに何人にも知り得られる。今これを甲御花押とする。また(廿四)の「聖人御難事」から、(三十)の「治病抄」までの中には、(廿六)の「可延定業書」の一つを除いては、ことごとくまた同一文字であることが、これまた何人にも明かに知られる。今またこれを乙御花押として置く。

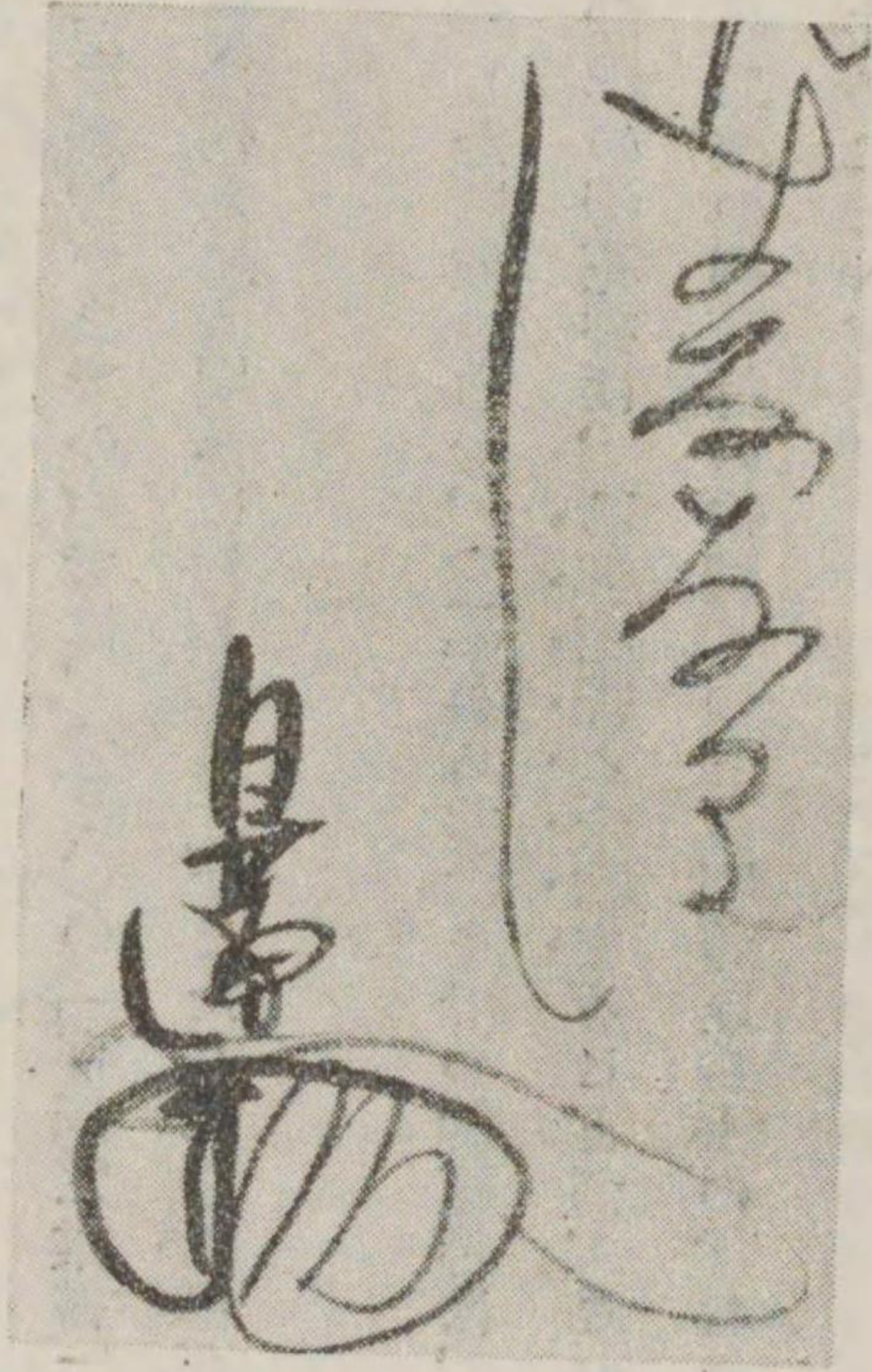
さらにまたこれを、大曼荼羅の御花押に拜照しても、前章に例示した四種の中で、(一)から(三)までの御花押は、上の御消息類における(一)から(廿三)までの甲御花押と一致し、(四)の御花押は、乙御花押と一致することが、これまた何人にも明かにみられ得るであらう。依つて今は便宜上、この二種の御花押の結體もつとも明瞭なるもの、各々四種をあげて、明かにそれが二つの異なる文字なることを、證明することとする。

甲 御花押の結體明白にして、墨色の濃淡等判然とし、御署名との結合多少異なるもの。

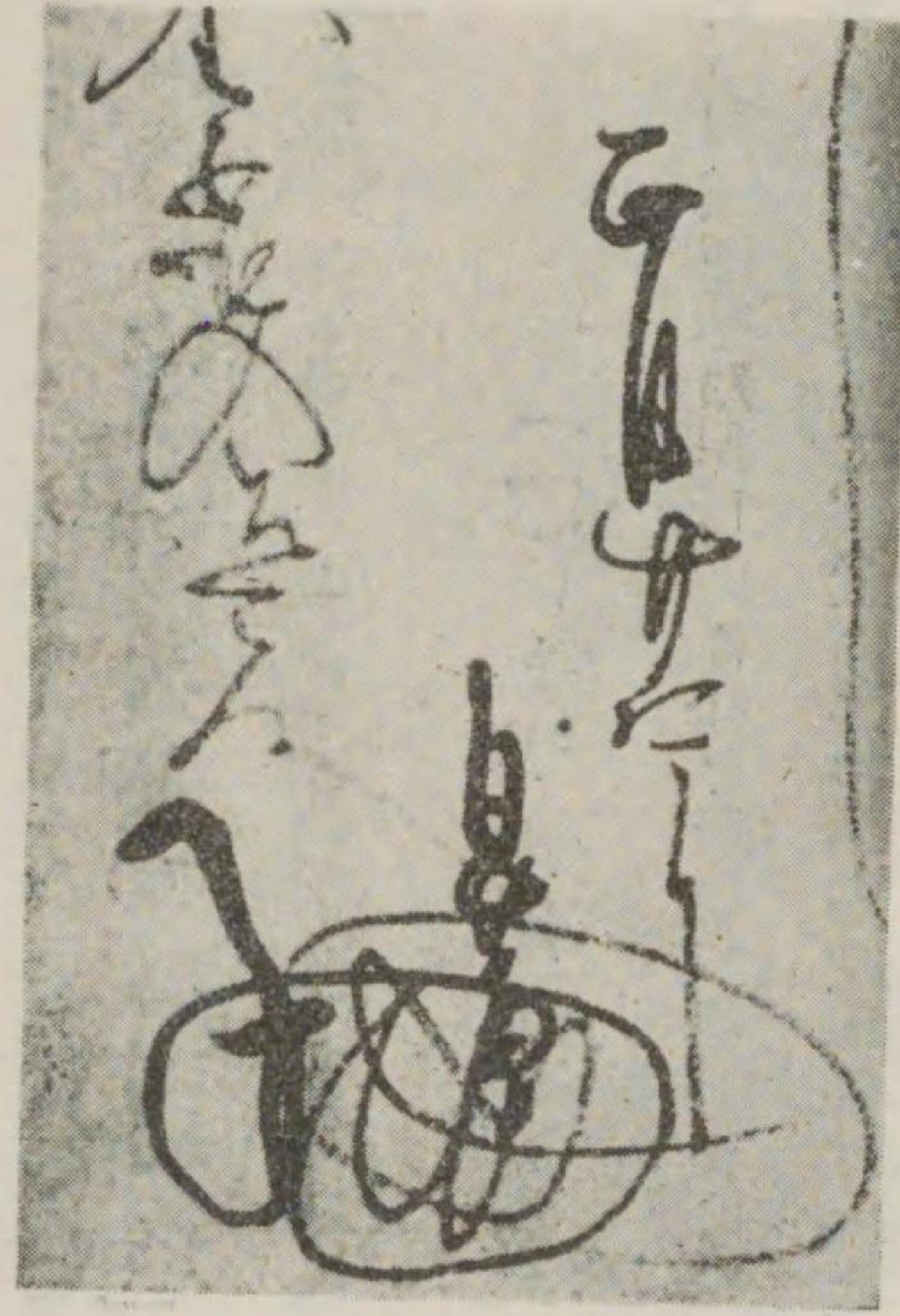
(三)轉重輕受抄



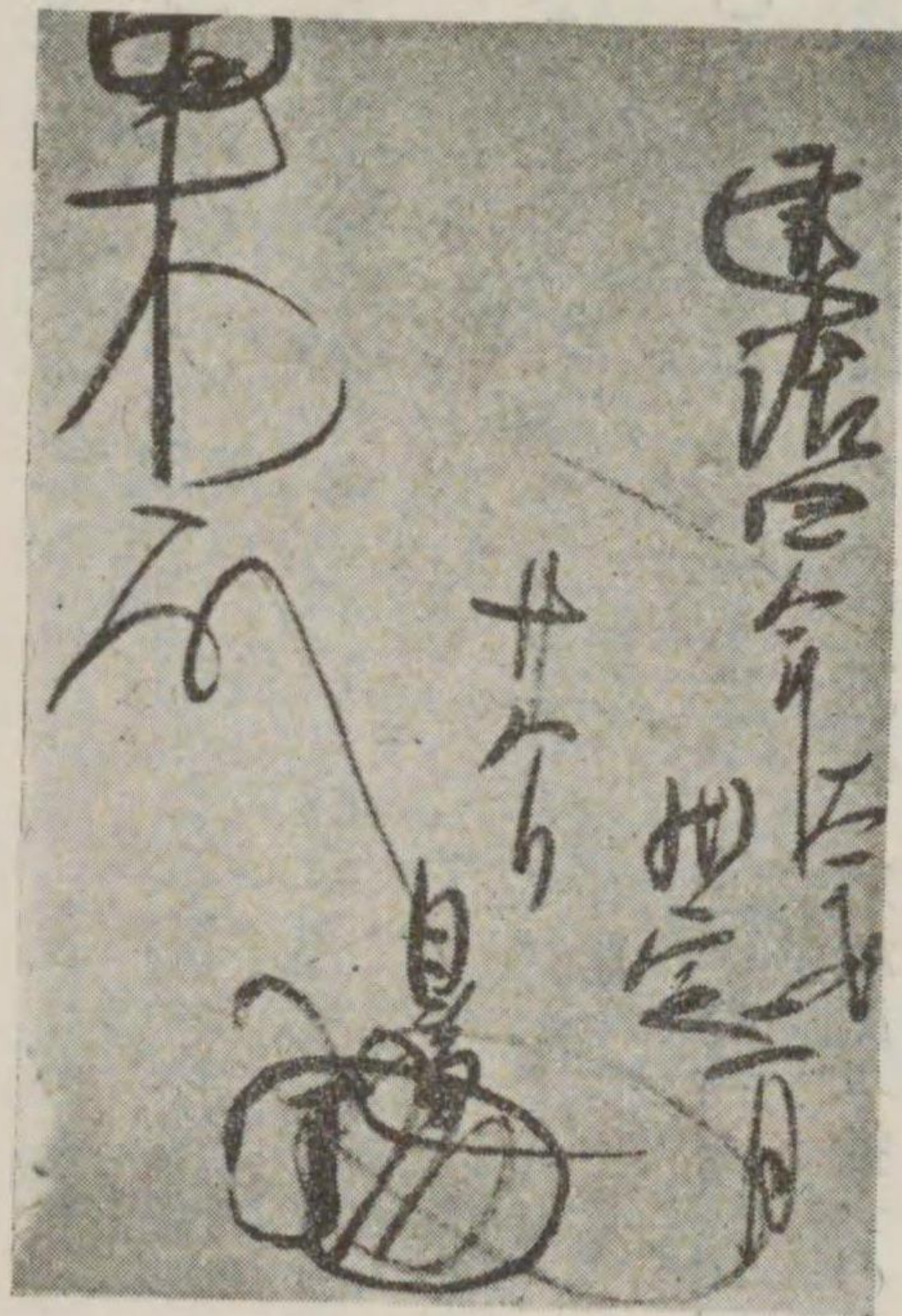
(九)法華行者值難事



(十)大田金吾入道殿御返事

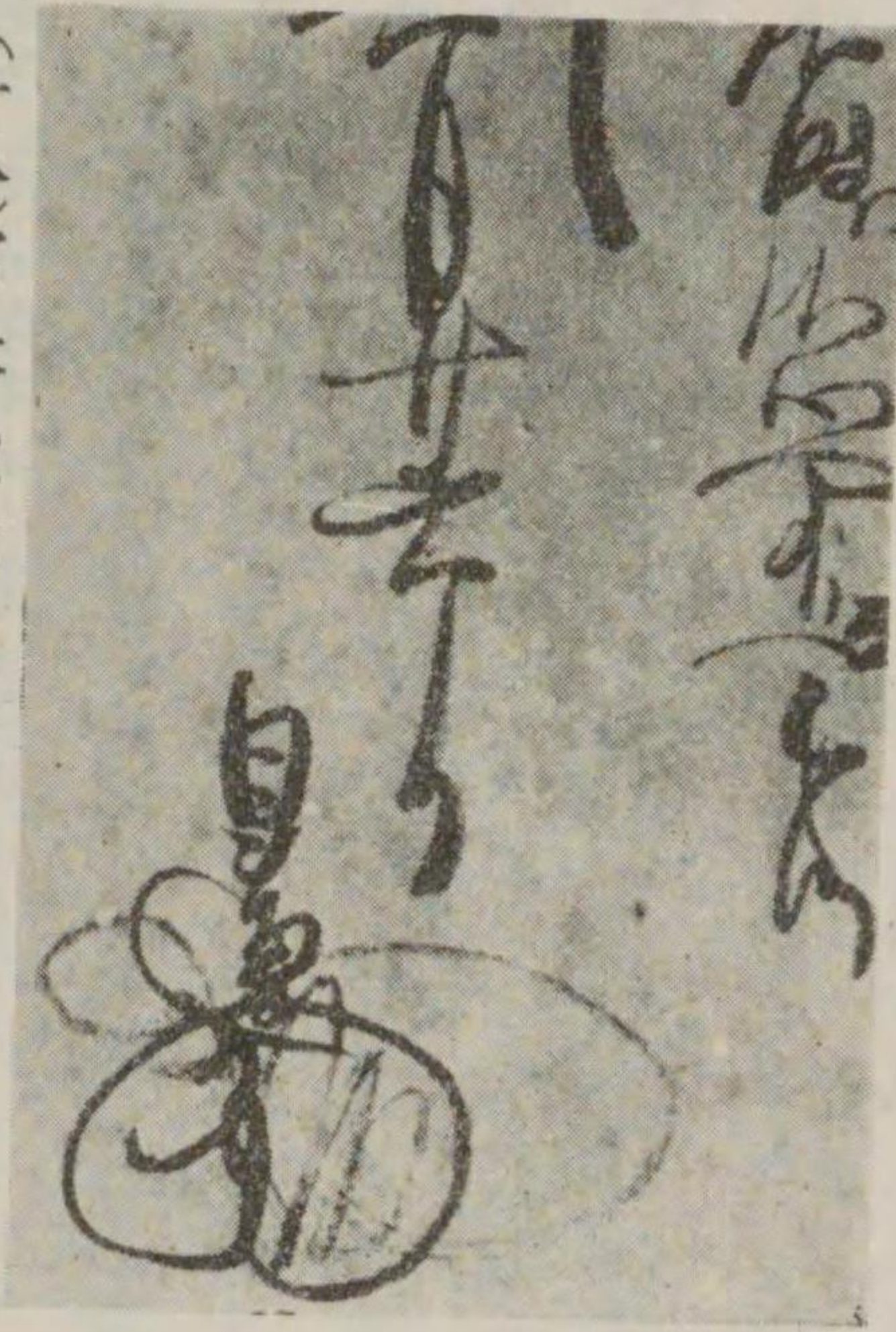


(廿二)始開佛乘義

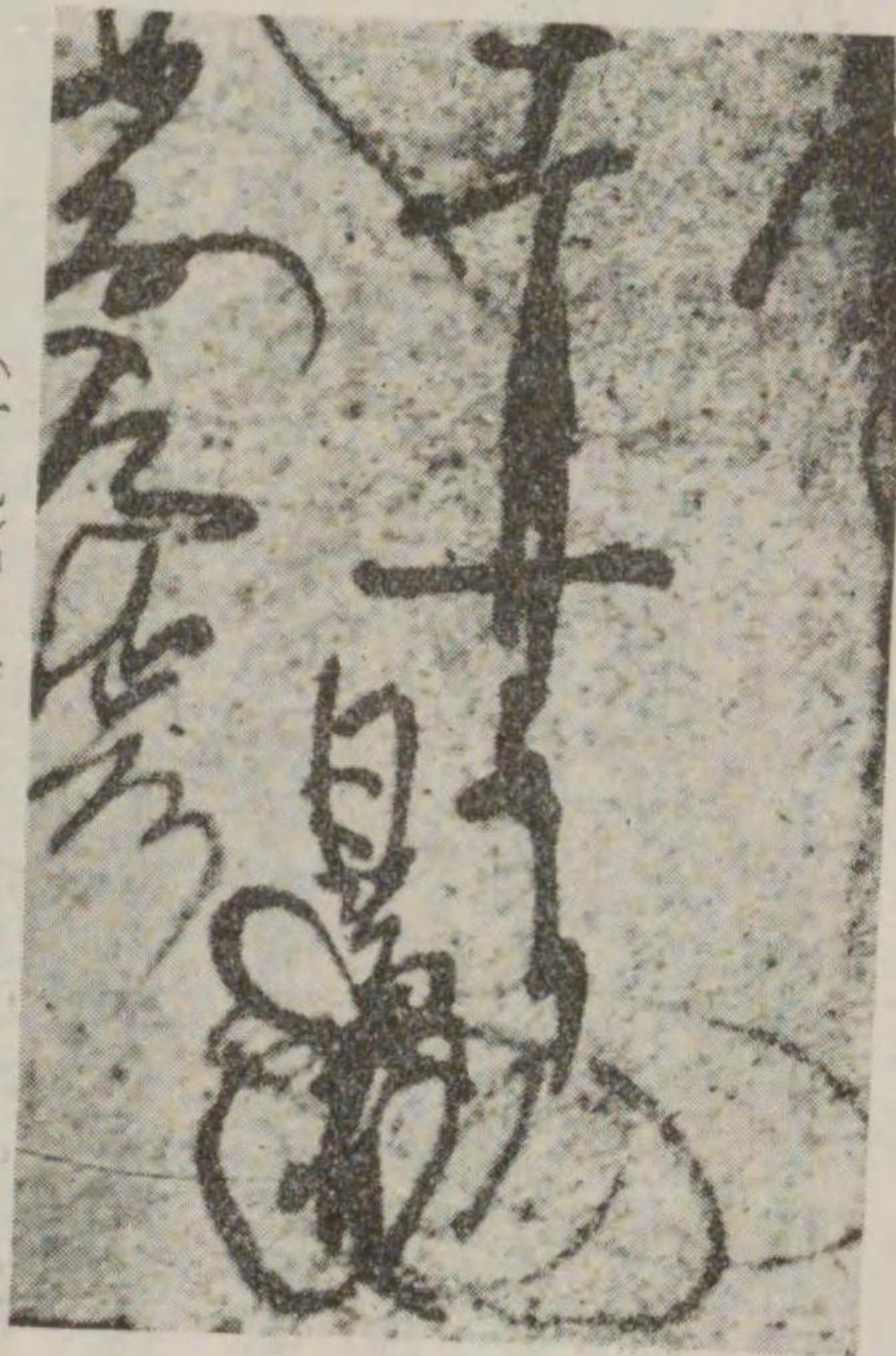


乙 御花押の結體最も明瞭にして墨色の濃淡判然とし、御署名との結合多少異なるもの

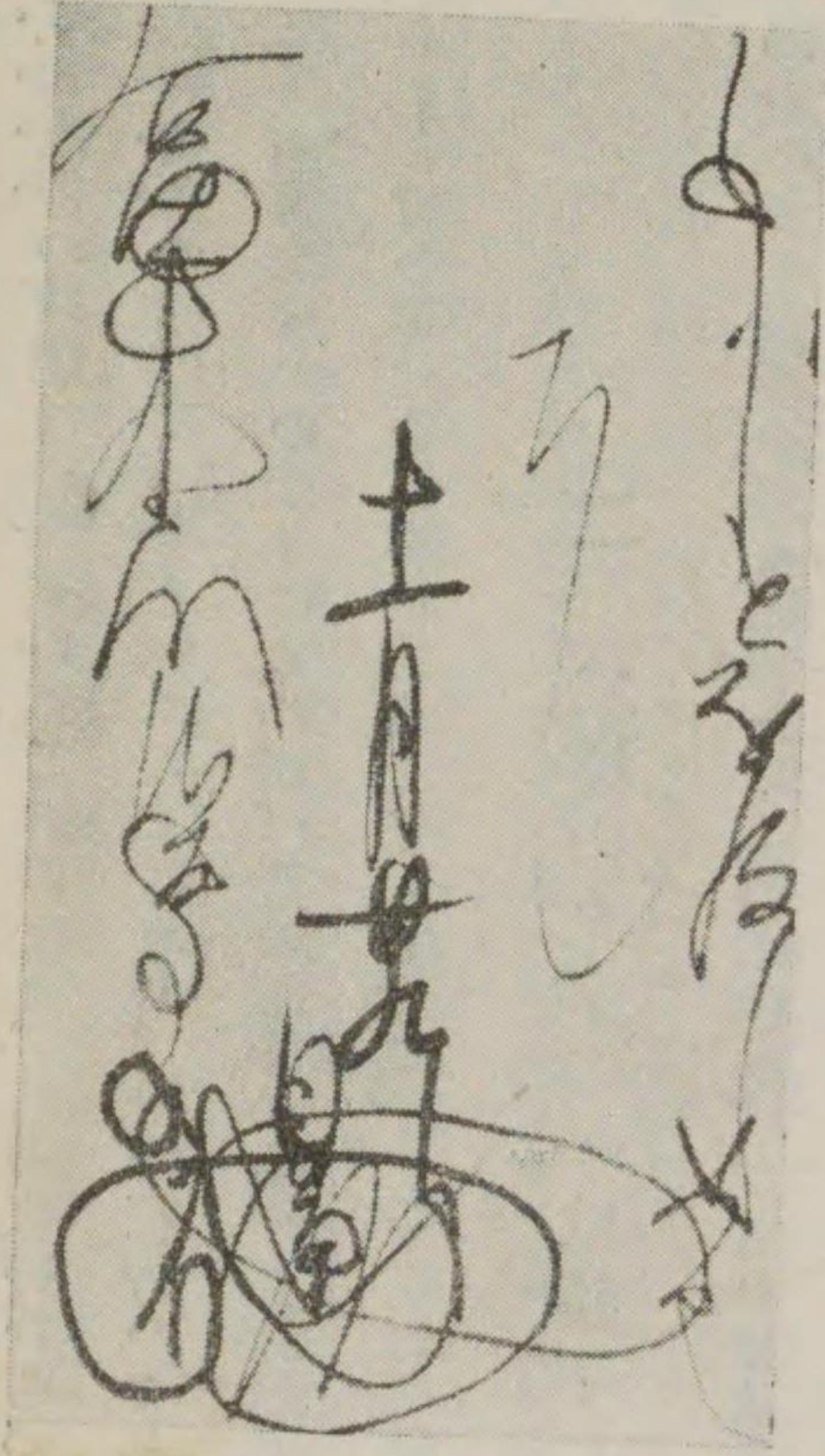
(三十)治病抄



(廿五)富城女房野御前御書



(十八)富木殿御返事



(廿九)智妙房御書



存し、その寫眞版となれるものもあるが、それに依つても「ネ」字と見ゆるものは、弘安以前においては決してお用ひになつたのを見ないといふこと。

(二) また聖人以外の人々の例に依るも、花押が二種類になつてゐる場合は、大低混用でなくて殆んどすべてが時期によつて變更せられたものであるから、花押の形によつてその筆跡の時期を證することは、あだかも後世畫家の落款の様式によりて、その畫ける時期を概定する習慣があるのと同じであるといふこと。

(三) 弘安五年九月の「波木井殿御返事」に、版形を署名の下にお加へにならないことを、病體の故として特にこゝとわられてゐる。これによつて版形が當時いかに大切なものとせられてゐたかゞ明かである。彼の幕府の裁許状なども、その責任者は版形だけで裁可の印とした。すなはち版形は、徳川時代の『首がへ』とせられた印形とおなじほどの力あるものとせられてゐたことが察せられる。そのやうな版形を、同時期に二種の混用をするといふことは、少しく信じがたいといふこと。

(四) 且つ聖人の如く、相當に天台の密教における表示法門をも用ひられてゐる部面から見ても、花押の文字を變更することが、何等無意味にせらるべきことでなく、それには何等かの意義がなければならぬ。之を大曼茶羅について拜見すると、ネ字をお用ひになつてゐるものには種々の様式が示されてゐるが、ネ字をお用ひになつたものには、ほとんどすべて一定して、佛部の勸請は釋迦多寶と本化四菩薩に限られ、他の迹佛を加へられてない事實がある。この事實を認めて、更にこれを花押の御變更に照合すると、何等かの意味がその間に發見し得られるのではないかといふこと。

(五) 「日蓮聖人御眞蹟」における例外、すなはち「遺文録」の系年で、弘安元年四月以前におけるネ字の御使用と、その以後におけるネ字の御使用とは、たゞに大曼茶羅の御花押に照して訂正せらるべきのみでなく、「御眞蹟」の御書風から拜しても、まさに大曼茶羅の時期區劃の如く訂正せられて、然るべきかの如くに見ゆるといふこと。

の五理由が考へ得られるのである。

(四) 「遺文録」の系年は寧ろ御花押によりて訂正せられて至當なるべし

元來「高祖遺文録」の系年は、中山日貞師の「御書新目錄」、境持日通師の「境妙庵目錄」、健立日諦師の「祖書目次」、智英日明師の「新編祖書」の年次考定を湊合し、更に泰堂居士の最も眞摯にして敬虔なる周匝の考察によつて定められたるもので、その當時にあつてはもちろん到れり盡せるものではあつたが、その後今日の如く、御眞蹟の自由なる拜見が寫眞版によつてかなふやうになつては、文字の拜讀方においても、年次の系列法においても、幾多の訂正を許されねばならぬことは、また止むを得ざるもので、おそらく泰堂居士も地下にそれを喜ばるゝのではないかとおもふのである。

先づ第一に、前掲列擧の中で、(三十)の「治病抄」が、弘安五年六月廿五日に系けられてゐるのは、同書の御文中の疫病そのものが、弘安五年にはあつた形跡がないし、同じ御文中の『コノ法門ノカタツラハ、サブラウザヘモン殿ニ』云とある。それと認むべき四條氏へ與へられた「二病御書」は、「遺文録」でも弘安元年に系けられてゐる。弘安元

年ならば、建治三年から年を超えて疫癘があつたことは、諸記録に出てゐるから、それは事實に符合する。その點からして「治病抄」はよろしく弘安元年六月に訂正せらるべきは、議論の餘地のないことであつて、その御花押は勃嚙字である。そして(廿二)の「始聞佛乘義」が、建治四年二月の御書で鑊字を用ひられて居り、(廿三)の「檀越某御返事」も弘安元年四月〔建治四年二月〕十一日、同じく鑊字が用ひられてゐる。故にもし御花押が時期によつて變更せられたものであるとすれば、以上の事實によつて、それは弘安元年四月から六月までの間に變更せられたものでなければならぬことになる。

第二に、弘安元年四月から六月までの間に變更せられたものとする、「遺文録」に弘安二年に掲げられたる「可延定業書」の御花押は鑊字になつてゐるから、その系年は弘安元年六月以前に改められねばならぬことになるが、これを御筆跡に徴しても、小湊誕生寺藏寶の「富城女房尼御前御書」の眞蹟(それは内容に越後房下野房を伊豫房に附けたといはれてゐるので、弘安元年以後のものなることが知れ、花押も勃嚙字になつてゐる。)よりも、寧ろ前掲(十七)の建治二年三月廿七日の「富木尼御前御返事」に近いのである。

第三に「遺文録」が建治三年十月に系けた「稟權出界抄」(前掲廿一)は、御花押に依ると弘安元年以後に移さるべきものとなるが、こゝに注目すべきは、この御花押が初めに鑊字をお書きにならうとして、勃嚙字に更められてゐることである。そして御筆跡からいふも、弘安二年十月日の「聖人御難事」や、元年六月の「治病抄」に近く、殊に前者と最もよく似通ひその墨つきの有様からは、同一料紙ではないかとすらおもはるゝばかりである。

第四に前掲(十八)の「富木殿御返事」は、建治二年十一月に系けられ、(十四)の「即身成佛抄」は建治元年七月に

系けられてゐるが、ともに御花押は弘安三年の「智妙房御書」や、二年の「富城女房尼御前御書」と共通してゐる。且つ御筆蹟もまた建治元年二年のものよりも、弘安のものとも共通點が多いことは、何人にも認め得られる。ゆゑに此の二書も、おそらくは弘安元年以後のものであらうとおもはれるのである。

四 御花押の形状及び署名との結合位置によつて示されたる自然の落款法

(一) まづ「日蓮聖人御眞蹟」に照らしてこれを認む

御花押についてかくの如く研究し來つた吾等は、そこにはしなくも他の一收穫を得たのである。それは建治弘安となると、御署名と花押との結合位置に、その時期々々によつてほど一定型を生じたるがごとく、また同一花押のあつても、その御書法において、時期によつての變遷のあることが知られて來たのである。

この傾向は、前掲列擧の御花押をたゞ少し注意して拜したばかりでも既に明白なるもので、その結果は左の如くなつてゐる。

(一) 文永五年から同十年までの御花押は、大體においてそれ以後の如くに横には擴げられてゐないことが見られる。それから御署名と花押との結合が深くないとも見られる。「本尊抄副狀」すら此の例に漏れぬ。

(二) しかるに文永十一年正月の「法華行者值難事」(前掲九)から後になると、御花押は同じ文字であるが、その

形式が横にひろげられて來てゐる。そして「值難抄」よりはじめて、(十一)富木殿御返事、(十二)曾谷太田御書、(十六)御衣布並單衣御書、(十三)妙一尼御前御書になると、漸次御署名と花押とが結合せられ來つてゐる。

(三) (十五)不可親近謗法抄以下、(十七)富木尼御前、(十九)道場神守護事、(二十)金珠女抄、(廿一)始開佛乘義、(廿二)檀越某御返事に至るまでは、悉く御署名の一字と御花押とは結合せられ、御花押は横廣く、空點はいはゆる蕨手の如き姿を漸次に表はし來つてゐる。それはあだかも後世の落款法ともいふべきほどの傾向を爲してゐるのが見られる。

(四) 次に弘安元年六月の「治病抄」(三十)は疫病の事實により、同二年十月の「聖人御難事」(廿四)は聖人の年號學示により、弘安三年十二月の「智妙房御返事」(廿九)は八幡宮炎上の事實により、みな年代の動かし難いものであるが、その御花押は悉く^{ホコッ}字であつて、御花押は横ひろい形と一定してゐる。そして弘安二年十一月の「富城女房尼御前御書」(廿五)、同三年正月の「慈覺大師事」(廿七)、同年五月の「諸經與法華經難易事」(廿八)も、みなまた^{ホコッ}字でその署名と花押との結合法も、前の三者と一致してゐる。

以上の事實を以て例すれば、前にいへるが如く、「遺文錄」建治元年七月の「即身成佛抄」(十四)と、同二年十一月「富木殿御返事」(十八)と、同三年十月の「稟權出界抄」(廿一)は、ともに弘安元年六月以後に系年せらるべきものであり、弘安二年に系年せられてゐる「可延定業書」(廿六)は、また(三)の落款法に照せば、建治元年おそくも三年に系年すべきものなることがわかるのである。

この御花押の年代區劃と、その自然の落款法は、たゞにこの「日蓮聖人御眞蹟」にあらはれたるものだけでなく、

吾等が今日まで幾多拜したる御眞蹟は、いまだこの區別を破つたことはないのである。近く例をあげれば、彼の龍口法難に關して有名となれる「本満寺御書」の御花押は、京都妙覺寺に存する「五人土牢書」と共に前記(一)に該當して居り、國柱會本部藏寶「南條殿御返事」(建治三年七月に系)の花押は(二)に、平賀本土寺藏寶「諸人御返事」の花押は(三)に、阿佛房妙宣寺藏寶「女人成佛抄」の花押は(四)に該當してゐるが如きである。以上の各書は悉く寫眞版となつて發表せられてゐるから、わざとこれをもつて證した。吾等はこの外十數の新發見の御眞蹟で悉くこれを證してゐる。おそらくこの御花押と自然の落款法との時期區劃は、これから發見せられるいかなる御眞蹟にも普遍するものと確信してゐる。そこにこの研究が、個性記述の中から或る一般通則を發見する文化科學的意義があるのである。

(二) 諸山の 大曼茶羅 における 御花押 及び 落款法

つぎに更にこれを諸山の藏寶たる御眞蹟本尊類に就いて拜しても、また上の通則が妥當することを見る。それは前に提出したる四例がさうであるばかりでなく、前掲の身延の遠沾日亨師が手寫せる「御本尊集」に依るも、また京都村上氏の纂輯せる「本尊鑑」に依るも、ともに弘安元年六月以前にかゝるものは^{ホコッ}字であつて、「本尊相承」にいはゆる九山八海の形の如く横ひろく一ばいに書かれてゐるものは殆んどなく、その御署名と御花押の位置も不定であるのに、弘安元年以後の十界を具したる御本尊は、殆んど一定して御署名は中央に遊ばして、^{ホコッ}字の御花押の中に半ば收まり、花押の形は横ひろく、謂ゆる九山八海の姿を爲すこと、上にあげた日昭上人へ授與の弘安三年の御本尊とはほとんどみな同致である。

(三) 弘安再治・文永建治未再治といふ本尊形式論に就いて

これについて因みにいつておくべきは、嘗ては「文永建治の御本尊は、未再治の御本尊である、弘安の御本尊にいたつて再治確定せられたもので、二千二百二十餘年未會有」とあるのは、その未再治のものを示し、「二千二百三十餘年未會有」とあるのは、再治決定の意味を示すのである」などといふ臆説が行はれたのであるが、この「再治」とはそも／＼何の意味であらうか。一たび決定したものを再び修治したものといふ意味なれば、この語はまるで聖人の大曼荼羅御書寫の事實において、全然没交渉である。何となれば弘安以前の御書寫のものには、十界具足のものにおいても、十數種の異なる勸請式があつたからである。おそらくこの語はいかに異なるものがあつても、佛部すなはち最上段において、釋迦多寶以外の「十方分身」と「善徳佛」、あるひは「分身諸佛」と「盡十方諸佛」、あるひは「十方分身諸佛」と「三世諸佛」等との迹佛を勸請してあるのと、總て迹佛の勸請を廢し給へるのととの相違であるから、迹佛の勸請を廢せられたる點が「再治」であるといふのであらうが、それにしても「再治」の語は甚しく不當である。「再治」の語は「未再治」を否定する意義を有つてゐるからで、自から否定すべき本尊形式を、文永十年から弘安元年まで、五箇年間に十數乃至數十も圖顯試作して、やうやくに一定のものに確定する自信が出来て、その以後はそれに一定したものである、といふが如き日蓮聖人に、吾等は到底深き信を置くことは出来ないのである。

吾等を以つて見れば、文永建治御圖顯の御本尊の形式の一定してゐないのは、多含の意義の各一義を出し示されたものであるが、すべてその最初の御圖顯なる文永十年七月八日の始顯御本尊の兩種——總歸命式と四聖歸命式——に

勸請せられたるところと、大綱に相違はない。弘安以後のいはゆる「再治」と比するも、釋迦多寶以外の迹佛の有無だけが異なるのみである。その異なる所以は「再治」でなくて、法義的必然の義があつたものと吾等は信じてゐる。その一端は別著「日蓮聖人の實現の宗教」(本門戒壇論)において述べて置いたが、趣旨は、弘安以後一定のものは、統一戒壇の模範として御圖顯あそばされたもので、單なる八品所顯の本尊として顯はされたものではない。單なる八品所顯の本尊として顯はされたものとしては、文永建治にわたる幾多の大曼荼羅に、「十方分身」善徳佛、「三世諸佛」盡十方諸佛」等と圖顯あそばされてゐる。それはあらゆる諸佛を、壽量品の佛に統一される本門本尊の内容の顯示であるからである。だが、それを戒壇堂に造像建立すると、「十方分身」だの「三世諸佛」だのを造像するとは結局不可能である。故にこれ等諸佛は、釋迦・多寶の境智の二佛に攝してしまはれたので、即ち統一戒壇の模範としての大曼荼羅としての御圖顯が、謂ゆる「弘安再治」などと妄稱せられたのであらうと吾等は解する。彼の大石寺派がこの形式のものを、「戒壇の御本尊」と稱してゐるのは、あるひは「國立戒壇の模範としての本尊」の意味で口傳し來つたものを、後世に至つて「國立戒壇の本尊はこの板本尊なり」と局解したものでないかとおもふ。何となれば彼の形式の板本尊は、單稱等の他の諸流にあつても、やはり古くから傳へてゐる所が少くない。といふよりも、板本尊として傳へてゐるものは、ほとんどすべてが弘安式のものであるといつても、謬りではないであらうほどの事實を有するからである。

たゞし、「大日本衛護の本尊」と名けらるゝ、大正元年發見の蒙古調伏の御本尊の御花押は例外で、ネ字ではなくてニ字である。だがそれゆゑに、彼の御本尊の眞偽を疑ふものがあれば、それは早計だ。そのことは別に「衛護大日本

國本尊私考」に卑見を述べるであらう。これを要するに、御本尊においても、御消息類とおなじく弘安以後でなくては、^{ボコシ}字はお用ひになつてゐない。

五 御花押所用の梵字の變更に就いての宗義學的考察

そこで最後に、御花押に用ひたまへる梵字と、その梵字の御變更についての宗義學的考察に入らねばならぬ。

もしも御花押の文字が、日蓮の御名の一字を草體にして用ひたまふたといふやうなものであれば、必ずしもそれについての宗義學的考察を加ふる要はない。何となればそれは、たゞ一つの符號的意義を有するに過ぎないからであるが、それが御名に直接關係のない梵字が用ゐられるとすると、梵字そのものは元來密教で用ひるものであり、密教は所表すなはち象徴化することがその特色であるから、その用ひられたる梵字について、何等かの意義が含められてゐるものと認めなければならず、かく認めれば當然、その宗義學的考察が要求せられねばならないからである。

すると或はいふかも知れない。密教は即ち眞言宗ではないか。それでは聖人は眞言は亡國などといはれながら、みづから眞言を用ひられたのであるかと。しかしかやうな疑問はあまりにも幼稚なもので、ことさら會通するにも及ばないことであるが、一言之を釋明して置くと、聖人御在世にも、「日蓮は四十餘年未顯眞實といつて、法華以前の諸經を取らないといひながら、「立正安國論」には四經の明文によつて豫言をしてゐるが、その四經はみな爾前經ではないか」との批難をしたものに對して、聖人は「皮膚毛彩出デ、衆典ニ在リ」の文を以つて、法華經を宗とし魂とする^とが定まれば、爾前經もみな法華經の支流分張として宜しきに隨つて用ひる。爾前經は皮膚毛彩であると解釋せられ

てゐる。また傳教大師の眞言についても、眞言宗の宗の一字を削つて、天台法華宗の止觀眞言として用ひたのが傳教大師であるといはれてゐる。若しまた「開目抄」によれば、爾前經や眞言のみでなく、外典外道すらも悉くみな佛法の一分として開會すれば用ひらるるものである。この絶待妙こそ妙法の妙法たる所であつて、たゞ宗とする所を爾前經に取ることを許されないのである。

ゆゑに聖人の大曼荼羅本尊を仰ぎ拜しても、主たる中心は法華經であるが、外廓たる金剛部には護世の四大天王の外に、不動明王と愛染明王とが梵字で擧げられてゐる。不動は胎藏部愛染は金剛部の明王部における主尊である。傳教大師は法華經を成佛の要道とし、眞言を除障の方便とせられたが、聖人もまた外金剛部に梵字で金胎兩部の主たる明王を勸請せられたのは、眞言を法華經の一方便として用ひられてゐるのである。今もまたその如く、眞言が文字の中に、種々の深祕の意義を象徴せしめる意匠を用ひ、花押としたまへるものと認めるのが、當然の考察である。

(一) 文永建治の鑲字は何尊の種子にして如何なる意義を表するか

聖人が文永建治に花押として用ひたまへる鑲字は、密教の所表として何尊を表するものであらうか。そして聖人にあつてはいかなる意義を、その象徴として用ひられたものであらうか。

(1) 不動明王の種子に鑲字を用ふ

鑲字は、元來は大日如來の智法身の種子であるとせられる。故に弘法大師の「祕藏記」などにも

阿字ハ毘盧遮那ノ理法身ノ種子ニシテ、鑲字ハ智法身ノ種子ナリ。

ともいつてゐる。それでは聖人は大日如來の智法身の種子として、この字を用ひたまへるものと考へると、どうもそれは受け取れない。聖人より見れば、大日如來は釋迦牟尼佛の所變であつて、二乗作佛すらも明さない佛、まして久遠實成は思ひも及ばぬ方便の佛身であるに過ぎない。その智法身をそのまゝ用ひられるといふことは、受取りにくいのである。すると何尊の種子としてお用ひになつたものか。吾等はこの「日蓮聖人の實現の宗教」においては、文永建治の御花押は、不動明王の種子としての鑲字を用ひたまへるものであらうと考へておいたのである。

大日如來を用ひないものが、その大日如來を中心とする密部の經をどうして用ひられたかといふならば、聖人すでに爾前經を皮膚毛彩とせられてゐる。法華經は一切經の魂である。魂とは成佛の原理が示されてあるからである。その成佛の原理以外のものは、爾前經を宜しきに隨ひて皮膚毛彩として用ひてよろしい。それゆゑに成佛の點では大日如來を用ひられないが、表示法門の點では、密部の法門を應用せられても、聖人の宗義上、決して矛盾しないのである。そこで吾等は不動明王の種子としての鑲字を花押に用ひられたと考へた。

元來不動明王の種子は、通常は憾々字とせられてゐる。聖人の大曼荼羅の不動明王もこの字で表せられてゐる。しかし不動明王の種子は、種々の相傳があつて、愛染の種子が大體吽えの字又は二重の吽字えと一定してゐるのとは同例ではない。「阿婆嚩抄」に依ると、不動の種子を、囓い憾々輪と阿孛字を出し、「覺禪抄」には阿孛憾々輪と吽え、鑲て憾々輪等を出してゐる。その中で鑲字を以て種子とするのは、「覺禪抄」に

十一 不動

淨菩提心體不動也。即チ寶山也。磐石ヲ以テ三形ト爲ス。

種孛 三塔 同印 歸命孛

種孛 三塔 智拳印 歸命孛

とあり。また十三の下の、「不動ハ大日ノ種印ヲ用ヒル事」とある下に

或ハ云ハク聖賢、不動ハ一印會大日ト習フベシ。是レ最祕事ナリ。

成蓮云ハク、種孛或ハ孛

とある。即ち醍醐の聖賢僧正は、不動を一印會の大日と習ふべしといひ、仁和寺の成蓮阿闍梨は、不動の種子を、大日とひとしく鑲字と阿字とであるとしてみるのである。

吾等はこれによりて、聖人の折伏は、本化上行菩薩の火大の徳より生ずる大智の光明により、大悲滅闇の用を出したまふこと、あだかも不動明王が、菩提心大寂定地より、大智大悲の火生三昧に住して、無明煩惱を焼き盡して餘す所なきに通ずるがゆゑに、これを表してお用ひになつたものと拜察したのであつた。

(2) 「法華祕決」の法花法の本尊種子に鑲字を用ふ

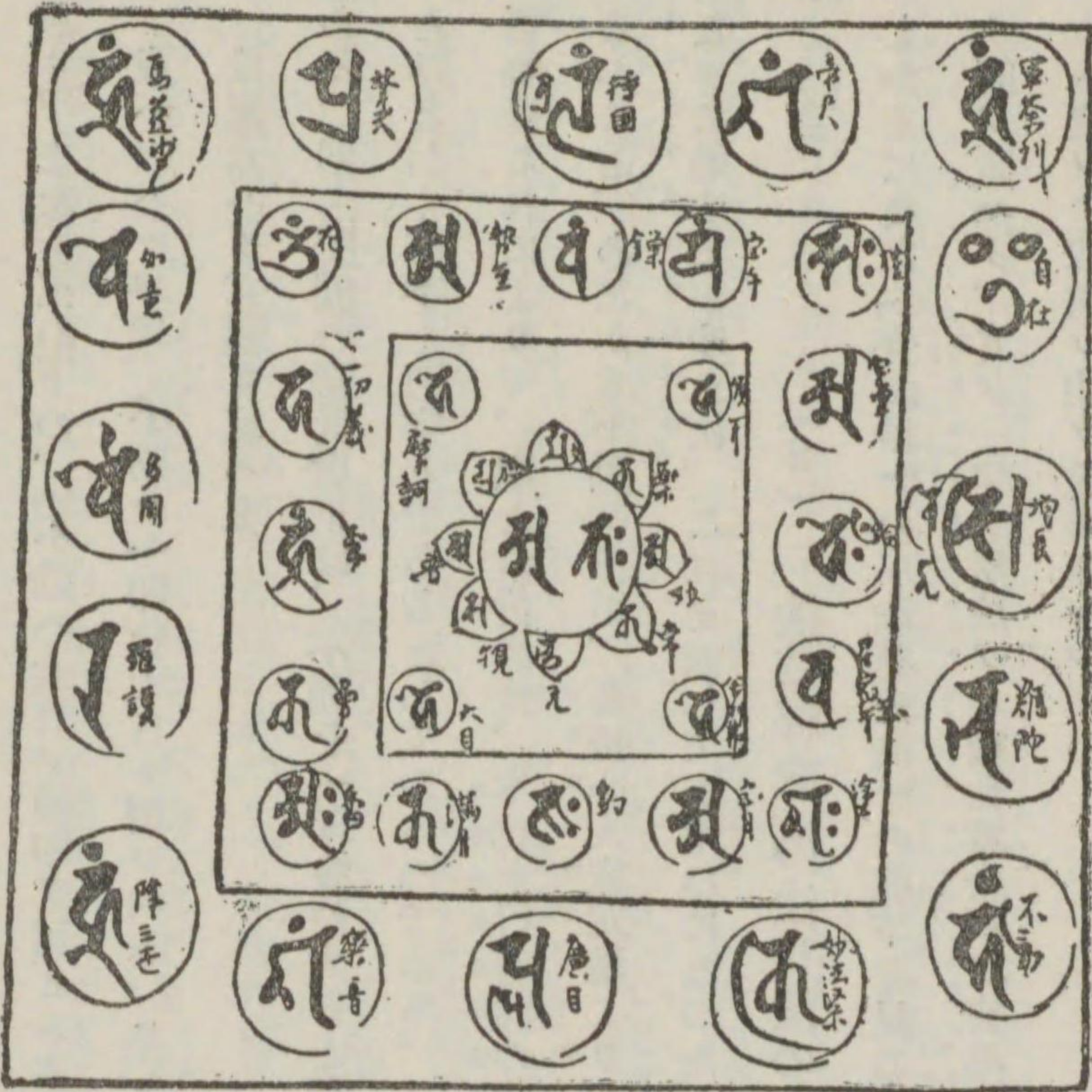
しかるにまた「覺禪抄」の「法花祕決」の條下を見ると、

師ノ云ハク、孛ハ一字ノ所成ノ多寶世尊舍利ノ寶塔也。釋迦塔中ニ入ツテ妙法ヲ演說シ給フ。此ノ塔變ジテ大日ト成ツテ成道ノ法ヲ説キタマフ。

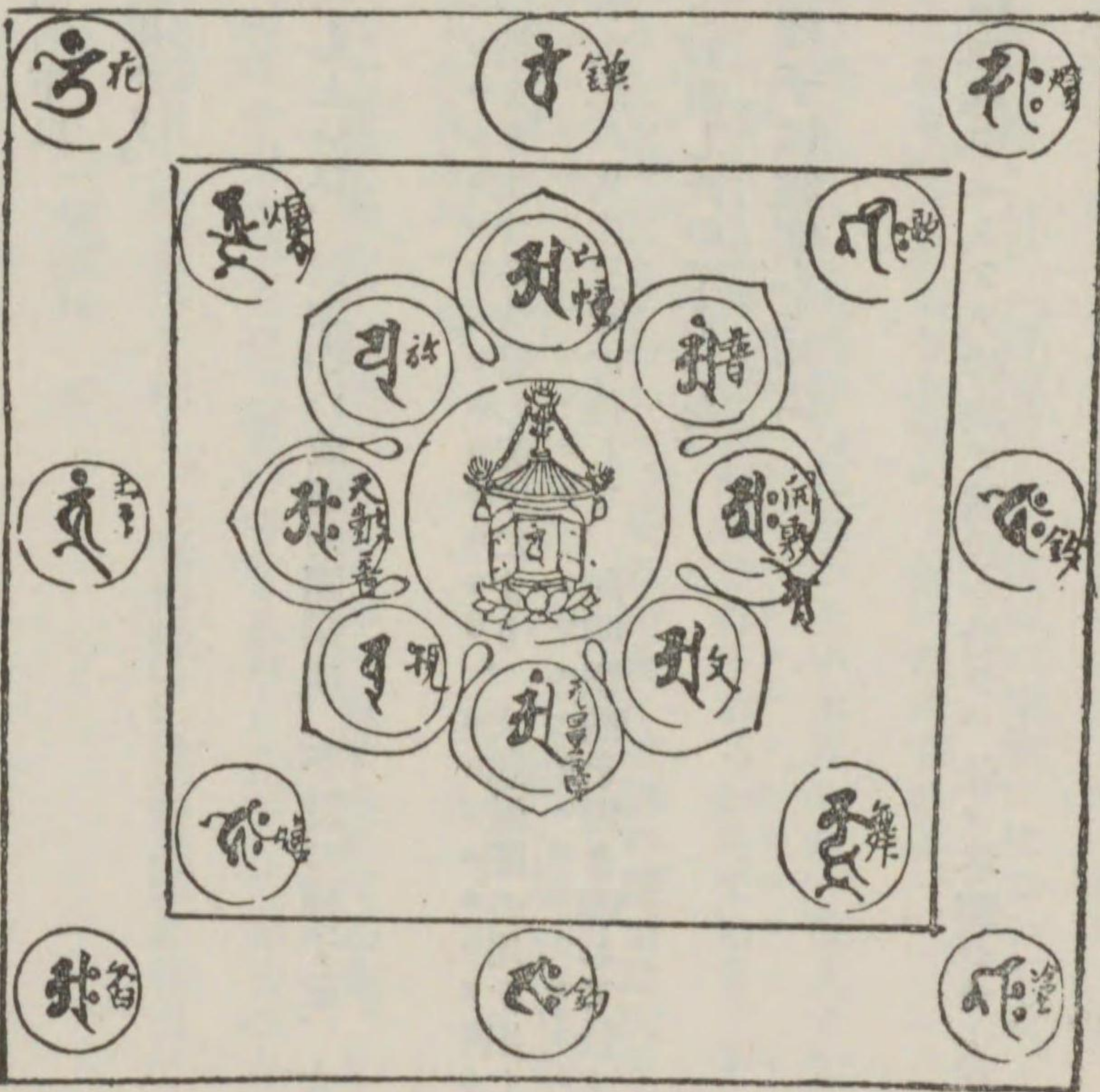
とある。また種子を列ねたる法曼荼羅において、普通の法花法では、釋尊の婆布字と多寶の阿孛字との並座となつてゐるのであるが、「祕決」においては、

師説ニ云ハク、胎藏八葉院ノ中臺ニ、金剛界ノ大日ヲ居エ、八葉ニ四佛四菩薩云。とあつて、即ち寶塔の中は、十字をあらはされてゐる。その曼荼羅と通途の法花法の曼荼羅とを比較すると、

羅茶曼法の法華法の途通



羅茶曼法の「決秘華法」



かくの如くになつてゐる。そしてこの秘決の曼荼羅のことを、左の通りに書いてゐる。

此ノ曼荼羅、延命院秘本。彼ノ入滅之後。峰ノ僧房ニ於テ之ヲ求メ出ス。彼ノ僧都ハ小野雨僧正、仁海師也。中臺

大日智拳印久遠實成如來本門壽量ノ佛也。是即チ自性法身毘盧舍那如來也。八葉ノ四佛四菩薩ハ妙經迹門ノ教主也。是レ即チ妙經ノ開示悟入之四佛知見。發心修行菩提涅槃ノ法門ナリ。第五方便具足ノ惡字常寂光土ノ教主

台〔胎ノ〕藏大日也。

或文云。常在靈鷲山ヲ號シテ金剛界ト曰フ云。

前ノ開示悟入方便具足ノ五字ヲ以テ本門ノ智拳印大日自性法身ニ悟入ス。或文云。

十方刹土ノ中ニハ、唯一佛乘ノミアリ

如來ノ頂法ハ等シク諸佛ノ體ヲ持ス

是ノ故ニ智拳ト名ヅク云。

といひ、更に本尊種子印・眞言を左の如くいふ。

又説ク、此ノ法ニハ毘盧舍那ヲ以テ本尊ト爲ス最秘也。

但シ、大身ヲ用ヒズ。只本誓計リヲ顯ハス歟。其ノ内表說法要也。

本尊ノ種子、只一字ヲ觀ズベシ。其ノ儀之ヲ秘スベシ云。

一ノ密印アリ、平等大會ノ印云々。

師云ハク、大惠刀ノ印ヲ用フベシ、但シ五鈷ノ印ヲ結ブ。

以上に依るときは、ま字は「法花秘決」の本尊の種子であるから、法華經本門の智慧を以つて、爾前述門を成敗しかまふ聖人が、これを花押に用ひたまふことは、表示としてもふさはしいのである。

「秘密辭林」のいふ所に依れば、かくの如き金剛胎藏部の兩部を統一したる法は、法華法の外には、密教中類例のないものである。金胎兩部はこれ理智であり、境智であり、本門迹門であり、縁起と實相であり、これを統一したる法華法は、すなはち超過の本門なのであつて、その種子を用ひたまふたのは、佛敎の教理的統一を試みむとする聖人の御事業ともふさはしいのである。

(3) 一切佛頂眞言の種子もまた鑲字を用ふ

更にまた「大日經疏」(十卷)によれば、普通眞言藏品第四の下に、一切佛頂眞言の種子として鑲字が説かれてゐる。

一切佛頂トハ、十佛刹土微塵數ノ佛ノ頂ヲ謂フ。頂トハ是レ尊勝ノ義、最モ身ノ上ニ在ル也。即チ是レ十八ノ佛不共ノ法ノ別名ナリ。此ノ本尊ノ形像ハ、一ニ釋迦具足大人ノ相ニ同ジ。唯、頂ノ肉髻ヲ、菩薩ノ髻形ト作スヲ異ト爲ル也。亦寶處三昧ニ住シテ此ノ眞言ヲ説ク。

鑲字無取[△]上ノ第一字ヲ以テ種子ト爲ス。是レ縛ノ義也。阿字門ニ入レバ即チ是レ無縛ノ義。又縛ハ是レ言語道斷ノ義、字鑲[△]反[△]鑲[△]上ニ點アルハ大空ニ同ジキ也。已成就ヲ極メテ成就セシムル故ニ三ビ之ヲ説クハ極メテ成就清淨ナラシムル也。許ハ是レ恐怖ノ義、威猛ノ力ヲ以ツテ、遍ネク諸縛ヲ破シ、大空ニ同ズ。泮[△]吒[△]ハ是レ不生ノ義、猶ホ體壞レテ生ゼザラシムルガ故ニ、必ズ當ニ死スベシ。謂ハク、諸法ヲ破スルニ遍ナラザル所ナシ。悉ク永ク復タ生ゼザラシメ、大空ニ同ジ。諸佛ノ解脱即チ佛不共法ノ頂ニ入ル也。

これに依れば、ま字を三重に呼ぶは一切佛頂尊の眞言の初句であつて、第一字はその眞言の種子であり、體であると

せられてゐる。もしまた「大日經義釋」(七卷)に依れば、

一切佛頂眞言。頂ハ是レ第一尊勝ノ義、即チ是レ如來十八不共法ノ異名ナリ。即チ是レ寶處三昧ノ中ノ最モ至リ難キ處、輪王ノ髻中ノ祕寶ノ、凡下ノ人ノ皆之ヲ知ルヲ得ルニ非ルガ如キ也。最初ノま鑲字ヲ以ツテ眞言ノ體ト爲ス。囀ハ是レ心智不行ノ處、語言不及ノ處。又大空ヲ加フ、即チ是レ一切處ニ遍シテ邊際アルコトナシ。三乗ノ萬行究竟シテ歸會セラル、處ナルヲ以ツテ、是ノ故ニ三轉シテ之ヲ言フ。又三部ニ於イテ最モ無上ナルガ故ニ三諦ノ中ニ於イテ最眞實際ナルガ故ニ、三徳ノ頂キニ在ルガ故ニ、所以ニ三轉シテ之ヲ言フ。次にま字ヲ云フハ、是レ威猛大勢ノ聲、一切ノ賢聖モ伏スル能ハザル所ノ者ヲ悉ク伏シ、一切ノ聖賢モ斷ズル能ハザル所ノ處モ悉ク斷ズルガ故ニ、諸ノ眞言主ニ於イテ、猶ホ輪王ノ悉ク能ク其ノ威勢ヲ益シ、其ノ過失ヲ治スルガ如シ。還タ二種ノ生死ニ約スルガ故ニ、二轉シテ之ヲ言フ也。次にん撥[△]吒[△]ト云フハ如來忿怒ノ義ヲ轉釋スルニ二重ノん字ヲ以テス。故ニ二種ノ煩惱ヲ摧滅シテ、復タ遺餘ナシ。二邊ノ重障ヲシテ畢竟清淨ナラシム。乃至十方ノ諸佛ノ八種ノ佛頂、妙此ニ極マルヲ以テノ故ニ、皆悉ク同歸ス。故ニ一切諸佛頂ト云フ。

とある。三乗の萬行の究竟して歸會する所とは、これ法華の實相の境智であり、三部三諦三徳の最頂もまた法華實相の境智であるから、一切佛頂尊の種子たるま字は、また法華の種子なりといふ前節の「法花秘決」の説にも相通ふのである。また前節の範俊僧正の傳の終りに、「ボロムトコソ習ヒ傳フ」云々とあるは、法花の種子と一字金輪の種子との何等かの關係を示したものであるとも見られ得るであらう。また「覺禪抄」に、誦經の補闕の眞言を擧げたる中に、「一字金輪等ノ眞言之ヲ誦スベシ」などとあるのも、また法、花、法、と佛頂法との關係を示すものとも見られ得るで

(4) 鑿字は水大法界化の象徴にして佛の如實智を表す

以上を要するに、火生三昧滅煩惱の不動明王の種子にㄗ字あり、法花の一塔兩尊を一に歸したる時の本尊の妙理智拳印の大日の種子はㄗ字であり、一切佛頂三乘萬行歸會の眞言の種子もㄗ字であるとすれば、表示法門としての眞言門を聖人が採用せられたとすると、ㄗ字を以つて花押としたまへることは、最も妥當のことではないか。たゞし「法花秘決」が法華の教主を妙理智拳印の大日如來などいふのは「大日三部經」に惑溺したる僻說で、法華經に限れる二乗作佛と久遠實成の一念三千によつて、はじめて成佛の原理があるので、その成佛の妙理智慧の根本を拳る法華經、その法華經の本門の教主においてこそ、究竟の智水たるㄗ字の眞實の徳がある。そこでその智水より生ずる火大滅闇の徳たる不動明王の徳もㄗ字を種子として生ずるのであり、三乘歸入の一切佛頂もまたこの本門の佛智にあるからこ

れまたㄗ字を種子とするものである。されば「成佛用心抄」に、「諸佛智慧甚深無量」を釋したまへる下に、上行菩薩、釋迦如來ヨリ妙法ノ智水ヲ受ケテ、末代惡世ノ枯槁ノ衆生ニ流レカヨハシ給フ。是レ智慧ノ義也。釋尊ヨリ上行菩薩ヘ譲リ與ヘ給フ。然ルニ日蓮又日本國ニ此ノ法門ヲ弘ム。

とある。孔阿可囀工囉を訶頌法を順次の如く地水火風空とする時、ㄗ字は水大で、これに大空點を打ちて法界化すれば、即ち實相に如ふ智水であつて、上行所傳の妙法の智水を流し通はす聖人に、最もふさはしい花押ではないか。

(二) 弘安所用の勃嚙庵字はいかなる意義を有するか

さらば聖人が、弘安元年四月から六月までの間に、ㄗ字の御花押を、ㄗ字と改めたまへるについて、いかなる表示をこれに含めたまへるものであらうかは、次に考究せらるべき問題でなければならぬ。

(1) 勃嚙庵字は一字金輪の種子とするを通説とす

諸の「本尊相傳」も、聖人の御花押をㄗ字としてゐる。そしてこれを一字金輪の種子だとする。ㄗ字は前のㄗ字と異り、一字金輪の種子として、密教においても一定してゐる。勿論例外としては前節に引いた如くこの字を法華法の種子としてゐるものもあるが、明かにさうは書いてゐない、それは密教常套の口傳の一つであるらしい。大體にいふとㄗは密教では一字金輪の種子としてゐるのである。

(2) 一字金輪とはいかなる尊なるか

(イ) 「大日經」における五佛頂八佛頂と金輪佛頂尊

一字金輪とは、具さには「一字金輪佛頂王」と名づけ、眞言家ではこれを佛部の尊としてゐる。これはもと「大日經」における胎藏曼荼羅の第三院たる釋迦院において、釋尊が轉輪王三摩地門に入り、佛の智慧慈悲が彼の四天下を統一する輪王の威勢の如くに、世間出世間に最勝の功徳を發揮することを標示せられたる形で、いはゞ佛の頂上の功徳を人格化せられたる尊形である。故にこの佛頂は「大日經」においては、釋迦院の釋尊の左方に五佛頂を數へ、

救世ノ釋師子聖尊ノ左方ニ、如來ノ五頂アリ。最初ヲ白傘ト名ケ、勝頂ト最勝頂ト、衆徳火光聚ト、及ビ捨除頂ト、是ヲ五大頂ト名ク、大我ノ釋種、應ニ是ノ處ニ依ツテ衆相ヲ造ルベシ。

とある。即ち白傘蓋佛頂輪王、勝佛頂輪王、最勝金輪佛頂輪王、大光聚佛頂輪王、捨除障佛頂輪王である。「大日經義釋」

(四卷)に之を釋して、

此ハ是レ釋迦如來ノ五智ノ頂ハ、一切功德ノ中ニ於イテ、猶ホ輪王ノ大威勢力ヲ具スルガ如ク、其ノ狀皆轉輪聖王ノ形ト作ル。謂ハク、頂ニ肉髻ノ形アリ。其ノ上ニ髮髻アリ即チ重髻ナリ。餘ノ相貌皆菩薩ノ如ク、極メテ瑞嚴歡喜ナラシム。

といつてゐる。また釋尊の右方に三佛頂がある。「大日經」(一卷)に

毫相ノ右ニ於イテ、復タ三佛頂ヲ畫ケ。初メヲ廣大頂ト名ケ、次ヲ極廣大、及び無邊音聲ト名ク。皆善ク安立セシムベシ。

とあり、即ち廣大佛頂輪王、極廣大佛頂輪王、無邊音聲佛頂輪王である。「義釋」(四卷)に、

其ノ形相皆五佛頂ニ同ジ、是レ如來三部衆德ノ頂也。其ノ五種ノ如來ノ頂ニ、具サニ五種ノ色アリ。所謂、眞金色、鬱金色、淺黃色、極白色、淺白色ナリ。是ノ中ノ眞金・鬱金ノ二色相似タリ。然ルニ眞金色ハ淨ク、鬱金色ハ稍重キ也。三佛頂ハ則チ三色アリ。謂ハク、白色、黃色、赤色ナリ。此ハ是レ寂災・增益・降伏ノ色ヲ兼ネ具スル也。此ノ八種ノ佛頂、皆周身ニ光アリ。光極メテ廣厚ニシテ、諸ノ瓔珞ヲ以ツテ身ヲ嚴ルハ、如來ノ本誓願力ニ由ルガ故ニ、悉ク能ク一切ノ願ヲ滿足スル也。

と釋してゐる。但し弘法大師の「祕藏記」及び、胎藏界現圖曼荼羅では、五佛頂の第四を高佛頂とし、三佛頂の第一を大轉輪佛頂、第二を光聚佛頂としてゐるが、密教の異説は枚擧に暇ない。この八佛頂に、攝一切佛頂を加へて九佛頂、普通佛頂を加へて十佛頂などといふが、みな佛陀の頂上の功德の人格化の象徴たるは一である。

この五佛頂八佛頂九佛頂十佛頂中の、最尊最勝の佛頂を、金輪佛頂と名けるのであつて、金剛名は、大最勝金剛上行金剛・最勝金剛などといはれる。「義釋」(七卷)に、五佛頂の種子を説く時、最勝佛頂の種子は

最勝佛頂ハ、孔雀ハ是レ法蓮華ノ義。三昧聲ヲ加フルガ故ニ、鬚鬘具足ス。此ハ是レ如來壽量祕密神通ノ頂ナリ、故ニ最勝ト名クル也。

とあつて、孔雀を以つて種子としてゐるのである。

(ロ) 専ら金輪佛頂尊を説ける諸經軌と其の一字の種子眞言

しかるにこの金輪佛頂尊のみを専ら説ける「一字奇特佛頂經」(不空譯、三卷、釋尊三)「大陀羅尼末法中一字心咒經」(寶思惟譯、一卷、釋尊)「一字佛頂輪王經」(菩提流志譯、五卷、釋尊)「菩提場所説一字頂輪王經」(不空譯、五卷、流)および「淨居天にして之を説く」(菩提樹下にして之を説く)「金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成佛儀軌」(不空譯、一卷)および「字頂輪王念誦儀軌」(不空譯)「金輪王佛頂要略念誦法」(不空譯)等の中には、此の尊の眞言をば

娜莫三滿多母跋南、勃嚕唵、と擧げ(但し「末法經」(時處)その意は「歸命普佛陀、勃嚕唵」で、この勃嚕唵の一字に「三身一體具足の義」を含むとせられてゐる。即ち密家に普通にいふところの「一字金輪佛頂」とは、彼の「大日經」中の五佛頂中の最勝佛頂をいふのでなく、此の「一字金輪佛頂」をいふのである。

同じく勃嚕唵一字の種子眞言を説けるこれ等の諸經軌について、叡山でも東寺でも、この一字金輪佛頂尊をば、釋尊がその頂上の功德を表したまへる、三昧地形とするのと、大日如來のそれであるとするのがあつた。しかし經軌そのもの

のからといふと、「金剛頂一字頂輪王時處軌」のみが「毘盧遮那佛」とあるので、他は悉く釋尊である。ゆゑに「覺禪抄」には

師ノ云ハク、時處軌、バカリ、大日金輪也、餘ノ經軌ハ、皆釋迦金輪也、仍テ智拳印、其ノ言ナキ歟

とあつて、「時處軌」にばかり毘盧遮那佛の智拳印が説かれて、金剛界の大日如來の佛頂の功德表現となつてゐるぞとことわり、また「阿婆嚩抄」には、

金輪ニ淺深アリ、謂ハク、大日金輪ト釋迦金輪也。時處ハ大日、頂輪王經ハ釋迦也。同ジ佛菩薩ト雖、事ニ隨ツ

テ淺深アリ云々。

又云ハク、所變トハ云フベカラズ。時軌ハ大日即金輪也、菩提場經(頂輪王經)ハ釋迦ガ頂輪王三摩地ニ入レル形也云々。

といつてゐる。東寺流に依れば大日と釋迦は別佛であるが、台密では淺深の相違のみで同一佛であるとする。その釋尊の三摩地形とせる本經は、即ち「菩提場一字頂輪王經」(卷一) (序品)に

爾ノ時ニ世尊是ノ如キ神力加持ヲ作シ、輪王ノ形、功德ノ相ト爲ル。七寶ヲ莊嚴シ、一切ヲ成就ス。光明熾盛ニシテ晃曜シ昭曜ス。無量ノ法ヲ以テ莊嚴間錯シテ大輪王ノ師子座ヲ嚴飾シテ坐ス。熾盛昭曜シ一切ノ圓光、輪ノ如ク周匝シ、形チ一聚光ヲ成ス。

とあつて、明かに釋迦佛の神通加持身とし、「念誦儀軌」はじめ他の儀軌も多く然りであるが、「時處軌」には明かに左の通りある。

毘盧遮那佛一字頂輪王殊勝祕密ノ法。自ラ本心ヲ徹見スルニ、皎潔滿月ノ如ク、能取所取ヲ離ル。自性ノ光明成

レバ菩提ノ體堅固ナリ。復月輪ノ内ヨリ大法輪ヲ涌出スルニ、金剛ノ所成ナリ。幅輞皆鋒銳ニシテ、其ノ色檀金ノ如シ(即チ金輪)。遍ク大威光ヲ流スコト、塵數ノ日ヲ聚ムルニモ過テ、月輪ノ面ニ依住ス。金剛ハ極メテ堅キヲ表シ、圓キハ福智ノ滿ゼルヲ顯ス。利ハ戲論ヲ無クシテ、諸ノ妄執ヲ斷壞スルガ爲メ。光ハ一切智ノ諸ノ愚瞋ヲ除キ破ルヲ表ス。是ヲ以テ輪形ヲ現ズ。量虚空ニ同ジキガ故ニ、虚空ノ諸如來、盡ク輪内ニ入ル。即チ此ノ智輪ヲ觀ズレバ、變ジテ金輪王遍照如來ノ身ト成ル。形服素月ノ如ク、一切ノ相好ヲ以テ、用テ法身ヲ莊嚴シ、金剛ノ寶冠ヲ戴キ、輪臺ヲ首飾ト爲シ、衆寶莊嚴具モテ、種々ニ身ヲ校飾シ、智拳大印ヲ持シテ師子座日輪白蓮臺ニ處ル。智拳印トハ所謂、中小モテ拇ヲ握リ、頭指ハ大背ヲ扛グ、金剛拳乃チ成ズ。右ハ左リノ頭指ヲ握リ、一節ノ面ヲ心ニ當ツ。是ヲ智拳印ト名ク、當ニ此ノ密言ヲ誦スベシ。勃嚕唵三合、此國ニ字ノ同ジキ無キノ故ニ三字連聲合シテ一字ヲ成ス急呼

(3) 一字金輪の圖様における釋迦大日相顯圖の意義

そこで釋迦金輪と大日金輪との尊形の相違といふことが、密教では起つて來る。「阿婆嚩抄」に「寶冠螺髮像事」と題せる下に、

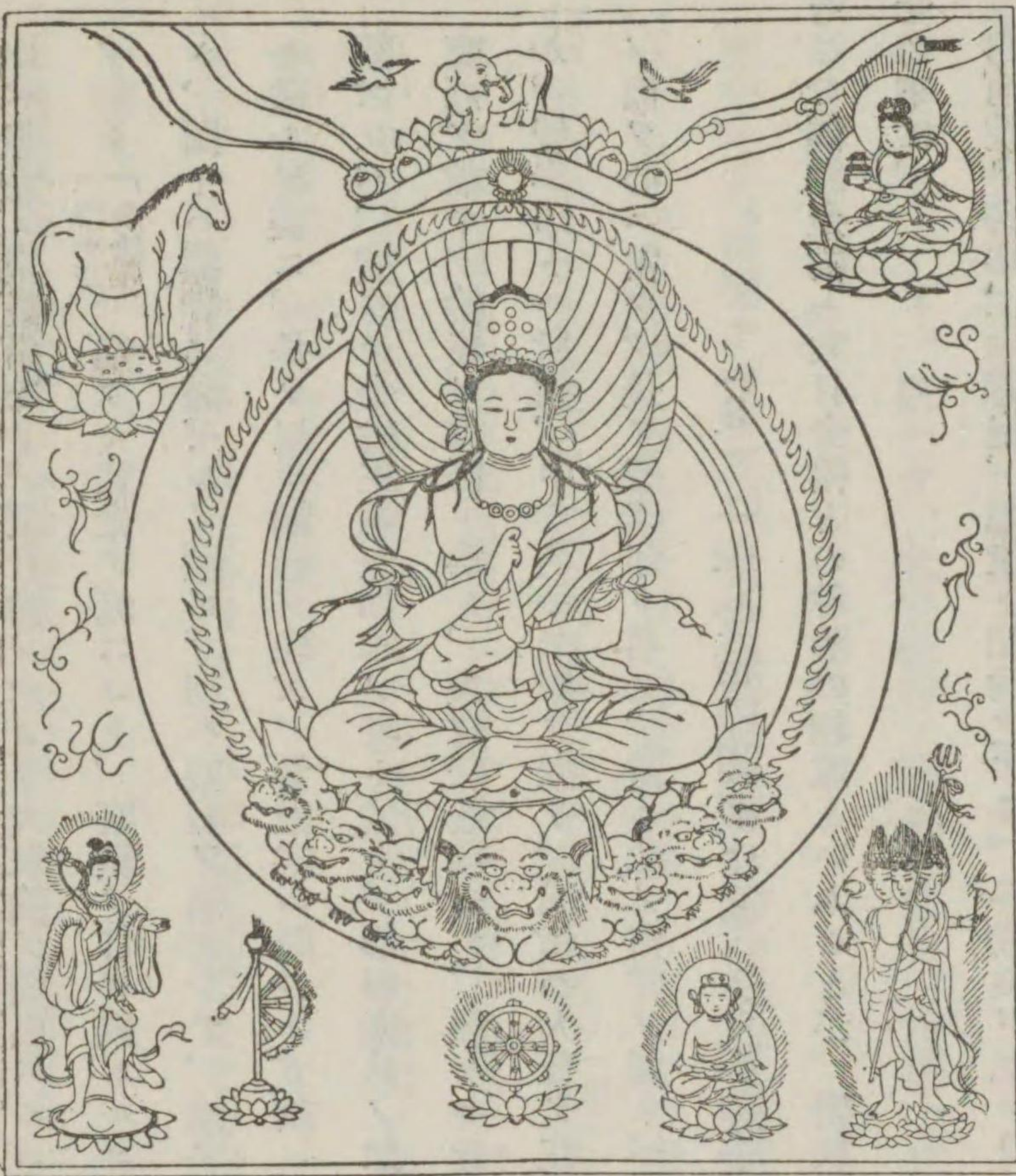
白河院ノ御時、中御室、範俊ト相論之アリ。各勸文ヲ進メラル。御室ハ寶冠、範俊ハ螺髮ト云。

智師云ハク、止ン事ナキ人ノ相論ノ日タリト雖、各許執也云。
時處軌ハ、大日所現、寶冠智拳印也。天會軌ハ釋迦所説也、故ニ螺髮持鉢印タルベキ也云。
智師ノ云ハク、大日金輪ハ寶冠智拳、釋迦金輪ハ螺髮定印印中ニ輪アリト云フ

と書き、また三井の良修法眼が一院の御祈りに、一字金輪の圖繪を畫かした時、寶冠智拳印としたが日輪に住せし

めなかつたことを、太師が「心得ザル事也。二様之アリ、一ハ寶冠智拳印ナレバ日輪ニ處ル。一ハ螺髮鉢印ナレバ輪ヲ持ス云」といへりなど記してゐる。その螺髮形の佛が、法界定印を結び、印の中に金輪を置く。または持鉢印の上に輪を持つといふものは、けだし上の「菩提場一字頂輪王經」の説の如く、螺髮形の釋尊が三摩地に入つて輪王佛頂を顯現せんが爲めに、自身轉輪王の形となるのを表示したものであり、智拳印の大日金輪の形像は、「時處軌」の毘盧遮那佛が、本心の満月輪を徹見し、その月輪の中より大法輪を涌出するに金輪の形を現はし、此の智輪變じて金輪王遍照如來の身となり、智拳印を結び、勃嚕唵の一字を誦すといふのを表示したものであらう。

(一 字 金 輪 佛 頂 曼 荼 羅)



かくの如く、傳説にあつては、中御室は寶冠といひ、範俊僧正は螺髮形といつて相論したなどがあるが、「覺禪」阿婆嚩兩抄に出してゐる曼荼羅は、ともに寶冠を頂ける大日如來が、大日輪の中に白蓮臺に乗り師子座に處り、熾盛光の火焰を背にし、智拳印を結んでゐる。この尊を繞りて、右に向ひて、輪寶と珠寶と女寶と馬寶と象寶と主藏

神と主兵神との、轉輪聖王の七寶を、匠らし、つぎに佛眼尊が畫かれてゐること上圖の如くで、それは「時處軌」の説相に専ら依つたものであるとおもはれ、いはゆる螺髮形のものは見えない。ところが、はじめ(七頁)に出した「一字金輪曼荼羅」は、これとは異つてゐる。彼の圖は「阿婆嚩抄」の「大佛頂」の下に載せられたものだが、「覺禪抄」は一字金輪の下にそれを載せてゐる。そして前者には説明と見ゆるものがないが、後者には左の如き文がある。

惠什云ハク、金輪曼荼羅ニ三ノ様アリ私ニ云ハク、要略軌、時處軌ノ説ヲ二ト爲ス。一ハ、須彌山ト大海ヲ畫キ、山ノ上ニ大日智拳ヲ坐セシメ、上方ニ釋迦金輪ヲ畫キ、七寶並ビニ龍王アリ云々。件ノ本ハ、故範俊僧正モ大佛頂トテ借ラセ給ヒテ候ヒキ。而ルニ義範僧都ハ、其ノ佛ヲ懸ケテ、金輪法ヲ行ゼラル。歟。之ヲ通用スル歟。唐本拜見、其ノ銘ヲ書サズ、仍テ不審也云々。

其の圖の上部にある釋迦金輪は、「菩提場一字佛頂經」の説の如く、釋迦佛が法界定印を結びその中に輪あるもので、中央の大日金輪は、上の釋迦佛の定中の所現身と見れば、釋迦大日相顯圖で、日蓮聖人の如く、大日如來をもつて釋尊の所變身とし、また「釋迦牟尼佛ヲバ、毘盧遮那遍一切處ト名ク」といふ見地からは、その如く見る方が至當なことになる。かくて一字金輪は、釋尊佛頂の功德を人格化し、その轉法輪の功德が金輪聖王の威勢威徳の四天下を照被統一するが如しとの意味を象徴化したものと見ることが出来るのである。そしてその種子が勃嚕唵なのであるから、聖人がその字を用ひて花押としたまひ、大曼荼羅の御書寫にあつては、それを九山八海的に引廻したまふことは、まさしく聖人所顯の大曼荼羅が、一字金輪のごとく四天下を照被せんことを祝福したまへるものかとおもはれるのである。

(4) 弘安以後の曼荼羅の「字」は本門戒壇の本誓の表象に非るか

文永建治の御花押は文字を用ひられた。それは火生三昧の折伏を表する、不動明王の種子であり、または「法花秘決」の本尊の種子である。しかるに弘安以後に至つては、妙法輪が四天下を統一する意味の一字金輪の種子を用ひられたといふことは、前掲の如くこれ本門戒壇の本誓を含めたまへるものではないか。

といふのは、「日蓮聖人御眞蹟」を拜した結果では、弘安元年四月の「檀越某御返事」までは、明かに鑲字が用ひられてゐる。しかるに同六月の「治病抄」からは、勃嚙唵字に變更せられてゐる。「御眞蹟」だけからは、それだけしか知られてゐないが、諸の曼荼羅類では、弘安以後のものは、佛部に釋迦多寶以外の迹佛が載せられてゐない。そしてその御花押が必ずずボロン字となつて、いはゆる九山八海をめぐらせた形を示されてゐる。さやうな形式は、文永建治の御本尊には、全くもつて見得られないのである。そしてそれは御本尊の修正ではないとすれば、何等かの意義をそこから考察し來らねばならない。そこで吾等は、それが本門戒壇を表せられたものではないか、とおもふにいたつたのである。

まづ佛部に、釋迦多寶以外の佛を勸請せられてゐないといふ事が、戒壇の意味が含められてゐるとおもふ。何となれば、元來本門の本尊は、法華經の説相に依れば、十方分身の佛がましますのが正しいのである。それは本化菩薩に約すれば、「本尊抄」の如く「來還八品」であるが、御本尊そのもの、起盡に約すれば、「起顯竟十二品」の分身在座にあることは、「新尼抄」の如くである。而して「來還八品」の時でも、十方分身のましますことはいふまでもない。されば「觀心本尊抄副狀」にも、釋迦多寶分身の「三佛ノ顔貌ヲ拜見シ奉ラシ」といはれてゐる。文永建治の本尊にはそれが勸請せられてゐたのに、弘安以後の御本尊には書かれてゐない。それは何故かと考ふるに、もしも戒壇を造立

するとすれば、さういふ十方分身佛だの、三世諸佛だの、盡十方諸佛などといふやうな多數の佛は、造立し得られるものではない。且つ戒は専ら戒法を中心とする。戒法を中心とするから、「妙法蓮華經」と、その用たる境智を表示せる釋迦多寶の二佛に止め、そのまた用たる十方分身は、迹門權門の法を表しつゝある佛なるがゆゑに、これを除かれたものではなからうか、とおもふのである。

(5) 「觀心本尊抄」における上行菩薩二種の表現

さらにまた他方「觀心本尊抄」を拜し奉る時は、上行菩薩について、二種の表現が示されてゐる。

此ノ菩薩、折伏ヲ現ズル時ハ、賢王ト成ツテ愚王ヲ誠責シ、攝受ヲ行ズル時ハ、僧ト成ツテ正法ヲ弘持ス。

この中「僧ト成ツテ正法ヲ弘持ス」は、聖人みづからいはれたこととせられてゐる。すると「攝受ヲ行ズル」といはれたのが不審である。聖人は折伏修行ではないか、といふ疑難があるから、古來、攝折修行について、「法華經」は、教理は「權門ノ理ヲ破ル」折伏であるが、その修行門は攝受である、勸持品や不輕品も、教理が折伏であるから、法難が來るのであるが、勸持・不輕の兩品の能化の菩薩は、ともに「忍」の一字をもつて、此の法難をすべて攝受してゐる。しかるに、これを「涅槃經」に見る時は、教理は「更ニ四教ヲ許ス」攝受であるにかゝらず、その修行門においては、供養斷絶、謗法斷命、護法護國の不惜身命が、懇篤に説かれてゐて、在家の菩薩行の人が、弓箭兵仗をもつて法を護ることが、五戒を持つるに勝る功德なりとある。即ち「法華經」は、教理は折伏であるが、行法は僧に約して、むしろ攝受を説かれ、「涅槃經」は教理は攝受であるが、行法は在俗に約して、むしろ折伏が説かれてゐるのである。かくの如き理由から、教門攝折、行門攝折が、日蓮聖人の宗教での一義門となり、その本典は「本尊抄」なの

である。

それ等の義門はとにかく、「本尊抄」は明かに、上行菩薩が、「賢王ト成ツテ、愚王ヲ誠責ス」る時のあることが示されてゐる。この御文を「三大秘法抄」に合して考へると、「三秘抄」には、明かに「涅槃經」の、有徳王・覺徳比丘の故事が引かれ、その有徳王の故事を追ふ賢王こそ、「本尊抄」にはゆる上行應化の菩薩たることが推論せられる。而してその爲めに「撰時抄」の如き、一閻浮提の大闘諍を経て、はじめて「三秘抄」の如く、「三國並ビニ一閻浮提ノ人ノ、懺悔滅罪ノ戒法ノミナラズ、大梵天王・帝釋等モ、來下シテ踏ミタマフベキ戒壇」となり、世界の眞平和が來るのである。

見よ、マルクス主義が、世界的にその脅威を與へつゝあるのも、所詮は、その背景に「勞農露國」といふ、その理想國家が出現したからではないか。法華本門の大正法に依る世界を來らすのにも、必ず地上に有する國家の中に、その勢力の代表たるものが現はれなければならないのは、この現在の實狀において、いよ／＼身につみ知られることではないか。本門戒壇國の法門は、本門行事觀の上において、缺くべからざる一大要義である。而してその中心法門は、『轉輪聖王、威勢ヲ以ツテ、諸國ヲ降伏ス』るが如く、正法の威力を、末法の天下に輝かすことであつて、それが本門戒壇の功德利益なのである。聖人の一生の誓願は、實にそこにあつた。であればこそ、開宗のはじめから、日輪にむかつて、はじめてその法を唱へるといふ、大規模の儀式を用ゐられたのではないか。まづ此の法を大日本國に立て、いはゆる立正安國を成じ、その國の力を以て世界的の法を護り、之を一閻浮提に及ぼさうといふのであつた。

三度の諫めは 畢竟して立正安國の爲めである。立正安國は本門戒壇國たらしむることである。しかるに、聖人の

諫めは聽かれなかつた。それでも身延に入られて後も、なほ折伏を止めないで、もつぱら門下をして、約國謗法を免れしめることに努めしめられた。これまた本願の故である。『日本の柱』といひ、『眼目』といひ、『大船』といふことは、日本國を開顯して、本門戒壇國たらしむることの外にはない。しかるに、この弟子等の鎌倉における弘通、身延における眞言痛破の傳唱に對し、先づ眞言師等が蜂起した。そして遂に宗論の噂とまでなつたのは、弘安元年三月十八日のことであつた。これに對して聖人の御喜悅はいかばかりであつたかは、彼の「諸人御返事」の一書において、明かに推せられるのである。ところが、この宗論の噂も沙汰止みとなつたのみならず、幾くもなくして、聖人を三度の流罪に處しやうといふ幕議があるとの噂が、檀越某（古來四條金吾殿だとの傳説もある）から通知せられた。それに對する御返事が、いはゆる「檀越某御返事」であつて、それは弘安元年四月十一日の日附けである。しかもその噂も事實とはならず立消えとなつた。聖人はそれが時宗の發意でないことを知つてゐられた。それと共に、城泰盛や、平頼綱が、權勢を競ふ間は、最早、聖人御在世中には、その本願の遂行せられないことを觀ぜられたのではないかと推測せられる。

この推測の當不當はしばらく措き、事實この「檀越某御返事」の翌々月の「治病抄」においては、御花押が、はじめて一字金輪の種子たるボロン字となれると共に、御本尊の御書寫に、十方三世の佛、善徳佛等が除かれてゐるのである。即ち事實に建てらるべき本門戒壇を、後世の爲め、楮上に染められたのが、弘安以後の大曼荼羅ではないかと私はおもふ。

(6) 本門戒法及び戒壇垂示の時期

さらに加ふるに、本門戒法を説きたまひし専門の御著述たる「本門戒體抄」は、弘安二年に系けられて居る。そしてそれは純然たる法華本門の戒であつて、もっぱら壽量品をもつて説かれてゐる。壽量品の佛となると、勿論、十方三世の佛をば、久成釋尊の中に攝めたまへる佛である。更にその詮は南無妙法蓮華經如來である。その「南無妙法蓮華經如來」を、境智の二法に表はす時に、釋迦牟尼佛、多寶如來と表はれるのである。「諸法實相抄」に

サレバ、釋迦、多寶ノ二佛ト云フモ用ノ佛也。妙法蓮華經コソ本佛ニテ御座候へ。經ニ云ハク、如來祕密神通之力是也。如來祕密ハ體ノ三身ニシテ本佛也、神通之力ハ用ノ三身ニシテ迹佛ゾカシ。

といはれてゐるのも、この意である。本門の戒法は、この壽量品の久成釋尊の心法をそのまま、受持し奉るものであるから、十方三世の諸佛には關しない。それゆゑに、「戒體抄」は、「法華壽量品ノ」と一々にいはれてゐるのである。この意から拜すると、彼の弘安以後の御本尊に、十方三世等の諸佛のあらはされてゐないのが、領解せられるではないか。また更に戒法ならざる戒壇にいたつては、弘安四年四月八日の「三大祕法抄」まで、紙面に残して顯釋せられてゐないことに想及し、その顯釋せられたものは、末法未來の有徳王にあたるべき轉輪聖王の出現すべきこと、それは「本尊抄」にいはゆる、「賢王ト成ツテ愚王ヲ誠責スル」地涌菩薩であり、その功徳は、弘安以後の御本尊の御花押のボロン字によつて表はさるゝ所の、一字金輪王的の威力を發揮することになるのであるから、すなはち、弘安以後の御本尊の座配、ならびに御花押が、弘安以後に顯釋せられたる「本門戒體抄」ならびに「三大祕法抄」の内容と、まさに吻合するのである。

最近において、大石寺はその藏寶の御眞蹟を、コロタイプ版として公開せられ、「日蓮聖人御眞筆」を刊行せられた。その御眞蹟に拜するも、彼の「龍門書」(上野殿御返事)の御花押は、正しく「聖人御難事」及び「稟權出界書」の御筆蹟と共に、頗る酷示する所がある。また「重須殿女房御返事」は、解説者は建治と解せられあるも、もし御花押より拜せば弘安にして、その御筆蹟も、また弘安の御特徴を拜するが如き、此の研究の決して徒爾ならざりしを證するに足る。著者はやがて「標準御書」において、諸御書の從來の系年を是正せんことを志すものである。

「種々御振舞御書」は偽書に非ず

緒論

「種々御振舞御書」は、日蓮聖人遺文の中では、いはゆる「録内」と稱するものに屬し、古へ「御書目録」の定められた頃、すでにその目録内に編入せられてゐた御書で、上古御書眞偽の論の起つた時も、一般に「録内」御書について、偽書をいふ人はほとんどなかつた。

もつとも、その「御書目録」が、六老僧の定めだといふ傳へは、學術上何等の證權を認められないもので、「祐師本尊聖教録」・「本迹對論用意抄」・「日什門徒建立由緒」(日蓮宗々學)等(全書所收)に依ると、聖人滅後百年前後より成立し、百七八十年の頃には、一般的に是認されてゐた傳説たるに過ぎないことは、吾等がかつて「本化聖典解題提要」に論じた通りである。しかし六老僧の定めといふ傳説の眞偽は別として、實際「御書目録内」の御書には、疑偽書は殆ど無いものとせられ、したがつて古來、「御振舞書」の偽書論をした人はない。

しかるに、明治になつてから、今の文學博士境野黃洋氏が、明治四十二年五月の「新佛教」に掲げられたる「日蓮上人論」、及びその前木下尙江氏の「日蓮論」の批判等において、「御振舞書」の偽書なることを説かれた。その要領は、一には「文體が開目抄等に似ない事」、二には「誇張せられたる奇蹟の多い事」、三には「八幡大菩薩よく承はれるの芝居がりの處が多く、上人の人格に合せざる事」等である。

吾等はこれを必ずしも有力なる偽書論とは思はなかつたが、氏がその所信を忌憚なく發表せられたことに就ては、研究上好刺戟なることを確認してゐた。たゞ大正三年、聖祖門下統合講習會の修學旅行で、中山法華經寺において吾等が御眞蹟の説明を擔當した歸途、眞間山までの路次の談話中、氏に對して「御振舞書」中の二三の史的事例を擧げて、或は後世の摺入添加の部分がありとしても、全部を偽書とは爲しがたき旨を説いた時、氏は「さういふ事があれば、なほ考へ直す必要があるでしょう」といはれた。

ところが、その後、境野氏の偽書論に賛意を寄せられた學者もあり、また宗門學徒の中にも、該偽書論に對して、何等學的檢討を加ふるところなく、たゞ知名の學者によつて偽書論がせられたに就いて、「御振舞書」を避くる傾向を來せるを見るに至つたから、こゝに氏の偽書論を縁として、吾等の考ふる所を明かにし、眞偽研究の一參考とせんと欲するものである。そして便宜上、本論を左の五部門に分つ。

- 一、文獻的及び書史的考察
- 二、本文批評的考察
- 三、文章の考察
- 四、史實的考察
- 五、思想的考察

一、文獻的及び書史的考察

疑偽の目を與へられたるものに對して、根本的に一掃し得べきものは、その正確なる眞蹟の存在である。例せば「教行信證」をもつて、親鸞聖人の著作ならざるべしとの疑問に就いても、その眞蹟の存在は、何よりも強き一反證となり得るが如きである。「種々御振舞御書」にして、眞蹟を存するか眞蹟と稱するものを存するならば、眞偽論は、もつとも具體的に落着するのであるが、既に之を有しないとすれば、止むなく諸種の方面からの考察によりて、推考せねばならなくなる。正確なる遺文と認めらるゝものゝ中にも、(一)眞蹟の現に存するものもあれば、また存せざるものもある。現に存しなくても、(二)嘗て何れに存したか、考へ得べきものがあり、(三)また未だ何れに存したかすらも考ふべからざるものもある。(一)は「安國論」「本尊抄」等の如く、(二)は「開目抄」「報恩抄」等の如く、又は「三大祕法抄」の如く、(三)は「如説修行抄」「教機時國抄」等の如きである。今此の「種々御振舞御書」は、その何れに屬するものであらうか。

(一) 本書の眞蹟は明治八年まで身延山に現存したり

「種々御振舞御書」として、現在の「縮刷遺文」「類纂遺文」において一部となつてゐるものは、元來「録内」御書においては、「種々御振舞鈔」「佐渡御勘氣鈔」「阿彌陀堂加賀法印祈雨鈔」の三書となつてゐたものである。そしてその眞蹟は、「開目抄」「報恩鈔」等と共に、明治八年の火災以前は、身延山寶藏に存在し、小川泰堂居士が、「高祖遺文録」編輯の際、親しく登山して之を拜見し、古來の學者が、記事の内容より論じたるが如く、これ等の三鈔は、御筆勢上よりもまた宜しく合して一鈔となすべきことの妥當なるを認め、之れを斷行したのであつて、その旨は左の「遺文録」

の「御振舞抄」後記によつて明かである。

泰堂云、此ノ「光日鈔」一編、古來誤ツテ分裂シテ三章トシ、一ハ「録内」二十三卷三十九紙ニ編入シテ、「種々御振舞鈔」ト目シ、一ハ「録内」十四卷初紙ニ録シテ、「佐渡御勘氣鈔」ト名ケ、一ハ「録内」二十三卷初紙ニ記シテ「阿彌陀堂法印祈雨鈔」ト云ヘリ。此三章定テ一編ノ書ナルベシトハ先師モ已ニ評アリ、我ハ延山ニ於テ三軸ノ眞蹟ヲ竝觀シテ親ク其三即一書ナル事ヲ證知セリ。又此ノ編結末ノ文ヲ考ルニ穩當ナラズ、コレハ「録内」二十三卷七紙表六行「阿彌陀堂法印祈雨鈔」ノ、「此等ハサテオキ候ヌ」ト云文ヨリ已下十七行ヲ去テ、次ニ出セル「録内」二十卷「光日鈔」三十六紙裏初一行ニ連續シ、彼ノ「光日鈔」ノ末文、眞蹟ニハ闕失シ、古板ニ文ノミ殘レル、「俄ニ佛前ニマイリテ」ト云フヨリ二十行ヲ取テ、「法印祈雨鈔」ノ末ニ次續シ、彼此互ニ改置シテ、兩編トモニ文義貫通シテ餘蘊アル事ナシ。惟フニ、「録内」編目ノ日、一書三分スルノ疎漏ヲ見レバ、此文ノ錯置セルモ亦其時ニアルカ、日明老師モ早ク此ヲ言ヘリ。今日ノ改正千載ノ遺憾ヲ芟除スルモノカ非カ。また「光日房御書」の後記に、左の通り記されてゐる。

泰堂云、此編延山所藏ノ眞蹟ニハ「國土一時ニホロビヌトミエシ程ニ」ト云文マデニテ、其末ハ闕失シテ其文知ルベカラズ。還テ古版ニ「俄ニ佛前ニマイリテ」等云ニ百四十餘字ヲ次續シタレドモ、此ハ正シク「録内」二十三卷「阿彌陀堂法印祈雨鈔」ノ末文ナレバ、今「サレバ鹿ハ味アル」以下ヲ取テ以テ其本位ニ復シ、又其「法印祈雨鈔」ノ最末二百餘字ヲコニ移シ入レテ、此書ノ結末トナシ、彼此轉置シテ初テ古色燦然タルニ至ル。すなはち居士の身延山で拜見した時は、「御振舞書」の末文は、眞蹟すでに缺失してゐた。即ち此の書の「遺文」本の

末文は、「光日房書」の古版のものから轉置したものなることがわかる。

その頃は、今日稻田海素師や吾等などが對照を許さるゝ時の如く、自由なものではなかつたらしい。「開目」「報恩」の兩鈔すら、不審のところのみを照合したに止まるくらゐであつたから、勿論一字一句の對照は出来なかつたと見える。これは泰堂居士だけでなく、身延山主行學日朝師の寫本に、自山の藏寶たる「法蓮抄」の如きも、わづかにその五分の一を對照したに止まる旨を記されてゐるのによつて、いかに對照が重大視せられてゐたかゞわかる。

また本書は、安房國光日房へ與へられたものとせられてゐるし、御文中房州の人への書なることは明かであり、他の光日房書と對していかにもさうあるべきやに解せられる。その書が、光日房の甥と傳へらるゝ日向上人の董せられた身延山に眞蹟を藏してゐたことは、由緒上もつとも當然なことゝ考へらるゝのである。たゞ惜しいかな、それは明治八年の失火によつて、「開目」「報恩」の兩大抄その他二十有餘の御眞蹟と共に、烏有に歸してしまつたのである。ここに眞偽の論辯を爲さんとするに臨んで、かさねて遺憾の上なきことを思ふのである。

たゞせめてもの慰めは、附録に收めたる圓教日意師の「大聖人御筆目錄」等が存在してゐることである。

(二) 本書の目及び本文の存在は何時の頃まで溯り得べきや

(一) 本御書の名目の現はれたる現存最古の文獻としての「祐師本尊聖教錄」

そこで書史的または文獻的に、本御書眞偽の考察をするに就て、まづ本御書の存在を證すべき古文獻が、何時頃まで溯り得べきかを考へ、つぎにはその本文が、いかなる形體において、また何時頃まで溯つて見出し得べきか、を考へることとする。

管見に依れば、本御書の名の見えて居る現存最古の文獻としては、聖人滅後八十七年の應安二年に入滅したる、中山法華經寺三世大輔阿闍梨日祐師の「本尊聖教錄」を擧ぐべきだとおもふ。今彼の錄の中に掲げられたる聖人の遺文または眞筆に關する部分を拔萃すると、實に左の通りである。

八 御眞筆	一通	轉重輕受要文
大聖人御袈娑	一帖	授決集要文
觀心本尊抄副狀	◎一通	華嚴法相三論天台等祖師事
取要抄	◎一卷	下方他方舊住菩薩事
爾前法華圓同異	一帖	種々災難根源御勘文
天台肝要文集	一帖	六通無三表書、雜雜要文内
九字祕釋	一帖	一通 大日經等要文
破禪要文	一帖	同 記十若修行若解說等文
四教略名目	一帖	同 籤三只以入實等文
卷物分		同 記十有人至以前引等文
一通 華嚴經始成正覺要文		同 玄六譬如良醫等文
同 觀心論疏要文		同 大日天等

御消息分

- 一通 轉重輕受事
- 同 治病大小權實違目
- 同 尼公讚嘆御狀
- 二通 尼公所勞祈于天由事
- 一通 病輕重事
- 同 鮮白比丘尼事
- 同 尼公御返事
- 同 承久調伏事
- 同 施衣食於人一果報事
- 同 尼公參詣難有由事(此御書紛失歟)
- 同 尼公延命事
- 同 尼公所勞御歎由事
- 同 自本馬御返事
- 同 尼公事
- 同 尼公所勞伊與房令祈由事

一通 不可親近謗法者事

- 同 末代法華行者位事
- 同 諸經與法華經難易事
- 同 稟權出界法門
- 同 物忘事
- 同 問注時可存知由事
- 同 就類相對種法門事
- 同 不可遁世由事
- 同 諸宗違目事
- 同 種熟脫一念三千即離法門
- 同 聖人知三世事
- 同 涅槃經要文
- 同 道場神守行者事
- 同 草木成佛事
- 同 上御勘文由事
- 同 竄入鹿事

一通 法華行者逢難事

- 同 自依智御狀
- 同 自寺泊御書
- 同 七郎後後進御帷御返事
- 同 母尼公信法華條悅思食事
- 同 御對面期靈山淨土事
- 同 御戀慕由事
- 同 身延山へ入御時御狀
- 同 賣袈裟奉三上佛者事
- 同 可置越後房下野房由事
- 二通 伊與房器量由事
- 一通 大師講事
- 一紙宛御狀十三通
- 也 自日常進三甲州給狀案一通已上法華寺聖教目錄分七帖六十卷十三紙
- 大聖人御念珠 一連

同 御舍利錦袋入之

- 立正安國論 一卷 道正狀一紙
- 法門可申様 一卷
- 一代五時圖 一卷
- 遣大田禪門許御書 一卷 聖教御尋事
- 度々御難事 一卷
- 八幡大菩薩事 一卷
- 即身成佛事 一卷 大田女房
- 金珠女事 一卷
- 眞言宗僻見事 一卷
- 慈覺大師事 一卷
- 是諸大乘文 一卷
- 嘉祥五時 一卷
- 小乘小佛等 一卷
- 正嘉元年御書 一卷
- 一代勝劣諸師異解事 一卷

別時意等ノ文 一卷
 恒河七種衆生要文 二卷
 一家宗要文種熟脫事 一卷
 法師品文等 一卷
 外典抄要文如來誕生入滅事 一卷
 說此經已即入靜室等文 一卷
 四聖前緣事 一紙
 已上二十七卷一紙
 惣都合御書七帖八十七卷十四紙也
 十三 御書
 守護國家論 一卷
 十界因果抄 一卷
 教機時國抄 一卷
 問答抄 一卷
 初心成佛抄 一卷
 十勝御書 一卷

阿佛房 一卷
 善無畏抄 一卷
 大聖人種々御振舞事 一卷
 會谷入道殿御返事 一卷
 祈禱抄 一卷
 兄弟抄 二卷
 御書三通 一帖
 崇峻天皇事 一卷
 決定性無性有情不成御勘文 一卷
 三世諸佛總勘文 (爾前二乘菩薩不作佛事) 一卷
 御書 一卷
 阿彌陀堂法印祈雨事 一卷
 五行圖 二卷
 一念三千理事 一卷
 月水等 一卷
 戒體即身成佛義 一卷

御書 一卷
 御書 一卷
 御書 一通
 御書 一通
 轉重輕受ノ事 一通
 日蓮弟子檀那人人御中 (佐渡御書)
 金色王ノ事 一卷
 唱法華題目抄 一卷
 八幡抄 一卷
 法蓮抄 燒米
 顯佛未來記 淨蓮房佛
 治病抄 法渡時代
 妙法比丘尼 商那(內十三)和修(遺廿五)
 下山抄
 賴基陳狀
 南條兵衛七郎 阿佛房ノ寶珠御給事

松野中興 妙法比丘尼臨終相大學三郎殿
 眞間佛供養御書 一卷
 自池上波木井殿への御書 一卷
 皇代並我朝佛法始ノ事 一卷
 外典要文 一卷
 文永六年山門申狀 一卷
 摩耶經要文等 一卷
 瀧泉寺申狀 一通
 十六 違目
 十勝御書内 一卷
 安國論 一卷
 一昨日御書 一卷

觀心本尊抄	一帖	並再治	○
安國論	一帖	本一帖	○
祈禱抄			△
開目抄	報恩抄	撰時抄	各上下
身延山並新池			○△
樂法梵志等			○
安國論御勘由來等事			○
秋元抄			○
大田抄	聖教御	尋事	○
法門可申様			○
一代大意			○
題目抄			△
本尊問答抄	取要抄、行者	位、就種類等	
十勝事			

一卷

八幡大菩薩事	一卷	
顯謗法抄	一卷	△
即身成佛事	一卷	
佐渡御勘氣事		△
佛御供養	頼基	△
眞言天台勝劣事	日眼	△
種々災難根源		

一巻 一巻

(一) 祐師「本尊聖教錄」は、稻田海素師「日蓮聖人御遺文對照記」及び「日蓮宗々々學全書」上座部に出版されたれども、兩者の間に少く相違あり。一本化聖典解題提要」には、前者によつて記し、今は後者によつて記す。師子王文庫にも、吾等が中山寶藏について眞蹟對照したる時、志村智鑑氏が謄寫せし「本尊聖教錄」あれども、此の書の上梓までに對校すること能はざりき。

(二) 「八 御眞筆」とは、第八の箱の意にして、以後の数字はみな同例なり、「聖教錄」に依れば、箱は三十五までありし。

(三) 常師「本尊聖教錄」に現在したりしものが、五十年ほど後の祐師のそれには、中山の如きにしてすでに紛失したりしをば、遺文の亡失は夙くよりの事なりしと覺ゆ。

(四) 「問答抄」は、後世「録外」卷三に編入せられしそれなりや否や。おそらくはこの文早く逸して、後世之を偽作したるもの即ち「録外」のものにあらずや。何となればこの「聖教錄」には、他に偽作とせらるべきものほとんどなきゆゑなり。

(五) 「宗學全書」本には顯佛未來記の下に細字となり居れども、「御遺文對照記」による。

此の目錄中圈點を加へたるものは、聖人の遺文。加へざるものは寫本取の類である。また遺文中で、△を加へたるものは、明治八年まで身延山に存在しありたるもの。○を加へたるものは、今日なほ中山法華經寺に現存する遺文であり、○を加へたるものは、他の寺に眞蹟現存の遺文であつて、身延中山以外の所藏に屬する遺文は極めて少數である。そして此の「本尊聖教錄」においても、後の「録内」におけるが如く、本御書は、すでに「大聖人種々御振舞事」・「阿彌陀堂法印祈雨事」・「佐渡御勘氣事」の三章に分れてゐる。「意師目錄」によれば、古から身延の御眞蹟が三卷にわかれてゐたのであるから、その傳寫と認めらるゝこの中山のものも、また三卷にわかれてゐるのであらう。

而して祐師は、これ等の御書をいづれのところから傳寫したものであらうか。または祐師以前にすでに中山にあつたものであらうかと考へる時、正確なことはわからないが、常師の「常修院本尊聖教錄」には、上の目錄中の「八、御眞筆」といふ部分の七帖、六十卷、十三紙と、その他、「御書箱」といふ中に、遺文の寫本であらう。「立正安國論」一卷（並具書）、「顯立正意」一帖・「開目抄」上下二帖・「撰時抄」上下二帖・「報恩抄」上下二帖・「本尊問答抄」一帖・「八幡抄」二帖、「下山御消息」二帖、「兵衛志御返狀」一帖、「遣太田禪門許御狀」二帖、「弘安二年御書」二帖の十二部が記されてゐるのみである。然るに祐師の「聖教錄」においては、「八、御眞筆」に連續して、「立正安國論」「法門可申様」以下二十七卷一紙、主として大田殿への消息等が記され、「惣都合御書七帖、八十七卷、十四紙也」とあるものは、御眞筆の部分とおもはれる。するとその以下の「十三、御書」の下にあるものは、大體上、祐師またはその前代の日高師の時に傳寫せしめたものと認められる。それには常師の「本尊聖教錄」よりも、「守護國家論」「十界因果抄」・「教機時國抄」・「問答抄」・「初心成佛抄」・「十勝御書」・「阿佛房」・「善無畏抄」・「大聖人種々御振舞事」・「曾谷入道殿御返事」・「祈禱抄」・

「兄弟抄」・「御書三通」・「崇峻天皇事」・「決定性無情有不成御勘文」・「三世諸佛總勘文」・「御書奥機悔事有之」・「阿彌陀堂加賀法印祈雨事」・「五行圖」・「一念三千理事」・「戒體即身成佛義」・「御書寶珠御給事」・「御書可用心由等、異體同心」・「御書惡嫉等無間獄火、八風等事」・「御書五通一帖書」・「御書眞俗二諦」・「日蓮弟子檀那人々御中」・「金色王ノ事」・「唱法華題目抄」・「法蓮抄」・「燒米抄」・「顯佛未來記」・「淨蓮房」・「佛法渡時代」・「妙法比丘尼商那和修」・「賴基陳狀」・「南條兵衛七郎」・「松野」・「中興」・「妙法比丘尼臨終相」・「大學三郎殿」・「眞間釋迦佛供養御書」・「自池上波木井殿へノ御書」・「瀧泉寺申狀」・「祈禱抄」・「身延山」・「新池」・「樂法梵志事」・「安國論御勘由來」・「秋元抄」・「一代大意」・「題目抄」・「顯謗法抄」・「佐渡御勘氣事」・「佛御供養賴基、日眼」・「眞言天台勝劣事」・「種々災難根源」等の五十六筆が増されてゐる。そしてこの中の「十勝御書」と「安國論御勘由來」は、現今では中山にあり、「守護國家論」以下圈點を附したる十餘章は、泰堂居士の時に身延山に眞蹟の存在したものである。これ等の書寫は高師の代よりも、寧ろ千葉氏の庶子として、財的に勢力のあつた祐師の時代になつてから、蒐集せられたものが多きに居ると推測することが、より多く事實に近いとおもはれる。ことにその身延に御眞蹟の存在するものについては然か信ぜられるのである。それは祐師の「一期善根記録」に依ると、十七歳の時から七十七歳までは、ほとんど毎年といふほど、身延の御廟に繁く參詣し、また本妙寺の落慶にも身延の貫首日進上人を聘したりしてゐる(それは師僧日高上人の三十三回忌で、進師は高師の學友であつた關係をも考へたものであらう)かゝる深き關係において、おそらくは身延に眞蹟ある遺文は、祐師の時代に書寫を許されたものであらうと想像し、よしまたすでに書寫されてゐたものとしても、これが眞蹟の拜見を許されたであらうと想像することは、きはめて自然なこととおもはれる。

祐師は、聖人の御眞蹟を藏すること最も多き寺の一つたる、中山法華經寺の貫首であり、また學問にもふかく心をとどめた人たるは、その蒐集した書籍によつて察せられる。すると師は聖人の御筆跡について、相當の鑑識を有して居たとせねばならぬ。すると身延山に眞蹟を存する御書に對しても、また書寫の時または拜見の時、たとへ後世の如くなる能はずとしても、その鑑識眼を働かしたであらう。したがつて此の「大聖人種々御振舞事」等の三章も、祐師の鑑識眼を通過して、こゝに加へられてゐるものであらうと、吾等は想像するのである。

因みに、本書の眞蹟を藏したりし身延山において、御眞蹟に關しての現存最古の記録たる、圓教日意師(聖滅二)の「大聖人御筆目錄」の記事を掲ぐることも、一參考であらう。彼の記には、「佐渡御勘氣御書 星下御書也」、「阿彌陀堂法印祈雨御書 初ト中ト一枚程不足」、「種々御振舞御書 整束」と書かれてゐるのである。

(2) 本御書本文の現はれたる現在最古の文獻としての「日蓮聖人御傳土代」

つぎに本御書の御本文と認めらるべきものが、およそ何時頃の文獻から現はれてゐるか。その現存最古のものはいかなる文獻であらうかは、今日すでに本御書の眞蹟が焼失し、僞書論の出でたる場合、當然考へられねばならぬ經過である。

吾等の寡聞をもつてすれば、本御書の御文章を存してゐる現存最古の文獻としては、曆應四年(聖滅六)十年に寂せる富士大石寺の三世日道師の「日蓮聖人御傳土代」の正本を取るべきであらうとおもふ。この書は、すでに題名に土代といへるが如く、聖人の傳記の資料をあつめた稿本と見えて、内容は、編年體でもなければ、記事本末體でもない。即ち、はじめに生處、誕生の時日、清澄登山、建長立宗の次に、文永元年の小松原法難が書かれ、ついで最明寺入道への諫言・安國論の上書・蒙古の來牒の事が挿まり、また還つて伊豆流罪・同赦免の事があり、最明寺の卒法が記され

て、復たび建長立宗以後、正嘉正元文應までの天變地天・文永元年の大彗星・同五年の蒙古來牒が記され、次に宿谷入道への状が出で、文永七年の天變地天・八年の聖人の訴状・極樂寺良觀が行敏を代官としての訴状龍・口の難・聖人の豫言・時輔の亂・勸持品の色讀等、佐渡流罪・同赦免・蒙古來襲・蒙古使の刑死・聖人入滅・即時地震等の順序になつてゐる。頗る素朴なものであるが、それに本御書からの引文がある。その引文の最初のものは、

正嘉元年八月廿三日、イヌキノコクノ大地シンニ、諸經ノ文ヲカンガへ、一卷ノロンヲチウシ、立正安國論トナツク。

當今御宇文應元年庚申、宿屋入道ヲツカヒトシテ、サイミヤウ寺ノ入道ドノニ奉ル。シカリトイヘドモ、シヨウインナキトコロニ、カンモンノゴトク、文永五年ツチノヘタツ、閏正月十八日、大ムコ國ヨリ、日本國ヲセムベキテウ状コレアリ。

御書云、『去文永五年後正月十八日、西戎大ムコ國ヨリセムベシ、日本國ニテウ状ヲワタス。日蓮、去ル文應元年太歲庚申カンガウルガゴトク、立正安國論ニスコシモタガワズフガウシヌ。コノ書ハ白ラクテンノ樂府ニモ越、佛ノ未來記ニモオトラス。末代ノフシギ何ゴトカコレニシカン。』

文應元年カノヘサル七月十六日、立正安國ロンシンランノノチ、イヨ／＼ハウボウノ法師等、成ニ怨嫉。ザンソウザンゲンノ間、ツギノトシ弘長元年カノトリ五月十二日、御トシ四十二ニシテ、イヅノ國イトウノハイル、ソノ國ノ念佛等アダヲナシ、ドクガイヲオモヒ、ドクノキノコヲモチキタツテ、聖人ニ奉ル。聖人コレヲフクシテ、アエテトガナシ。安樂行品云、毒不能害。コレヲオモフベシ。イトウノウラヨリカイジヨウヨリハクハツノオキ

ナ來テ、聖人ニムカヒ奉リ御赦免ハ今年ニテ候ベシト云々。

弘長三年、ミヅノトノイ、二月二十二日赦免畢。

同年十一月二十三日、イノコク、サイミヤウ寺禪門シキヨ。

とある。この『御書云』とは、即ち「御振舞書」である。この外に、五節ほどの文が引用せられてゐる。そして其の他の「御書」は、「報恩抄」「撰時抄」が引かれてゐるのみである。

富士派は上古にあつてはまだ偽書もあまり作らず、御書に對する態度もやゝ嚴密であつたやうだから、本御書を「報恩」「撰時」の兩抄と共に引用したのは、當時において此の書における彼の派の信用の程度がおもはるのである。なほ引用の五節の文については、次の本文批評的考察に譲ることにするが、とにかく之に依れば「御振舞書」の内容は、聖滅六十年より前に、すでに富士門徒の人の間にも知られてゐたことが明かである。

そして前の中山祐師の「本尊聖教録」は、康永三年(聖滅六三)の記だが、その中に列ねられた「大聖人種々御振舞事」「佐渡御勘氣事」「阿彌陀堂加賀法印祈雨事」の三書が、何時の頃に傳寫せられたかは不明であるが、身延を謗法の山として排斥してゐた富士流の人に、滅後六十年より以前に知られてゐたとすれば、身延山に參詣すること生年十七歳よりほとんどの毎年といふ中山日祐師は、それ以前に書寫してゐたに相違ないであらうとは、むしろ妥當の想像であらう。

若し祐師はじめての身延詣での正和三年は、大聖人三十三回忌に當る年で、また祐師の師の日高師は、此年歸寂せられてゐる。ゆゑに祐師によつて本御書の中山への傳寫または眞蹟對照がせられたものと假定すれば、おそくともこの聖人三十三回忌から、身延日進師を聘して、本妙寺の落慶供養法會をしたといふ、聖滅四十五年くらゐまでの間に

爲されたものであるべきであらう。

こゝにおいて本御書の存在は、眞蹟を焼失したる今日においても、確實に聖人滅後六十年乃至四十年前後の頃まで溯り得ることとなる。それより後、聖滅百年の頃から、「御書目録」が成立し来るやうになり、本御書を爲す三章は、その中に編入せられ、更に「目録外」の御書なるものも漸次傳寫せられ、「録内」「録外」の名が定まると共に、聖滅百六七十の頃には、「御書目録」は六老僧の定めとの傳説が一般的に證權となり、「録内」は疑書なし「録外」は眞偽未決少からずとせられ、就中、勝劣派では「本門宗要抄」「授職灌頂抄」等を偽書とし、「録外」は問答の場合に證權として用ひ難しとするに至つたのである。そして「御振舞書」「佐渡御勸氣書」「阿彌陀堂加賀法印祈雨書の如きは、一人としてこれに疑偽の目を爲したるものなく、彼の身延の行學院日朝師の「元祖化導記」や、圓明院日澄師の「日蓮大聖人註畫讚」等は、龍口法難以前から、佐渡赦免までの記事は、ほとんど本御書の文を擧げ、またはそれを擬漢文的に潤飾したに止まるくらゐである。これ聖滅百七十八年までの經過であつた。

聖滅七十九年の延文五年に、富士日代師が、夙く疑書なりとせられた彼の「本門宗要抄」なるものゝ下巻も、また聖人の傳記めいたものではあるが、それは「録外」にも除かれ、文章も全く他の御書とは比較せらるゝ限りのものではない。したがつて聖滅百七十八年代には、中山流の本成日實師の如きを外にすれば、多くは偽書として之を信ぜず、徳川時代にも、稀には信じた人もないことはないが、大抵は否定してゐた。そこで「高祖遺文録」も之を除いたのだが、本御書は、身延に正本の現存したことはあり、また代々の先師も之を疑はなかつたから、眞偽の議論については叙すべきものもない。またその以後の書史的經過は、「録内」御書の傳寫及び出版の經過に同一であるから、今は

これを略することにする。

これを要するに、本御書は、中山祐師の「本尊聖教録」において、大體疑偽の難を容るゝ餘地なき遺文の中にすでに収録せられ、大石道師の「御傳土代」にも引用せられ、宗門最上古の記録に名目内容を示し、近く明治八年までその眞蹟を存し、小川泰堂居士これを實見して、三卷一書の最後の斷定をしたのであり、また六百年間嘗て偽書論をした人もないのであるから、これに對しての疑書論は、十分の用意をもつて爲されねばならぬであらう。

かくの如く、本御書の傳來からいへば、眞書であるべきことが當然なるが如くであるが、しかし明治以前と明治以後とでは、學問上における意識が、全然違つてゐる。實證的の學風は、明治以前の如く推想によつて事物を容易に肯定することが許されなくなつたのである。かつては佛の金口の說法として、佛徒としては、誰も疑義を容れ得なかつた大乘經典は、非佛説として後世に發展したるものとせられ、それらの經典は、本文批評の見地から、さまざまに研究せられつゝある。それと同一意義において、「種々御振舞書」に對し、眞蹟が存在すれば格別、既にそれなしとすれば、古來偽書の目がなかつたといふことは、此の書を眞書とするに就いての何等強き理由とならず、またたとへそれが上古の宗門記録に記載せられてゐたとしても、その時すでに偽造せられてゐたものとすれば、それもまた何の抗議にも役立たないことになる。しかし或る大乘經に、たとへどれだけか人間離れのしたことが書かれてあるとしても、それが全然人間世界にあり得べからざる事ではなく、またその名がすでに阿育王の碑文に、他の疑ふべからざる經典と共に擧げられてゐる居たと假定すれば、これはさう容易に非佛説として排除することは出来ないことになりはせぬか。たとへそれが現在のものをそのまゝ認容しないとしても、さういふ經典のあつたことは疑ふべからざることゝな

り、そして現在のものをどれだけ肯定するかは、本文批評の手に移されねばならないことゝならう。吾等は、今もつとも信憑せらるべき上古の文獻に、名目と本文とを有する「種々御振舞書」は、云はゞさういつた経過に稍類似の位置にあるものと思ふのである。

因みに、眞蹟の存在したりし身延山の記録中に、寂照院日乾師(聖滅三五四寂)の自筆の「靈寶目錄」が現存する。師の筆蹟は大聖人の御筆を習つたものと認められるが、藏寶の遺文の内容をその巧筆で記してゐる。即ち「種々御振舞御書」の下には、『去文永五年後正月十八日、西戎大蒙古國〇まかりいでぬ。已上十九紙整束セリ。何モ御筆ハ前後ノ紙ニカ、レリ』。「阿彌陀堂法印祈雨事」の下には、『初不足、て密教などをそしる……法花經をなげすてよとかける法然等、七紙處々文字損失、此次一紙不足。のひどたるなり死ときは〇申入をばものしらぬ者とをばすへし。建治二年丙子三月日、三紙、合十紙也。此次御名判、當處、等有之切拔ケリ』。「佐渡御勘氣御書」の下には、『廿一紙整足』と書かれてゐる。眞蹟を失つた今は、大なる参考物であらう。

かくの如き乾師の記録は、鑑識あり良心あるものが、偽筆に對しては書き得ぬことでないかと、吾等はおもふ。

二、本文批評的考察

そこで日蓮聖人の遺文に對する本文批評的考察については、吾等は前卷の「眞蹟の價値を論じて遺文眞偽の判定に及ぶ」の一節において、「遺文眞偽の判定標準」を説き、「遺文の轉化と疑偽書の起因」に、左の諸項目を列舉した。即ち傳寫中の轉訛に八種の事情、疑偽書の混在と成立に三種の原因ありとしたのである。

遺文の轉訛に
おける八種の
事緣

- (一) 眞蹟文字に假名多きものは、讀み易からずとして漢字を宛てしよりの轉化。
- (二) 眞蹟文字の誤讀より生ぜし誤謬、及び展轉傳寫中の誤謬の増多。
- (三) 眞蹟文字を脱漏して轉寫せるより生ぜる誤謬、及び展轉傳寫中の誤謬の増多。
- (四) 眞蹟文字の時代的誤謬、及び偶然的錯誤を訂正する意圖よりの轉化。
- (五) 傳寫者が了解し難き文字言語を、自己の推斷により假りに改竄せしよりの轉化。
- (六) 原文の語調辭句よりも、更に適切又は巧妙ならしめむとして改竄せるよりの轉化。
- (七) 何等かの意圖より原文の或る文句を、故意に削除し改竄したるよりの轉化。
- (八) 何等かの意圖より原文の或る文句を、故意に添加し改竄したるよりの轉化。

疑偽書の
三因

- (一) 叡山の相承書、または相承書の傳寫が、聖人の遺文と誤り傳へられしもの。
- (二) 正確なる聖人の遺文の諸所を補綴し、これに文言を添加して何等かの目的に供したるもの。
- (三) 遺文の文語に擬して一篇を造り、或る種の目的に供せんとしたるもの。

若しも本御書をもつて偽書と斷定せんとするには、疑偽書の三因中、もちろん第一のものでない。さらばとて彼の「波木井書」の如く、第二のものとする事も出来ない。とすると、第三の部類に屬せしめねばならぬ。嘗て遺文と唱へられたものゝ中、本御書の如く、聖人の自叙傳に類するものは、たゞ彼の「本門宗要抄」下卷があるのみである。しかし彼の書の如きものと、此の書とを同日に論じやうとするものがあれば、それは文章眼だけでも、最早學的論議を爲す資格のないものとせられても、異議を挿むことは出来まい。すると本書は、これを偽書とすれば、全く他に類

例のない最も巧妙なる手腕による偽書、といふことに歸着せねばならぬ。

そこで吾等は、便宜上、この本文批評的考察の中から、本書の文章そのものについての考察と、本書にあらはれたる記事の中で、到底偽作物としては爲し能はぬほどの、史實的要素あることについての考察と、本書の全般に流れつつある思想そのものが、聖人の思想及び人格と果して矛盾するところありや否やの考察との、三點を獨立せしめて各一章を立て、本章においては、内容上よりは、境野氏が疑偽の條件として挙げられたる、奇蹟の多いといふ事と、聖人の人格にふさはしからぬ芝居がよりの事が多いといふ事とについて考察を試み、更にまた本書を元來は眞書なるも、所々轉訛の試みられたるものと見る立場より、その轉訛はいくばく程度にいたれるものなりやを考察するために、古寫本における本文比較を試みることにしたのである。

(一) 本御書の奇蹟はすべて絶對的に否定すべきものなりや

ここでまづ境野氏の論點の一たる奇蹟に就いて考察するに、本書における奇蹟と認むべきものは、およそ左の四個條であらう。

- (一) 龍口において、月の如くなる光物飛び來つて、頸を斬り得ざりしといふこと。
- (二) 依智において、月に向つて説法したるに、明星の如くなる大星、梅の枝に落ち懸れりといふこと。
- (三) 塚原問答の後、本間重連に對し、只今軍のあるに何として鎌倉には上らぬぞと、豫言されしこと。
- (四) 阿彌陀堂加賀法印の祈雨に、仔細ぞあらんと言ひも畢らぬに、大風ふき來れりといふこと。

この第一第二のものは、誰でも一往は何だよいかげんな作り話しであらうと感ぜらるゝものである。第一にむかつてはそれゆゑに龍口の助命は奇蹟によつたものではなく、建長寺の道隆大禪師の命乞ひによつたのだなどいふことが、相當の有識者間にも信ぜられ、日蓮のその時の禮狀とて、『文永三年』といふ年號違ひの、『日蓮百拜』などいふ徳川時代の文章になつてゐる偽物が、恥曝らしにも今になほ建長寺が、蟲拂ひに見せ、更に御鄭寧に禮狀だけで足らず、その時に寺に奉納した日蓮筆「法華經」といふものまであり、而かもその文字は足利時代のものであり、持氏の花押まであるから、嘗て辻善之助博士は建長寺に忠告せられたといふ事である。また同じ徳川末期に出來た「大聖日蓮深密傳」などいふものには、日蓮は妙太郎法太郎といふ狐を使つて、月の如き光物や、明星の如くなる大星を見せたものであると、聖人を心靈術者にしてしまつたものすらある。これ等はみな「さやうな事は佛者の常套手段たる愚夫愚婦を信ぜしめる方便に過ぎない」といふ先入見からの獨斷論で、畢竟は傳説または奇蹟記事を沒批判に信ずる獨斷と、同等の價值批判にしか値ひしないものである。眞の學的批判は、否定肯定ともに獨斷を離れて、冷靜に事實の眞相を考察しなければならぬ。何となれば聖人の一生は、若し奇蹟といへば、全體が奇蹟であるからである。試みにこれを擧げやうか。

(一) 聖人は日本の柱をもつて任じた人たることは否定することは出來ぬ。その人が承久四年二月、即ち國體上、未曾有の大内亂のあつた翌年に生れて、その事變に對する疑ひが、その佛教研鑽の重要な一動機となり、また未萌を知るは聖人の一分なりと唱へ、内亂外寇を豫言し、その豫言的中して、弘安の元寇、即ち我が國家における未曾有の大外寇のあつた翌年に入滅せられてゐること。

(2)たとへ「安國論」の豫言は、九箇年の後であるから、その以前入宋僧などに、蒙古の事・宋の困迫・朝鮮の帽服などを傳聞して、これを經文に照合し、かゝる事も有り得べしとの豫想の發表が、たま／＼偶中したものとしてみ、佐渡流罪の時に、内亂外寇近く迫らんとする豫言が、蒙古第三度の國書と、時輔の亂といふ事實となつて、百日百五十日以内に實現してゐること。

(3)また佐渡國において、文永十一年正月、土人が二箇の太陽の並び出づるを見たりといへるに對し、聖人は之を經文に照合して、他國の賊來つて國人喪亂に遭ふ前兆なりと直覺し、その四月八日に平頼綱の問に答へて、『天の御氣色暝り少からず』、蒙古の來寇は、『よも今年を過ごし候はじ』といはれると、まさにその年の過ぎんとする十月十一月になつて入寇し、壹岐對馬を屠られたること。

(4)また聖人が「安國論」を上書せられた文應元年は、蒙古の中統元年で、この年忽必烈は蒙古國皇帝の位に就き、聖人は文永元年の大長星を見て、いよ／＼蒙古來寇の直覺を強くせられたとあるが、此の年に高麗人趙彝が忽必烈に日本征討を獻言し、忽必烈はそれに動かされてその志を起し、遂に翌々年の至元三年をもつて、我が國書を致すにいたつたこと。

(5)これを世法にしては日本の柱たらんと誓願し、これを佛法にしては諸宗いづれか佛の本意たるを知らんと誓願し、その誓願に酬うて立教開宗せらるゝと即座に『遠離於塔寺』の經を読み、此の正法をもつてこの國を安んぜんと上書すると、焼打の難に遭ひ、その難を脱すると却て伊豆に流され、流さるゝと共に海中より顯れし立像釋尊を感得せられ、それと共に『宗教の五綱』を發表し、三類の強敵なくば法華經の行者に非ずと宣言せ

られたる翌々年、小松原法難あつて眉間に疵を被られ、蒙古の來牒に際して公場對決を迫り、良觀との祈雨の勝負に因んで僧聖の瞋恚怨嫉を激し、龍口佐渡の難によつて、勸持品豫識の色讀具備となり、こゝに『宗旨の三秘』を發表して、密かに上行の自覺を示され、在島中の時輔の内亂と、身延入山の年の蒙古の來寇とにより、『安國論』の豫言は具に實現したればとて、『顯立正意抄』を著してこの旨を明にし、また『萬年救護の大曼荼羅』に、自ら『上行菩薩世に出現して始めて之を弘宣す』と顯示せられ、まさに弘安の來寇あらんとする前年には、八幡の炎上に際し、月氏の佛法は東漸し日本の佛法は西漸せんと豫言し、その年の四月には、本門戒壇の法門を示し、一面は門子に蒙古來襲に對して堅く口を閉ぢよと命じ、五月には『衛護大日本國』の本尊を圖顯して、日本國の本因縁を顯し、弘安の大來寇に對し、顯には秋風に僅かの賊船の吹き荒れたるならむと様に、平然として知らざるが如く、その翌年を以て入滅せられたること。

かくの如きは、實に一生をば奇蹟化せられてゐるものである。それは決して、心靈的、催眠術的奇蹟でなく、自然現象及び歴史現象を以て、自己の奇蹟の材料とせられたる、宇宙的自然的歴史的の奇蹟である。大長星や、二日並出の自然的氣象的の現象が奇蹟となり、忽必烈の征服慾や、時輔の叛逆想が奇蹟となり、良觀も頼綱も景信も重時も、みな聖人の奇蹟構成の一分子となつてゐるが如くである。

そこで龍口の事蹟については、別論に詳かなるが如く、奇蹟の如何はとにかく、頸の座にのぞまれたるとは否定することが出来ない。そして虎口を免れたものとすれば、それは何等かの理由がなければならぬ。建長寺道隆の命乞ひなどが、一顧の價値なきことはいふまでもないが、龍口事件に關係あるすべての遺文を總合すると、命乞ひなど

でなく、何等かの事があつて斬り得なかつたことだけは事實と認むべきで、そして光物なるものも、若しこれを氣象的變化とすれば、決して有り得べからざる事とは定らぬから、絶對的にこれを否定する理由はない。たゞそれが聖人の頸を切らんとした時に、偶然さういふ變化が起つたことを怪しむべしとすべきだけである。その意味からいへば、彼の依智の星下りも、またさういふ氣象的變化が絶對無なのではない。それが恰も聖人が月に向つての說法の時に、偶然起つたといふ事實が怪しむべきである。しかしこれを怪しとすれば、彼の二日並出の氣象的變化が、聖人流罪の佐渡國で、その土民のみが見たといふ事も、それによつて聖人が蒙古來寇は今年にありと感したことも、亦怪しむべきことではなければならぬ、だがその事實は不定出來ぬ。又大長星と高麗人趙彝の日本征討の進言が、同年であつたのも怪しむべき事ではなければならぬが、これも否定は出來ぬ。たゞそれが龍口と依智の時は、即時に起つてゐるのが疑ひを容れらるゝ所以である。それは絶對無をいひ難きと同時に、またその部分のみ、或は後人の添加ではないかとの疑ひを容るゝ餘地のないこともない。そこになると、文章そのものゝ問題にうつるべきであらう。

また塚原問答の時の豫言は、九月十二日申時に、平左衛門尉に宣言せられたるが如く、『只今に自界叛逆難とて同士討あるべし』とは、佐渡流罪申渡當初の聖人の直感であり信念であつたが、而も十一月に既に謀叛の者が起つてゐるのであるから、その直感のいよゝ切迫を感じられた時は、塚原における豫言をも爲し得らるゝであらう。でなければ、文永十一年十月の蒙古來を、その四月八日に、『よも今年はすこし候はじ』と豫言することは出來ないであらう。

また加賀法印の祈雨に、『仔細ぞあらん』といはれると、幾くもなく大風吹き來り鎌倉中に大被害を及ぼしたといふ如きも、さういふほどの直感と自信がなければ、彼の良觀の祈雨に際し、『一七日二七日に雨降らば 我れ法華經を

捨てゝおんみの弟子とならん、降らずば良觀房我が弟子となれ』といふやうなことは、言ひ得られないではないか。この兩個の事件も、決して絶對的否定を爲し得る根據はないかとおもはれる。

輕々しい肯定も否定も、ともに先入見と感情に因ることが多いのではなからうか。

(二) いはゆる芝居がゝりの舉動は聖人の事蹟上必ず 否定すべき事なりや

つぎには、彼の八幡社前における諫言が、あまりなる芝居がゝりの如く感ぜられることで、若し演劇的であり脚色的であるといふ點では、げに「御振舞書」は、然かいはるべき十分の理由がある。蒙古初度の來牒、十一通の狀、評定所の直諫、松葉ヶ谷の召捕、少輔房の杖、日本國の柱を倒すの喝破、良觀祈雨の失敗、八幡社頭の諫言、頼綱への訓誡、龍口の頸の座、光物の飛來、刑吏への催促、依智における新歸依者、鎌倉よりの使者、月天への說法、星降りの奇蹟、佐渡流罪、塚原の觀法、諸宗問答、重連への豫言、重連の歸伏、三度の偽御教書、赦免狀到來、第三諫言、加賀法印の祈雨、身延入り。本書の内容をそのまゝ劇としても立派な通し狂言になる。若しその時日をいへば、文永五年正月から、建治元年まで、僅に六年に過ぎぬが、安國論豫言の的中はじめた頃から、自界叛逆、他國侵逼の實現しをはつた時までを含み、聖人活動のもつとも高潮に達したる部分で、宗學的にいへば、一化の正宗分を主として叙述せられたものである。たゞし九月十二日十三日には、それが輻湊してゐる觀がある。ことに「八幡大菩薩よく承はれ」的の記事は、甚しい誇大のやうにも思はれるし、またこの事實は「御振舞書」だけで、他の正確な遺文には見

えないやうであるから、否定してもよいやうであると共に、聖人の性格上、また化導上、かゝる舉動は斷じてない筈だといふ事も、他の傍例から見ても強く言ひ得ないかのやうである。

まづあり得ると考へらるゝ側の一根據は、「諫曉八幡抄」に、八幡を本尊治罰の例によつて責めて居らるゝことだ。聖人はこの書に書かれたくらゐのことを、多くの人間の前で言ひ得られない人ではない。だから平左衛門尉に、「只今日本國の柱撞を倒す」(撰時抄)と喝破せられたあの時の自信と意氣からは、八幡社前において、「八幡大菩薩に最後に申すべき事あり」といはるゝやうな事もあり得やう、それは決して單なる自信を八幡宮に訴へるといふだけでなく、捕吏はじめ、鎌倉中の上下萬人すべてに聞かせしめんがためでもあつたらう。その傍例をいへば、「録内」二十(遺文録)の「光日房御書」に、佐渡國にあつては、高き山に登つて大音聲に、梵天・帝釋・日月・四天を責められたことが、左の如く載つてゐる。

此國ノ習ヒ念佛者ト禪宗律宗眞言宗等ニスカサレヌル故ニ、法華經ヲバ上ニハ尊ブ由ヲフルマヒ心ニハ入レザル故ニ、日蓮法華經ノイミジキ由ヲ申セバ、威音王佛ノ末法ニ不輕菩薩ヲ惡ミシ如クニ、上一人ヨリ下萬民ニ至ルマデ、名ヲモキカジマシテ形ヲ見ン事ハ思ヒヨラズ。サレバ設ヒ失ナクトモ、カクナサルル上ハ赦サレ難シ。マシテ況ンヤ日本國ノ人ノ、父母ヨリモ尊ク日月ヨリモ高ク憑ミ奉ル念佛ヲ無間ノ業トシ、禪宗ヲ天魔ノ所爲ト云ヒ、眞言ハ亡國ノ邪法、念佛者禪宗律僧等ガ寺ヲ燒キ拂ヒ、念佛者ガ頸ヲ刎ラルベシト申ス上へ、故最明寺極樂寺ノ兩入道殿ヲ、阿鼻地獄ニ墮チ給ヒタリト申ス程ノ大禍アル身也。此等ノ大事ヲ上下萬人ニ申シ付ケラレヌル上ハ、設ヒ虚言也トモ此ノ世ニハ浮ビ難シ。何ニ況ヤ是ハ皆朝夕ニ申シ晝夜ニ談ゼシ上へ、平左衛門尉等ノ數百人ノ奉

行人ニ申シ聞セ、イカニ失ニ行ハル、トモ申シヤムマジキ由シタ、カニ申シ聞セヌ。サレバ大海ノ底ノチビキノ石ハ浮ブトモ、天ヨリフル雨ハ地ニヲチズトモ、日蓮ハ鎌倉ヘハ還ルベカラズ。但シ法華經ノ實ニオハシマシ、日月我ヲ捨テ給ハズバ、還リ入テ又父母ノ墓ヲ見ル邊モ有リナント心強ク思ウテ、梵天帝釋日月四天ハイカニ成リ給ヒヌルヤラン。天照大神正八幡宮ハ此ノ國ニオハセヌカ。佛前ノ御起請ハ空シクテ法華經ノ行者ヲバ捨テ給フ歟。若シ此ノ事協ハズバ、日蓮ガ身ノ何ニトモ成ラン事ハ惜カラズ。各現ニ教主釋尊ト多寶如來ト十方ノ諸佛ノ御寶前ニシテ誓願ヲ立テ給シガ、今日蓮ヲ守護セズシテ捨テ給フナラバ、正直捨方便ノ法華經ニ大妄語ヲ加ヘ給ヘル歟。十方三世ノ諸佛ヲ誑シ奉ル御失ハ、提婆達多ガ大妄語ニモ超ヘ瞿迦利尊者ガ虚誑罪ニモ勝タリ。設ヒ大梵天トシテ色界ノ頂ニ居シ、千眼天ト云ハレテ須彌ノ頂ニオハストモ、日蓮ヲ捨テ給フナラバ、阿鼻ノ炎ニハ薪トナリ、無間大城ヲバ出ル期オハセジ。此ノ罪ヲソ、ロシトオボサバ、急ギ急ギ國土ニ驗ヲ出サセ給ヒテ本國ヘ還サセ給ヘト、高き山ニ登リテ大音聲ヲ放チテ叫シカバ、九月十二日ノ御勸氣ニ十一月ニ謀叛ノ者出來ス。返ル年ノ二月十一日ニ日本國ノカタメタルベキ大將共由ナク打チ殺サレヌ。天ノ責ト云フ事明也。此ニヤ驚キケン、弟子共ハ免レヌ。然ドモ日蓮ハ未ダ免レザリシカバ、彌盛ニ天ニ申セシカバ、頭ノ白キ鳥飛來リヌ。彼燕丹太子ノ馬鳥ノ例、日藏上人ノ山鳥頭モ白ク成ニケリ我還ルベキ時ヤキヌラント吟ゼシモ是也、ト申シモアヘズ。文永十一年二月十四日ノ御赦免狀、同三月八日ニ佐渡國ニ付キヌ。(類遺一〇八八 縮遺一四一九)

人が保証し得られるであらうか。そして、それほどの自信は、聖人自身だけでなく、苟くも法華經の行者はひとしくこれを持つてゐるのが正當であるとは、弟子三位房へ訓誡せられたところである（法門可）。弟子にすら訓誡せられた聖人が、末法の日本に否一閻浮提に、唯一人しかない法華經の行者を、國の存亡も世界の明暗も、何もわからない俗衆上慢等が、僭聖道門の兩上慢に煽動せられ、これを頸切らうとする危急の時である。その時に、人間は餘りにわかないから、『諸天晝夜、常爲法故、而衛護之』の責任ある、日月乃至諸神を責めらるゝのは、むしろ聖人にあつては、當然の事であらうか。彼の「諫曉八幡抄」に、

去ル弘長ト、又去ル文永八年九月十二日ニ、日蓮一分ノ失ナクシテ、南無妙法蓮華經ト申ス大科ニ、國主ノ計トシテ、八幡大菩薩ノ御前ニヒキハラセテ、一國ノ謗法ノ者ドモニワラハセ給ヒシハ、豈八幡大菩薩ノ大科ニアラズヤ。

（類遺 三七六）
（縮遺 二〇三一）

眞言師、禪、念佛者等ノ讒奏ニヨツテ、無智ノ國主留難ヲナスニ、之ヲ對治スベキ氏神八幡大菩薩、彼等ノ大科ヲ治セザル故ニ、日蓮、氏神ヲ諫曉スルハ道理ニ背クベキヤ。尼俱律陀ガ樹神ヲ諫ムルニ異ラズ。と、氏神の緩怠を責めた聖人、佐渡にあつて、高き山に登り、大高聲を放つて、日月天等を責めた聖人が、まさに頸切られんとする前、八幡祠前を通過するとしたならば、むしろ堂々とこれを神に告白し、神を責められる方が當然でなからうか。それが芝居がゝりになるからとて、その道理を胸に存しながら黙々たることは、却つて聖人の人格行動として、ふさはしからぬことになりはしないか、と吾等は考ふるのである。

しかしながら、このことも、さういふことはあり得ないことではないといふ消極的支持と、むしろさうあるべきで

あるといふ想像に止まるのであつて、たしかにそれは事實あつたことでなければならぬ、といふ積極的主張を爲すべき文獻的材料は、まだ見當らない。そしてその以後は、前項と共に、文章上の問題にならねばならないであらう。

（三）大石寺日道師の引用文と朝師本と泰堂本との比較

そこで、つぎに本御書の本文の引かれたる現存最古の文獻たる日道師の「御傳土代」と、本御書全體を存する現存最古の寫本たる身延山日朝師本と、「録内」の數本を校訂したる泰堂居士の「遺文録」本との對照を試み、字句の相違を比較して、本問題の一考據とする。

日道師の「御傳土代」の引文は、さきにもその一節を出して置いたが、今、その引用せられたる部分に對し、身延山日朝師の寫本（眞蹟を燒亡したる今日では、せめてこの）と、泰堂居士の「遺文録」本とを併録して、本文批評的考察の材料としやうとおもふ。

先づ前に引用せる一節を示せば、

-大ムコ國ヨリセムベシ(ト)日本國ニテウ狀.....日蓮去文應 (道本)
- 去文永五年後、正月十八日、西戎大蒙古國ヨリ日本國ヲソウベキヨシ牒狀ヲワタス。日蓮去文應 (朝本)
-日蓮去文應 (泰本)
-カンガフルゴトク立正安國論ニ.....フゴウ.....コノ.....白ラクテンノ.....越 (道本)

元年庚申太歲ニ勘タリシ立正安國論今スコシモタガワズ普合シヌ。此書ハ白樂天ガ樂府ニモ超ヘ、
立正安國論ニ勘ルガ如ク……………符……………

(朝本)
(泰本)

佛ノ未來記ニモヲトラズ。末代ノ不思議ナニ事カコレニスギン。
……………オ……………フシギ何ゴト……………シカン。

(道本)
(朝本)
(泰本)

更に「御傳土代」は、文永八年九月十二日の龍口法難及び佐渡流罪を叙して、勸持品の、惡口罵詈、加刀杖、惡世中
比丘、邪智心詔曲、數々見擯出等の經文を擧げたる後、「日蓮聖人三類ノテキラウケ、一乘ノ法ヲヒロメ、經文フガウ
畢」と書ける下に、「御書云」として、つぎの五節の文を出してゐる。

之間、

佛滅後二千二百二十餘年之間、迦葉阿難等、馬鳴龍樹等、南岳天台等、妙樂傳教等ダニモイマダヒ
……………メミヤウリウズ、ナンガク天台、妙樂傳教ダニモ……………未ダ弘

……………タマハザル、……………カン心……………ゲン目……………五時……………ハジメ……………

……………ロメ給ヌ、法華經ノ肝心諸佛ノ眼目タル妙法蓮華經ノ五字、末法ノ始、二閻浮提ニヒロマラセ給ベ
……………メ給ハザル、……………弘マラセ……………

(道本)
(朝本)
(泰本)

キ(ヲ)、日蓮マツシリタリ。和黨……………ツツイテ、カセウリウズニモスグレ、……………

(道本)

キ瑞相ニ、日蓮サキガケンタリ。ワタウドモ二陣三陣ツヅキテ、迦葉阿難ニモ勝グレ、天台傳教ニ

(朝本)

……………先……………若黨共……………ツツイテ、……………勝レ、……………

(泰本)

……………モコヘヨカシ。
……………越……………

(道本)
(朝本)
(泰本)

以上で一節であつて、すぐ文永八年とは續かない筈であるが、「日蓮宗々學全書」本は、すぐつゞけて、左の文を出し
てゐる。道師の正本が果してかやうに連續してゐるものとすれば、本文批評上、これもまた一つの考察點とはなるで
あらうが、今はしばらく道師が節略したものとし、別節として掲げる。

……………御カンキヲカブル。(ナシ)

(道本)

文永八年太歲辛未九月十二日御勘氣ヲカボル。其時ノ御勘氣ノヤウモ常ナラズ。法ニスギテミュ。

(朝本)

……………蒙ル……………様……………過……………見……………

(泰本)

(ナシ)

了行ガ謀反ヲヲコシ、大夫律師ガ世ヲミダサントセシヲ、メシトラレシニモコエタリ。平、左衛門、
……………起……………亂……………召取レシニモ過タリ……………

(道本)
(朝本)
(泰本)

(ナ) 尉大將トシテ、數百人ノ兵者ニ、ドウマルキセテエボウシカケシテ、眼ヲイカシシヲアラウス。
...ヲ大將トシテ、...兵者、ドウ丸著セテ、エボウシカケ、...瞋...アララカニス。
(道本) (朝本) (泰本)

(ナ) 大體事ノ心ヲ案ズルニ、太政入道ノ世ヲトリナガラ、國ヲヤブラントセシニタリ。タダ事トモ
...太政入道臣ナガラ世ヲ取り、國ヲ破ラン...ニモ似タリ。只事トモ
(道本) (朝本) (泰本)

(ナ) ミヘズ。日蓮コレヲ見テヲモウヤウ、日ゴロ月ゴロヲモヒマウケタリツル事ハコレナリ。サイワイ
見エズ。...是...思 様、日來月來 思 ヒ儲タリツル事 是 也。幸...
(道本) (朝本) (泰本)

(ナ) ナルカナ、法華經ノタメニ身ヲステン事ヨ。クサキカウベヲハナタレバ、沙ニ金ヲカヘ、石ニ珠ヲ
...哉、...捨...。臭 キ頭 ヲ刎ラレタラバ、...替へ、...玉ヲ
(道本) (朝本) (泰本)

(ナ) アキナヘルガゴトシ。サテ平、左衛門尉ガ一ノ郎從少輔房ト申者、ハシリヨリテ、日蓮ガ懷 中
シヘイサヘモンノロウジウ小輔ドノト申モノ、ワシリヨツテ...クワイ中
(道本) (朝本)

如...、走り寄テ、日蓮之懷 中 (泰本)

セル法華經ノ第五卷ヲ取出シテ、オモテヲ三度サイナミテ、サンムトウチチラス。又九卷ノ法華
...ノマキヲトリイダシテ、...三トサイナミ、...シ、又九ノマキノ
(道本) (朝本) (泰本)

經ヲ兵者ドモ打チラシテ、アルイハ足ニフミ、アルイハ身ニマトヒ、アルイハイタジキタ、ミ等
...モツハモノウチ...ヒハアシ...アルヒハ...板ジキタ、ミ
(道本) (朝本) (泰本)

二・三間、ニチラサヌトコロモナシ。大音聲ヲモツテ(ナ) シ) 家ノ二三間ニチラサヌ所モナシ。日蓮大高聲ヲ放テ申。アラオモシロヤ、平、左衛門尉ガモノ
...散...面白ヤ、...物
(道本) (朝本) (泰本)

(ナ) ニクルウヲ見ヨ、トノバラ。但今日本國ノ柱ヲタラス(下略) シ) タダイマ日本國ノ柱タウル。云々
ニ 狂 ヲ...殿 原...倒 (下略)
(朝本) (泰本)

更にまた「御傳士代」は、別行として左の文を出してゐる。

.....ムサシドノノ御リヤウニテ、(ナ シ)、クビヲキラ、ンタメニ、カマクラライ ツ。
十二日ノ夜、武藏守殿ノアヅカリニテ、夜半ニ及、頸ヲ切レンガタメニ、鎌倉ヲイデシニ。
.....ランアヅカリニテ、.....及デ、.....切 ン ト ス。.....出シニ、
(道本)
(朝本)
(泰本)

「種々御振舞御書」にあつては、この下に八幡への社頭諫言があるのだが、道師の引文はそのところはなく、すぐに四條金吾の隨逐の條になつてゐる。この所の「御傳土代」の「宗學全書」本は、別行になつてゐず、中略の何等のしるしもないから、若し道師の正本が、この通りに書かれありとすれば、八幡諫言はもとなかつたものだといふ本文批評も成立し得るものであるが、今しばらく道師が隨宜節略したものととして、こゝには比較する。

.....ザヘモンゼウト申物ウツタエ、クマワウ.....ドウジ.....クビキリ
(道本)

中務三郎左衛門尉ト申者ノモトへ、熊王 ト申童子ヲツカワシタリシカバ、イソギイデヌ。今夜頸切
(朝本)

.....許へ、.....遣.....急ギ出ヌ。.....頸ヲ切
(泰本)

ヘマカル.....アヒダネガヒ.....シヤバ.....ル時ハ.....
(道本)

レニマカルナリ。コノ數年ガ間願ヒツル事コレナリ。此娑婆世界ニシテ、キジトナリシ時ハタカニツ
(朝本)

.....也。此ノ.....シ 事 是 也.....雄.....鷹.....
(泰本)

.....。ネツミ.....ル 時 ハ.....コロサレ、アルヒハ.....ウシナウ.....ミジンヨリモオオ
(道本)

カマレ。ネズミトナリシ時ハネコニクラワレ。或ハ 妻ニ子ニカクキニ、身ヲ失シ事大地微塵ヨリ多
(朝本)

.....。鼠.....猫.....噉 ハ レ。或ハ妻子ノ敵ニ身ヲ捨所領ニ命ヲ失シ事大地微塵ヨリ多
(泰本)

ク、.....一ドモウシナウ事ナシ。サレバ.....ヒンダウ.....心タラズ、.....
(道本)

シ。法華經ノ御タメニハ一度モ失フコトナシ。サレバ日蓮貧道ノ身ト生テ、父母ノ孝養心ニタラズ、國
(朝本)

.....爲.....事.....
(泰本)

國ノ恩可 レ 報.....。コンドクビラ.....、ソノ.....ソノ.....フ、.....ダンナ.....
(道本)

ノ恩ヲ報ズベキ力ナシ。今度頸ヲ法華經ニ奉テ、其功德ヲ父母ニ回向セン。其アマリヲバ弟子檀那等
(朝本)

.....シ.....餘.....
(泰本)

.....可レ省.....サヘモンノゼウ.....エ
(道本)

ニハブクベシト申セシ事コレナリト申セシカバ、左衛門尉兄弟四人馬ノ口ニトリツキテ、コシゴヘ
(朝本)

.....是 也.....取付キ、腰 越
(泰本)

.....コ、.....アラ.....オモフトコロニ、.....ノゴトクツワ物.....メ.....グ.....リ
(道本)

タツノ口ニユキヌ、此ニテゾ有ズラントヲモウトコロニ、案ニタガハズ兵士ドモウチマハリサワギ
(朝本)

龍口ニ付ヌ、.....アラ.....思シ處ニ、.....ノ如ク兵ドモ打.....テ有
(泰本)

.....タダイマ也トナキシカバ、.....フカクノトノカナ.....
(道本)

シカバ左衛門尉申スヤウ、只今ナリトナク。日蓮申ヤウ、不カクノトノバラカナ。コレホドノ悦ヲバ
様……………也……………泣……………様……………覺……………殿原哉。是程……………

咲……………タガヘルゾ……………エシマノ方……………

ワラヘカシ。イカニヤクソクヲバタガヘラルルゾト申セシ時。江ノシマノカタヨリ月ノゴトクヒカ
笑……………何ニ約束……………違……………鳥……………方……………如クナル光

……………タツミノハウ……………イヌイノ方……………十二日夜ノ……………オモテ

リタル物マリノヤウニテ、辰巳ノカタヨリ戌亥ノカタヘヒカリワタル。十二日夜ノアケグレ、人ノ面
物 鞠ノ様……………方……………方……………光リ渡ル……………

……………見ザリシガ、モノノ……………月夜……………人ノオモテミナ見ヘ、(ナ

モミヘザリシガ、物ノヒカリ月ヨノヤウニテ人ノ面モミナミユ。(ナ
……………見エ……………光リ月夜ノ様ニテ人ノ……………皆見ユ。大刀取目クヲミタフレ臥シ……………

……………一丁バカリハセノキテ、アルヒハムマ……………下リテ……………アルヒハムマノ上……………マル物モ

ケウサメテ一町計ハセノキ、或ハ馬ヨリヲリテカシコマリ、或ハ馬上ニテウズクマレルモ
オチ怖レテ一町計馳リ……………下……………畏リ……………馬ノ上……………マル者モ

……………(ナ

アリ。日蓮申ヤウ。イカニトノバラカ、ル大ニ禍ナル召人ニハトヲノクゾ。近打^クコレヤ打^チコレヤト。

……………ス様。何ニ殿原……………大禍アル召人ヲバ遠ク……………寄ヤ……………寄ヤト。

……………(ナ

タカダカトヨバワレドモイソギヨル人モナシ。サテヨアケバイカニ。イカニ頸切ベクバイソギ切ルベ

高高ト喚レドモ急ギ寄……………夜モ明シカバ……………急デ切ベ

……………(ナ

シ。夜明ケナバミグルシカリナントススメシカドモ。トカクノヘンジモナシ。ハルカ計リアリテ云ク。

……………見苦……………兎角……………返事……………遙……………有テ云フ様ハ

相模ノ……………云所ニ入ラセ……………(ナ

サガミノエチト申スコトロヘ入セ給ヘト申ス。此ハ道知ル者ナシ。サキウチスベシト申セドモ。ウツ

相模ノ依智ト云所……………是……………先打……………打

……………(ナ

人モナカリシカバ、サテヤスラウホドニ、或ル兵士ノ云ク。ソレコソノ道ニテ候ヘト申セシカバ、

……………(朝本)

……………(道本)

……………(朝本)

……………(泰本)

.....フ程ニ。.....其レ.....其趣ニ.....

(泰本)

馬ニマカセテ行、ムマノ時バカリニエチト申ニ行付ヌ。ホンマノ.....ザヘモンノ家ニ

道ニマカセテユク、午ノ時計ニエチト申トコロヘユキツキタリシカバ、本間ノ六郎左衛門ガイヘニ

道ニ任.....行ク程ニ、午ノ時計リニ依智ト申ス所ヘ行キ.....之家.....

(朝本)

入

(道本)

入リヌ。

(朝本)

.....

(泰本)

以上の中泰堂本はしばらく措き、道師本と朝師本とを比べても、非常な相違である。奇蹟のところ、
「かゝる大に禍なる召人にはとをのくぞ」の處も、「夜明なはみぐるしかりなん」の處も、「此は道知る者なし、先打すべし」といふ處も、道師本にはすべてないことになつてゐる。そこで朝師本よりは、年代上少くも百年前にある道師本をば、「御振舞書」の原形に近いものと考へてよいかとおもふと、さう簡單には考へられない。何となれば、道師本の次に、「撰時抄」を引用せる處の一部を、現存の眞蹟のものに對比すると、やはり左のやうに相違してゐる。

第三.....文永十一年.....、平サヘモンノゼウニカタテ云、ワウ地ニウマレナバ、身ハシタガヒテタテマツル..... (道本)

第三去年.....文永十一年.....四月八日、左衛門尉語云、王地ニ生タレバ、身ラバ隨ラレタテマツルヤウナリ (御眞蹟)

.....心ヲバシタガヒ.....ムケン地ゴク、.....天マノ所謂.....ウタガヒ.....コト (道本)

トモ、心ハ隨ラレタテマツルベカラズ、念佛ノ無間獄、禪ノ天魔ノ所爲ナル事ハ疑ナシ。殊 (御眞蹟)

.....コノ國ノ.....ニテ候.....シンゴン師ニオホセツケベ (道本)

眞言宗ガ此國土ノ大ナルワザワヒニテハ候ナリ。大蒙古ヲ調伏セン事、眞言師ニハ仰付ラルベ (御眞蹟)

.....モシオホセツケラバ、(ナシ)イソイデ..... (道本)

カラズ。若大事ヲ眞言師調伏スルナラバ、イヨイソイデ此國ホロブベシ。 (御眞蹟)

これによると、道師本は、傳寫といふよりも、むしろ暗誦の轉化でないかとすらおもはれるほど、眞蹟との相違がある。そして「御振舞書」の道師本と朝師本との相違は、この眞蹟と道師本との相違に類してゐる事實によつて、吾等は却て、朝師本の信用を回復せんと欲するものである。さらに本御書の依智の條を對比すると、

.....大ニハレテ.....大ニワニイデ..... (道本)

九月十三日ノ夜ナレバ、月大ニハレテアリシニ、夜中ニ大庭ニ立チ出デテ、月ニ向ヒ奉リテ、自我偈少 (朝本)

.....晴レ.....立出..... (泰本)

.....セウレツ.....ソモくイマノ.....ザニツラナリ..... (道本)

少ヨミ奉、諸宗ノ勝劣法華經ノ文アラアラ申テ、抑モ今ノ月天ハ法華經ノ御座ニ列リマシマス名月天 (朝本)

..... (泰本)